戦後職業訓練のカリキュラム基準に関する研究

正誤表

ページ	列	行	器	Œ
1	左	10	基準論研究	基準研究
5	序-	- 1 🔯	補導堤要	職業補導堤要
1 2	右	1.4	一連の通達	一連の行政
1 4	右	2 4	労働基準の	労働基準法の
1 7	左	3 4	ことを予測す	であろうとい
			る事	う予測
1 8	左	2 9	国令を	国会を
2 6	右	3 4	制度になった	制度を確立した
3 6	1 -	- 1 1	表	(別項)
3 7	右	7	(昭和	昭和
3 7	右	8	486頁	486頁)
38	左	2 8	技術開発	技能開発
3 8	左	3 2	指したとたと	指したと
4 0	左	4.2	更に分離する	再度分離する要因
			ように	を
4 4	左	1 5	実践上の	基準上の
4 5	左	3	一慣して	一貫して
4 9	左	1.2	24年度は	24年度が
5 2	左	1-3	基間基準	期間基準
5 3	左	2 2	失業者を	失業者等を
5 5	左	1 3	対称者は	対象者は
5 9		2 4	単位制訓練	緊急職業訓練
		2 4	53年1月	52年9月
			26日	3 0 H
		2 4	短縮又は	1年を越えて
	.* 	2 5	第14号	第261号
				

ページ	列	行	誤	E
6 2	2 -	- 3図	植目類型より	種目類型別
	2 -	- 3図	(追加)	出典 付属資料
				1-6より作成
6 4	左	7	最底3ヶ月	最低3ヶ月
6 4	右	2 0	一慣して	一貫して
7 2	左	26	訓練時間	訓練期間
101	左	41	いるのである	いるため
			ため	
107	左	13	構創が	構想が
112	左	3	訓練時の	訓練時間の
115	右	11	いるためと	いるため等と
124		3	専修高校	専修学校
1 3 2	(7	E3)	(追加)	() 内の数字は訓
				練期間である。
134	s.	2 6	竹藤細工職	(削除)
	s.	2 6	(編組)	(編組、旧竹籐細
				上職)
136	6.5] - 1年	(追加)	(但、s. 34年
	the state of the s	•		は6月である)
		-		

1-11表 第5期完成カリキュラム基準の訓練期間別訓練科数 (傍点部改正)

	52. 8.31.	6	LC)	159		=	11	۵۱	148	152		•	Q	147	9	151	80	-	1.2	1
	51. 9. 1.	3	w	159	-	-	11	10	148	152		8 pmf	S	146	8	150	20	-	12	-
	51. 3.30.	8	ю	159	-	-	11	ıΩ	148	152		• •	3	146	6	150	00	1	10	
	50. 4. 5.	8	ю	159		7		ıΩ	148	152		•	ď	146	9	150	80	-		
	48. 3. 9.	က	9	61	Ħ		26	4	153	96	н		65	06	65	93	29	-		
	48. 1.30.	8	ю	28	-1		26	4	153	96	-		65	06	65	93	19	-		
	47. 4.11.	က	9	. 4	~		25	4	151	94	_		65	8.7	64	9.6	99			
effice-cap- and beginning to exponent propagation	46. 5. 1.	က	9	51	-		25	4	148	9.1	-		65	84	64	86	99	-		
Andrewson on the Section Control of the Control of	45. 10. 22.	က	9	47		-	25.	ਵਾ	145	88	-		65	80	64	82	99			
	45. 4. 1.	က	9	46		-	25.	4	144	98	pur .	-	99	6.2	64	80	99			
Construction with the second beautiful and the second seco	昭和 44.10.1.	က	9	. 24	7		24.	4	141	85			63	78	62	62	64			
Congress of company of the conference of	訓練期間	2月	3 A	6 A	7月	9 H	1年	6 A	1年	6 A	7	·町	1年	2年	3年	1年	2#	34	2年	3年
	業	ğ	整 辩	₩	\$		ŧ	-	专数	7	= ==	藻			尾		= S	X	特別商	数師会
	養類	#	1 T	年 章	果果	磊:	¥				*		展		K		数			

36

366.19 570 2

> 戦後職業訓練の カリキュラム基準に関する研究

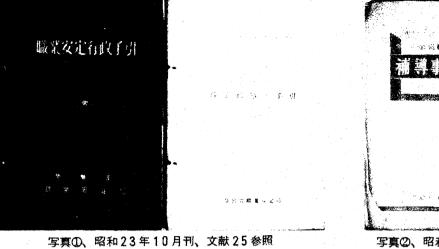
> > 名古屋大学図書



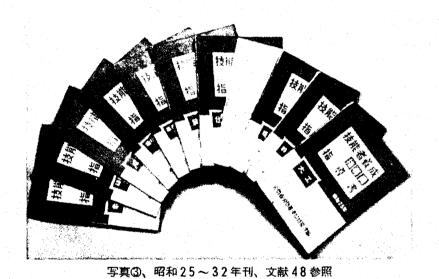
11416139

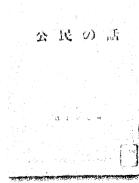
報告者 田 中 萬 年

カリキュラム基準関連資料

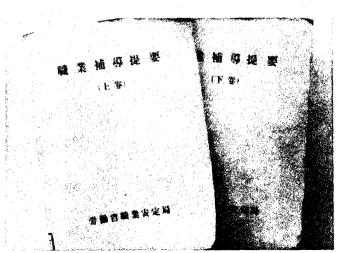


写真②、昭和24年10月刊、 文献37参照

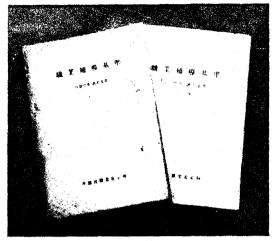




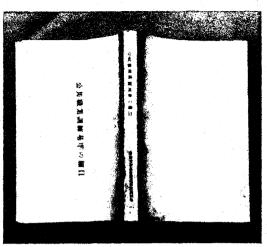
写真①、昭和23年7月刊、 文献24参照



写真⑤、昭和27年9月刊、文献28参照



写真の、昭和31年頃の刊、文献31参照



写真の、昭和34年頃の刊、文献35参照

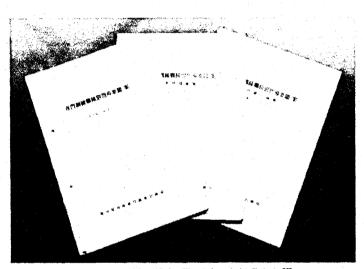
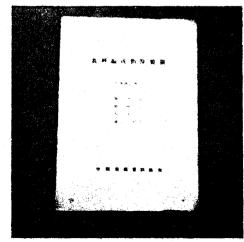


写真8、昭和40年頃の刊、文献51参照



写真の、昭和40年頃の刊、文献56参照



写真の、昭和42年頃の刊、 文献39参照

次

目

序		章	7	本矿	究	Ø	方	法	視.	点		• • •	٠	• • •	*.*		•••		•••	• • •	• • •		• • • •	•••		. • •	• • • •	• • • •	****	•••	.1
			1.	聯	業	訓	練	基	準	論	Ø	現	実		• • •			• •	***	• • •	• • •	• • •	• • • •	** * *				• • • •		•••	1
			2.	本	研	究	Ø	主	題				٠٠,٠	٠.,	•••		•••			• • •)		•••	• • •				• • • •			•••	2
			3.	本	研	究	の	枠	組		· · ·		• • •			· · ·	•••		** 5		•••			• • • •	•					• • •	3
第	1	章	. ;	カリ	丰	1	ラ	Д	基	進	行	政	の の	時	H	区	分			• • • •		• • •		• • • •					••••		12
	第	1	節																												12
		2																													19
		3																													3.8
	243	Ü	All	25	1 ~SC	MES.	ъ	गर	201		_	_	•	_	ĺ		cita		•												- 0
90	9	舒					=		H.	淮	m	Æ,	釶	ate.	Qr	Δ.	#F														4.5
245																															45
																															60
	邪	2																													
				1.																											62
				2.																									****		6 7
				3.																									****		73
	第	3	節	局	人	労	働	者	Ø)	カ	ŋ	丰	3.	ラ	A	基	準		***		• • •	• • •	• • • •		•••		• • • •		••••	• • •	7 6
																															2
第	3	章.																											****		83
	第	1	節	ŧ	有	訓	練	内	容	選	定	Ø	課	題		•••		• • •	• •	•••	• • •	*,**	••••	***				• • • •	****	• • •	83
	第	2	節	老	女科	枠	組	設	定	Ø)	課	題		••		•••	• • •	• • •	••	• • •	• • •	•••		•••	• • • •		• • • •		••••	• • •	93
	第	3	節	a	Ç 準	性	規	定	Ø	課	題				٠.			•••		• • •	•••	•••		•••	• • • •			• • • •	••••	• • • ·	100
補		章		モシ	<i>;</i> 2		n	訓	練	の	検	討	課	題		• •		• • •		• • •	• • •	٠.,		•••	•••		· • • •		••••	•••	105
			1.	4	ヒジ		_	ル	訓	練	0	成	Ż		. ·	•••		•••	•••		•••	•••	• • • •								105
			2.	4	ミジ	_		ル	訓	練	Ø	基	準	<u>.</u>		• • •		*		• • •	· .			•••	•••			•••			110
結		語		今 E	10	ללו	ij	#	_	ラ	A	共	進	Ø	護		i			·:											113
ANI		µ-l							_	•		4 ALB		-	1		•														
			往									•																			115
			,,,,,,		. 2	[FFI	47	445																							116
				考。									•																		119
			Pri)	属于	T	Н	(A			• • •		•••	• • •	• • •	•••	•••	• • •	- • •	•••	• • •	- • •		•••	•		• • • •	• • • •	- • • •		- • •	3

序章本研究の方法視点

1. 職業訓練基準論の現実

職業訓練カリキュラムの基準の在り方は、 職業訓練を論ずる時に極めて重要な論点であ る。なぜなら、そのカリキュラム基準が、

「職業訓練」の内実を規定してしまうという 側面を有するからである。しかし、その重要 性に反し、カリキュラム基準の在り方を論じ た見解は多くないし、大半は職業訓練論の中 に埋没化していると言える。それでは、カリ キュラム基準論研究の視点を明確にする手懸 りを得るためにその多くない基準論の現実を 整理してみよう。

「カリキュラム基準」とは後に述べるように「訓練基準」の部分概念であるが、今日の訓練基準の根拠は、職業訓練法第10条の「養成訓練、向上訓練及び能力再開発訓練の…… 基準については、労働省令で定める。」である。この法律第10条を受けて、職業訓練法施行規則の第4条から第14条までに、各訓練課程の訓練基準が規定されている。森前職業訓練局長は、「このように国が職業訓練基準を定めているのは、次の理由からである。」として、次の3点を挙げている(文献『80』235頁)。

ア 公共職業訓練については、国の総合的な職業訓練制度の一環として行われるものであるため、これらの職業訓練が全国的に統一された水準によって行われることの担保的役割を果たし、さらに、公共職業訓練を受講する者の技能水準の確保を図っている。

イ 民間企業における教育訓練については、本来個々の企業が自らの責任と負担において実施し、技術革新の進展、個々の企業の独自性等に即応した労働者を養成するものであるが、国はこの教育訓練を援助助長するための1つの施策として、職業訓練の基礎的、基本的な型を示すことにより、訓練の目安を示し、訓練水準の

確保を図っている。

ウ 訓練修了者に一定の資格を与えたり、 他の資格との関連付けを行うためには、 一定内容の訓練が実施されている必要が ある。

この森前局長の見解は、「技能水準」あるいは「訓練水準」の確保のために及び、資格付与のために訓練基準を国が定めているとしていると言える。

また、小野前職業訓練局指導課長は次のように述べている(文献『85』16頁~)。

職業訓練には2つの分野があるのでしょ うね。

ひとつは技能検定や他の資格と結びついた比較的弾力化しにくい訓練、もうひとつは資格に結びつけないで、業界や労働者の必要に応じ、大幅に弾力化した訓練。

現在のところ一般的には資格に結びつくのは養成訓練。必要に応じて何んでもできるのが向上訓練ということになるのではないでしょうか。

この小野前課長の見解は、訓練基準の性格 -本論文第3章で述べる基準性-について述 べたものであり、基準弾力化の目安を職業資 格等においたものと言えよう。

更に、佐々木前主任職業訓練指導官は、次の ように述べている(同上16頁)。

訓練基準は、職業訓練を振興させるため に作られたことに留意し、運用していかな ければならないと思っています。(中略)

所詮職業訓練法そのものが助長法なのだから訓練基準をあまり重要に考えることはないと説明しています。……だから必要な時に利用すればよいし、邪魔な時には利用しなければよい。

この佐々木前主任の見解は、訓練基準の運 用について述べたものであり、その訓練基準 の運用こそが存在よりも重要だとしていると 言える。

以上の三者の見解が今日の訓練基準の存在

意義、性格及び運用方法についての代表的な 見解であると言える。しかし、各氏の見解の 中にもいくつかの不明な点あるいは疑問点が ないわけではない。例えば、森氏の見解には、 今日の基準は公共訓練と事業内訓練との経営 主体別の差異はないにもかかわらず、何故に (ア)と(イ)とに分けているのか。 又職業資格付与 のために真に訓練基準は必要となるのか、そ のためには「職業資格の基準」を訓練校のカ リキュラムが満たせばよいのではないかの疑 間が生じるのである。又、小野氏の見解には、 上の森氏の見解の第2の疑問と同時に、「大 幅に弾力化しすることが可能な基準であれば、 当初から弾力化した基準を定めればよいので あり、何故に事前に"拘束的"な基準を定め る必要があるのかの疑問が生まれるのである。 更に、佐々木氏の見解にも、訓練基準とはそ れでは何なのか、との疑問が起きるのである。

しかし、政府が職業訓練に直接的に携ってきた60年の歴史(注 I)を見ても、職業訓練が存在し、運用されてきたところには、そこにはなんらかの「訓練基準」が存在してきたのであり、「訓練基準」のない職業訓練は民間の任意の訓練を除けば皆無であったと言えるのである。基準がない訓練はあり得ない。それでは訓練基準は如何にあるべきであり、今日のそれに内在する課題とは何であろうか。

2. 本研究の主題

本研究は1節に紹介した基準論批判が目的ではない。むしろ、そのように職業訓練の基準論がその歴史に比して充分に理論化され得ていない理由が奈辺にあるかを明らかにすることにある。それは批判を恐れずに言えば、職業訓練の中でも訓練基準の実態の解明が最も遅れているからであると言えよう。このことは訓練基準の改革の方向を明示することが困難であることをも意味している。しかし、昭和53年の職業訓練局長は、「今回の改正は職業訓練制度に関するすべての問題の解決の方法を用意しているものとはいえないものであ

る。今回の改正が、"職業訓練に関する抜本的な検討の一里塚"と称されるゆえであり、今後引き続き職業訓練制度に関する基本的な検討が進められることとなろう。(文献『60』 148頁)」と述べ、訓練基準については次のように述べている(同上163頁)

これら(職業訓練の拡大のこと、引用者 注)に対して、従来、法定職業訓練の訓練 基準の弾力化という対処がなされてきた。 訓練基準が職種、技能の変化に対応するよう不断に見直されなければならないものであることはいうまでもない。しかも、訓練 基準の弾力化はそれとは性格を異にするものであり、また、訓練基準の弾力化は極限的には無基準化となり自己撞着に至りかねないものであって、所せん、多様な訓練ニーズのすべてに対応することは不可能であるう。

この岩崎元局長の見解は、訓練基準がもつ 最も根本的なパラドックスの1つを指摘して いると言える。しかし、その「基本的検討」 の視点、視角及び視座についての示唆は明示 されていないのである。それでは、その「基 本的検討しのためにはどのような作業が必要 であろうか。それには何をおいても前述した ように、「訓練基準の実態の解明」が不可決 であろう。その解明は、単に今日の基準の静 的分析では不充分であり、その基準が確立し てきた変遷を含めて動的に分析しなくてはな らないであろう。それは、その過程の分析の 中から、基準に潜在している課題を顕在化さ せ得ると思う。何故なら、その基準の生成、 変化、統廃合の中に"基準論"がかくれてい ると考えるからである。本研究の目的は、か かる認識の下に、戦後の職業訓練のカリキュ ラム基準の変遷を整理する中で、今後、我々 が研究を深めなければならない課題を提起す ることにある。

さて、カリキュラム(Curriculum)の用語は、昭和20年代の半ば以降、我が国では主として「教育課程」と訳されて使用されている。それ以前は「教科課程」又は「学科課程」がその訳語であった。時期による両者の差異は、教育課程が「教科外活動」的な

「訓育しまでを含む概念であるのに対し、教 科課程はそれを含まない。本稿の「カリキュ ラム」の語意は、上記のように区分した時の 旧い訳語の意として以下論じることにする。 また、カリキュラムは、政策立案者、訓練校 の管理者、指導員、あるいは訓練生等の各々 の立場によってその捉え方は必然的に異るも のである。この為、最近のカリキュラム研究 では、カリキュラムを「政策レベル」、「学 校レベル| 「教師レベル」および「牛徒レ ベルトに層化して整理することが一般的にな っている(文献『2』参照)。このような区 分によれば、本研究の対象は「政策レベル」 にある。即ち、職業訓練カリキュラムに関す る政策・行政が分析される。その政策を具体 化したものには法令(法律、省令、告示等)、 通達(通牒) および関議決定等がある。これ らの文書のカリキュラム理論及びそれがもた らすカリキュラムの実態の抽出を本研究は試

本稿で用いている「カリキュラム基準」と は、上記のように、「教科課程」の範囲のカ リキュラムの問題を「政策レベル」に限定し たものという意味である。このようなカリキ ュラム基準の概念に関する用語は、歴史的に 変化をしているが、今日の用語で紹介すれば、 「訓練課程」、「訓練科」、「技能の範囲」、 「訓練期間」、「訓練時間」及び「教料」で あり、換言すれば、職業訓練法施行規則の別 表である「教科等に関する基準」の中の「設 備」を除いた基準と言える。ここで、カリキ ュラム基準の中に訓練科等を入れる理由は、 いわゆる「職業訓練は技能工の訓練である」 とする通説のように、職業訓練全体で捉える と訓練科の存在のしかたが、職業訓練の内容 を規定すると言えるからである。その他、教 科書・教材もカリキュラムに密接に関連する 要素であるが、本研究に於ては必要最少限の 範囲でとり挙げることにしたい。

本稿は「カリキュラム基準」を以上のよう に限定し、戦後より今日までの実態を整理す る。その中から、今日のカリキュラム基準の 改革課題を明らかにできるように思う。

3. 本研究の枠組

本稿は、前記の課題を解明するために3章 及び補章の計4章に分けて論じたい。即ち、 目次にも記しているように、第1章において は、カリキュラム基準の時代区分を設定し、 その時代毎の基準の全体像を明らかにする。 勿論その時代区分が第1章の仮説結論である と言える。そして第2章においては、カリキ ュラム基準を受講者別に解明する。ここでも 第1章の時間軸を応用することは言うまでも ない。第3章においては、カリキュラム基準 に内在している課題を教育訓練の内容選定、 教科・科目の構成方法及び今日的用語の「弾 力化」に代表される基準性の規定の側面から 解明している。それでは先ず、カリキュラム 基準の時代区分に関する仮説枠組を紹介して おきたい。

周知のように、戦後の職業訓練は昭和22 年4月7日公布の労働基準法と、同年11月 30日公布の職業安定法にその法令の誕生を みたのであった。そしてこれらが昭和33年 5月2日公布の職業訓練法により単独法とし て統合制定され、昭和44年7月4日及び昭 和53年5月8日等の改正を経て今日の職業 測練法となっているのである。それでは、こ れらの法律とカリキュラム基準を規定してい る法令等との関係は如何なる変遷を見たので あろうか。それらの法令等の関係を整理する と序-1表のようになる。表のように、訓練 法以前の時期においては、戦前と戦後の法体 系を対比すると、その両者が極めて類似して いることがわかる。即ちこのことは、職業調 練法の成立迄の間、戦後の職業訓練が戦前の それの延長線上にあったことを示している (注2)。

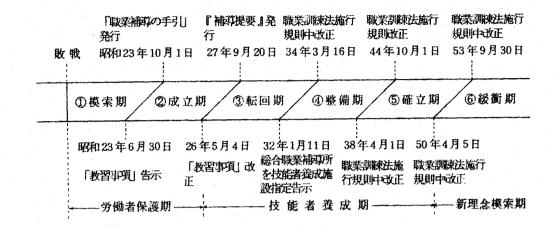
序一1表 カリキユラム基準の法体系とその変遷

34.	Δ 66	戦	前	戦	後・	18 de des estados de
広	令等	事業内	公 共	事 業 内	公 共	職業訓練法
法	律	S.13.4. 国家総動員法	S. 13.4. 職業紹介改正法	S. 22.4. 労働基準法	S . 22.11. 職業安定法	S . 33. 5. 職業訓練法
勅	令	S.14.3 (注1) 工場事業場 技能者養成令				
省	令	S.14.4. 工場事業場 技能者養成令 施行規則	(注 2)	S. 22. 10. 技能者養成 規定		S.33.7以降 職業訓練法 施行規則
告	示			S.23.10.以降 「教習事項」		
		S.14.4.以降 「技能者養成計 画作成要網」	S.15.7.以降 「機械工補導所 補導要網」	S.25.9.以降 「技能者養成 指導員指導型」	S. 22. 2.以降 「補導教程」 の基準等	S.34.4.以降 (注3) 「基準の細目」
通通	牒達					S.45.10.以降 (注3) 「教科編成指 專要領」
						S.45,12.以降 (注4) 「技能照素の 基準の細目」

- (注1) 他に「工場法施行令」(大正5年8月勅第193号)があるが、基準は示さず 認可事項であった。
- (注2)他の体系として「機械工養成所規程」(昭和17年4月商工省令第37号)が あった。
- (注3) いずれも公共訓練用である。
- (注4) 高等訓練課程用である。

ところで、昭和33年に成立した職業訓練 法は、前述の通り昭和44年及び53年の2 回の大改正を経ているが、カリキュラム基準 の法体系は序-1表のままであり変化はない。 しかし、その内容は以下に詳述するように、 大きな改正を幾度となく経てきているのである。それでは、訓練法を含め、戦後のカリキュラム基準の変化の時期をどのように捉えることができるであろうか。その時期区分を図示すれば、序-1図のようになる。図の時期

序一1図 カリキュラム基準の時代区分



区分は、前述したように、本研究を進める為 に仮説的に定めたものである。図のように、 戦後の職業訓練の変遷は、大きく3期に分け ることができる。即ち第1期は、初期の職業 安定法・労働基準法下で労働者(求職者を含 to) あるいは訓練牛の保護・権利保障をめざ した時期である。第2は、戦後の生産活動が 再び活発化する下で、公共、事業内訓練とも 技能者養成を第一義的に重視した時期である。 この時期に昭和33年の職業訓練法の制定と 昭和44年の改正が含まれるのである。そし て第3は、オイルショック以後の世界的不況 下で、新しい職業訓練の理念を追求している 今日である。戦後の職業訓練の流れをこのよ うに捉えてみると、更にカリキュラム基準の 時期は図のように細かく6期に分けることが 可能である。図中の年月のように、カリキュ ラム基準の時期区分は、前述の訓練関係法の 変遷とは必ずしも一致しないのである。その 関係は、制度が内容を規定する時もあれば、 **逆に内容が制度の体制を準備する事もあり、** 行論で明らかにするように両者は相対的と言 える。以上の時期区分を前提として、各時期 の当初に、教科目の時間配分を含めてカリキ ュラム基準が完成した職種・訓練科数を、訓 練期間別に整理すると、序-2表のようにな る。表にみるように、カリキュラム基準の制 度は、昭和44年の改正訓練法下で経営主体

序一2表 各時期別完成カリキュラム基準の訓練期間利職種・訓練科数(注1)

経営主体	訓練期間	第2期	第3期	第	4期	種類	課	醒	期間	第5期	角	96期
	2月~1年		4 1	定	1.5	能	н	敝	2月	3	a	3
	3月~1年	•		定時制	14	カー	Į.	築	3月	6	転	5
	1月		2	107		再		<u></u>	6月	46	職	159
公	5 月		. 1	基		開発		英	7月	1	訓	
A	6.月	4	9	礎	15	訓	ł	M	9月		練	1
	7月		1			練	*	東	1年	25	<i>1</i> 634	11
	9月		3	訓			専	1	6月	4	Q	±2)
	10月		3	練			修	類	1年	141		-
	1月		17		70	養	訓	2	6月	86		
共						154	練	類	1年	63		
75				専					6月			5
				門		成	髙	1	1年	-	普	3
				訓				類	2年	78		147
	2年			練	26		等		3年	62	通	6
事	2年	·			24	訓	訓	2	6月		訓	2
業	3年	8	114	1	6.1			-	1年	79		151
内	4年	4	6			練	練	類	2年	64	練	8
						ASK.			3年			1
									2年		専	12
									3年		門	1

(注1) 各時期の当初の職種数である。

(注2) 暫定的継続実施が認められている。

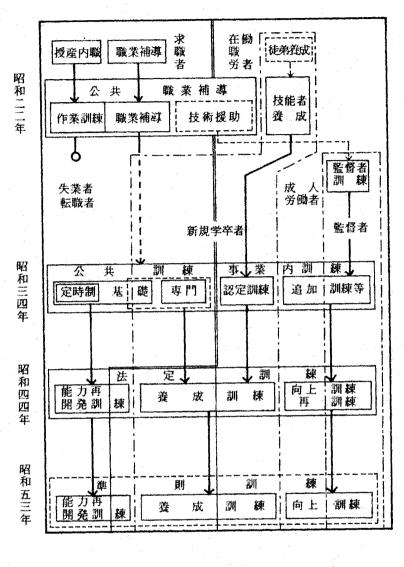
別の統合という大きな変革をなしたと同時に、 カリキュラム基準の完成した訓練科が大幅に 拡大されたと言える。

それでは、戦後のカリキュラム基準を受講者別に概観するときに受講者をどのように分類すればよいだろうか。序-2図はその受講者を転失業者、新規学卒者及び成人労働者の3者に分けた時の訓練の体系の変遷を示したものである。(但し、指導員と障害者については除外した。)図のように今日の受講者代と同じであり、このことは序-2表からも観える。従って、戦後の体系は大きくは3種に見る。従って、戦後の体系は大きくは3種に見ると、図の左側の失業者・転職者を対象とした訓練及び右側の成人労働者を対象とした訓練及び右側の成人労働者を対象とした訓練及び右側の成人労働者を対象とした訓練及び右側の成人労働者を対象とした訓練及び右側の成人労働者を対象とした訓練及び右側の成人労働者を対象とした訓練及び右側の成人労働者を対象とした訓練及び右側の成人労働者を対象とした訓

序-2図 戦後職業訓練体系の訓練受講者別変遷図

練となる。こ のように受講 者別に見ると 在職労働者で 新規学卒者の 訓練、すなわ ち事業内の養 成訓練が戦後 一貫した変遷 をたどってい ることがわか る。また、成 人労働者を対 象とした訓練 は、昭和25 年頃より推進 されてきた監 督者訓練(T. W.1.) を原 型とし、その 後遂次拡大さ れ、今日の向 上訓練に統合 されたのであ る。これらに 対し、公共訓 練の場合は昭 和34年の体 系が成立する 時、又、44 年の制度に再

縄される時の



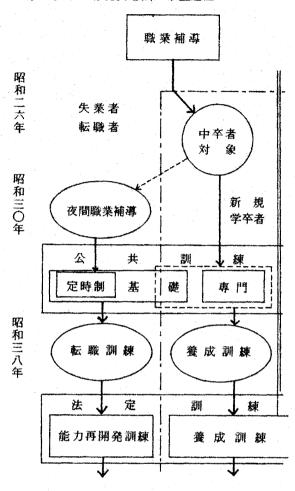
前後において、その変遷が分りにくいと言える。その時期は序-1図で言えば技能者養成期に相当し、その転回期、整備期及び確立期における体系が少しづつ変化していることを窺わせるのである。周知のように、公共訓練は転失業者を対象として誕生したのであったが、それが昭和34年の体系に結びついてある、それが昭和34年の体系に結びついてある。以こと、及びどちらかというとそれは新史学卒者の訓練へ流れているが、このようなの共訓練の変質は何故に起きたのであろうか。その経過をやや詳しく図示したのが序-3図である。即ち、転失業者を対象とした公共職

業補導は、第3期に入り新規中卒者を対象とした技能者養成の訓練に転回したのであった。それは、序-4図のような当時の受講者の実態もあったが、昭和26年に立案された「職業補導の根本方針」により、積極的訓練策を打ち出したのであった。そのため、実質的には養成訓練の観を呈し、訓練期間は長期化すると同時に、機械・金属関係職種が木工系職種に代って拡大されたのであった。このような中卒者対象の訓練の典型が、34年に制定された2年制の「専門訓練」であった。一方、長期化した基準は転失業者にはマッチしたい

ため、再度これらの人々を対象とした 基準が夜間職業補濃として昭和30年 に設けられたのであった。この夜間職 業補導が、34年体系の定時制訓練に 受け継がれたのである。このように、 当初の33年法の訓練は養成訓練を中 心として組織化されたが、その後技能 労働者不足という状況下で転失業者の 訓練も重視されるようになった。この ような中で、最も大きな改革が生じた のが、昭和38年に定時制訓練の職種 を中心として「転職訓練対象職種」を 50職種指定した事であった。この "転職訓練"の文言の使用と併行して "養成訓練"の用語も生れ、これらの 訓練が昭和44年法下の能力再開発訓 練の職業転換訓練課程と養成訓練に受 け継がれたのであった。その養成訓練 は、高校進学率の上昇と伴に次第に中 卒者の減少をきたし、昭和44年法下 で高等学校卒業者を対象とした「第2 類」を設けたのであった。この第2類 は、中卒者を対象にしていた第1類と 目標において差異がないため、高卒者 を対象とした短大レベルの「専門訓練 課程 | を昭和53年法下で設けたので あった。

さて、上のように受講者を分類した時の公 共訓練における受講者別訓練生数の変遷を見 たのが序-4図である。図から、受講者別の 、特徴として次の点を指摘できる。まず転失業 の受講者は、いわゆる失業対策の時期よりも 高度経済下の時期が多く、それは昭和39年 より急増し、その後大きな変動がないと言え る点である。次に新規学卒の受講者は、常に ゆるやかな増減をしているが、昭和33年法 制定時は中心的な位置を占めていたと言える 点である。そして成人労働の受講者は、戦後 初期のT.W.I. 受講者と、昭和50年以降 の大幅な増加に特色を見ることができる。そ して今日、転職訓練の定員は横ばいであり、 養成訓練は漸減傾向を示しているのに比して、 向上訓練の大幅な増加が特色と言える。勿論 これらの定員は訓練期間の要因を除いた年間

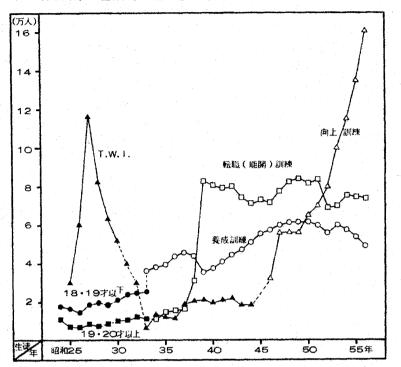
序-3図 公共養成訓練の成立過程



定員であることを考慮しなければならない。 このような受講者あるいはその定員の変化が、 本章の各章で述べるカリキュラム基準に大極 的に関係するのである。

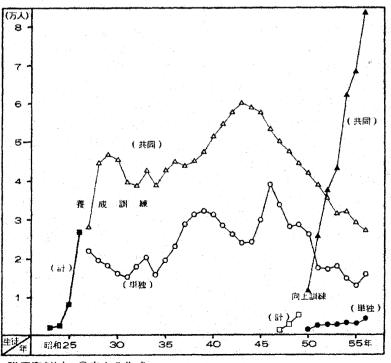
一方、事業内訓練における受講者数を見たのが序-5図である。事業内訓練の場合も公共訓練と同じく、今日の状況は昭和43年または46年をピークとした養成訓練の減少傾向と、向上訓練の拡大が特徴と言える。また、単独訓練、共同訓練別に見れば、常に共同訓練の受講者が単独訓練を上廻っていることが注目される。単独訓練は一般に大企業が多く、共同訓練は中小の企業が共同して訓練団体を組織していることを考えると、この受講者数の差は考察に苦しむ結果と言える。このような、事業内訓練の実施結果は、本章で述べるカリキュラム基準のいわゆる"弾力化"に関

序一4図 公共訓練の種類別実施・計画数



出典 附属資料(1)-⑥表及び(1)-⑧表より作成。 但し、職業補導の24,25年及びT.W.Iの31,32年は推計値。

序一5図 事業内訓練の実施数



出典 附属資料(1)-8)表より作成。

係しているのであろうか。

最後に、第3章で述べるカリキュラム基準 の課題について述べよう。その課題を訓練内 容選定の現実、教科枠組設定の現実及びカリ キュラム基準の基準件の3視点から解明する。 先ず訓練内容をどのような範囲で選定してい ろかを明らかにするために、訓練科を職業分 類と対比してぞの中から訓練科の在り方を見 た。そしてこの訓練科の範囲に関連して、科 の中における専門コース及び科目の内容にお ける選択制の現実を明らかにした。更にこれ らの訓練内容が、同じ訓練科であり訓練期間 の異る訓練課程間においてどのような現実を 呈示しているかを明らかにした。次に教科枠 組の変遷の中から今日のそれが持つ課題を明 らかにした。その課題とは受講者に最も適し た。且つ職業訓練のカリキュラム編成にとっ て有効な教科枠組を模索する手懸りを得るこ とができたと思う。最後に、カリキュラム基 準の基準性の課題を訓練期間、訓練時間及び 教科・科目の3項目について整理して、その 課題を解明した。以上の訓練内容選定、教科 枠組及び基準性の3者は個々独立に成立した のではなく、互に密接な関連を持って今日に 受け継れていることは当然であった。従って 本稿では今日のカリキュラム基準の複雑な課 題の糸口を見い出したに過ぎないかも知れな い。このような基準をめぐる考察は、学校レ ベルのカリキュラム編成の場合に問題にされ る基準性論議とは趣を異にする(文献 [3]) が、職業、即ち人間の労働のあり方と係ると いう意味においてより根源的な問題であると 言えよう。

更に補草では、最近特に推奨されている「モジュール訓練」のカリキュラム上の課題の整理を試みた。即ち、「モジュール訓練」のカリキュラムの捉え方には、従来のカリキュラム理論にはなかった視点が多く取り入れられており、その視点の妥当性を含め、検討すべき課題が多いと考えるからである。

以上のように本研究では時代的分析、受講 者別分析及び課題分析の3つの枠組より戦後 職業訓練のカリキュラム基準を解明してい る。このような研究枠組から明らかなよう に、本研究はカリキュラム基準の歴史的研究 とも言えるが、この研究方法には方法論的な 限界があることを認識しておかなければなら ない。その限界とは、戦後の職業訓練史が未 確定な今日(注3)に、歴史的研究を試みる ことである。このため、本研究で取り挙げる 史資料に遺漏がありうると思われるばかりで なく、是非とも分析しなければならない資料 を数点入手し得ないものもある。そのため、 入手可能な史資料の解釈にも過誤が起りうる リスクがあるということである。今後の研究 を俟らたい。と同時に、本研究はカリキュラム 基準の課題別各論及び職種・訓練科の内容的 各論から批判克服されなければならないと考 えている。本報告がそのような今後の研究の 手懸りになれば幸である。

なお、本研究の経過について触れておきた い。筆者は本研究の必要性を数年前より痛感 し、佐々木輝雄氏と「職業訓練史研究」を進 める中で、資料を収集してきた。折から昭和 56年に、職業訓練研究センターに「職群制 訓練プロジェクト研究」が編成された(リー ダー泉輝考基礎研究部長) が、その作業テー マの1つ「戦後カリキュラム基準史」として 設定され本研究はスタートした。しかし、自 からの非力を顧みずに過大なテーマを設定し たため報告が延びのびとなり、その間筆者が 現在の指導科に転属すること等が重なり、こ のような形で報告書となったのである。当時 訓研センターで種々ご配慮いただいたことに お礼申し上げると伴に、報告が遅れご迷惑を かけたことをお詫び申し上げたい。

最後に、本研究を進め本稿をとりまとめる に当り、実に多くの方々にお世話になったこ とに対しお礼申し上げたい。特に佐々木輝 氏には研究枠組の設定、研究視点の確立に当 り、討論に幾度となくご参加いただき貴重な ご教示をいただいた。また、長谷川淳氏、諸 沢森氏、失越幸穂氏、村中兼村氏、宮崎巖氏、 山崎昌甫氏、森下一期氏には貴重な資料の閲 覧の便宜をいただいた。更に労働省図書館、訓 研センター図書室には文献の復写につき便宜 をいただいた。これらの方々に厚くお礼申し 上げる。

また、本報告書を発行するに当り指導科の 各位にご協力いただいたことに対し、深謝申 し上げる。

1984年1月30日

第1章 カリキュラム基準行政の時代区分

第1節 労働者保護期の カリキュラム基準

第1(模索)期

労働者保護期は更にカリキュラム基準が完成する迄の模索期と、最初のカリキュラム基準が完成し、職種を拡大しつつその基準の理念を転換する迄の成立期との二期に分けることができる。それでは先ず、模索期における公共職業訓練のカリキュラム行政を見てみよう。その敗戦直後の公共訓練の所管課は、戦前の厚生省勤労局が母体であるが、昭和20年10月27日に厚生省官制を一部改正(勅第609号、文献『4』)し、労政局を独立させた際、勤労局に企画課、業務課と同時に新設した補導課であった。その補導課の最初の事務分掌は、分課規程(注4)によると次のようであった。

- 1 職業補事 = 関スル事項
- 2 職業訓練ニ関スル事項
- 3 土建其ノ他日傭労務ノ斡旋充足ニ関ス ル事項
- 4 授産及内職施設ニ関スル事項

上記事務分掌の1と2との相違については不 明であるが、これらの職業補導及び職業訓練 の具体的施策として、先ず施設確立が緊要で あった。その施設の確立のために、翌21年 2月8日、厚生省官制を一部改正(勅第74 号)し、厚生大臣が職業補導所を設置できる ようにしたのであった(第8条ノ二)。その 職業補導所としては、敗戦当時、全国4ヶ所 (東部、中部、近幾、九州) にあった国民動 労訓練所、全国の職業補導所132ヶ所、機 械工養成所(注5)40ヶ所、幹部機械工養 成所9ヶ所、地方勤労訓練所47ヶ所、合計 232ヶ所の内、戦災をまぬがれ使用可能な 施設に改修を加え、主として建築・木工の種 目に切り換えられて再出発したのであった。 それらは昭和21年9月の調査によると、建

築(103)、附属建築(10)、木工 (46)、木船(46)、機械(17)、手 工業(36)、事務(12)、和样裁(5) 計241ヶ所に於て運営されていたのであっ た(文献『37』4-5頁)。

しかし、以上の施設をもってしても、政府 が400~600萬と予想した折からの失業 者に充分対応できないため、政府は、職業補 導所の拡充計画の必要性を常に強調した。即 ち、昭和21年2月15日の「緊急失業対策 要綱 | 閣議決定、同年7月9日「公共事業の 実施に関する件 | 閲議了解、同年3月2日 「緊急就業対策ノ実施ニ関スル件」通達等の 一連の通達である。その重要性についてはG. H.Q.も、「以前の職業や産業から解雇され た労働者が生産計画と一致する新しい仕事の 中で安住できるように、相談や訓練や就職の サービスをするものでなければならない」と 7月29日に勧告したのであった(文献『71』 420頁)。又、全国の都道府県に設置され ていた地方失業対策委員会は、昭和21年9 月10日現在で12地方委員会が答申済であ るが、その内11地方において職業補遵等の 拡充強化を答申していたのであった(文献 『19』、121~131頁)。これらの職 業補導の強化方針を、「積極的失業対策」 に位置づけたのが昭22年6月に職業安定局 が決定した「経済緊急対策」であった(文献 『13』S. 26年、22頁)。これを受け て作成した「職業補導施設拡充計画」では、 短期補導所 (3~6ヶ月) を定員50名で 500ケ所、長期補導所(1年)を定員50 名で500ヶ所、綜合補導所(1年以上)を 定員100~300名で40ヶ所、合計年間 20万人の補導計画を立案したのであった (文献『22』)。この強化方針を受け、 22年度には、戦後最高の434ケ所、530 種目、定員4万人までに職業補導施設は拡充 したのであった。

やがて、職業行政も戦後の新たな体制に合

せて改革されてきた。即ち、昭和22年11 月30日、職業安定法(法第141号)が公 布され、同時に職業紹介法は廃止された。職 業安定法は職業補遵を、職業紹介及び職業指 苺と並べ、3本柱の1つと位置づけており、 第5条で「職業補選とは、特別の知識技能を 要する職業に就こうとする者に対し、その職 業に就くことを容易にさせるために必要な知 識技能を授けることをいう」と定義づけたの であった。更に第2章第5節に職業補導を位 置づけ、「原則」、「設置」、「補助金」、 「基準の制定」、「都道府県知事の行う援助」 及び「施行規程」について条文を規定してい る。その29条で「労働大臣は、公共団体そ の他の者の行う職業補募事業に関し、職業補 導所の規模、補導種目、補導内容及び補導期 間に関し必要な基準を定め」なければならな いとしていた。この規定を受けて、同年12 月29日の職業安定法施行規則(令第12号) はその第20条において、「職業補真に従事 する者(以下指導員という。)は、職業安定 局長の定める資格を有する者でなければなら ない。」等6項目を定め、「前六項に定める ものの外、職業補導に関する基準、その他法 第29条の規定の施行に関し必要な事項は、 職業安定局長がこれを定める。」としていた。 このような法体系を前提として、補導種目 (職種)、補導期間及び補導教程が順次通達 にて指示されていった。これらの別々の基準 を初めてまとめたのが「職業補導の手引」な のである。

ところでこの頃の行政の所管課は、昭和 22年9月1日に前述の厚生省勤労局補導課 を母体にして新設した労働省職業安定局の職 業補導課であった。この職業補導課の分掌は、 分課規程によれば次の通りであった。

- 1 職業補導計画(共同作業施設を含む、 以下同じ。)の樹立及び監督に関する事項
- 2 職業補導計画の実施に関する基準の設 定その他必要な援助に関する事項
- 3 職業補導に関する他の官庁との連絡に 関する事項
- 4 職業補導に関する使用主への技術的援

助に関する事項

このように、先の補導課時代よりも分業が具体化すると同時に、上記3のように連携問題や、4のようにその後のT.W.I.等の向上訓練を実施する根拠規程も新たに加ったのである。

一方、模索期の事業内訓練の根拠法令は、昭和20年10月11日の工場事業場技能者 養成令の廃止(勅第566号)と伴に、工場 法戦時特例施行規則(昭和18年6月16日 令第18号)の廃止(厚生・陸軍・海軍・文 部省令第1号)により復活した工場法施行令 (大正5年8月勅第193号)の徒弟条項で あつた。しかし、同施行令はカリキュラム基 準を規定せず、地方長官の認可事項としてい たのであつた。従って、戦後の事業内訓練に 関するカリキュラム基準が最初に規定される のは、労働基準法に基づく技能者養成規程に おいてである。

この頃の行政の所管課は、労政局管理課で あり、管理課の分掌は分課規程によると、 「1 工場法其他勤労管理法令ノ施行ニ関スル 事項(以下略)、2勤労者ノ教養訓練ニ関ス ル事項(3~5略)」であった。しかしその 行政の主要な内容は、戦災による生産活動の 低迷という状況もあり、戦前の労働慣習の悪 幣を除去することであった。そのために、昭 和21年3月13日に分課規程を改正し、労 政局に労働保護課を新設し、ここで「一般労 働保護並ニ婦人及年少者ノ労働保護ニ関スル 事項工等を分掌し、以後労働保護法の準備を 開始したのであった。労働慣習における悪幣 の廃除はG.H.Q. も指摘するところであり、 昭和21年7月29日の労働諮問委員会最終 報告書は「徒弟制度」の項で、「親方=徒弟 関係は、しばしば児童労働の搾取以外のない ものでもないものへと発展していった。」 「実際の技能が教えられる場合にも、雇用の タイプを考えると、徒弟期間はしばしば異常 に長すぎる。」工場法の「条項は、どの年も 全国の工場の70パーセント以上がこの第 28条の制限内に入らない程度に、適用範囲 が限られている。」「徒弟に対する適切な法 的保護はまったく欠けている」、「した」

て…… 徒弟の適切な訓練を保証する計画 に着手すること、および徒弟に規定された最 短期間内に技能を授けることを保証するのに 必要な措置」をとることを勧告したのであっ た(文献『71』、459-460頁)。労 動諮問委員会は、日本側官僚の援助・提供に よって勧告の基礎資料を得て、勧告を作成し ており(文献『73』203頁)、勧告は日 本政府の意向と矛盾するものではなかった。

そこで労政局長は、7月19日に全国279 の事業主、649の労組に労働保護に関する 質問書を発送すると同時に、労働保護課は 19日に16の労組代表より、20日に16 の事業主代表より労働保護に関して意見を聴 取したのであった。労働保護課はこのような 諸活動を行いつつ、労働保護法である労働基 準法と、基準法に基づく技能者養成規程の準 備を進めたのである(文献『64』及び 『82』)。そして、昭和22年4月7日に 労働基準法が公布される(法第49号)と供 に、戦前の工場法及び工場法施行令は廃止さ れたのであった。

この新たな労働基準法の所掌部局は、昭和 22年5月2日に労政局より独立した労働基 準局であった。この時、「労働者ノ保護ニ関 スル事項しを分掌したのは監督課であり、枝 能者養成に関する独立した所管課が誕生する のは、昭和24年6月30日の技能課の設置 まで待たなければならなかった。この技能課 設置が遅れたことは、前述のように補導課が . 昭和20年10月に設置されていたことと対 照的であり、このことは、G.H.Q.の労働政 策が、「1946~48年にいたるまでは一 貫して労働関係、労働保護、雇用政策、労働 教育、労働行政の順位で重点がおかれていた」 (文献『71』、348頁)にもかかわらず、 日本の労働行政は職業訓練に限定すれば、公 共訓練が事業内訓練よりも行政組織の整備が 敏速だったと言えよう。このことは、当時の 労働保護対策よりも失業対策が最重要課題で あったことを物語るものである。

さて、労働基準法は第7章に「技能者の養 成」を設け、その第69条で「徒弟の弊害の 原除」を定めるとともに、「技能者の養成」

の第70条で「長期の教習を必要とする特定 の技能者を労働の過程において養成するため に必要がある場合においては、その教習方法、 使用者の資格、契約時間、労働時間及び賃金 に関する規程は、命令で定める。 | と規定し たのであった。この規定を受け、昭和22年 10月31日に技能者養成規程が公布された (労働省令第6号)のであった。

以上の経過からも分るように、技能者發成 規程は技能者保護の色彩が強いのは明らかだ と言えよう。その理由は「勿論労働基準法の 精神を具現した」からに外ならない。特にそ の「進歩的」な点として担当者は、「第一に は技能習得者の労働条件を明確化し、合理化 せんとしていることである。従来の徒弟制度 の持つ封建性を払拭するため契約期間、試の 使用期間、賃金、労働時間等のすべてに亘り 労働条件を明確化し、合理化して徒弟労働の 民主化を図らんとしているのである。」(文 献『46』、39頁) と説明している。

以上のように、第1期におけるカリキュラ ム基準は次第に整備され始めたのであるが、 公共訓練、事業内訓練の根拠法である職業安 定法及び労働基準の立法精神は何であったの であろうか。このことを詳しく述べる余裕は ないので法の目的規程の関連事項だけを紹介 すると、公共訓練の場合、昭和22年8月 15日の衆議院労働委員会における職業安定 法に関する政府の提案理由説明(文献『一イ』 1168頁)、昭和23年6月15日の全国 職業安定主管課長会議における労働省職業補 導課長の説明(文献『10』2号7頁)等 事業内訓練の場合、昭和22年3月4日の衆 誠院における労働基準法に関する厚生大臣の 提案理由説明(文献『1一イ』、703頁)、 同17日の委員会における厚生大臣の同法案 の概要説明(同、708頁)、昭和22年 12月9日の「労働基準法中技能者の養成に 関する規程の施行に関する件」労働次官涌達 (発基第53号) (文献『17』第1集、 65頁) 等を挙げることができる。これらの 資料から、その意図を要約すると、戦後の職 業訓練の基本理念は、公共訓練及び事業内訓 練とも、新潟法の精神を具体化しようとした

点は、戦後職業訓練のスタートの位置として 特に注目しておきたい。

第2(成立)期

職業安定法が施行され、その下で公共職業 訓練は次第に体系化されると同時に、その内 容的整備が行なわれてきた。公共訓練の第2 期の始点に定めた「職業補尊の手引」の発行 は、昭和23年10月1日であり、それは 『職業安定行政手引』中の第7部(章)に収 められている(文献『25』)。この手引は、 それまでの通達で発せられていた種々の基準 を初めて綴めた職業補導のマニュアルと言え る。この手引の特徴は加除式となっており、 各章節項目毎に番号を符し、全体をコーディ ングしている点であろう。「職業補導の手引」 の内容を見るとその章立ては、次の通りであ

0001-0099 職業補適事業の方針 0100-0299 補導種目の選定 0300-1299 補導生の選考及びあっ旋 1300-2299 職業補導所における職業補導 2300-3299 職業補導の基準 3300-4299 共同作業施設の作業訓練 4300-4799 工場事業場第2対する技術援助 4800-5799 身体障害者に対する職業補導 5800-6299 補助金及び経理 6300-6799 資材の確保その他の援助

6800-7799 監査及び報告

7800-8799 職業補導事業の宣伝

8800-9399 関係機関施設との連絡

9400-10000その他

この時の「職業補導」とは、「公共職業補導 における職業補導」、「共同作業施設におけ る作業訓練!及び「工場事業場に対する技術」 援助!「の三を包括する」としていた(同1 頁)ように、今日の公共訓練の事業の範囲と は異っていたと言えよう。

この戦後最初に発行された公共訓練用のマ ニュアルの基準については第2章で詳述する が、この手引は前述したように『職業安定行 政手引』中の一部にしか過ぎなかった。この ような形式から、公共職業補導のための独自

施策の1つに過ぎなかったと言えよう。この のマニュアルが発行される迄には、更に1ケ 年が必要であった。それは『補導事務必携』 として、昭和24年10月1日に発行された (文献『37』)。このマニュアルの目次は 次の通りである。

- 1. 職業補導の沿革
- 2. 職業補導の在り方
- 3. 身体障害者の職業補真
- 4. 補導方法要領
- 5. 職業補遵の手引
- 6. 附全国職業補導所便管

上記第5章は、前述の昭和23年の手引を若 干改正した内容であるが、根本的な変更はな い。この中で、カリキュラム基準の完成した 補真種目としては、前手引の4種目に8種目9 科を加え、合計12種目14科を掲載してい る (同74~195頁)。その時間と期間 との関係は1-1表の通りである。表に見る 如く、機械・金属関連の種目が追加されたこ とが分る。又、この時期においては、訓練期 間が同じであっても種目により訓練時間が異 ったまま併存していたのであった。この時間 数の差異は、1日における訓練時間、及び1 月の日数の標準が異っていたことにより生じ ていたのである。

以上の他、『補導事務必携』における、カ リキュラム基準に関して解説的に明記された 次の2点は重要であろう。第1点は「常時入 所制」についてである。即ち、「職業補導の て求職の申込が常時行われる以上、補導生の 入所も、技術的に可能な限り、常時入所でき ることが理想である」としていた(同8-9 頁)。第2点は、「短期間制」についてであ る。即ち、「労働市場における労働の質と種 類に基くアンバランスを短期間に調整するこ とが職業補真に課せられた使命であるから、 この期間が学校教育のように長期であること は許されない。……… これに応ずるように 補導種目とか補導内容、又は補導方法が考察 される所以」であるとしていた(同9頁)。 上記1については、各種目の教程基準の「備 考」にあった「各補導期間」の「各」の解釈 を明確に職業補導の方針として打ち出したも

1-1表 第2期にカリキュラム基準が完成した種目(公共) 年度において相当数の補導所

期間	時間	23年手引種目	24年手引種目
	864	裁縫 { 和裁科	同左
六			機械並びに機械修理
	-		鍛造工
5	ł		鋳造工
	1,050		熔接工(電気熔接科
月			がス熔接科
/3			自動車修理工
			ラジオ工
		木船工)
	1,200	建築工	同左
		木工	.
1年	2, 1 0 0		時計修理工

のと言える。このことを、出雲木工補導所で は「自由入所制」と称して実施していたので ある(文献『10』9号8頁)。上記2は、 「概ね6ヶ月を標準」として「1年迄延長」 を認めていた基準の下で、1-1表に示した 期間が、原則と「短期間制」であることを確 認したものと言える。そしてこの短期間に訓 練可能な職種、カリキュラム及び方法である べきとしたのであり、重要な原則と言えよう。

以上のように、第2期における公共訓練の カリキュラム基準は、「職業補導の手引」及 び『補導事務必携』にまとめられていたが、 後者は前者において示されていた大綱の範囲 を出るものではなかったと言えよう。このこ とは、第2期も第1期に引き続き失業者が氾 濫しインフレの進行という状況下であったこ とと無関係でない。そのため、失業対策とし ての職業補導の拡充策はやはり重要な政策で あったのである。即ち、昭和24年2月16 日の中央職業安定委員会の答申、同3月4日 の閣議決定、同9月9日の失業対策審議会、 同9月12日の中央職業安定審議会の答申等 にそれを見ることができる。

このような状況下で、インフレ収束をめざ して出された3月7日の「ドッジライン」声 明は、職業補導にも大きな影響が押し寄せた。 即ち、3月16日に職業安定局長は、「24

を整理する方針でありこれが 詳細につき近く24年度事業 計画書作成基準において指示 する予定である」と通達した のである(文献 8 12巻 5号34頁)。

しかし、失業情勢は好転せ ず、一方では新制中学校等か らの新規学校卒業者の就職問 題が新たな社会問題となりつ つあった。そのため、昭和 24年3月14日の閣議決定 同9月26日の通達、翌年3 月28日の中央失業対策審議 会の答申等において、新規学 校卒業者の就職確保と同時に、

彼らへの技術教育・職業補導の機会拡大の施 策を建議したのであった。職業補導所への新 規中卒者の入所増大は、既に鳥取県では昭和 23年9月にその可能性を予見しており(文 献『10』6号12頁)、又、静岡県では昭 和24年3月卒業者の内で、卒業と同時に入 所を希望する者が大半を占めたことを報告し ている(同12号2頁)。

このような新規学卒者を含めた失業対策と しての職業補導の方針は、昭和25年6月に 勃発した朝鮮戦争により大きく転換していく のであった。その具体的な方針は、昭和26 年度に立案された「職業補導の根本方針」に まとめられる。その方針とは次のようなもの である。(文献『32』98頁)(注6)。

- (a) 先ず職業補事施設及び設備の総合化が図 られるとともに、少数精鋭主義による準備 態勢が採られた。
- (b) 補導種目の取捨選択が行われて、近代産 業としての機械関連職種が増設されるとと もに、戦後最も多く設定され、かつてその 役割を十分果した建築、木工関係職種が大 巾に削減された。
- (c) 補導期間が再検討され、従来失業救済に 重点がおかれた当時こそ、短期に必要最少 限の技能訓練によって就職せしめ得ればこ と足りたが、産業の要求する高度の技能労

働者を育成する観点から、標準6ヶ月乃至 1年に延長された。

- (d) 補導教程の制定、教科書の編さん改訂を 通じて補導方法が改善されるとともに、公 共職業補護所の所長、指導目の人事刷新に よりその機能が強化された。
- (e) 年令的に技能習得度が早く、かつまた将 来のわが国技能労働力の担い手であるべき 新制中学卒業者が、公共職業補導所への募 集、入所の対象とされ、またそれらの中で も技能訓練の適格性を有することが選考、 入所の要因とされた。

上記a)~(d)については、これまで述べてきた 通り、具体的に新しい内容ではないが、その 位置づけが変更されたと言えるものもある。 しかし、(e)の新制中学校卒業者を公共職業補 **導所への募集、入所の対象としたことは、真** に「根本方針」と言えよう。即ち、中卒者を 対象にした技能者養成の方針が、(a)~(d)の方 針を不可欠とするからである。この中卒者訓 練は、既に鳥取県、静岡県の報告でも指摘さ れ、又、実態的にも附属統計で見る通り相 当数の入所者が推定されることから、行政の 後追い的整備とも言えるが、それが26年度 以降急激に増加する事が認められるので、時 宜にかなった方針だったのであろう。このよ うに、新規中卒者が、公共職業補導所入所者 の大半を占めていたことは、当時の社会保障 が充分に整っていなかったことを物語ると同 時に、その後のカリキュラム基準を必然的に 学校教育に類似した体系に再編成していくこ とを予測する事を容易にするのである。即ち、 業訓練を実施しようとする工場事業場等に対 訓練期間の長期化、入所時期の4月集中、学 科の重視、生活指導の尊重であり、これらを 合せた後期中等教育機関化である。このよう な脈略の中で、第3期に公刊される『職業補 導提要』を提えることができる。

第2期において現れた職業訓練の新たな流 れに、公共訓練の枠組の中で、事業内訓練の 援助として開始された監督者訓練がある。 このことは、産業の振興策が推進されれば、 必ず職長クラスの教育訓練が重視されその組 織化が検討されることと関係する。この事は 戦前にも見られたことであるが、戦後も敗戦

直後の混乱が収まるにつれ各省庁で種々の監 督者訓練が開始された。即ち、通産省のMT P、電々公社のC、C、S、そして労働省の T.W.1、等である。戦後のこれらに共通に 見られることはいずれも欧米の訓練方式を輸 入したものであることであろう。つまりこの ことは日本の職長クラスの教育訓練が戦前十 分に発達しなかったことを意味し、労働省の TWI推進役であり、戦前の東京府幹部機械 工養成所設立の立役者であった小林正夫氏は、 TWIに「終戦まで私達が思いあぐみ、さじ を投げていたことが彼等において見事に解決 され実行されていたこと(に)…… 驚いた」 と述べている次第である(文献『36』53 頁)。

さて、T.W.I. は昭和23年にイギリス の方式が紹介されたのが最初であるが、この 頃は「職場補導」という訳語であった。その 後24年に入って、改めてGHQよりアメリ カの手引を入手し、その 翻訳を試みると同時 に、GHQ担当官による講演講習会を通じて 除々に普及が計られたのである。そこで、そ の訓練体制を整えるために先ず職業安定法を 改正した (昭和24年5月20日法88号) のである。即ち、従来の「工場事業場等が… …… 作業の訓練計画を実施しようとすると きは、これに対し、必要な技術につき、援助 をしなければならない。」とあった第30条 を次のように改正したのであった。

「労働大臣は、労働基準法に規定する技能者 養成を除き、従業員の指導監督に当る者の作 し、技術援助を行うために、特別に訓練され た補導員を置き、必要な資料を作成するもの とする。

労働大臣は、工場事業場等が、労働基準法 に規定する技能者養成を除き、その従業員の労 働力を最も有効に発揮させるために、職長、 指導員等その従業員の指導監督に当る者に対 して、指導監督に必要な知識技能を習得させ るための訓練計画をたて、これを実施しよう とするときは、その要求に応じ、補導員の派 遺、資料の提供等必要な事項について、これ を援助しなければならない。

労働大臣は、前項に規定する技術援助につ 年4月に「職場補導員規程」(訓令第4号) いて、その一部を都道府県知事に行わせるこ とができる。上

以上のようにここの安定法改正は、「作業 の訓練計画しから、「従業員の指導監督に当 る者の作業訓練」へと「技術援助」の質的内 容を大きく転換したのであった。その訓練の 異質性について『職業安定行政手引』は次の ように留意を促していたのである(文献『29』)。

「労賞間の関係

この援助は、監督者の監督能力を向上せし めて事業場従業員の労働力を最も有効に発揮 させるのが目的であるから、これが単に事業 主の利益にのみ用いられることのないよう注 意しなければならない。

TWI方式による監督者訓練は、監督能力 の合理的向上によって明朗且つ安全にして、 能率的な職場を実現するものであって労働強 化をもたらすものではない。

監督者訓練を行う場合はこれらの主旨を徹 底して、常によく労資双方の理解を求め両者 の提携による協力のもとに行うよう努めなけ ればならない。1

『手引』が述べているように、TWIは労 働の合理化に連りかねない側面もあったが、 当時の総同盟の内部事情により、「協力はし ないが反対もしない、いわば黙認の形をとる ことに落ちつ」いたことによって、安定法改 正は混乱せずに国令を通加したというのであ る(文献『81』10頁)。この改正を経て、 · 労働省組織規程中改正 (昭和24年6月、今 第10号)により、職業補導課の分掌事項に 「監督者の訓練に関する援助」を追加し、翌

を公布して、T.W.1、の援助体制を確立し た この訓令は7月の職業安定法施行規則中 改正(令第22号)によってこれに吸収され、 ここに監督者訓練の基礎が確立した。更に、 翌26年5月には、労働省組織規程を改正し (令第16号)、職業補導課から監督者訓練 を分離独立することにより、名実ともに監督 者訓練の組織は確立したのであった。このよ うな組織と体系により、驚異的なT.W.I. の普及が始まったと言える。「一部の企業内 労働組合が、T.W.I. の実施は労働強化に つながるとの理由で、その導入に反対してい ました」が、「職業訓練の近代化、とくに企 業内訓練 (T.W.I.) 方式の導入! (文献 『73』248頁)は、「労働生産性を高め るのに役立った」とGHQ担当官のマッケボ イが言うように(同上271頁)、その普及 が職業訓練の拡大に果した意義は大きいであ ろう。

一方、第2期の事業内訓練の所管課は、昭 和24年7月1日に労働省組織規程を改正し (令第11号)、鉱山課を廃止して設置した 技能課であった。この技能課の設置により、 技能者養成、即ち事業内訓練の発展を期待し たのであった。その技能課の所掌事務は組織 規程によると次の如くである。

- 1. 徒弟の弊害排除に関すること。
- 2. 労働基準法中技能者養成に関する規定の 制定、改廃及び解釈に関すること。
- 3. 技能者の養成に関すること。
- 4. 技能者養成審議会に関すること。
- 5. 技能の向上及び労働能率の増進に関する

1-2表 第2期完成カリキュラム基準の訓練期間別職種数

経 営 主体別			S,23.10.1 「職業補導の手引」)
公 共訓 練	6月 1年		4	1 0 1	
事業内 訓 練	3年 4年	8 4			4 1 6

こと。

このように、技能課の分掌は、技能者養成行 政全般にわたり、この組織確立の後、指導員 の免許制度(昭和24年11月、令31号)、 指導官制度(昭和26年2月、測令1号)等 の整備を行い、昭和26年4月には指定技能 を120職種に拡大し(令8号)、第3期の 教習事項120職種の告示 (第9号) の準備 を進めていたのであった。

以上のように、公共訓練、事業内訓練とも カリキュラム基準の体系は確立してきたので あった。 この第2期にカリキュラム基準が 完成した職種数の変遷をまとめると1-2表 のようになる。そして、戦後の廃墟から再建 された工場が、朝鮮戦争を契機として生産を 活発化すると同時に、次第に重化学工業関係 職種の技能者の要望が高まる下で、手工業又 は木工建築が中心であった公共訓練も、又、 伝統産業が中心であった事業内訓練も、共に 金属・機械関係職種の重視へと転回していき、 次の技能者養成期を迎えるのであった。

第2節 技能者養成期の カリキユラム基準

第3(転回)期

労働省は、昭和27年度職業補導の重点政 策として、補導内容の充実、補導種目の転換、 1-3表 「職業補導の基準」の目次比較 補導期間の延長等を決定した(文献『13』 28年207-210頁)が、これらの政策 を具体的にまとめたマニュアルが『職業補導 提要』(文献『28』)である(以下『提要』 と略す)。本稿ではこの『提要』の発行を、 第3期の始点と定めたのであった。この『提 要』は上下2巻に分れており、上巻は主に職 業補導に関する解説を、下巻には「職業補導 の手引」を踏襲・改訂したカリキュラム基準 を中心に載せている。即ち、その目次は、

第1章 職業補導の歴史

第2章 職業補真の意義とその事業の経営

第3章 管理と監督の仕方

第4章 新しい訓練方法

第5章 身体障害者の職業補導

第6章 補導生の生活保障(以上上巻)

第7章 職業補遵の手引

第8章 職業補導関係法令

第9章 職業補導に関する国際労働会議の 育言及び勧告

第10章 職業補導に関する統計 である。以上のように、『提要』は全体的に 先の『補真事務必携』を改訂したものと言え る。それでは先ず、第7章の「職業補導の手

引」(以下「27年版手引」と略す)を分析 してみよう。

この「27年版手引」の最大の特徴は、従 来、職業補導の3本柱の1つであった「工場 事業場に対する技術援助」を削除しているこ とである。このことは、技術援助の一環とし て普及を推准していた監督者訓練が公共職業 補導から独立したことを意味する。即ち、こ の頃の『職業安定行政手引』は全5巻として 刊行されていた (文献『29』)が、その第 4巻に「第団編職業補導」と並び、「第団編 監督者訓練に関する技術援助」を独立させて 掲載していたことからもそのことを認めるこ **上ができる。その新たに独立した監督者訓練** の詳細については後述することにし、再編さ れた「27年版手引」の分析を続けよう。先 ず「23年版手引」との目次を比較したのが 1-3表である。

「23年版手引」	「27年版手引」
方 針	方 針
職業補導所の規模の基準	規模の店車
定員及び期間の基準	定員及び期間の基準
	技能の標準
教程の基準	教程の基準
指導員の資格基準	指導員の基準
	職員の任用及び訓練
	補導方法
	安全管理

上記のように、カリキュラム基準に関する新 たな規程は「技能の標準」である。その他、 「職員の任用及び訓練」中に新設された「技 術指導担当員」、及び「補導方法」中の一

科・実習の指導方法しも重要な点であるが、 カリキュラム編成論にやや傾斜するため別稿 に譲りたい。また上記目次には顕れないが、 この改正は教程の基準の全面改訂を含めた期 間基準の改訂及び補導種目の転換が行われて いるのである。これらの基準の改正内容につ いては2章以降において分析することとして、 ここでは「技能の標準」について若干分析し てみよう。「技能の標準」の原則は、「職業 補導は産業界の要求する技能程度を明確にし、 これを目標に訓練を実施することによって効 率的な成果が期せられるのである。そのため 各補導種目別に補導技能標準が制定されなけ ればならない。」としていた。技能の目標は、 第2期において建築工だけに設定されていた が、建築工の目標の全面改訂を含め、カリキ ュラム基準の完成した種目全てについて新設 された。その目標設定の方法及び項目数を整 理すると、1-4表、1-5表の如く、極め て多様な実態を示している。この多様性は、 今日の「教科編成指導要領」の「教科標準」 の設定における画一性と極めて対称的である。 このことは、当初の目標設定において、職種 の特徴に合せた方法で目標を設定したものと 窺えるのである。

一方、事業内訓練のカリキュラム基準は、 昭和26年4月の省令改正(令第8号)によ る指定技能職種の120職種への拡大に基き、

同年5月に「左官」が「左官工」になったの を除けば全て同じ名称の120職種の教習事 項を告示 (第9号) したことによりスタート した。この120職種への拡大は、「産業の 再建、貿易の振興ということが我が国の経済 自立体制の確立にとって必要不可欠の要件で ある…… 加之、米国の『後進地域開発援 助計画』の発表並びに具体化等、我が国の内 外の諸情勢は、技能者の養成の強力なる推進 を要求している。…… その結果、従来の 指定技能47技能職種を以てしては、その節 囲が狭ますぎ、又産業の実情に即さない (文献『17』3巻5号21頁) ために迫加

されたのであった。

この昭和26年の改正は職種の拡大と同時 にカリキュラム基準上の大きな変化として、 当初にあった「最低限度を示す」という規定 が削除された点であるが、この点については 第3章で詳述したい。

第3期におけるカリキュラム基準の整備は 以上のように実施されたのであるが、これを 一覧表に整理すると1-6表のようになる。 既に述べたように、第3期のカリキュラム基 準は、朝鮮戦争を境にして、公共訓練、事業 内訓練とも次第に重化学工業関連の技能者の 養成が強化されてきたと言える。この傾向は 昭和26年6月の産業教育法の公布にも見ら れるように、教育制度全般への社会的な要求

1-4表 目標設定次元別補導種目数

区分	目標設定の次元	種目数	代表種目
実専	専門知識、実技とも直接細分化して目標設定	- 8	ラジオ組立
技門	専門知識は直接。実材け科目(内容)別に細分化	2	経理事務
別知	実技は直接、専門知識は科目(内容)別に細分化	14	建築
設識定と	専門知識、実技とも科目(内容)別に細分化	7	電 工
ÆC	専門知識の一部と実技をコース別に目標設定	1	機械
o E	一般的知識、専門知識及び実技別に設定	1	電気機器
分記	内容別に専門知識と実技の目標を設定	1	水産加工
0	技能水準別に専門知識と実技の目標を設定	1	無線通信
類他	全く分類せずに直接細分化して目標設定	1	通 訳

1-5表 目標設定項目数の特殊種目

項目数の特徴	種目名	専門知識項目数	実技項目数
専門知識最大	T I	6 4	2 0
専門知識最小	経理事務	7	10
実技最大	水産加工	6 3	6 9
	_[建築 (6月)	2 6	5
実技最小	木 船	1 0	5
	活版印刷	1 6	5
平均(注)	_	2 3.8	1 8.5

(注) 通訳科は全部で9項目であるが除外

1-6表 第3期完成カリキュラム基準の訓練期間別職種数

経	営	訓	練	5	5.2	6.	5.	4	S.	2	7. 5	28		S	.27	. 9.	20		s	.28	5.	1	(S	3	1年	頃)	(注	E1)	S.33	3. 7. 1
主	体别	期	間	É	自身	3	9	号	告	第	9	号	1	職	業補	ュ	提要	Į J	告	第	8	号	r	黄粱	補	计	基準	ij	令第	16号
			4月													2										1				- 1
-	公	-	5月	1												1													基	
			6月													9									1	8 ((5))	礎	1 4
	共		7月	ŀ												1										1				
			9月					-								3													訓	
	訓	1	0月													3													練	
			1月												1	7									3	4 ((4)	- 3		5 9
	陳		1年	-																								- 1	専訓	
-				Ļ									L			-			_										門練	1 8
1	業内		3年	1	. 1	1	4	1		1	1	5								1	1 8	3							1	1 8
訓	練		4年				6)			. 1	6									(3								6

(注1) カッコ内は夜間職業補導で外数である。但し内容は未見である。

(注2) これは「基礎訓練」修了者が受講の対象になっている(昭和33年7月 5日職発第535号通達)。

であった。しかし、その産業教育法は、学校 対象とすることができる」とし、更に「職業 以外の産業教育・職業教育をその対象から除 外したため、その後職業訓練は職業訓練の独 自性を強調せざるを得なくなった。それまで の学校教育と職業訓練との協調関係は、例え ば昭和23年2月16日の職業安定局長通達 において、「文部省又は厚生省所管の施設に おいて職業補真が行われる場合において、そ の補導種目が労働市場の需要に適合し且つそ の運営が職業安定局長の定める基準に合致す るときは、職業補導施設として補助金交付の

補導所は学校教育法…… 第83条の各種 学校として同法の適用を受けることになって いる」と説明していた(文献『 8 』1巻5 号31頁)。又、昭和23年2月27日の教 育刷新委員会第13回建議によれば、「労働 者のための技能者養成所、見習工教習所、組 合学校等の教育施設に対しても…… 教育 の機会均等の趣旨に基き、単位制クレジット を与える措置を講ずること」と建議していた (文献『67』90頁~)。このように、戦

後初期においては職業訓練と学校教育との関 係は極めて密接であったと言える。しかし、 昭和23年7月28日の「労働者教育に関す る文部省(社会教育局)、労働省(労政局) 了解事項について「通達以降、この通達が技 術教育について全く言及していなかったのに もかかわらず (文献『68』38頁~)、 昭和24年5月の職業安定法中改正(法第 88号)にて「学校における職業教育との重 初を避けなければならない。」と追加し、両 者の間における技術教育に一線が画され、 「相互協力」は特定の範囲に絞られたのであ った。つまり、「相互協力」とは新しい形の 技術教育としてではなく、各々の内実に手を 加えることなく、高校教育機会の拡大及び青 少年の二重学習負担の軽減という「技能連携 制度」に制度化されたのであった(文献『 771)

職業訓練における熟練工的技能者養成は、 公共訓練と事業内訓練の連携としても要請さ れた。それは、昭和29年4月の技能者登成 審議会答申における、「補導内容を……… 『教習事項の基準』に関連付け得るように調 整すること。」とした答申であり、これを受 けて同年6月の技能者養成規程中改正(令第 14号)において、補導所修了生に技能者養 成の教習事項を免除できることを規定したの であった。更に進んで、公共訓練と事業内訓 練の二本立て制度に対する統合要求となって それは強まった。即ち、昭和27年5月の技 ・能者養成審議会答申により、技能者養成に関 する単独法の制定要望に始まり、昭和29年 4月の同審議会の再度にわたる答申、又、昭 和31年9月の日本商工会議所、同年11月 の日本経営者連盟等の経済団体等からの建議 等にそれは表れていた(文献『83』参照)。 このような要望の下で昭和32年1月、既に 昭和28年より設立されていた総合職業補導 所における補導内容を技能者養成規程におけ る数置事項に指定する(告第1号) ことによ り、実質的に公共訓練と事業内訓練のカリキ ュラムの同質性を公けにし、カリキュラム基 準の時期区分は次の第4期を迎えるのである。 同時に、同年同月に職業訓練審議室を設置す

る訓令(第1号)を公布し、この審議室を母 体として職業訓練法が誕生することは周知の 通りである。このような経過より明らかなよ うに、職業訓練法は、社会的要求から見ても、 又、統計図表に見るように実態的要求から見 ても、正に熟練技能者の養成という要望の延 長線上に成立したと言えよう。このことは、 失業対策審議会が昭和30年4月に「新規労 働力のごく一部を固定的な方法による職業補 遊の対象としている現状! (文献『69』 757頁)であると危具を表明していたこと にも裏づけられる。そのため、駐留軍離職者、 石炭鉱離職者等を対象にした夜間職業補導を 昭和29年より開始したのであった。一方、 事業内訓練に対しては、昭和27年9月の技 能者共同養成費補助金交付規程告示 (第20 号) により、昭和28年度より事業内共同訓 練に対する財政的援助制度が確立したのであ るが、何故か昭和29年度をピークとして. その後の技能者養成実施事業所は減少し始め たのであった。

この頃の行政組織を見ると、上述のように 拡大する職業訓練施策の下で、時の行政整理 に関連し、又、T.W.I.の普及が一段落し たこともあり昭和31年8月に監督者訓練課 は廃止され、元の職業補導課に統合されたの であった。労働基準局においても同様に、技 能課は給与課と統合され福利課となり、技能 者養成だけを所掌する主管課はなくなった。 そして、職業補導課は職業訓練法の制定と 時に職業訓練部に昇格し、この中に福利課 であった。更に昭和34年4月には技能 検定課を増設し、「訓練と検定」の体制が確 立したのであった。

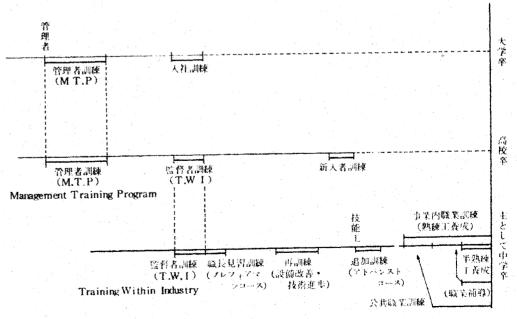
第4(整備)期

これまで公共職業補導と事業内における技能者養成は、各々異った根拠法令に基づき実施されてきたが、両者を統合した職業訓練法が昭和33年5月に公布された。この法律では第2章に公共職業訓練を、第3章に事業内職業訓練を規定したのであった。そして、公

共職業訓練を実施する施設を一般職業訓練所 と総合職業訓練所に分け、前者では「基礎的 な技能に関する職業訓練」を、後者では「専 門的な技能に関する職業訓練」を行うことと し、その実施は「教科、訓練期間、設備その 他の事項に関する労働省令で定める基準に従 って行われなければならない。」(第10条) としていた。同様に事業内職業訓練に関する 基準も、労働省令で定めるとしていた(第 14条)。T.W.I. を含めたこれらの訓練 体系を渋谷職業訓練部長が整理したのが1-1図である。この訓練法は7月に施行されたが、 職業訓練法施行規則(以下「施行規則」と略 す) において、「基礎的な技能に関する職業 訓練の基準」を別表第一に、「専門的な技能 に関する職業訓練の基準」を別表第2に、そ 1. て「事業内職業訓練の基準」を別表第3に 定めることを規定したのであった。その「事 業内職業訓練の基準は、従来の技能者養成規 程に基く教習事項の基準をおおむねとう襲し たもの」(7月1日発職第116号通達、文 献『5』)であるとしていたが、「備考」の改 正を除けば、昭和28年5月の告示内容と全 く同一であった(1-6表参照)。また、 「公共職業訓練の基準」については、従来、 職種により差異のあった基準の枠組みを職種 間で統一した基準を規定したが、「従前の職 業補導基準により既に訓練が実施されている ので、従前の基準によって運用して差支えな い」(7月5日職発第535号通達)として いた。これらの事から明らかなように、訓練 法施行後のカリキュラム基準は、昭和33年 の施行規則に規定された基準よりも、次の昭 和34年の施行規則改正に基く基準がより重 要になるのである。即ち、33年施行規則中 の基準は、従前の基準を「暫定的にこれを定 め、法施行後中央職業訓練審議会の議を経て 本格的職業訓練基準を設定するものとする。」 (5月26日職発第416号通達)としてい たのである。

そこで、「労働省においては、訓練基準の 検討資料とするため、昭和32年5月都道府 県労働基準局、日本経営者団体連盟、日本商 工会議所等を通じ、業界の要望を調査してい

1-1図 職業訓練の体系(部分)



出典 文献、70至45页上9

たのであるが、…… これらの要望を土台に、業界の実情によりそうよう、かつ、訓練内容の充実を期するために、…… 昨年9月2日付労働省発第145号をもって労働大臣から中央職業訓練審議会(会長内田俊一教授)に諮問がなされたのである」(文献『15』1卷3号9頁)。この諮問に対し、中訓審は昭和34年3月4日に「職業訓練の基準に関する答申」を労働大臣宛に答申した(文献『84』743頁~)。この答申は、第4期のカリキュラム基準の体系に極わめて大きな影響を与えているので、その内容を先ず分析して見たい。その答申の内容は前文があり、本文としては

- 1. 職業訓練の目標
- 2. 訓練職種
- 3. 教科科目
- 4. 訓練時間
- 5. 訓練期間
- 6. 設備
- 7. その他
- 8. 法第12条の規定による市町村等の行う 職業訓練の基準

の8章より成っていた。先ず、前文では上述 のように「工業その他の産業に必要とする技 能労働者を養成確保するため」に検討したこ と等を述べている。次に特に本稿に関連して 重要な1~5章を紹介しておく。

1. 職業訓練の目標

職業訓練の基準を定めるにあたっては、 、先ず、職業訓練の種類別に訓練内容を考えるための指針とするとともに各訓練相互の 関連を保持するため、次の如き訓練目標によることが適切であると考える。

- (1) 基礎的な技能に関する公共職業訓練 無技能労働者に雇用価値を付与する程 度の技能及び知識を訓練するとともに産 業人としての自覚を得させる。
- (2) 専門的な技能に関する公共職業訓練 無技能労働者に雇用価値を付与する程 度の技能及び知識を訓練し、更に、技能 労働者として通常従事すべき作業にかか る技能及び知識を訓練するとともに、産 業人としての自覚を得させる。

(3) 夜間その他特別の時期において訓練を 行う公共職業訓練(以下「定時制公共職 拳訓練」という)

無技能労働者に対して雇用価値を付与する程度において、当該職種の中核的作業にかかる技能及び知識を訓練するとともに、産業人としての自覚を得させる。また、雇用労働者として必要な限度における技能及び知識を備えた者に対して、雇用価値を高める程度において当該職種の中核的作業にかかる技能及び知識を訓練するとともに産業人としての自覚を得させる。

(4) 事業内職業訓練

技能労働者として通常従事すべき作業 にかかる技能及び知識を訓練するととも に、産業人としての自覚を得させる。

2. 訓練職種

訓練職種は、公共職業訓練及び事業内職 業訓練を通じ、次の各号に該当するものを 選定すべきである。

- (イ) 技能が主体となるものであること。
- (ロ) 作業に従事させて訓練を行うことのできるものであること。
- (ハ) 技能を習得するのに、関連する知識の 教習を必要とするものであること。 また、職業訓練の種類別方針は次による ことが適切であると考える。
- (1) 基礎的な技能に関する公共職業訓練 原則として、鉱工業、建設業、運輸 通信業等第2次産業における職種であ って、技能の習得に900時間以上の 訓練を必要とするもので、労働市場に おいて需要が多く、かつ、訓練施設の 可能なものであること。

なお、農林水産業第1次及び商業その他のサービス業等第3次産業における 敬種については雇用対策の面から必要な 要な職種について選定すべきである。

(2) 専門的な技能に関する公共職業訓練 原則として第2次産業における職種 であって、技能の習得に3,600時間 の訓練を必要とするもので、労働市場 において需要が多く、かつ、訓練施設 の可能なものであること。

(3) 定時制公共職業訓練

原則として第2次産業における職種であって、技能の習得に300時間以上450時間以内で早期に訓練ができ、労働市場において需要が多く、かつ、訓練施設の可能なものであること。

なお、第1次及び第3次産業における職種については雇用対策の面から必要な職種について選定すべきである。

(4) 事業内職業訓練

原則として第2次産業における職種であって、技能の習得に、3,600時間以上の訓練を必要とするものについて、できるだけ網羅的に選定すべきである。

3. 教科科目

教科科目は次のとおりに大別すべきであ ると考える。

| 学科

- (1) 普通学科
- (2) 専門学科

1 実技

- (1) 基本実習
- (2) 応用実習
- (イ) 普通学科は労働を中心に訓練生の人格 形成に必要とする人文科学的教養に関す るもの、及び専門学科の習得上基礎とな るものとし、その項目は次にかかげるも のが適当と考える。

社会

体 育

数学

物理

化 学 実用外国語

国 語

経営大要

経営大要の内容は、工場組織、職場規律、工程管理、作業管理、資材管理、工具管理、品質管理、原価計算、簿記、労働安全、労働衛生等訓練生が属する工業その他の分野の経済的構造及びその社会的意義を理解させ、また、その分野にお

ける運営や管理に必要な知識を与えるも のとすべきである。

普通学科は、これを設ける趣旨から考えて、公共職業訓練の場合は、右の項目の中から、当該職種に関係深いものについて定め、事業内職業訓練の場合は、体育を含めて最底4項目を事業主に選択させるようにするのが適当である。

- (中) 専門学科は実技の習得に必要な知識を 与え、作業に対する総合的分析的思考能 力を涵養せしめんとするものであるから、 当該職種に必要なものについて定め必ず 教えなければならないこととすべきであ
- (ハ) 実技は基本実習と応用実習に分け、基本実習においては生産作業の基礎となる単純な作業について教え、応用実習においては基本実習において習得した作業の集成総合された実際生産作業において訓練し、段階をふんで組織的系統的に技能を習得させるべきである。

以上の教科科目の内容については、公 共職業訓練の場合は全国的に水準を維持 させるため、これを定める必要があると 考えるが、事業内職業訓練の場合は、企 業の実情に応じ必要とする程度に企業が 定めるべきもので、国が画一的に定める べきものではないと考える。

4. 訓練時間

訓練時間は、1日7時間(土曜日は3時間)、1週38時間、1月4週の算定基礎により年間1,800時間とし、1単位訓練時間は原則として50分とするのが適当である。

公共職業訓練については、教科の科目別に訓練時間の標準を定め、科目の項目別には、地域的事情を勘案して都道府県又は労働福祉事業団に定めさせるのが妥当と考える。事業内職業訓練については、企業の自主性をできるだけ尊重し、企業が要求する程度に応じて定めることのできるよう、年間総訓練時間と学科の訓練時間についてのみ最低基準を定めることが妥当と考える。

教科の科目別訓練時間を定めるにあたっ

ては、職種ごとに、教科の内容および量、 訓練の運営の点等を勘案すべきである。

5. 訓練期間

基礎的な技能に関する公共職業訓練の訓練期間は次のとおりとすることが適当と考える。

- (イ) 訓練に900時間を必要とするものは 6月
- (ロ) 訓練に 1,800時間を必要とするものは 1年

専門的な技能に関する公共職業訓練の訓練期間は2年を適当と考える。

定時制公共職業訓練の訓練期間は次のとおりとすることが適当と考える。

- (イ) 訓練に300時間を必要とするものは 2月以上1年以内
- (ロ) 訓練に450時間を必要とするものは 3月以上1年以内

事業内職業訓練の訓練期間は次のとおりとすることが適当と考える。

- (イ) 訓練に最低 3,6 0 0 時間を必要とする ものは 2 年
- (ロ) 訓練に最低 5,400時間を必要とする ものは 3年

なお訓練期間内に訓練生が所定の訓練を終了することが困難である場合に限り、1年を越えない範囲内で延長することができるとする現行基準は妥当と考える。

以上の答申の内容の特徴を指摘すると、次 の5点が特に重要であろう。その第1点は、 職業訓練を種類別に設定することとし、公共 訓練の3種類と事業内訓練を合せた4種類を 提起したことである。しかし、答申の別添と して出された「訓練職種別職業訓練の基準」 が不明なため、上記の「基礎訓練」と「定時 制公共職業訓練」との関連については分らな い。即ち、昭和3 4年の施行規則改正による 基準では、後者は前者の枠組みの中に制度化 されたのであった。又、公共訓練の場合、い ずれの種類も無技能労働者を対象にしている ことが注目される。従来、公共職業補導は、 一個して「求職者」を対象としてきたのであ り、「無技能労働者」に「求職者」が含まれ るとしても、前文の「技能労働者を養成確保

するため」の方針が表れたものと窺える。更に、定時制訓練の場合は、「雇用労働者」をも対象にしており、これは「訓練の目標」では今日の「向上訓練」をイメージできる説明となっており、職業訓練法で「追加訓練等」が事業内訓練の枠組みに入っていることとの関連が定かでないと言えよう。

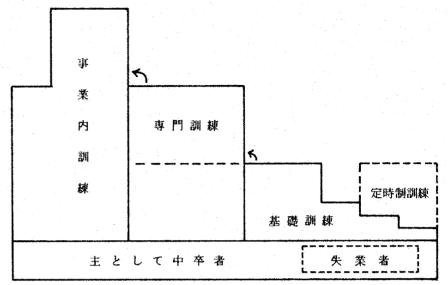
その第2点は、教科目の枠組みを訓練の種類に関係なく統一的に提起したことである。そして、普通学科については社会以下8科目を例示し、公共訓練の場合は職種に関係深いものを定めること、事業内訓練の場合は8科目の中より体育を含めて4科目を選択させることを提起したのであった。このことは、カリキュラム基準の統合化に向けての大きな第1歩であり、昭和44年の基準改正の踏み台になったと言えよう。

その第3点は、上の形式的統合化に反し、 新たに制定した同一の職業訓練法下において もなお、公共訓練と事業内訓練との差異を従 来通り追認した点である。その差異は、上記 2の普通学科目の選択基準、教科目の内容、 及び教科目の訓練時間設定に関する国の場合、 企業間の差異を認めたことは、従来の『技能 者養成指導員指導書』を発行していたこと らも大巾な後退と言える。このことは職業 練の営みの「おおやけ性」に対する問題、中 でも訓練生の訓練修了後の社会的保障を弱め る問題を残すことになったと言えよう。

第4点は、公共の専門訓練については2年制の方針を出したことである。このことは、公共訓練における訓練期間の一層の長期化となり、初めて1年以上の制度になったのである。そして、この2年制の専門訓練は、新規中卒者によって後期中等教育機関の一つと位置づけられたが、高校進学率が高まるにつれ必然的に入所率は減少したのであった。

以上のような基準に関する新たな改訂方針が、ほぼそのまま3月16日の施行規則中改正(令第8号)によって公布されたのであった。ここで初めて、公共・事業内の訓練基準が伴に省令に"格上げ"されて公布されたのである。

1-2図 昭和34年基準の訓練体系 (高さは訓練期間を表わす。)



- (注1) 再訓練及びT.W.I. 訓練等の訓練を除く。
- (注2)昭和33年基準では「専門訓練」は1年であり、主として「基礎 訓練」からの修了生を対象に想定していた。従って、第1年次の 訓練は例外規定である。
- (注3)「専門訓練」が実態として始まるのは昭和35年からである。

この時の訓練種類間の関連を整理すると1-2図のようになる。

求職者のための訓練は先に触れたように、 定時制訓練が従来の夜間職業補導及び駐留軍 離職者に対する補導等を引き継いだのであっ たが、この定時制測練の拡大という方策で進 んできた。 その拡大は、昭和35 年3月の施行規則中改正で、それまで「6ヶ 月」であった職種に22職種を加えた37職 種全てを「6月以上1年以下」の訓練期間にし たことから始まった。この期間の変更は、当該 職種の訓練が「夜間その他特別の時期におい ても実施できるように配意」(文献『15』 2巻4号11頁) した結果であった。このよ うなより長期の定時制訓練は、昭和37年及 び38年にも制定されたが、より重要な制度 は、昭和38年4月の施行規則中改正(令第 8号)である。この改正は、別表1の職種の 中から選んで、いくつかの学科目に丸印を附 し、この科目は受講者の年令職業経験を判断 して消略できるとしたのであった。これと同 時に2-10表に示す「転職訓練対象職種」

を指定したことによって、「転職訓練」のカリキュラム基準が確立したと言えるのである。

ところで、この頃迄の全補導所入所生に占 める「求職者」の中の"練"求職者はどのく らいであろうか。これらの「失業者」等を予 想し得るデータが1-7表である。表のよう に、家族を抱えた求職者、あるいは失業保険 等の手当で生計を立てている補導生は少い。 このことは、失業対策としての職業補基が充 分に機能していなかったことを示すものと言 えよう。そこで失業者に対する訓練の受講機 会を保障するために、失業保険金の受給期間 をより長期に支給可能とする対策等が構じら れた。それは昭和35年3月31日の失業保 険法中改正における1ヶ年迄の「給付日数の 延長」措置であり、昭和38年8月1日の改 正における「技能習得手当」及び「寄宿手当」 の支給であった。しかしこれらの改善は、

"豊かな社会"になる中での保障であり、真にその保障を必要としていた時期よりも大き く遅れたと言わざるを得ない。しかし、前記 のように、昭和38年の基準改正により転離

1-7表 職業補導入所者の生活状況

	·		11		•		
年 度(注1)	調 査 対 象 者 数	生活保護に 生活者(注		失業保 よる生		世帯主(注4)
(昭和)	人数	人数	比率	人数	比率	人数	比率
			(%)		(%)		(%)
24年(上);	6,507	6 9	1.1	213	3. 3	3 4 1	5. 2
25年(下)	16,884	282	1.7	1,0 1 3	6. 0	617	3. 7
26年	2 2, 4 0 7	290	1.3	1,596	7. 1	822	3.7
27年	28,294	279	1.0	2,701	9. 5	1,125	4.0
28年	27,722	4 2 3	1.5	2,497	9. 0	1,178	4.2
29年(注2)	25,815	5 3 8	2.1	2, 2 1 2	8.6	1,067	4. 1
30年	2 8, 6 3 3	484	1.7	1,773	6.2	1,522	5. 3
31年	3 2, 0 1 7	5 0 1	1. 6	1,798	5. 6	1,706	5. 3
3 2 年	3 4, 3 3 1	608	1.8	2,089	6. 1	2, 5 7 3	7. 5
33年	3 4, 4 6 4	606	1.8	2,116	6. 1	2,428	7. 0
3 4 年	3 5, 4 0 6	5 0 7	1.4	2,135	6.0		

- (注1) (上)とは上半期のみ、(下)とは下半期のみの統計である。
- (注2) 29年度より総合職業補導所生及び身体障害者を含む。
- (注3) 29年度より失業保険受給の併給者を含む。
- (注4)29年度より「主たる家計の担当者」となる。

出典文献『9』より作成

職者のためのカリキュラム基準が33年法下 に明確に位置づいたのであった。

その後の詳細は第2章に譲るとして第4期のカリキュラム基準の変遷をまとめると、1-8表のようになる。この表で、施行規則の別表の全面改正は、34年を第1回とすれば、37年が2回目、雇用対策法施行後の42年が3回目であるが、その3回目は別表1及び2だけであり、その他に上述の38年の別表1だけ、41年の別表3だけの全面改正があった。しかし、より根本的な改正は次の第5期の新職業訓練法下に入っての改正である。

以上のようなカリキュラム基準が変遷した 第4期の職業訓練をとりまく社会的情勢として、先ず第1に挙げなければならない政策は、 昭和35年12月の「国民所得倍増計画」の 閣議決定であろう。この計画は昭和30年の 「経済自立5ヶ年計画」を引き継ぎ発展させ たものであったが、この中で「新規労働力に

対する養成訓練の拡充強化」を打ち出し、一 方「職業転換訓練期間中の所得保障の措置等 の強化を検討する必要」を認めたのであった。 即ち、上の決定は、「養成訓練」の文言の定 着を先導すると同時に、「職業転換訓練」の 再認識の必要性を強調したのであった。後者 については、34年の基準改正と相前後して 公布された「駐留軍離職者臨時措置法(昭和 33年5月)」及び「炭鉱離職者臨時措置法 (昭和34年12月)」等に見られる転離職 者対策としてばかりでなく、技能労働力の不 足解消のため、これらの転職訓練を組織する 上でも重要であったのである。このことを、 「昭和35年度職業訓練行政重点事項」(5 月4日職発第417号通達、文献『15』2 巻6号50頁) は次のように述べている。

「公共職業訓練に課せられた、新規労働力に 対する養成訓練と既存労働力に対する転職訓 練との二つの使命を再確認し、特に後者につ

-8表 第4期完成カリキュラム基準の訓練期間別職種数

1		·								
	43.4. 1	4	27	48(14)	1 (1)	2 (2)	79(21)	33	30	174
	42. 3. 31	4	2.7	48 (14)	1 (1)	2 (2)	79 (21)	3.2	28	169
	41. 10. 15	1.0	23	48 (14)	1 (1)	2 (2)	80 (19)	32	28	167
	41. 6. 25	10	62 83	47 (14)	1 (3)	2 (2)	(61) 08	3.2	28	167
	41. 3. 31	1.0	23	47 (14)	1 (1)	2 (2)	(61) 08	3.2	26	162
	40.4.1	10	23	47 (14)	1 (1)	2 (2)	(61) 82	3.2	26	162
	39, 4, 30	10	23	47 (14)	1(3)	2 (2)	78 (19)	31	26	159
	(准2)38.4.1	10	23	46 (13)	1 (3)	2 (2)	78 (19)	3.1	26	159
	37. 3. 31	9	13	43	_		7.8	3.1	25	159
	36. 3. 30	15	16	41			11	3.0	25	162
	35, 11. 25	1.5	16	38			9.2	5.9	24	161
	35, 3, 25	15	16	37	*		9.2	29	24	161
	昭和 34.3.16	1.5	1.4	15 (注1)			0.2	26	24	161
	訓練期間	2月~1月	3月~1年	6月~1年	7月~1年	9月~1年	1 年	2 年	2 年	3 年
	袖類	田田		#4		馬舞	\$	中门	ెక్ట	定
	羅訶		K	[‡	K		⇔	¥ <u>₹</u> ∑
. '										

日以降は「6月以上1年以下」 01 ${\bf \blacksquare}$ ЯJ <u>L</u> 6 日付では 9 昭和34年3月1

「転職訓練対象職種」が別途 4.45 職種数で内数 10 部を消略でき 教科目の カッ通産 いては最近における炭鉱雕職者訓練を試金石 とし、今後における企業の合理化、貿易自由 化の進展等を考慮して、その比重を高め、も って労働力の産業閥における移動の円滑化を 図るものとする。1

しかし、この頃に「養成訓練」及び「転職 訓練しの基準が明確でなかったのは前述の通 りである。その基準設定に大きな要因となっ たのが国民所得倍増計画の訓練問題をよりシ ャープに打ち出した、昭和38年1月の経済 審議会の「人的能力政策に関する答申」であ る(文献『55』)。この答申においては、 答申の基礎資料として作成された養成訓練分 科会報告と併せ、「転職訓練の充実」を掲げ、 訓練内容、訓練期間等の検討の必要性を強調 したのであった。その検討の結果が、昭和 38年4月の施行規則中改正(令第8号)だ と言えるのである。又、転職訓練期間中の訓 練生の生活保障を考慮し、訓練生の失業保険 受給資格の優偶処置として、昭和35年3月 に失業保険法を改正し(法第18号)、「公 共職業訓練を受ける場合における給付日数の 延長」を規定して、従来訓練生であっても失 業保険の給付期間が6ヶ月を限度としていた のを「1年の期間」 迄延長できることとした のであった。この給付日数の延長は、求職者 に対する訓練であっても、従来のように短期 間で訓練すべきだとする原則とは全く異った 方針を公けにしたと言える。

第4期における3番目の重要な政策は、昭和41年7月21日の雇用対策法の公布である。この法は、それまでの炭鉱離職者訓練、あるいは駐留軍離職者訓練をの特定の転離職者を対象とした訓練を以上のである。即ち、雇用対策法と職業計算を対象と訓練を関係を担うことと期待されたが、このことが、折からの技能者不足の対策であったのは言うまでもないことであった。この法の公布と同じ日に通達を発し、発調第139号)、先に出されていた「転職調練推進要領」等の諸規程を統合改正し、職業転換訓練の積極的な推進を計ったのであった。この要領によって、先に指定していた「転職

訓練対象職種1として、2月以上1年以下6職 種、3月以上1年以下19職種、6月以上1 年以下34職種、9月以上1年以下2職種及 び1年32職種、合計50職種を拡大指定し たのであった。この時の教科目を消略できる 職種と先の通達の「転職訓練対象職種」との 関係は2-10表の通りである。そして翌年 3月に雇用対策法施行に合せた施行規則を改 正したのであったが、時間配分の改正を除き カリキュラム基準上の大きな変化はなかった。 以上のような第4期における求職者を対象 とした訓練の整備と併行して、在職者を対象 とした訓練の体系も次第に軽い始めた。即ち 昭和35年3月24日に中調審は「技術革新 に併う企業内の再調練について」を答申した ことがその本格的な体系化の始まりであった。 この答申を具体化するために、労働省は8月 3日に「再訓練推進要領」(職発第733号 通達別紙)を発し、再訓練の公共訓練校への 指示と事業所への勧奨を行ったのであった。 在職労働者に対する訓練は、其の後昭和41 年6月には通信訓練を、同9月には生産技能 講座を開始し更に多様な方法が準備されたの である。このような拡大によって、それまで T.W.I.を中心とした監督者に対する訓練 から本来の在職労働者の訓練が整備されたの であるが、詳しくは2章にゆずりたい。

以上のように、第4期は養成訓練、転職訓 練及び再訓練という大きな対象者別の分類に よる訓練が分化・定着するようになったので あるが、高度経済成長下での技術革新、高校 進学率の向上、技能労働者の不足等の状況の 下で、職業訓練は新たな理念に基づく総合的 な体系化が望まれたのであった。この期待に 対し、中訓審は昭和43年7月「今後の職業 訓練制度のあり方について」を答申し、この 答申に基づいて、新訓練法が昭和44年に誕 生したことは周知の通りである。このように 拡大してきた第4期の職業訓練を支えてきた 行政組織における重要な改正は、先ず第1に 昭和32年7月の労働福祉事業団の誕生を挙 げねばならない。この事業団は、それまで都 道府県に運営が委ねられていた総合職業補導 所を引き継ぎ、その経営に当ったのであった。 職業訓練が拡大し、重化学工業関係職種が重 視され、これらが全国的な労働力政策の中に 組み込まれる時、全国的に散在している総合 職業補導所を統括することになったのは、そ れまで地域の特色を生かすことを重視してい た方針とは異った広域的職業訓練の組織とし この労働福祉事業団 て注目される。 から分離独立した雇用促進事業団は昭和36 年7月に誕生した。この事業団は、それまで の総合職業訓練所を引き継いだばかりでなく、 労働力政策上の雇用問題に関係する施策を幅 広く担当することになったのである。第4期 における行政組織の第2に重要な改革は、昭 和38年7月に職業訓練局に転職訓練課が新 設されたことであろう(政第244号)。こ の転職訓練課においては、転職訓練(「再就 職が困難な求職者に対してその就職を容易に させるために行なわれる職業訓練」)の基準、 助言、教科書・教材、援助等を行うこととし たのであった。このように、転職訓練課の新 設が、ややもすれば求職者に対する訓練が手 薄になりかねない体制を立て直す上での大き な役割を演じたことは、既に行論で明らかに した通りである。しかし、昭和41年に雇用 対策法が施行されると前述のように職業訓練 の再編成が期待され、転職訓練課は翌年6月 に役割を終えて廃止され、次の訓練政策を立 案すべく訓練政策課が設置されたのであった。 このようにして、次の第5期の行政組織の体 制は整ったのである。

第5(確立)期

養成訓練を中心に制度化された職業訓練法が実体的に求職者のための転職訓練及び在職者のための向上訓練を整備してくると、新たな矛盾も生れそれを解決するためにも対象者別の各課程を制度的にも位置づける必要が生じてきた。例えば和田は、事業内職業訓練の基準上の問題点として、高等学校卒業者を対象とする職業訓練基準の設定のあり方等を、公共訓練の基準上の問題点として、専門訓練における第1年目、第2年目の訓練内容の相違、目標のあり方等を挙げていたのであった(文献『84』265頁~)。このような問題の

解決のために労働大臣は昭和42年6月に中 訓審に対して、「最近の労働経済の変化及び 技術革新の進展等に対応すべき今後の職業訓 練制度のあり方について、貴会の意見を問う。」 と諮問したのであった。この諮問に対し中訓 審は、翌年7月「今後の職業訓練制度のあり 方について」を答申した(文献『15』10 巻8号)。その答申は、序論、第1職業訓練制 度の背景、第2現行の職業訓練制度の問題点、 第3今後の職業訓練制度のあり方の4部構成 になっているが、本稿に関連して特に重要な 部分を第3部の中より次に紹介しておきたい。

第3 今後の職業訓練制度のあり方前文(略)

- 1. 職業訓練制度の目的及び原則の明確化 (略)
- 2. 職業訓練の計画的推進(略)
- 3. 職業訓練体系の確立

職業訓練の段階的、体系的な実施を図るため、現行では個々別別に実施されている国、 都道府県等の行なう職業訓練及び事業主等の 行なう職業訓練の両者を通ずる一貫した体系 建てを行なって、技能労働者がその長い職業 生活を通じ、必要に応じて段階的に訓練を受 け職業人として完成することに資するように する必要がある。

(1) 職業訓練の体系建て

今後の職業訓練の体系は、 81に、新規に学校を卒業し

第1に、新規に学校を卒業して職業先活に 就こうとするものに対し、必要な技能及び 知識を付与することにより、技能労働者を 養成する「養成訓練」

第2に、技術革新の進展、産業の再編成等のために新しい職業に就こうとする転離職者等に対し、その能力の再開発と就職の促進を図る「能力再開発訓練」の2者に大別して構成する必要がある。

第3に、技能労働者に対し、一層高度の技能及び知識を付与することにより、指導的、 又は専門的職務への昇進を可能とする「高度の訓練」

また以上に併せて技術革新の進展による 技能及び知識の陳腐化等に対処しうるよう、 必要に応じ、各訓練課程に対応した「再訓 練しの課程を設けるべきである。

(2) 訓練課程の設定

養成訓練、能力再開発訓練及び高度の訓 練には、次の事項に留意して、必要な訓練 課程を設定する必要がある。

イ 養成訓練に、訓練目標、訓練内容等 の相違に応じて、おおむね2つの訓練課 程(例えば、ほぼ外国のラーナーシップ (Learner ship) 制度に対応する一般 的な技能労働者を養成する訓練課程及び

(Apprentice ship) 制度に対応する多 能的な熟練労働者の素地を付与する訓練 果稈等)に区分すること。

ほぼ外国のアプレンティスシップ

- ロ 能力再開発訓練は、必要に応じ、適 当な訓練課程に区分すること。
- ハ 高度の訓練は、主として訓練目標の 相違に応じて、おおむね3つの訓練課程 (例えば、多能的な熟練労働者を養成す る訓練課程、指導的労働者の素地を付与 する訓練課程及び専門的労働者の素地を 付与する訓練課程等)に区分すること。

(3) 訓練課程の位置づけ

各訓練課程は、職業訓練の体系中で相互 に有機的な連関を保持しうるよう、次の諸 点に留意して、その位置づけを行なうこと が肝悪である。

- イ 各訓練課程は、可能な限り技能検定、 職業訓練指導員試験等とその目標及び内容 について関連を持たせると同時に、修了者 に対しては、特定の称号又は資格を与える こと。
- ロ 各訓練課程の受講資格は、過去の訓練歴、 職歴等を中心にしつつもできるだけ弾力的 に定めることとし、学校その他の教育訓練 施設の修了者も対象に含めるようにするこ
- ハ 特定の訓練課程の修了者が、履修した 訓練課程に応じて更に上級の訓練課程に移 行し、又は各実施主体の間で相互に編入が 可能になるような措置を講ずること。
- 各訓練課程の修了者には、その修了時 に、できるだけ当該職業に就くために必要

た免許、資格等を取得させるようにするこ とっ

4. 職業訓練体系の展開

職業訓練の永続的、効果的な、発展を期す るためには、一貫した訓練体系に基づき、国、 都道府県、事業主等関係各層の間で、その貴 仟区分と実施分担を明確にして推進すること が必要である。(中略)

(5) 特に配意すべき事項

職業訓練体系の展開に当っては、その基 幹的な位置を占める養成訓練及び能力再開 発訓練の両者を中核とすることとし、その 他次の事項について特に配意する必要があ

- イ 高卒者に対する登成訓練を制度的に 確立して、これを強力に推進すること。
- ロ 従来男子の従事していた技能的職種 で女子に適した訓練職種を開発し、労働 条件、労働環境等を整備改善した上で、 これらの職種に係る女子職業訓練を拡大 強化すること。
- へ 身体的、社会的事情等により就職が 困難な者に対する職業訓練を可能な限り 拡大実施すること。
- 訓練効果の確保、向上を図るため、 養成訓練修了時に技能照査を実施し、そ の合格者に対しては特定の称号(例えば、 「技能士補」等)を与える制度を創設す るとともに、これらの者には省庁所管の 免許、資格等を無試験又は簡易な手続き で取得できるようにつとめること。
- ホ 高度の訓練及び再訓練については、 必要な場合は、これを技能検定とも関連 づけて、段階的に定型化するなどの措置 を講じ、その推進を図ること。
- へ 能力再開発訓練は、労働力不足時代 における労働能力の有効発揮という新し い観点から積極的に拡充すること。
- ト 能力再開発訓練の弾力的運営を図る ため、国、都道府県等の職業訓練施設外 で、又は適当な事業主等に委託して行な う等の方式を大幅に採用すること。
- チ 国、都道府県、事業主等は、訓練生 の安全衛生、健康の保持及び安心して訓

練をうけられるようにすること等に格別 の配慮を払うこと。

- 5. 職業訓練の拡大強化のための条件整備 (略)
- 6. 訓練内容の充実向上

時代の要請に即応した職業訓練の円滑かつ 適正な実施を期待するためには、職業訓練基 準、職業訓練指導員、教科書、教材等その内 容の各方面にわたって、十分な改善を加え整 備を図ることが不可欠である。

(1) 職業訓練基準の改善整備

今後の職業訓練基準は、訓練の客観的水 準の確保、将来の生産技術の進展等に対応 しうるよう、次の事項に配意して、明確な 訓練目標を掲げ、かつ、弾力的な運用が可 能なものとする必要がある。

- イ 職業訓練基準の中心となる訓練期間は、 当該訓練の訓練目標を達成するために必要 かつ十分なものとすること。
- ロ 高卒者に対する養成訓練の基準は、高 実技の習熟に重点を置くこと。
- ハ 中卒者に対する養成訓練の基準は、後 期中等教育の一環としての見地から、基本 的教科を重視すること。
- 高度の訓練及び再訓練の基準は、企業 における訓練の必要性に即応し、かつ、そ の効率的な実施を促進する観点からこれら の訓練のうち特に普遍性の高いものについ て、必要に応じ定めることとし、なるべく 定時制又は通信制で実施可能なものとする こと。
- ホ 能力再開発訓練の基準は、産業経済の 動向、労働市場の実態等に即応し、かつ、 就職促進の見地から実技の習熟に重点を置 いた独自のものとすること。
- (2) 職業訓練指導員の資質向上と充足確保
- (3) 教科書、教材の整備充実

職業訓練に必要な教科書、教材を十分に 整備し、その内容の充実を図るためには、 民間で作成された優良な教科書を積極的に 認定する等の制度を設けるとともに、発行 部奴の著しく少ない教科書等については国 が自らこれを作成する必要がある。

(4) その他

その他次のような措置を讃じて訓練内容 の向上を図る必要がある。

- イ 全日制訓練及び定時制訓練に加えて 通信制訓練の質、最両面にわたる拡充を図 るため、ラジオ、テレビの活用について検 討すること。
- ロ 職業訓練に関する調査、研究機関を拡 充整備して職業訓練の科学的、効果的な推 進を図ること。
- ハ 文部大臣は、職業訓練基準、教科書、 教材等に関し必要がある場合は、労働大臣 に対して、必要な勧告などを行ないうるよ うにすること。
- 7. 技能検定の翻新整備(略)
- 8. 技能尊重気運慣行の確立(略)
- 9. 行政的裏付けの強化(略)

以上のような答申を基に、労働省は新訓練 校において履習した教科との関連のもとに、法の要綱案を作成し、中訓審に諮問した。そ の要綱案はおおむね妥当との答申を受け、国 会に提案されたのであった。その新職業訓練 法案は若干の修正を受け、7月1日に新たな 職業訓練法として公布された(以下、44年 法と略す)。この「新訓練法は、……… 職 業訓練及び技能検定を段階的体系的に行なう ことにより、『腕と頭』を兼ね備えた職業人 として有為な労働者を養成1 (7月18日訓 発第184号通達) することが大きな使命で あった。その段階的な訓練課程は、次の1-9表のように先の中訓審答申に沿って制定さ れた。

> この別表第1を見れば明らかなように、旧 職業訓練法(以下、33年法と略す)下にお ける公共訓練と事業内訓練との対応の差がな くなっているのが大きな訓練課程構成上の特 色である。このことは、先の答申において、 33年法を「『技能者養成』及び『職業補導』 の両制度の色彩の残存」として強く批判し、 基準も全く別個に設定されているので、これ らの旧制度の色彩を払拭するようにと答申し ていたことへの回答だったと言えよう。

このように、44年法の訓練課程は、33

1-9表 新職業訓練法施行規則別表第1(抄)

指導員訓練		(略)
再訓練	再訓練課程	養成訓練、向上訓練若しくは能 カ再開発訓練を受けた者又はこ れらと同等以上の技能を有する と認められる者
能力再開発訓練	職業転換 訓練課程	職業を転換しようとする者その 他新たな職業につこうとする者
	生產技能訓練課程	当該訓練課程の訓練科に関し、 2級の技能検定に合格した者又 はこれと同等以上の技能を有す ると認められる者
向上訓練	監督者訓練課程	職長その他労働者の指導監督の 職務に従事しようとする者又は 従事している者
	2級技能 士訓練課 程	当該訓練課程の訓練科に関し、 専修訓練課程の養成訓練を修了 した者で、その後相当程度の実 務の経験を有するもの又はこれ らと同等以上の技能を有すると 認められる者
龚 成訓練	専修訓練 課程高等 訓練課程	学校教育法(昭和22年法律第26号)による中学校を卒業した者若しくは同法による高等学校を卒業した者(以下「高等学校を卒業者」という。)又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者
職業訓練 の種類	訓練課程	法定職業訓練を受けることがで きる者の資格

年法下のそれと全く異っていたが、両制度下の経過処置を1-10表に示すように施行規則附則第3条において規定していたのであった。この表に明らかなように33年法下の基礎課程のがあった。本事修訓練課程のが、基準と職業を、とに分離したのである。ことに関連というに定めていたのである(10月1日訓発第248号通達)。

専修訓練課程

主として新規学校卒業者を専 修訓練課程対象として、比較的 短期間の訓練により基礎的な技 能を付与することを目的とする ものであること。

高等訓練課程

主として新規学校卒業者を対象として、比較的長期間の訓練により専門的な技能を付与することを目的とするものであること。

職業転換訓練課程

主として転離職者を対象として、比較的短期間の訓練により 基礎的な技能を付与することを 目的とするものであること。

上記の他、「養成訓練については高等学校卒業者を対象をををでいるととをでいる。」(10月1日発訓第訓訓別の日ののでは、一般のでは、

1-10表 訓練課程の経過措置(除指導員訓練)

	A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH
旧法の職業訓練	新法の職業訓練
基礎的な技能に関する職業訓練で、学校教育法による中学校又は高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者に対して行なうもの	専修訓練課程の養成訓練
専門的な技能に関する職業訓練 又は認定職業訓練	高等訓練課程の養成訓練
職業訓練大学校において行なわ れる職種別再訓練通信講座	2級技能士訓練課程の向 上訓練
職業訓練大学校において行なわれる生産技能講座	生産技能訓練課程の向上 訓練
基礎的な技能に関する職業訓練で、再就職が困難な求職者に対して就職を容易にさせるために 行なわれるもの	職業転換訓練課程の能力 再開発訓練

さけるための配慮がなされていた。以上のよ うな各訓練課程に関する教科等に関する基準 は別表2より7において公布されていた。と ころで、求職者のために33年法下において 定められていた定時制訓練は、上記の訓練課 程に入ってないがやや性格を異にして継続さ れることになった。即ち、41年法制定時に 「規に行なわれている定時制訓練については、 専修訓練課程の養成訓練における定時制訓練 になるものであること。なお、新法において は、専修訓練の養成訓練及び能力再開発訓練 の何れについても、定時制訓練を行なうこと ができる」(10月1日訓発248号通達) としていたのである。このように定時制訓練 は、44年法では制度的に廃止されたが、性 格を変更しながら運用として実施できるよう にしていたのである。

なお、44年法下の在職労働者を対象とし

した訓練は1-9表に見る 通り向上訓練と再訓練に再 編され、前者は更に3つの 課程に分れている。昭和 35年に設けられた科目別 訓練は、後者の再訓練課程 に引き継がれていることが 窺える。在職労働者のため の訓練はこれらの課程の他、 昭和46年7月30日に施 行規則を改正し、向上訓練 に「技能開発訓練課程」を、 再訓練に「技能追加訓練課 程し及び「技能補習訓練課 程しをそれぞれ追加したの であった。しかし、同時に 従来の「再訓練課程」を廃 止したが、これらの課程が 充分整理されずに設定され たため、53年法下で再統 合されるのであった。

この間の第5期のカリキュラム基準の完成職種は1 -11表のように変遷したのであった。表に見るように、第5期の大きな特徴は

昭和50年の改正にあると言える。この改正 は昭和49年1月の中訓霊の訓練基準に関す る答申に基づくものであるが、しかしその思 想は、大きく昭和53年法下のカリキュラム 基準に反映するため、むしろ第6期(緩衝期) において分析することとしてここでは消略し たい。

上の改正を除くと、第5期の主要な改正は、昭和51年3月に特別高等訓練課程の基準が養成訓練の中に新設された点であろう。この特別高等訓練課程は、昭和49年12月の雇用保険法制定(法第116号)に関連して職業訓練法が改正された折に、養成訓練の項に追加規定された職業訓練短期大学校に開設されるための訓練課程であった。この課程の受講資格を高等訓練課程修了者または高等学校卒業者と同等以上の者として、従来の第1類が中卒者を対象としていた第1類の訓練目標、

一11表 第5期完成カリキュラム基準の訓練期間別訓練科数

-	-		-		-				-				-
植類	類	訓練期間	昭和 44.10.1	45, 4, 1	45. 10. 22	46.5.1	47. 4. 11	48. 1. 30	48.3.9	50.4. 5	51. 3. 30	51.9.1	52. 8. 31
清	,	2月	8	3	3	33	3	က	63	m	ec	co	65
17	職 報	3,5	9	ø	9	9	9	9	9	5	ည	to	3
# 3	(章	1 9	46	45	46	20	53	57	09	159	159	159	59
E &R	数 =	7.8	,	p-d	y-m4	-	=		, 				ĝo.
馬士	基	9 A								-	-	Ħ	-
数		1年	23	56	26	26	26	27	27	1		——————————————————————————————————————	Ξ
		6.A	4	4	4	4	4	4	4	ວ	2	5	ın
	翻	1年	141	144	145	148	151	153	153	148	148	148	148
	<u> </u>	6.Я	85	98	88	9.1	94	96	96	152	152	152	152
漢	· 文章	7月	-	-	,		7	Т	-				
1		1年	63	99	65	65	65	65	65	5	5	5	5
Ř	1	2年	78	79	80	84	87	06	06	146	146	146	147
15		3年	62	64	64	64	64	65	65	9	9	9	9
	中 精	中	62	80	88	84	88	91	91	150	150	150	151
斑	文章	2年	64	99	99	99	99	29	29	∞	∞	80	8
		3年						-	–	-			_
	特別商	2年									10	12	12
	等訓練	3年										-	1

教科目基準において差がなかったのに対し、 全く新しい短大レベルの目標と教科目基準を 設定したのであった。この課程は、高度化す る技術・技能に対応しうる新しいタイプの職 業人の要請に応えるために新設されたのであ ったが、職業訓練制度内においても重要な意 味があった。即ち、従来の職業訓練の対象者 は、指導員養成を除けば離転失業者もしくは 義務教育修了者を対象にしていたのであるが、 初めて後期中等教育修了者を主対象にしたこ とであった。このことは、職業訓練機関が "ポスト・ハイスクール"の教育訓練機関に。 なったことを名実伴に示したのであった。即 ち、職業訓練短期大学校の設立は、「職業訓 練の高等教育化へのきざし」として「職業訓 |練…… の一大改革」(文献『65 』97 頁)と捉えることができるのである。つまり、 それまでの中卒者中心の養成訓練は、ある側 面で機能してきたが「結果的に袋小路的性格」 をもつ」ことになったこと、及び「実技訓練 組織化の試みが、速効性はあっても持続性の ない教育として厳しく批判され」たことに対 し、44年法で志向した「『腕』と『頭』と を兼ねそなえた技能労働者の育成」は、「そ もそも高等教育段階に正しく位置づけられて はじめて解決される可能性をもつものであ」 (同上121頁) ると言えるかも知れないか らである。このような「実技派テクニシャン」 の育成は、2分の1工科大学に甘んじている 工科系短期大学(部)や、進路選択を早期に せまる工業高導では困難だと考えられている

(文献『74』48頁~)のである。 以上のような昭和40年代後半におけるカリキュラム基準の第5期の動向をめぐる職業 訓練の背景を概観すると次のように言えよう。 先ず、職業訓練自身の政策としては、昭和46年4月に閣議決定された(第1次)「職業訓練基本計画」を挙げなければならない。 この基本計画は、14年法において労働大臣が策定すべきと規定していたことに基づいて決定されたものである。この基本計画によると、計画終了段階で新規学卒者を対象とする 養成訓練を約3倍(21萬人)に拡充し、在職労働者に対する向上訓練等を大企業20%、

中小企業15万までに高めること、高卒者を 対象とする養成訓練及び在職労働者を対象と した成人訓練を公共訓練施設においても実施 する等を決定したのであった(文献『15』 15巻5号26頁~)。このような職業訓練 計画の背景として、雇用対策法施行に基づく (昭和42年3月の(第1次) 「雇用対策基 本計画| (文献『61』463 ~ 486頁 及び同月の「経済社会発展計画」(文献 『84』532頁~)の閣議決定を次に挙げ ねばならない。これらの計画はいずれも、高 度経済成長下の労働問題を重視している点で 共通するが、中でも学歴構成の高度化及び中 高年令層の増加等が、技能労働者の減少を来 たすということを基本とし、そのため後期中 等教育機関の多様化、高卒後の職業教育・訓 練の拡充、中高年令者に対する訓練の重視等 を掲げていたのであった。このような第1次 の雇用対策基本計画は、昭和48年1月に第 2次の計画を閣議決定した(文献『61』 487頁~)が、労働力問題の捉え方に大差 はなく、従って技能労働力の養成についても 新しい方策が出されたとは言えない。

以上のような、高度経済成長下の技能者義 成のために段階的体系的に整備されたカリキ ュラム基準は、数年を待たずに改正をせまら れたのであった。つまり技術革新、高学歴化、 中高年化に対応して確立した職業訓練のカリ キュラム基準は、更に新たな対応を要求され たのである。その要求とは、技術革新による 技能労働者の分化に合せた基準の多様化であ った。このために、労働省は昭和48年6月 22日に中訓客に諮問し(文献『15』16 - 巻2号27頁)、中訓審は今後の職業訓練基 準のあり方についての審議結果を翌49年1 月10日に答申したのであった(文献『13』 48年版499頁)。労働省は、この答申に 基づき、昭和50年4月に施行規則を一部改 正し(令第15号)、カリキュラム基準の全 面改正を行った。この結果、先の1-11表 に見たように、訓練期間の短縮化傾向が顕れ たが、より以上に大きな改正は、養成訓練の 専修訓練課程の別表前文を改正したことであ った。この前文改正により、専修訓練課程の

カリキュラム基準は、「多様な訓練の展開を 容易にするため、訓練基準の多様化と弾力化 を図った」(昭和50年4月19日訓発第 100号通道)改正が行なわれたのであった。 そして、この思想が、昭和53年改正の新職 業訓練法(以下、53年法と略す)のカリキ ュラム基準において、従来の高等訓練課程の 名称を変更した普通訓練課程に引き継がれた のであった。以上の流れから、昭和50年の 基準改正が、カリキュラム基準の第6期、即 ち緩衝期のスタートに位置づくとしたのであ る。この間の詳細については、次項で述べた

なお、第5期におけるカリキュラム基準に 関連することを述べれば、従来、電気機器工 等の職種名で呼ばれていた学科編成が、 4 4 年法下で電気機器科等の訓練科名に変更 されたことがある。この改正は、カリキュラ ム基準の実質的な変更を伴わないが、技能系 職種が中心だった従来に比べ、訓練職種の市 が広くなり、カリキュラム基準の完成訓練科 数を増やすこととなった。又、このことは従 来の訓練所が訓練校と呼称改正されたことに 合せて、それまでの補導所時代のイメージを 刷新する役割を果したと言えよう。更に、前 述の職業訓練短期大学校新設と同時に、技能 開発センターも開設できることが規定された。 この技術開発センターは、能力再開発訓練。 向上訓練等の業務を行う施設であったが、向 上訓練を主要業務として昭和50年4月に中 央技能開発センターが設立したことは、新し い公共訓練の方向を指したとたと言えよう。

第3節 新理念模索期のカリキュラム基準 第6(援衝)期

段階的体系的に整備された44年法下のカ リキュラム基準は、技術革新の進展と労働力 問題の変化によって、数年でその思想の改正 をせまられたのであった。この為に、前述の ように、労働省は昭和48年6月に基準の在 り方を中訓審に諮問し、中訓審は翌49年1 月にその結果を答申したのであった。この間、 昭和48年10月の「第1次石油ショック」 があり、経済界、労働市場の大混乱が惹起し

たが、その審議は前年の9月迄にほぼ終えて いたので、石油ショック以後の基準問題の在 り方を反映できなかったにもかかわらず、そ の答申が、その後のカリキュラム基準の思想 として生き続けたのは全くの奇遇としか言え ない。ただ、生き永らえた理由はあった。そ の理由とは、高度経済成長下の技能者養成の 多様化が、低成長下における「事業内訓練の 効率的かつ効果的な実施を図る上で訓練実施 者と訓練生の個別ニーズに応じ行われるよう にするため」 (昭和53年10月1日訓発第 210号通達)に有効であったからである。

それでは先ず、昭和49年の中訓審答申を 見てみよう(文献『15』17巻5号15頁

> 訓 審 発 第 1 号 昭和49年1月10日

労働大臣 長谷川 峻 殿

中央職業訓練審議会 会長 内田俊一

今後の職業訓練基準の あり方について

本審議会は、昭和48年6月22日付け労 働省発訓第16号により諮問のあった今後の 職業訓練基準のあり方について、別紙のとおり 答申する。

(別 紙)

現行の職業訓練基準は、昭和44年10月、 改正職業訓練法の施行時点において設定され、 その後逐年必要な整備が行われて来たところ であるが、最近における産業構造の変化、技 術革新の進展等に即応しうるよう次の第1の 基本的考え方に立脚しつつ、当面、第2に掲 げる諸般の措置を講ずべきである。

第1 基本的な考え方

- (1) 個別の事業所における多様な訓練の必要 性に適応しうるよう、職業訓練基準の多様 化を図り、かつ、可能な限り弾力性を備え たものとすること。
- (2) 高等学校進学率の上昇に伴い、養成訓練

の基準を高等学校卒業程度の学力及び体力 の保持者を対象としたものに改めるととも に中学校卒業者に対してもより効果的な調 練を実施しうるよう措置すること。

- (3) 職業訓練が労働者の職業生活の全期間を 通じて段階的かつ体系的に行われるいわゆ る「生涯訓練体制」の確立を図るため、養 成訓亰の基準以外の職業訓練基準について もそれらの有機的関連を考慮しつつ一層の 整備を行なうこと。
- (4) 教科の編成に当たっては、職業訓練修了 (4) 訓練期間 者の職業の安定と地位の向上に資するため、 職業に関する各種の公的資格の取得を一層 容易にするよう配意すること。
- (5) 最近における産業構造の変化、技術革新 の進展、労働災害防止体制の整備、公害対 策推進の必要性等の新しい事態に対応しう るよう、既存の職業訓練基準について、必 要な改正を加えるとともに、新たな訓練課 程の設定等についても配意すること

第2 当面識ずべき措置

- 1. 養成訓練について
- (1) 訓練科のたて方

訓練科のたて方については、訓練の対象 となる技能の範囲をできるだけ包括的なも のとし、不断に変化する職務に適応できる 基礎的な技能及び知識を十分習得させるこ とによって、多能的な熟練労働者の養成が 可能となるようにするとともに、技能検定 職種との整合性についても留意すること。

(2) 訓練科の拡充方向

従来からの技能工・生産工程作業者、運 輸・通信従事者等に係るもののほか、事務 従事者、販売従事者、サービス職業従事者 等の分野についても積極的に訓練科を設定 するとともに、従前の訓練期間の例に比べ 比較的短期間で訓練が可能な職種について も訓練科として設定するようにすること。

(3) 教科の編成

イ 教科の科目については、従前の施 行実績等に基づいて必要な改正を加える とともに、数科の編成については、作業 の実態等からみて必要な場合には選択制 をとり入れること。

- ロ 電気、化学、運輸装置等の技術革新の 著しい産業分野に関連する訓練科であっ て必要なものの専門学科の時間数を増加 すること。
- ハ 建設業、製造業等に関連する訓練科で あって、必要なものの教科に専門学科と して安全衛生を加えること。
- ニ 普通学科の最低必要訓練時間について は、可能な限り短縮を図ること。

高等学校卒業者を対象とする高等訓練課 程の訓練期間は、修了後の職業に関する各 種の公的資格取得等のため、より長期間の 訓練を必要とする場合を除き、できるだけ 1年とすること。なお、この場合、従前と 同様必要な場合には1年を限度として訓練 期間の延長ができることとする。

(5) 訓練時間

公共職業訓練施設における訓練の実施状 況等をも勘案し、1年あたり100時間程 度の訓練時間の短縮を行うこと。

(6) 専修訓練課程の弾力化

専修訓練課程については、特に大幅 な弾力的運用を可能とするため、職業転換 訓練課程の例に準じて教科の編成を標準制 とするとともに、単能的な熟練労働者の養 成を可能とするよう配意すること。

また、訓練時間についても、必要な場合 には、2分の1程度までの短縮又は2倍程 度までの増加が可能となるようにすること。

(7) 心身障害者に対する訓練

心身障害者はその障害部位、程度等によ り職業訓練の条件がかなり異なるので、訓 練期間は心身障害者の身体的、精神的状況 にあわせて、各人が修了時に一定の目標の 技能を修得できるよう弾力的なものとする とともに、訓練時間、教科の内容等も心身。 障害者の状況に十分適合したものとするこ

- 2. 能力再開発調練について
- (1) 訓練科の拡充

現行の職業転換測→課程の訓練科を大幅 に拡充するとともに高齢者を対象とした訓 練科の設定についても配意すること。

(2) 通信制又は単位制調練方式の導入

職業転換訓練課程の訓練科に係る職業訓練であって通信制交は単位制の方式によって行うことが可能なものについては通信制 又は単位制の方式を導入することとし、この場合スクーリング、修了試験、単位認定 等についても必要な措置を講ずること。

3. 向上訓練について

(1) 一級技能士訓練課程

現行の二級技能士訓練課程の例に準じて一級技能士訓練課程を創設し、これを修了した者に対しては一級技能検定の学科試験を免除すること。

(2) 二級技術上訓練課程

原則として、二級技能検定が行われている全職種について訓練科を設けることとし、 可能な限り通信制訓練の教材を整備すること。

(3) 監督者訓練課程

監督者訓練課程の訓練科として「安全作業のすすめ方」を導入すること。

(4) 生產技能訓練課程

生産技能訓練課程について、必要な訓練 科の増設及び訓練時間の短縮を行うととも に、教科の電成及び訓練時間を標準制に改 めること。

(5) 技能開発訓練課程

技能開発訓練課程の教科の内容を実技の 訓練のみに限定せず、学科の訓練も行うこ どができるようにすること。

4. 指導員訓練について (略)

上記の答申で、最も重要な項目は「基本的な考え方」の(1)であろう。即ち、44年法のカリキュラム基準は、33年法下のカリキュラム基準が公共と事業内訓練とが異質であったことを批判して、経営主体別の基準を統合し、「体系的段階的」に定めたのであったが、答申では「個別の事業所における多様な訓練の必要性に適応しうる」ためにその思想の検討なく両者を更に分離するように提起したからである。この点は、第3章で検討することとし、この基本方針が具体的な提案とし

て、養成訓練の(6)、「専修訓練課程の弾 力化」に示されたのである。この弾力化の提 案が、ほぼそのまま専修訓練課程の別表前文 を全面改正してそこに規定されたのであった。 この改正は、答申において述べているように 「転職訓練課程の例に準じて」弾力化しよう としたのであったが、この方針は次のような 検討を欠落させたまま実施されたのであった。 その欠落とは、転職訓練課程の弾力化と、養 成訓練の弾力化とを同一次元で考えてよいの か、という点である。このことは、3章で詳 しく整理するが、少くとも次の2点で問題と なろう。第1点は、既にこれまで明らかにな ってきたように、養成訓練、中でも事業内訓 練のそれは、訓練生の訓練を保障するために カリキュラム基準は制定されてきたのである が、この点をどのように考えるのか。第2点 は、転職訓練の場合も、この議論は必要であ るが、より早い職業機会の獲得のために止む を得ないとしても、44年法下のカリキュラ ム基準は、それ以前よりも普通学科の削除等 大巾に"弾力化"されているのであるが、こ の時の普通学科削除の方針は不明なままであ った点をどのように考えるのかである。この ような検討を欠落させて、カリキュラム基準 は弾力化されたが、この弾力化は主として基 本方針の(1)に示したように事業内訓練の 多様化のために行ったのであった。このこと を、通達では次のように述べている(昭和 50年4月19日訓発第100号)。

「(専修訓練課程の) 訓練の総時間に短縮制を導入したことは、教科の編成の標準制への移行、普通学科の任意選択制への移行等と併せて、多様な職業訓練の必要性に適応し、事業内職を図を受して、一個である。このは、一個であった。そしてこのような事を関係を受ける単大のである。このは、一個であった。そのである。このは、一個であったのである。このには、「中華のであった。この昭和50年の施行規則改正の限目だったのである。このことを労働省は次のように述べていた(文献『15』17巻5号13頁)。

「今回の職業訓練基準の改正において、専修 訓練課程の弾力化が大きな柱となっているが、 その中でもこの訓練総時間の2分の1短縮制 導入が最たるものである。これにより、各企 業で実施している3か月程度の新入社員訓練 等が認定職業訓練の対象となりうるし、又公 共職業訓練施設において実施する企業よりの 受託訓練についても、企業のニーズに応じて 効果的に実施できることになる。」

上の解説のように、事業内訓練の認定促進とは3か月程度の新入社員訓練等も認定訓練の対象とするということであった。又、公共訓練における受託(生)訓練も事業内訓練の援助として実施していたことを考えると、昭和50年の施行規則改正によるカリキュラム基準の弾力化は、一言で言えば、1-3図に見るような事業内訓練の必要性に合せた短期訓練の認定のために行った改正であったと言えよう。

質的向上を図るため、…… 従来の専修訓練課程を廃止し」(文献『60』201頁)たため、普通訓練課程のカリキュラム基準を昭和50年に専修訓練課程を弾力化したのと同様に弾力化すると同時に、法定訓練の準則訓練化という多様な訓練を追認することと合せて実施したのであった。多くの「労働者」の訓練機会を提供するという意味での多様化と、養成訓練課程におけるカリキュラム基準の弾力化という命題は、極めて類似している方策であるが、しかしそれは異質であることを、当時の訓練局長は序章で紹介したように認識していた。

そのような認識は、その限りで正しいと言えるが、そこではこの問題の根源の検討がなく、「準則訓練」は職業訓練の一部として規定されたのであった。即ち、昭和53年の「今回の改正においては、近年ますます増大し、多様化する職業訓練のニーズの充足を図る体制

1-3図 1人前になるために必要な職業訓練期間の変化の割合

(不)ほとんど必要 40.0 % 25.0 としない (中)数カ月程度の 41.4 % 16.7 職業訓練 (八)1~2年の職 53.7 % 14.5 業訓練 (三3年以上の職 61.3 % 18.0 業訓練

ふえた 変わらない へった 資料出所 労働省「技術革新の進展と技能の変化等に関する 調査」 (S.46。) 文献 『80』47頁より作成

以上のように、高度経済成長下における技 衛革新を反映した訓練の多様化の要求に対し、 昭和50年のカリキュラム基準の改正では専 修訓練課程の基準の弾力化で切り抜けようと したのであった。しかし、オイルショック以 後の深刻な経済の低成長下において、教育訓 練が効率化される時の多様化の要求には、基 準の弾力化だけでは応えきれないのは明らか である。つまり、53年法では「養成訓練の

を確立するため職業 訓練体系において、 100% 定形的な法定職業訓 練のみでなく必要に 応じ実施されるべき 多様な職業訓練の振 輿を図ることとしたこ とに伴い、『法定職 業訓練』は、その従 来のイメージを払拭 するため、『準則訓 練』の語に改められ た! (同上198頁) のであった。したが って、法令が規定し ている「準則訓練」

は、「普及及び振興が図られるべき多様な職業訓練の一部をなすもの」(同上)としたのである。この準則訓練化の精神と同じく、前述の高等訓練課程の弾力化も「特に事業内訓練の効率的かつ効果的な実施を図る上で訓練実施者と訓練生の個別のニーズに応じ行われるようにするため」(昭和53年10月1日訓発210号通達)であった。したがって、「公共訓練施設の行う普通訓練課程の養成訓

練は……… 原則として弾力的運用は行わないようにされたい」 (同上通達) としていたのである。

以上で明らかなように、44年法下で統合された公共と事業内訓練のカリキュラム基準は、50年基準改正下において専修訓練課程で、53年法下の新基準において準則訓練という規程及び普通訓練課程の多様化・弾力化という理由で、再度分離されたと言える。ここには、公共及び事業内訓練の基準の統一性の問題、基準の弾力化の問題、これらを取りまく訓練の受講機会の拡大との内的矛盾等の問題があるが、これらについては3章で再検討したい。

以上のような経過によって53年法下の訓練基準は設定されたが、この時の旧基準下における訓練課程と、新基準下のそれとの関係を施行規則の附則第3条において1-12表

暫定措置として認めていることによるものである。その第2点は、技能向上訓練課程は、従来の4訓練課程を統合して新設され、この結果それまでの再訓練が廃止されたことである。従って向上訓練は、資格に関連する1級・2級及び監督者訓練課程と、資格に無関係な技能向上訓練課程の4課程になったのであった。

ところで第6期における完成カリキュラム 基準の訓練期間別訓練科数は1-13妻のよう になっている。この妻に見るように、先の第 5期の訓練期間別との大きな差異は、養成訓練において従来なかった短期間の訓練科が数 科新設されていることである。これらの科は、 は、1-14妻に示した訓練科であり、「専 修訓練課程の廃止に対応して、旧規則におい て専修訓練課程にのみ訓練科が設けられてい た和文タイプ科等の9訓練科を普通訓練課程

1-12表 訓練課程の経過措置(除指導員訓練)

旧法の法定職業訓練	新法の準則訓練
高等訓練課程の養成訓練	普通訓練課程の養成訓練
特別高等訓練課程の養成訓練	専門訓練課程の養成訓練
旧専修訓練課程の養成訓練	専修訓練課程の養成訓練
一級技能士訓練課程の向上訓	一級技能士訓練課程の向上訓練
二級技能士訓練課程の向上訓練	二級技能士訓練課程の向上訓練
監督者訓練課程の向上訓練	監督者訓練課程の向上訓練
技能開発訓練課程の向上訓練 生産技能訓練課程の向上訓練 技能追加訓練課程の再訓練 技能補習訓練課程の再訓練	技能向上訓練課程の向上訓練
職業転換訓練課程の能力再開発 訓練	職業転換訓練課程の能力再開発 訓練

オイルショック

の訓練科とした。」

(昭和53年10 月1日訓発第210 号通達)科であった。しかし、「これらの訓練基準とはぼ同様とあり、「これらの訓練を表す。」 日規則による訓練基準とはぼ同様であります。

る」 (同上) と言

うことは、ここで

も 4 4 年法制定時

「2つの訓練課程

に区分」した意味

を問い直さなけれ

ばならない課題を

提起したのであっ

の構想であった

のように示している。この表で特徴的なことは、第1に養成訓練の課程名が変更されたことである。その中で専修訓練課程が変ってないことの理由はこの課程が施行規則上廃止されたが、附則第2条にて継続実施については

以後の事業内訓練の多様化する訓練に対する 要求に対し、53年法は上記のように応えて きたが、一方では経済不安定下の転職訓練も 重視されてきたのであった。そのために、先 ず中訓審は昭和49年1月に石油危機に伴う

1-13表 第6期完成カリキュラム基準の訓練期間別訓練科数

種類	課	程	訓練期間	昭和 53. 9. 30	54. 3. 24	54. 8. 30	55. 4. 1	55, 10, 29	56. 6. 27	57. 3. 1 0	令第9号 58.3.22
能		敞	2月	3.	3	3	3	3	3	3	3
力再		薬	3月	5	5	5	5	5	5	5	5
開		医炎	6月	159	160	160	162	162	166	166	167
発 訓		M	9月	1	1	1	1	1	1	1	1
練	1	東	1年	11	11	11	11	11	11	11	11
			6月	5	6	6	6	6	6	6	6
	普	Ι	1年	3	3	3	3	3	3	3	3
養		類	2年	147	148	148	150	150	154	154	154
	塘		3年	6	6	6	6	6	6	6	6
成	訓		6月	2	2	2	2	2	2	2	2
訓		П	1年	151	152	152	154	154	158	158	158
	練	類	2年	8	8	8	8	8	8	8	8
練			3年	1	1	1	1	1	1	1	1
	専	訓	2年	12	12	14	1.4	15	15	16	17
	PE	練	3年	1	1	1	1	1	1	1	1

1-14表 短期間新設訓練科

類	期間	訓練科名
	6月	編 物 科 紙器製造科 トレース科
I類		和文タイプ科 英文タイプ科
	1年	軽 印 刷 科 理 容 科 美 容 科
1 類	6 月	軽 印刷 科建設機械運転科

経済変動によって発生の危惧される転離職者等に関し、効果的な職業訓練を機動的に実施しうるよう予め措置されたいこと、等を「当面の職業訓練行政の運営について」として労働大臣宛に建議したのであった(文献『15』16巻2号)。

上記建議の転離職者のための職業訓練の機動的実施のために、1-11表に見たように養成訓練に開設されている訓練科にならい6ヶ月訓練科の大中増加を昭和50年の基準改正で行った。そしてこれに続き、昭和51年6月に策定した(第2次)「職業訓練計画」は、「随時入校制や訓練期間の短縮・延長などにより機動的、弾力的な職業転換訓練の実施を推進することとし」たのであった(文献『61』532頁)。このような転離職者のための訓練の具体案として、職業訓練局指導

課は昭和52年7月に「能力再開発訓練にお ける入校時期の多様化とモジュール訓練方式 の導入について」(プリント)をまとめ、 「モジュール訓練方式」を打出したのであっ た。このモジュール訓練方式は、昭和53年 1月の「単位制訓練(モジュール訓練」の実 施について」(訓発第14号)通達において、 昭和53年度からの実施・試行を明らかにし たのであった。更にこのモジュール訓練は、 昭和56年4月の(第3次) 「職業訓練基本 計画」においても踏襲され、今日に至ってい る。しかし、「モジュール訓練」のカリキュ ラム理論は、多くの側面で従来のカリキュラ ム理論とは異った立場を打ち出しているため、 実践上の様々な問題が明らかになっている。 そこで、これらの課題については補章におい てより詳細に検討したい。以上のような転離 職者に対応するための法令上の整備としては、 従来の職業訓練法にはなかった訓練実施上の **留意事項として53年法においては第9条第** 3項に、「国および都道府県は、…… 職 業訓練の開始の時期、期間及び内容等につい て十分配慮するものとする。」を規定したの であった。

オイルショック以後の経済の低成長下にお いて、様々な教育訓練の実態に対応すべく、 第6期のカリキュラム基準はこれまで概観し てきたように改正され今日に及んでいる。こ こにおける多様な要求に合せた改正は、換言 すれば、4 1年法で確立したかに見えた段階 的体系的カリキュラム基準の再編成であると 言えよう。つまり、昭和53年の職業訓練法 の「改正は職業訓練制度に関するすべての問 題の解決の方法を用意しているものとはいえ ないものである。」したがって、「今回の改 正が、"職業訓練に関する抜本的検討の一里 塚"と称されるゆえんであり、今後引き続き 職業訓練制度に関する基本的検討が進められ ることとなろう。これが今回の改正の意義で あり、また限界でもある。」(文献『60』 148頁)からである。カリキュラム基準も、 正に総合的、系統的に検討されなければなら ない。

53年法による職業訓練制度の改正は、公

共訓練施設の再編成も促した。具体的には雇用促進事業団が経営していた総合高等職業訓練校は、昭和49年の職業訓練法中改正で規定された職業訓練短期大学校と技能開発センターへの転換をめざすことになった。即ち、「雇用促進事業団は…… 全額雇用保険でまかなわれており、性格的には国の施策の実施機関たる役割を担う」(同上226頁)からであった。特に「職業訓練短期大学校の転換は、「質的に郁道府県において実施することは通常困難であ」(同上)るとの判断にたっていたのである。そして都道府県立の職業訓練校が養成訓練の普通訓練課程、能力再開発訓練及び向上訓練を分担することになったのである。

この総合職業訓練校の技能開発センターと 職業訓練短期大学校への転換による公共職業 訓練の機能分担は53年法の新しい職業訓練 制度に対応した施策の一つであった。

カリキュラム基準の「再編成」は、上記のように職業訓練制度全体の再編成の中で行われたのであったが、それは「多様化・弾力化」の語につきるとも言える。しかし、その多様化又は弾力化が職業訓練の存在と厳しい緊張関係にあるのであり、その課題を解きほぐす糸口を探すことが、次章以下の目的である。

第2章 カリキュラム基準の受講者別分析

第1節 失業者のカリキュラム基準

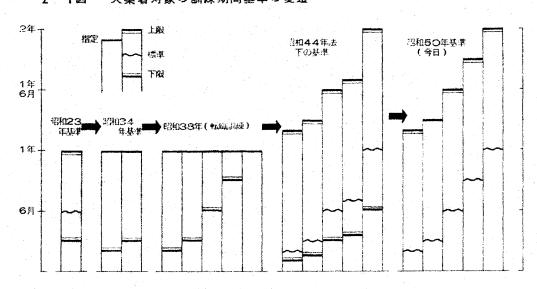
失業者あるいは転離職者等を対象とした職 業訓練は、一慣して公共職業訓練が中心的に 担ってきたが、第1章で述べたように、今日 のその訓練体系は能力再開発訓練に制度化し ている。その基準の概要は2-1表に示す通 りである。この訓練は、表のように職業転換

2-1表 能力再開発訓練のカリキュラム基準の概要

区分	職業転換訓練課程
能力再開発訓練を受ける	職業を転換しようとする者その他新たな職業に就こうとする者
ことができる者の資格	
数科	訓練科ごとに、教科の科目の標準を定めている。
訓練期間	1. 訓練科ごとの標準の訓練期間
	2月(3 訓練科) 3月(5 訓練科) 6月(167 訓練科)
	9月(1訓練科)1年(11訓練科)
	2. 1に定める訓練期間は、1年を超えて延長することはできない。
訓練時間	1. 訓練科ごとの訓練の総時間の標準
	訓練期間6月の場合は800時間
	2. 1の総時間は、2分の1を超えて短縮することはできない。
	3. 訓練科ごとに、教科ごとの訓練時間の標準を定めている。
通信制訓練	1. 教科のうち専門学科の訓練は、通信の方法によっても行う
	ことができる。
	2. 1の場合における面接指導のための訓練の標準は、専門学
	科の訓練時間の標準の20%とする。

出典 文献『80』243頁より作成

2-1図 失業者対象の訓練期間基準の変遷



調練課程のみにより構成されており、そのカ リキュラム基準を、教科、期間及び時間とも 「標準」として定めている。この概要は、施 行規則の別表第7をまとめたものであるが、 このような失業者を対象としたカリキュラム 基準が戦後如向なる経過を経て成立してきた かを整理してみよう。そこで、主要な失業者 対象のカリキュラム基準における訓練期間基 準の変遷を図示すると2-1図のようになる。 この図と序-2表等とを対比すると、失業者 のための訓練期間は6ヶ月を標準としてきた ことがわかる。但し、それ以上の延長が可能 であったことも図に見る通りであるが、現実 的にその延長が、財政的にも、且つ受講者の 家計上からも可能になったのは、「技能者養 成の職業訓練期しに入ってからであった。そ してその可能性が生まれた時期は、皮肉にも 失業者は訓練を受けずに再就職が可能な時期 でもあった。それでは以下、戦後の失業者を 対象としたカリキュラム基準の実態を見てみ よう。

先ず、戦後の公共職業訓練の根拠法として は、職業安定法の制定迄は昭和13年4月の 職業紹介改正法が生きており、その第3条 「政府ハ職業紹介事業ニ併セテ職業指導及必 要ニ応ジ職業補導其ノ他職業紹介ニ関スル事 項ラ行フモノトス」の条項であった。この紹 介法に基づき、新たな規程として、「勤労配 置規則」(昭和20年10月、厚生省令第 40号)及び「職業紹介業務規程」(昭和 20年11月、告第116号)を定めたので あった。前者では第3条において、「地方長 官必要アリト認ムルトキハ求職者ニ対シ其ノ 就職前ニ於テ勤労適性検査又ハ勤労訓練ヲ受 ケシムルコトラ得しと、後者では第35条に おいて、「動労署ハ就職セル者ニ対シ必要ナ ル補導ヲ行フモノトス」と規定したのであっ た。これらの規定に基づき、勤労局長は、昭 和21年7月12日「職業補導実施要綱に関 する件」(勤発第307号)を地方長官宛に 通牒したのであった(文献『23』、10~ 17頁)。その趣旨は、「職業補導は戦争終 結に伴ふ産業離職者、復員軍人、海外引揚者、 戦災等失業者中直ちに就職し得ざるものに対

し、所要の技能を補ひ、健全なる職業に円滑 且つ速やかに就業し得る様指導し、以って民 生安定を図ると共に戦後の産業復興に資する ことを本旨とすること。」としていた。しか し、その内容は、「戦災復旧、戦後産業の振 興に必要なる職種」を選定し、「補導教程」 は「厚生省に於て指示する所に依」るとする にとどまっていた。職業補導の内容を最初に 具体化したのは、同年9月14日の「職業補 導所新設拡充計画に関する件」(勤発第475 号) 通牒においてであった(文献 [19] 33 頁~)。 そこでは、補導種目として、建築工、建具家 具工、和洋裁技能者、手工業関係、機械器具 工、食品加工技能者の6種目を定め、「補導 期間6ヶ月、ただし食品加工技能者は3ヶ月」 としたのであった。又、翌22年3月4日に 「昭和22年度職業補導並に投産共同作業実 施計画調の件」(勤発第98号)通牒におい て、上記の種目の他に、木船工、建築関係技 能者及び事務関係の3種目を追加したのであ る(文献『23』22頁。しかし、このような補 導種目と補導期間の指定の他には基準の規定 はなく、職業補導の体系が形づくられるのは、 職業安定法の公布を待たなければならなかっ

職業紹介法に代わる戦後の新たな職業行政 としての職業安定法が公布・施行されると、 カリキュラム基準も新たな整備が開始された。 即ち、昭和23年2月16日の「職業安定法 施行に伴う職業補導実施に関する件」(発職 第13号)によれば、建築工、木船工、和洋 裁及び公民科の教程の基準は、昭和22年2 月4日より8月8日の間に既に通牒されてお り、機械工、自動車修理工、自転車修理工、 時計修理工、鋳物工、溶接工、電気機械修理 工、ラジオ組立修理工の教程についても近く 通牒するとしていた(文献『 8 』、昭和 23年6月号)。上記の補導種目からも窺え るように、補導教程は特に戦災復興に緊急を 要する種目から基準が定められたのであり、 これに加え、同年4月7日には、補導期間の 基準を通牒したのであった。(文献『32』、 年表)。このようにして、次第に失業対策の 一環としてのカリキュラム基準の整備が計ら

れたのであった。そして、上記のような個別 の通牒により出されていた種々の基準をまと めて出版したのが「職業補導の手引」なので ある。

「手引」においては補導種目として「現在の労働力の需給状況からみて、一般的に不足していると認められる職業種目であって、補導上適当と認められるもの」として、「製図、鍛冶工、機械工、機械器具組立修理工、印刷工、漆芸工、大工、タイピスト、筆耕、洋裁師、陶工、義肢工」を例示していた(文献『25』)。本稿との関連で重要なのは「職業補導の基準」であるが、その「2300目的」は次のように記されている(同8頁)。

「職業補尊を行うに当っては本事業の方針に 則り直接には労働力需給の状況によりその内 容が決定されるべきであるが、本事業に指針 を与え、内容に全国的規模においての同一性 を持たしめることはともすればおちいりやす い都道府県間における補導内容の不均衡を是 正して全国的共通性を持たしめ、足らざるを 補ってその質的向上を図る方途となるのでこ こに必要な基準を定めるのである。」

上の目的規定より明らかな通り、公共職業補導における基準は、訓練内容の全国的共通化及び、その質的向上をめざして定められたものであった。そこには、訓練内容の地域性あるいは施設の特殊性を考慮する視点が欠落しており、共通性と地域性等との間に矛盾が存在するということを顕在化させぬまま、今日迄に及んでいるのである。

この時の基準は、上記の目的の他に、規模の基準、定員の基準、補導期間の基準、教程の基準、指導員の資格基準の項目に分れている。しかし、目標に関する基準については、附属資料のように「建築工技能程度別標準案」の例外的な記述を除いて定められていなかったのである。しかし、各種目とも「備考」において、職業補導は「所謂完成教育(の方針)に依らず」に訓練し、「終了並びに就職後の自奮自励に依り大成せしめること」という目標規定は共通していたのであった。公共職業訓練の目標規定として、この「修了後の大成」という在り方は、今日的にも再検討に値する

課題と言えよう。

さて、補導期間の基準についての規程を見ると、次のようになっている(同9-10頁)。

「補募期間については当該職業種目に就職を容易ならしめるに必要な限度と、その補事を受ける者の生活状態とを勘案し、概ね6ヶ月を標準とするも、補導種目の如何によりこれを一年迄延長し又は最底3ヶ月を降らない範囲において短縮しても差支えない。」

この補導期間の基準を別表に定めている (同18-20頁)が、その期間別に種目数 を整理したのが2-2表である。表の如く、 補導の期間は上記規程にもあったように「6 月」及び「6月~1年」が中心に定められて いたのであった。このことは前述の第1期に おける「補導期間6ヶ月」とした規定に比し、

2-2表 補導期間別指定補導種目数

煳	[6]	種目数
3ヶ月	~ 4ヶ月	1
3ヶ月	~ 6ヶ月	7
4ヶ月	~ 6ヶ月	5
6	ケー月	2 0
4ヶ月	~ 1ヶ年	1
6ヶ月	~ 1ヶ年	2 5
1	年	4
	計	6 3

- (備考) 1. 補導期間に幅をもたせてある ものについては、地方的事情及 び製品種目等を考慮し、その範 囲内において適当な期間を定め ること。
 - 2. 補導期間が6ヶ月以上にわた るものは、なるべく前期、後期 に分ち前期終了後就業希望する ものの便宜を計ること。

大巾な期間延長をなしたと言えよう。しかし、 備考の2にあるように、なるべく「前期」で 就職させることが望ましいとしていたのであ った。

さて、教程の基準についての規程は次のように記されている(同10頁)。

02450 原 則

補導教程の実施については、補導全期間における進度に関して精密な計画を樹立し指導員相互の緊密な連絡の下に計画的、系統的な補導を行わなければならない。

0 2 4 5 1 基 進

補導種目別の教程の基準は別表による。 02452 記載外種目の基準

別表に記載されていない種目に関しては 各補導所毎に教程案を作成し、都道府県知 事の承認をうけしむるものとする。

上記のように、カリキュラムは計画的、系 統的に実施することとし、その基準は別表に 記していた。この時の別表には「公民」、 「裁縫」、「木船工」、「建築工」及び「木 工」が掲載されていた。教程の名称から分る ように、4 職種と1 科目について基準が示さ れていたが、特徴的なのは「公民」であろう。 「公民」とは今日の「社会」に相当する科目 であるが、この単独の教科の基準が制定され たことは、職業訓練のカリキュラム基準の歴 史上この時のみである。この公民の基準を受 け、戦後の職業補導用の教科書として最初に 発行されたのが『公民の話』(文献『24』) であった。これらの分析については本稿の目 的を外れるため別稿に譲りたい。公民に関す る今日的課題について記せば、失業者を対象 にしていた時期の公民の基準は、各職種別教 程基準の普通学科と併に、今日普通学科が削 除されていることからみてその存在の意味を 問うていると言えよう。

附属資料に紹介しているように、この時の 教程基準には、「備考」として数項目の注意 書きがあり、それぞれ重要な指摘であるが、 その最後に「各補導期間の開始……」言々 とある。この「各」は極めて意味のある語句 と言えよう。これは補導期間の開始が年間に 複数回あること、即ち今日的用語で言えば 「随時入校制」を採っていることであり、こ のことは附属資料(1)一億によっても証明でき る。このような随時入所は、学校教育法施行 規則において学年の始めを4月1日と規定し ているのと異り、職業訓練においては今日に 至るまで、年度あるいは訓練期間開始の時期 を規定していない以上当然のことであった。

以上のように労働者保護期における失業者 の為の職業補導の基準は成立してきたのであ ったが、この他に失業者対象の作業訓練があ った。それは、戦前の授産施設、国民共同動 労施設を受け継いだ授産授職施設であり、共 同作業施設における「作業訓練」である。こ の共同作業施設の作業訓練は、職業安定法に おいて職業補導の中の1として規定されたの であったが当初は公共事業として運営されて いたものである。即ち、「授産共同作業施設 は失業者就中引揚者復員軍人工場離職者等を 対象とし、…… 適当な職場を提供し、生 活の安定を期せしむると共に経済再建に必要 なる生産に寄与せしむる目的を以って新たな る構想の下に経済再建公共事業の一環として …… 設置する」としたのである(昭和 21年9月14日勤発第475号、文献 『19』37頁)。このような趣旨から、職 業安定法が制定された後の「23年版手引」 では「共同作業施設は失業者を収容し、これ に当該職種についての知識技能を与えると共 に併せて生計費を得せしめんとする施設であ るが、そこに於て知識技能を与えんとする一 連の行為を作業訓練といい、職業補導の一環 として認めんとするものである。(文献 『25』55頁)」としたのであった。この 時も「作業訓練を実施する施設は公共事業 (同上)」であることに変わりないが、この 公共事業と作業訓練との関係について「失業 対策と人的利用」は次のように述べている (同上第4章11000)。即ち「共同作業 施設は公共事業が一面公共土木事業といわれ る如くその性質上主として筋肉的重労働であ るので、かかる重労働の職に就けない者であ って、比較的軽労働又は工場的労務に就労し ようとする者に対し就労の機会を与えるもの である。」と。従って「作業訓練を受ける作 業者も一般の作業者と同様当該施設の経営者と使 用関係に立つのであ(同前56頁)」り、訓練を 受けつつ賃金を保障することを本旨としていたの であった。その「作業訓練種目の選定は……特に

訓練期間を考慮し概ね3ヶ月以内に技能修得の目的

を達し得るもの」であり、且つ「その技能を全般

2-3表 共同作業施設作業訓練期間基準

分 類	作業訓練	東種目数
分 。 類	1ヶ月	3ヶ月
食料品製造の職業	2	
繊維製品製造の職業	3	2
仕立繊維製品製造の職業	1	4
木材及び木製品製造の職業	2	7
化学製品及び化学薬品製造の職業	1	1
ゴム製品製造の職業		2
石粘土及びガラス製品製造の職業		2
金属加工の職業		1
各種の製造加工の職業		1
計	9	20

的に修得するには少くとも1ヶ月以上を要するもの」で、2-3表のような「別表の基準」を示していた(同上)。この作業訓練の基準は、「作業訓練を行う施設の長は技能教程、関係学科及び訓練時間を定め都道府県知事の承認をうけることを要する。」としていた他に、「最少限度週20時間を作業時間の一部を訓練をうけるもののために訓練時間として割当てねばならない(同上57頁)」という規定であった。

以上のような作業訓練の実施状況は2-4 表に示した通りである。24年度ば減少傾向 にあるのは、この公共事業としての作業訓練 が24年度の第2・4半期で廃止されたこと によるのである。その理由は「中間経費が多 いこと、…… 就労者に老人、婦女子が多 く家計の補助的な目的で就労するため、民間 事業へ、配置、転換が困難である……… こ れに加えて緊急失業対策法」が実施され該事 業の再検討がなされていたところへ、G.H. Q. よりも中止勧告が出されたことによる (文献『13』26年版97頁へ)。しかし、 その重要性が否定されたわけではないため、 「地方公共団体のうちには、自発的にその後 も継続して経営し…… ている向もあ」 (同上98頁)ったのである。共同作業施設 への国庫補助は上のような経過で打ち切られ、 後述する新たな共同作業施設が昭和28年に 設立される迄、この種の訓練は国の施策から

消えるのであるが、このことは失 業者保護の職業訓練が極めて困難 であることを物語る1つの事例で あろう。

「職業補導の手引」に続き、公 共職業補導用として出版された単 独のマニュアルは、『補導事務必 携』であったが、これは前者に数 種目の新たな基準を追加したもの の、基準の枠組みに大きな変更が なかったことは1章で述べた通り である。その「職業補導の手引」 が大きく改正されるのは技能者養 成期に入ってからである。即ち、 昭和26年度に「職業補導の根本

方針」が出され、この方針に基づき、昭和27年に出版された『補導提要』がそれであった。この中に改正された「職業補導の手引」が章として設けられたのであった。

2-4表 共同作業施設の運営状況

区	分	昭和23年	昭和24年
施	設 数	634所	427所
経	都道府県	6 3	4 8
営	市	129	100
E	BJ.	235	164
体	村	207	115
-	30人	364	2 7 9
定	50人	2 3 1	117
	70人	29	2 3
Ø	100人	9	8
	120人	1	
	繊維関係	300	212
種	木竹関係	157	9 4
15	藁紙関係	7 9	4 8
目	食品関係	17	1 0
	雜品関係	81	6 3
	<u> </u>		
作	業人員	17,863名	14.719名
E	庫補助	10,1674 円	4,7496 円

文献『13』昭和26年度版より作成

2-5表 補 導 種 目 の 転 換

	大 分 類	rţ	5 類
番号	·	番号	職 業 名
0	自由専門的管理的職業	0 - 4	半自由専門的職業
	•		
1	書記的販売的職業	1 - 0	書記的及び類似職業
2	奉仕職業	2 - 2	接客サービス職業
	農業水産業林業		漁業的職業
4 - 9	技能、半技能、無技能職業	(A)	製造工業及び関連作業の職業
		4 - 0 1	食料品製造の職業
		4-14	紡織品製造の職業
		4-21	紡織品仕立加工の職業
		4-29	木材及び木材製品の製造の職業
		4-41	紙及び紙製品製造の職業
		4-44	印刷業の職業
		4-59	皮革及び皮革製品製造の職業
		4-65	石、粘土、ガラス製品製造の職
			業 (窯業、土石加工)
		4 - 7 1	金属加工の職業
		4 - 9 7	電気師及び電気機械器具の製造
			職業
		5 - 0.2	輸送機械製造の職業
•		5-06	各種製品製造の職業
•		5 - 1 6	各種の製造加工の職業
		(B)	非製造加工作業の職業
		5 - 2 2	建設職業
		5 - 5 1	通信、ガス、水道、電気の職業
			運輸の職業

- (注1) 27年版手引を基に作成
- (注2) 年度により名称の異る種目や統合、分離もあるが、関連するものを整理した。 種目数はいずれも63種目が掲載されている。
- (注3) カリキュラム基準の完成した種目で、()内は第1期に完成したが、27年版で不掲載、「 」内は27年版で完成、『 』内は両者に掲載されている種目。

補包	草 種 目 名	(注2)
23年版手引だけ の期間基準種目	23,27年版手引の両 者に掲載されている種目	27年版手引だけの選定種目
翻訳	「製図」、「通訳」	「無線通信」、測量、統計、 衛生試験、農芸化学、「写 図」
珠算蔣記	「英文タイプ」、「和文タイプ」	速記、「経理事務」
	「理容」	美容
漁労員		
		processors or the state of the
食料品製造工		「水産加工」
	「織布」、染色	「手芸編物」、製糸
製帽工	『洋裁』、(和裁)	「男子服」、ミシン縫製、 刺繍
製材工、建具工、家具工、 下駄製造工	『木工』、「竹藤細工」	木竹工芸
	製紙	
製本工	「活版印刷」、「謄写印刷」	
	皮革加工	
硝子工	「陶磁器」、石材加工	
金属彫刻工、製鋼工、農機	「板金」、(鋳造)、『鍛造』、	「自動車板金」、「仕上」、
具修理工	『熔接』、『機械』、『時計修理』、「ミシン組立修理」	鍍金、銅器、装身具
	ほり、「、ファ祖立修理」、「電気機器修理」	
	『木鉛』、自転車組立修理、 『自動車整備』、内燃機修理	
玩具工、洋傘工、和傘工、	義肢	刻印、毛筆
眼 銳工		
	「塗装」、「漆器」	木型
萬職、配管工、畳工	『建築』、左官	鉄筋、タイル
	「電工」	
船舶運転士		

この「27年版手引」では従来別々であった 規模の基準、期間の基準及び教程の基準の3 基準に、技能の標準を加えた4基準が統合さ れて別表において種目別に公表されることに なった。

それでは「手引」の改正点について、先ず 補導種目の転換を分析してみよう。それを見 るためには種目の選定基準があるが、「23 年版手引! では前述のように数種目を例示し たにとどまり、「27年版手引」では、選定 方法の原則を5項目解説しているに過ぎない。 従って、種目の転換状況を分析するためには、 「23年版手引」の基間基準の一覧表に掲載 されている63種目と、「27年版手引」の 「補導種目の職業分類」に掲載されている 63種目を対比しなければならない。その結 果が2-5表である。表に見る如く、27年 版手引で選定されていない種目は、本来公共 訓練に向かない種目か又は、余り高度の技能 を要しない種目と言えよう。反対に27年版 手引で新設された種目は、各々の職業分類で より高度の技術・技能を要する種目と言える。 このような補導種目転換の方針が、実際の補 導所における転換状況にいかに反映されてい るかを示したのが2

2-6表 補導種目の転換状況(多)

建冰纸日本的米八零	昭和 2	5 年 度	昭和26年度		
補導種目の職業分類	種目数	定員数	定員数	定員数	
木材製品の製造業	134	4,290	103	3,4 3 5	
八小双曲 7 双起来	(26.0)	(24.2)	(21.0)	(1 9.3)	
建設職業	1 1 0	3,8 8 5	93	3,3 4 5	
是 奴 啾 米	(21.3)	(21.9)	(18.9)	(18.8)	
A B to T の職業	4 5	1,485	7 1	2,3 5 5	
金属加工の職業	(8.7)	(8.4)	(1 4.5)	(1 3.2)	
その他	227	8,055	224	8,670	
その他	(4 4.0)	(45.5)	(45.6)	(4 8.7)	
¥L	516	17,715	491	17,805	
it	(100.0)	(1 0 0.0)	(100.0)	(100.0)	

出典 文献『13』S.27年、105頁より作成

一6表である。この表の如く、その転換は木工・建築系職種の減少が著しく、これに代って 金属加工職種の増加が認められるのである。 補導種目の金属加工職種への転換は、同時に 推進された新規中卒者の入所・募集の方針と 密接な関連をもっていた。即ち、金属加工職 種への適応は、中高年失業者よりも若年者に その可能性があり、より高度な熟練を要求す るとき必然的に訓練期間は長期に、訓練内容 は学科重視・高度化へ連なるのであった。こ の期待に充分新規中卒者は応え得たのであった。こ のような変化・対応は戦前においても 全く同様に認めることができたのである。

このような「補導内容の充実」は、新規中 卒者向きのカリキュラム基準として定着し、 以後の養成訓練の基盤となっていくのであっ た。従って、そのような基準はそのまま失業 者に有効であるとは言えない。そこで、中小 企業等の離職者、炭鉱及び駐留軍関係の離職 者を対象に制度化されたのが夜間職業補導等 であった。職業訓練法が制定される迄の書わ ば第3期の失業者を対象とした訓練は2-7 表の通りである。以下、これらの訓練につい て紹介してみたい。臨時職業補導とは、当時 の行政整理に伴う行政被整理者を対象とした ものであり、しかしその訓練の内容について は不明である。

共同作業所は、後述の総合職業補導所と同様に、失業保険福祉施設として身体障害者職業補導所に附設された。この施設は昭和24年度国庫補助が打ち切られた共同作業施設と異り、国が設置し、都道府県が運営し、失業保険の被保険者を入所の対象としている。訓練期間は1年以内とし、作業種目は当該補導所に設置されている補導種目の中より選択され、作業訓練を行って技能の向上を図ることを目的としていた(文献『13』昭和29年度242頁)。この施設は職業訓練法施行後も継続されていた。

失業者特別指導訓練は、「失業者に土木作業に関する知識技能を付与するとともに、その勤労意欲を振起せしめ、もって公共事業、民間事業等への就労促進」を目的として、開始された(昭和30年9月12日職発第

1,022号)(文献『13』昭和30年度 301頁~)。「指導訓練の期間は2ヶ月と するが、……これを伸縮することができ る」とし、訓練内容は、「A土木作業、B舗 装作業、Cコンクリート作業、D石積作業、 Eその他」の作業種目とし、これらの選択及 び「他に必要と思われる種目を追加して」実 施が認められ、「指導訓練は基礎訓練と作業 訓練に分けて実施する」としていた(同上)。 この訓練に関する昭和32年度以降の実施状 況は不明であるが、失業者の為の訓練として 注目される。

家事サービス公共職業補導所は「短期間に 有能な家政婦を育成しようとする」施設であ り、又、内職公共職業補導所は「未亡人や主 婦の職業対策の一環として、内職に関する相 談、あつせん、その他の援助を行う」施設で ある(文献同上358頁)。これらの訓練は、 特定の女性を対象とした訓練としては戦後初 めての施設であった。

短期補導とは、「駐留軍の撤退に伴う離職者対策の一環として、昭和32年10月以降臨時に、3ヶ月ないし6ヶ月(で)……既設の施設を利用し、または臨時施設を設けて実施」していた訓練である(文献『7』昭和33年241頁)。この訓練は、昭和32年9月24日の「駐留軍撤去に伴う離職者の対策について」閣議決定(文献『13』昭和32年283頁~)により具体化されたものであった。

最後に夜間職業補導であるが、この訓練が 2-7表の中で特に重要な制度と言える。即 ち、後述するように、この訓練が職業訓練法 下の定時制訓練として制度化され、失業者の 為の訓練の基盤になるからである。この訓練 につき、労働省は次のように説明している (文献『7』昭和30年252頁)。

「昭和29年初頭に始まったデフレ政策の影響による中小企業倒産に伴う離職者の増加と、アメリカ占領政策の推移による駐留軍労務者の大量解雇や、現在浮動的な職業にいるために転職を希望する者に対する緊急措置として、昭和29年10月20日、『夜間職業補導実施要領』が施行せられた。

長 第3期(転回期)の失業者対象の訓練

年度(昭和)	臨時職業補尊	共同作業所	失業者特別指導訓練	夜間戰災補尊	家事サービス	内 戰 公共職業補導所	短期補政
9							
	(施設費4萬円)						f.
2.7	194 - 294 -						
8	(桂角貨5萬円)	6所.50名/所					•
		17年以内					
5 9		6所,300名	2ヶ月,6,000名	6都府県,18種目			
A,414			550名(修厂)	730名,64月			
0		6所,17種目		30 都府県, 86 種目	短期間	5カ所	
		320名	6,000名,2,675名	6,500名	1カ所		
-		6所,19種目		59所,125種目		8 カ所	
		300名	5,400名,5,639名	5,000%			
67				4,650名		8カ所	3~6万月
		19種目,300名		59所,108種目	2カ所		(臨時施設)

出典 文献『7』及び文献『13』より作成。

即ち、この補導には、主として大都市所在 の公共職業補導所であって、新たに設備を必 要としない所を活用することとし、種目は原 則として、機械、自動車整備、板金、塗装、 溶接等工業部門より選定し、定員は1種目 30人とする。

その教程基準は、おおむね、昼間の教程基準に準拠するが、特に実技に重点をおくことは夜間補暮の性格上当然で、補導時間は毎日午後5時より午後8時まで、期間は6カ月である。また、その実施に要する経費は、定められた基準の2分の1を補助する。」

訓練の対称者は上記説明では、中小企業及び駐留軍労務者の離職者を対象にしていたが、石炭鉱離職者も後に加えられている。即ち、昭和31年11月1日の「石炭鉱業合理化臨時措置法の施行に伴う離職者対策について

(職発第1,111号の1)」において、「離職者に対する職業補導事業の周知徹底を図り、夜間補導の活用等により離職者の就業機会も増大するための技能附与につきできる限り努力すること」と通達したのであった(文献『13』昭和31年317頁)。この夜間補導の基準については昭和31年3月9日に通達されたとある(文献『32』年表)が、その内容については2-8表のように規定した基準が明らかになっている。

2-8表 夜間課程職業補導基準制度種目

補導種目	補導期間
機械	(1年,6ヵ月)
쯈 接	(1年,6カ月)
電工工	(1年,6カ月)
自動車整備	(1年,6カ月)
ラジオ組立修理	(6カ月)

出典 文献 [31] (6カ月) 171頁より

以上のような訓練が、転回期の失業者を対象とした訓練であった。それらはそれぞれの 趣旨に合せて極わめて多様な且つ"弾力的" な基準であったと言えよう。

さて、上述した夜間職業補導が、昭和34年の基準改正により制度化された定時制訓練に受け継がれるのであるが、この経過を説明した通達が次の昭和34年4月1日の職発第153号である。

「昭和33年7月1日付職発第535号通牒 (職業訓練法の施行についての通牒)により、 昭和29年12月10日付職発第609号通 牒(夜間職業補導の実施についての通牒)及 び32年10月18日付職発第830号通牒 (駐留軍撤退に伴う離職者に対する職業補尊 の実施についての通牒)の例によることとなっていた夜間又は駐留軍離職者に対する職業 訓練についての特別措置は廃止され、今後、 これらの者に対する職業訓練は定時制の職業 訓練の基準によるものであること。」

この時の基準改正により、「定時制訓練」と名付けられた基準が新設された訳ではないが、その内実を示す基準と考えられるものとして「基礎訓練」の中に「2カ月以上1年以下」及び「3カ月以上1年以下」の期間で2-9表に示す職種が新設されたのであった。 先の2-8表に示した夜間補導に設定した基準職種は、ここでは「3カ月以上1年以下」に継続されていることがわかる。しかし、33年法下の基礎訓練は「求職者に対して、基礎的な技能に関する職業訓練を行う」ことになっていたのであり、「定時制訓練」のみが失業者対象の訓練課程でないことは明らかであるが、序-4図等から見てそれは少数であったことが窺える。

上記の定時制訓練が年々拡大し、より長期の基準が定まったのは1-8表に示した通りである。例えば昭和35年3月の施行規則改正(令第4号)では、それまで「6月」であった基準を「6月以上1年以下」の訓練期間とし(但し、訓練時間900時間は不変)たのであったが、この改正は「夜間その他特別な時期においても訓練ができるようにした」(同29日職発第257号、文献『15』2巻

2-9表 昭和34年基準における「定時制訓練」職種

めっきエ	,	鋳物工
のご目立工		機械工
洋服工	3	仕上工
洋茂工	,	板金工
和裁工		溶接工
ミシン縫製工	月	配管工
編物工	以	電 I
二・三輪自動車整備工	上	電気機器修理工
左官	1	ラジオ・テレビ修理工
タイル張工	年	自動車整備工
プロック建築工		機械製図工
写図工		塗装工
腾写印刷工	٢	事務員
英文タイピスト	4	経理事務員
和文タイピスト		(************************************
	のこ目立工 洋服工 洋放工 和裁工 ミシン縫製工 編物工 二・三輪自動車整備工 左官 タイル張工 ブロック建築工 写図工 謄写印刷工 英文タイピスト	のこ目立工 洋服工 洋放工 和裁工 ミシン縫製工 編物工 二・三輪自動車整備工 上左官 タイル張工 ブロック建築工 写図工 勝写印刷工 英タイピスト

4号)のであった。そして、このような定時制訓練を基盤として今日の能力再開発訓練となっている基準を整備したのが、昭和38年の施行規則改正(令第8号)であった。即ち、その改正で別表第1の基礎訓練の基準を全面改正すると同時に、表末の「備考」の2として次の1項を新たに追加したのであった。「科目の欄の〇印を付した項目は、訓練生の年齢、職業経験等からみて技能を習得させるために必要がある場合において、これらの項目を除いて訓練を行なうことができるものを示し、訓練時間の〇印を付した項目を除いて訓練を行なう場合における科目ごとの訓練時間数を示す。」

この〇印が付された職種は2-10表に見るように合計35職種になる。又、上記施行規則改正に続き4月8日に「転職訓練の拡大強化について」(訓発第54号)通達を発し、この中で「転職訓練推進要領」を制定したのであった(注7)。この要領において2-10表に示す「転職訓練対象職種」を指定したのであった。前記基準改正で〇印が付された職種を全てこの中に含めていることがわかる。翌年これらに加え、機械部品検査工(6

月以上1年以下)を追加し (令第9号、5月19日訓発 122号) 合計50職種にし たのであった。この転職訓練 対象職種が設定されたことに より、失業者対象のカリキュ ラム基準はその独自性の足場 を確立したことになる。即ち、 2-10表からも分るように、 それまでの定時制訓練の基準、 その他「1年」の基準の中か ら、換言すれば「基礎訓練」 の基準の中からそれは指定さ れたのであり、「求職者」を 対象としていた「基礎訓練」 から「失業者」を対象とした 「転職訓練」が分離独立した と言えるのである。この転職 訓練が昭和44年の法改正に

より、能力再開発訓練の職業転換訓練課程に 再組織され、今日に引き継がれているのであ る。

ところで、「転職訓練」の文言は昭和38 年になって突然に生まれたのではなく、昭和 35年頃より次第に使用され、概念も明確に なってきたのであった。即ち、「昭和35年 度職業訓練行政の重要事項について(職発第 417号)」(文献『15』第2巻第6号) において「新規労働者に対する養成訓練と既 存労働力に対する転職訓練」という対置概念 の下に初めて「転職訓練」を用いてこれを勧 奨したのであり、翌年4月1日の「職業訓練 行政の運営の基本方針について (発職第93 号)」において、5項目の基本方針の第3項 として「転職訓練の推進」を掲げてそれを勧 奨したのであり、更に、10月21日の「公 共職業訓練における転離職者の受入れについ て(訓発第130号)」においてその推進を 指示していたのであった。

これらの転職訓練の基準に関連して、訓発 130号通達では、「入所時期経過後であっ ても、補習訓練等により所定の訓練目標の達 成が期待し得ると認められる者については随 時(訓練期間6月の職種については原則とし

2-10表 公共職業訓練転職訓練対象職種一覧(〇印)

2-10	· 公共職業訓練事	4 明	家碱性一	美(〇中	,	
種類の		1 年	9月以上	6月以上	3月以上	2月以上
	訓練職種		1年以下	1年以下	1年以下	1年以下
分 類	1941 1945 1945 1945	1800時間	1350時間	900 時間		300 時間
金属材料 製 造	鋂 物 工	⊗		0		
金属加工	板 金 工	8		0	0	
Jack Work to Account	製かん工	⊗ ×		ŏ	Ö	
	金属プレスエ	0		8		
	溶 接 工	0	- A	Ö	0	
	めっき工	Ö	⊗ ⊗	Ö	<u> </u>	
	E T	 	<u>~~</u>	ŏ	0	
	建設機械整備工	⊗ ⊗ ⊗ ⊗		<u> </u>	<u> </u>	
		 % -				
	製材機械工	 & -		<u> </u>		
619 her or the	構造物鉄工	 		0 5 8 11		
電気工事 及 び 電機製造	電工	0		⊗7月以 上1年以 下1,050	0	
	電気機器修理工	8		O	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	電機部品組立て工	t				
,	電機卷線工	<u> </u>	 	 	l Ă	
紡織及び	洋服工	8		0	<u> </u>	
織物加工	洋 裁 工	Ö				
19474/JHL.	洋 裁 工 和 裁 工			⊗ ⊗ ⊗		
:	ミシン経製工	0	 	 		
	編物工	+		× ×		
	刺しゅう工	 		<u> </u>		
भ्रास्त्र सम्प्र		<u> </u>		l		0
運輸装置	自動車整備工	<u> </u>		0	0	ļ
製造	2・3輪自動車整備工	⊗ ⊗ ⊗		<u> </u>		
建 設	左官	🚫		<u>Q</u>		
	タイル張りエ	Q	ļ	8 8 8	 	
	プロック建築工	8	ļ	8		0
	配 筋 工	 	<u> </u>	<u> </u>		
木材加工	建築大工	8		<u> </u>	ļ	
	ポーニエ	8		0		
土石製品	石 エ ブロック製造工			& & ()		
製造	プロック製造工			\otimes		
製図及び	機械製図工	\otimes		10	0	
印刷	活版印刷工	\otimes		Ŏ		
	曆 写 印刷 工	0		8		0
各種製造	強 装 工	⊗ ⊗		0	0	
	製くっ工	⊗				
	合成樹脂製品成形工			8		
	紙 器 工				0	
	バフ研ま工					0
運転	建設機械運転工			8		
	ブルドーザ運転工				0	
	ショベル運転工	-	1 1 1	ļ <u>.</u>	<u> </u>	
	ロードローラ運転工	<u> </u>			<u>Q</u>	<u> </u>
	自動車運転員				<u>Q</u>	
	クレーン運転工			<u> </u>	Q	
······································	ポーイラエ	ļ			<u>Q</u>	<u> </u>
その他	測 位 負				0	
	玉掛け作業員					0
	荷扱い作業員					0
	経理事務員				0	1
24- 1 \ 000 En	3 9年5月 「会屋加丁	1 1- Tiels but s	可口岭水工厂	(CHIN)	L. CELLER	λ\ .

(注1) 昭和39年5月、「金属加工」に「機械部品検査工」(6月以上1年以下⊗)を 追加する。

(注2) ⊗教科の科目の一部省略ができるもの

て1月以内、訓練期間1年の職種については 原則として2月以内とする。) 入所させるも のとすること。」として、今日で言う"随時 入校制"を指示したのであった。そして、前 述の「転職訓練推進要領」において、既に昭 和35年の「炭鉱離職者訓練」で提唱してい た「等差循環方式」の採用を勧奨し、「訓練 内容は、修了後の就職に必要な技能及び適応 力を養成することに重点をおき、学科につい ては、実技に直接関連のある知識及び関係法 規の知識の訓練とし、実技については暇務に 必要な中核的作業に重点をおいて訓練を行な うこと。」等を指示したのである。以上のよ うに、この頃に定着した失業者対象のカリキ ュラム基準は、従来の定時制訓練を基にこれ を改革し、より失業者に治うように整備した と言えよう。

昭和38年に成立したこのような転職訓練 の基準は、「確立期」に入って昭和44年の 新職業訓練校の下で、能力再開発訓練の職業 転換訓練課程として制度化された。これは施 行規則の別表第7に整備されたが、前述のよ うな失業者に配慮された運用方針は、その前 文に明記してある(附属資料(6)参照)。 つまり前文では、「教科の科目」、「訓練期 間」、「訓練時間」についてこれらは「標準」 であることを明らかにし、特に訓練期間につ いては基準の期間の2分の1迄の短縮と1年 迄の延長を認めたのであった。この44年の 基準は、50年に改正されたが、上述の基準 の枠組みに変更はなく、それがそのまま今日 の53年法下の転職訓練課程の基準として引 き継がれているのである。なお、この別表第 7においては、普通学科が教科より欠落して いるが、教科の科目が標準であるために、 「弾力的な運用を行うことができる」(昭和 44年10月1日訓発第248号)ので、従 前と同じように実施できるものと考えられる。 さて、昭和33年の職業訓練法制定以降、 今日迄の失業者を対象とした訓練の主要な種 類と、その定員を整理すると附属資料 (1) 一9の如くになる。表に見るように、「一般 転職訓練」と「中高年令者訓練」とで毎年の 転職訓練の全定員の7割強を占めており、こ

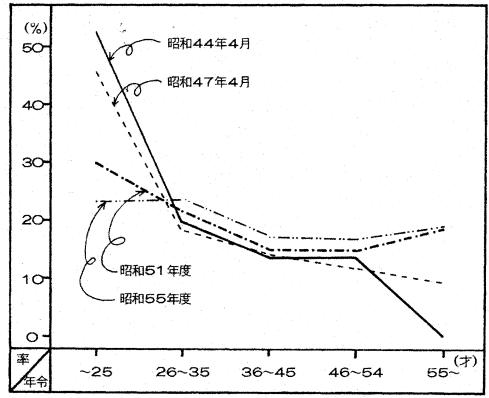
の二者が転職訓練の主要な種類であることがわかる。特にこれらは44年法以降は「一般転職訓練」に再編されたが、しかし昭和46年10月8日の「中高年令者を対象とする能力再開発訓練について」の中訓審答申を受けた後は、再度「中高年令者訓練」に再編されているのである。その間、昭和41年度から43年度までは、これに「日雇労働者訓練」も関連していることがわかる。

(1)-(9)表の転職訓練の中で、中高年訓練以 上に複雑な変遷をしているのは「定時制訓練! である。即ち、前述のようにこれはそれまで の夜間補導を受け継いだ訓練であり、訓練法 制定当初は失業者対象の訓練であった。しか し、表のように、昭和39年度よりは「転職 訓練計画」の中に入らなくなり、文献によっ てはこれを「養成訓練」の中に整理している 資料もある。しかし、既に明らかにしたよう に、その基準は「転職訓練対象職種」に延 90歳種が含まれていたのであった。又、 4 4 年の訓練法改正時においては、「現に行 なわれている定時制訓練については、専修訓 練課程の養成訓練における定時制訓練になる ものであること」(訓発248号)として、明確にそ れを養成訓練の種類にしたのであった。しか し、『失業対策年鑑』ではそれを「養成訓練」 からも「転職訓練」からも独立して整理して いると同時に、「新法においては、専修訓練 課程の養成訓練及び能力再開発訓練の何れに ついても、定時制訓練を行なうことができる」 (同上) ともしていたのであった。更に、「二 級技能士訓練課程」にも「定時制訓練」を定 義したのであり、ここでは「全日制訓練」の 対置概念として使用していたのである。しか し、定員数から見ると、これらは初期の定時 制訓練が継続しているものと理解できる。

ところで、附属資料(1)—⑨表に示した「転職訓練」の各種類毎の根拠規程及びカリキュラム基準の運用規定は2-11表の通りである。例えば訓練期間で見ると、農業離職者訓練の3ヶ月を標準とした短期の訓練から、昭和46年の中高年者等訓練の基準より1/4~1/2の延長を標準としたように長期の訓練があった。農業離職者訓練の場合も、

11表 転職訓練の種類別訓練基準の枠組み

***************************************	the state of the s				and the residence of the second section of the second second second second second second second second second	
4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	規程	訓練期間	東	争	備	
定時制訓練	昭和34年4月1日	組々追加される			従来の夜間補導	
	職発第153号	(1-8表参照)			(44年法で概念変わる)	
駐留軍離職者訓練	昭和32年10月1日	ш 8				
	職発第830号					
炭鉱雕職者訓練	昭和35年	6月(昼間900時間、夜	果枝を重じ、学科50%減を	50%減を	等差循環方式により3月毎に	1)
	懒発第82号	間400~300時間)	器かる		入所	
日雇労働者転職促	昭和37年4月3日					
進職業訓練	訓発第81号の2					
一般転職訓練	昭和38年4月8日	2月~1年,3月~1年,	〇印の専門学科目を消略可と	を消略可と	転職訓練対象職権として	
	訓発第54号	6月~1年,9月~1年,	₩.		49 懒稚を指定、遅延入所、	
		14			等差循環方式	
中陌年令失業者等	昭和38年10月	<u>ч</u>	同上, 実枝に重点		同上,35才以上を主体	
就聯促進訓練	訓練局長通達					-
港	昭和40年7月22日	6月以上1年以下	昭和41年10月、	、令第29		
	訓発第145号		号港灣荷役作業員			
農業離職者訓練	昭和45年7月20日	3ヶ月を標準	熔接等9訓練科			
	訓発第161号	A Company of the Comp	実技に重点			
中语年者,高令者,	昭和46年10月13	3日 1/4~1/2延長を標準	専門学科の消略を実技への振	実技への振	45才以上を対象(50才台	1 0
定年前等訓練	訓発第263号		幸		半ば以上も)	· .
婦人就職促進訓練	昭和47年7月1日					-
	動労婦人福祉法					
単位制訓練	昭和53年1月26日	基準の期間は短縮叉は延長	入校時期の多様化、機動的実	,楼動的夹	モジュール訓練方式の開発を	松
	訓発第14号	できない	施,弹力的運用		推進	



出典 昭和44,47年は文献『15』48年2月28頁、昭和51,55年は 文献『86』221頁より作成。 但し、文献『15』の「~25」の段階は「24才以下」である。

「受講希望者の実情に応じて弾力的に運営す ること」とし、又訓練期間も「訓練受講者の 実態を配慮し、必要に応じて変更することが できる」(訓発第161号)としていたので あり、失業者の訓練としてゆるやかな実施が 保障されていたのであった。と同時に、教科 目の内容を見ると、昭和35年の炭鉱離職者 訓練以降実技を重視し、その時間を学科より 充当する方針が慣かれていたと言えよう。そ れは、「修了後の就職に必要な技能及び適応 力を養成することに重点をおき、学科につい ては、実技に直接関連のある知識及び関係法 規の知識の訓練とし、実技については職務に 必要な中核的作業に重点をおいて訓練を行な う」(転職訓練推進要領)ためであった。そ して、遂時発生する失業者のために、受け入 れ体制として「等差循環方式」を早くより奨 励していたのであった。今日の能開訓練の基 準も、本質的に以上のような弾力性に富んだ

基準制度と異ることはないと言えよう。

しかしその転職訓練受講者が2-2図に見るように高令化している現実を見ると、新たな課題を提起されていると言えよう。

第2節 新規学卒者のカリキュラム基準

新規学卒者の訓練、換言すれば養成訓練のカリキュラム基準は、昭和44年職業訓練法の制定迄は、公共訓練と事業内訓練の基準は別々に設定されていた。それが、44年法において統一され今日に引き継がれている。その今日の概要を示すと2-12表の通りである。表のように、今日の53年法下では普通訓練課程、専門訓練課程及び暫定的に継続実施を認めている専修訓練課程より疫成訓練は構成されている。そして訓練時間についてはいずれの課程も標準として定められ、教科及び訓練時間については普通訓練課程及び専修訓練

2-12表 養成訓練のカリキュラム基準の概要

	All your mass	Add 300 Add	T	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
区分	普通訓	練課程	専門訓練課程		練課程
	第 1 類	第 2 類		第1類	第2類
養成訓練を		高等学校卒業者又	次のいずれかに該	普通訓練	高等学校
受けること	中学校を卒業した	はこれと同等以上	当する者	課程の第	卒業者又
ができる者	者若しくは同法に	の技能習得能力を	1. 普通訓練課程	1類と同	はこれと
の資格	よる高等学校を卒	有すると認められ	の養成訓練を修	じ	同等以上
	業した者(以下こ	る者	了した者又はこ		の学力を
	の表において「高		れと同等以上の		有すると
	等学校卒業者」と		技能を有すると		認められ
	いう。)又はこれ		認められる者		る者
	らと同等以上の学		2. 高等学校卒業	*.	
	力を有すると認め	artini ta	者又はこれと同		
	られる者		等以上の学力を		100 mm 1
			有すると認めら		
		.*	れる者		
教 科	訓練科ごとの教科の	の科目が標準として	訓練科ごとの教科	訓練科ご。	との教科の
	定められている。		について最低限必	科目が標準	単として定
	ただし建築科の認知	定職業訓練について	要とする科目を定	められてい	いる。
	は、教科の科目が最	技低限として定めら	めている。		
	れている。				
訓練期間	1. 訓練科ごとのも	原準の訓練期間			
	6月(6訓練科)	6月 (2訓練科)	2年(17訓練	1年	6月
	1年(3訓練科)	1年(158訓練	科)		
	2年(154訓練	科)	3年 (1訓練科)		
	科)	2年 (8訓練科)			
	3年 (6訓練科)	3年 (1訓練科)			p)
	2. 1に定める訓練	東期間は、1年を超	えて延長することは	できない。	
訓練時間	1. 訓練科ごとの記	川練の総時間の標準	1. 訓練科ごとの	1. 訓練和	+ごとの訓
	訓練期間2年の	訓練期間1年の	最低限の訓練の	練の総別	持間の標準
	場合は3,200	場合は 1,600	総時間	1,600	800
	時時間	時間	訓練期間2年の	時間	時間
- 1	2. 1の総時間は、	2分の1を超えて	場合は3,200	2. 1の集	窓時間は2
	短縮することはつ	できない。	時間	分の13	を超えて短
	3. 訓練科ごとに、	教科ごとの訓練時	2. 訓練科ごとに	縮するこ	ことはでき
	間の標準を定めて	ている。	教科ごとの最低	ない。	
	4. 建築科の認定職	後業訓練については、	限の訓練時間を	3. 訓練和	斗ごとに教
	訓練の総時間及び	が教科ごとの訓練時	定めている。	科ごとの	D訓練時間
	間を最低限として	て定めている。		の標準を	定定めてい
				る。	
<u> </u>			L		

出典 文献『80』237頁より作成

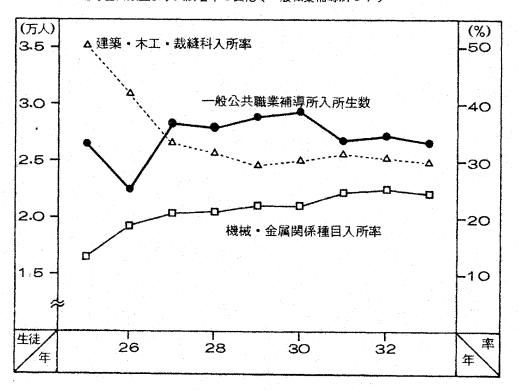
課程が標準、専門訓練課程が最低限として定められている。養成訓練の今日のカリキュラム基準における概要は上記の通りであるが、この「標準」制については前節の失業者の場合と違った課題を含んでいるが、この点については第3章で詳述することにし、以下公共訓練、事業内訓練及び44年法以後の統合期の3項に分けて、そのカリキュラム基準の変遷を見てみたい。

2-1 公共養成訓練のカリキュラム基準

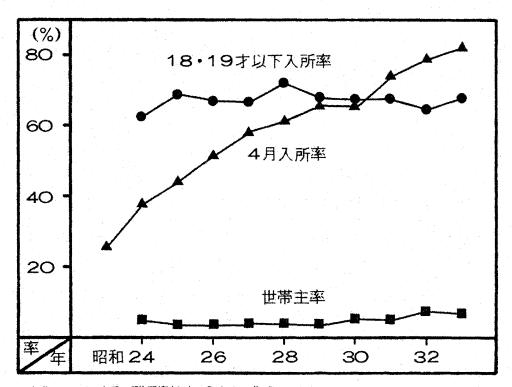
既に明らかにしたように、公共職業訓練における新規学卒者を対象とした養成訓練は、「技能者養成期」、カリキュラム基準の区分で言えば第3期の「転回期」に入って開始されたのであった。それは種々の社会的な外的要因及び、公共職業補導の拡充策としての内因により制度化されたと言える。その最大の現象が総合職業補導所の設立であったと言えるであろう。

カリキュラム基準に即して述べれば、『職 業補導提要』の発行によって、前節で述べた ように、先ず訓練職種の金属加工職種への転 換として表れたのであった。この職種の転換 は、新卒者を入所の対象としたことと関連し ていた。それは2-3図及び2-4図に見る ように、新卒者の増加、機械・金属種目への 入所率の増大というように、両者が相応的に 他方を助長したのであった。そして、入所者 の新規学卒者化、補事種目の機械・金属化は 訓練期間の長期化を必然的に促進するのであ った。例えば、昭和27年に発行した『職業 補導提要』中の「職業補導の手引」(27年 手引)の期間と、23年の「職業補導の手引」 との訓練期間を比べてみると2-13表のよ うになる。期間基準についても前述のように、 27年版手引では一覧表がなくなり、カリキ ュラム基準の完成した28種目についてだけ しか対比できない。その結果、丸で囲った1 種目(製図)を除いては、全て23年版手引

2-3図 補導種目類型より入所者率の変化(一般職業補導所のみ)



2-4図 職業補導所の入所率の変化



出典 1-7表及び附属資料(1)-⑥表より作成。

2-13表 期間基準の延長状況

2 3 年版	5月	6月	9月	10月	1年	計
3 ~4月	1					1
3 ~6月		1	= 1		2	3
4 ~6月		3			1	4
6 月		2	1	1	2	6
4月~1年		1				1
6月~1年		2		1	8	1 1
1 年			Œ		1	2
d i	1	9	2	2	14	28

2-14表 カリキュラム基準の完成種目の期間の延長

2 4 年版	廃止	6月	10月	1年	計
6 月	1	2	2	6	1 1
1 年				1	1
at .	(1)	2	2	7	

(注)計の種目数が合わないのは「建築」が6月と1年 の2種を完成させたため。

の期間以上に延長していることがわかる。又、 カリキュラム基準の完成した種目だけについ て見ると2-14表のように、廃止した鋳造 科を除いて24年版の『必携』に掲載されて いた基準以上に延長していることがわかる。 このような期間延長は、23年版手引の「期 間の基準」にはあった「最底3ヶ月を降らな い範囲において短縮しても差支えない」とい う短縮規定を、27年版手引より削除したこ とによっても根拠を与えられていた。

以上のように、昭和27年に確立した公共 養成訓練の訓練期間の以後の変遷を図示する と2-5図のようになる。図のように訓練期

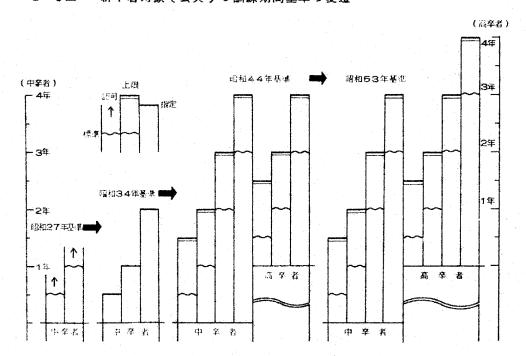
間基準から見た公共 養成訓練の大きな変 化は、34年基準で 2年制を制定したこ と、及び44年基準 で中卒3年制と高卒 基準を制定したこと である。この内、

44年基準の中卒3 年制を制定したこと

は、これが事業内訓練と同一基準になったた め、後述のように従来の事業内訓練を引き継 いだことの顕れであったのである。以上のよ うに、養成訓練の訓練期間は、基本的に長期 化、高学歴化しているのであり、このことが 学校教育の情況変化に大きく影響を受けてい ると言われる所以である。

ところで、訓練期間の延長は「27年手引」 における基準の延長だけでなく、様々な対応 が一慣して試みられてきたのである。その第 1は、「27年手引」において、補導生の他 に「補習生」を設けたことである。「補習生」 とは、「所定の補導期間終了後、……… 更

2-5図 新卒者対象(公共)の訓練期間基準の変遷



に技能の訓練を受けようとするもの」であり、 り7種目が6月であるように、より長期の基 「6ヶ月を越えないことを原則」として、 「実技に重点を置き、……… 自らも研究を 行うように訓練する」こととしていた。この 補習生は、統計上補導生に「算入せず両者を 区別すること」になっていたが、手当につい ては補募生の手当と同一に取扱うことになっ ていたので、補導期間延長策の一つと解する ことができるのである。

その第2は、「追補導」制度を昭和29年 に設けたことである。「追補導」は、「公共 職業補導所における追補導の強化について」 (8月10日職発第453号、文献『7』 30年、文献『32』年表、但本文未見)通 達により指示されたのであった。この追補導 とは、「真に産業界の要求する優秀な技能労 働者を養成するために、従来6ヶ月の補導期 間のものについては、あとの6ヶ月を追補導 とし、補導所の訓練によって習得した技能を …… 補導所外の現場実習によって完成さ せること」であった。その追補導の内容とは **『1]通信による補導、(2)指導員の巡回、(3)ス** ターリング、(4)レポートの提出、(5)補習生制 度による再訓練等のうちいずれかを重点的、 計画的に実施して補導生の技能向上を図ろう とするもの」であった(文献『32』105 頁)。この追補導は、O.J.T. を公共訓練の 訓練内容として認めたという点で戦前及び共 同作業施設における作業訓練を除けば異例の 処置であったが、引用文のように"技能の向 上"方策として採用されたのであった。

上記のように、昭和20年代後半の違成訓 練の訓練期間は、「種目によっては6ヶ月の ものもあったが、……… これらを考慮した 結果現在補導期間は各種目とも1ヶ年となっ ている」(文献『7』30年、251頁~) としていた。このような運用による訓練期間 の長期化を、更に基準上でも追認したのが、 昭和31年頃に発行された『職業補導基準』 (文献『31』)であった。例えば期間基準 が『提要』において4月、5月であったもの が各1種目6月に、9月、10月であったも のが各2種目1年に長期化している。その他 新設した19種目の内、12種目が1年であ

準を多く新設しているのである。このような 補導期間の延長と補導内容の充実をめざす方 策は、次々に試みられ、職業訓練法下におけ る養成訓練課程へと発展していくのであった。

このような補導期間の長期化による技能の 高度化は、その公証化を期待することになる のであった。その第1の方策が、昭和29年 2月より開始された公共職業補導所修了生に 対する「技能検定」の実施であった。この技 能検定は「職業補導事業の訓練水準の向上と 補導生の技能習得意欲の促進、技能程度の客 観的評価による雇用主の修了生に対する認識 等を目的として行! (文献『13』29年、 243頁) われたのであった。これは次に述 べる技能者養成規程において養成工に年1回 義務づけた「技能の検定」の補導所版であっ たがこれら技能検定が、職業訓練法下の技能 検定制度へと発展するのであった。

技能の公証化の第2の方策は、昭和32年 1月11日の労働省告示第1号にて、総合職 業補導所の訓練内容を、後述の事業内養成訓 練の訓練内容である技能者養成施設における 教習事項として認めたことであった。つまり、 公共職業補導の訓練内容が、初めて熟練工養 成のための技能者養成施設のそれと同等であ ることを認めたのであった。この職業訓練制 度内での最初のカリキュラム基準の接近は、 次の「整備期」における職業訓練法下の基準 制度の土台となるものであった。

やがて、職業訓練法が制定され、新たな基 準の制定をめざして中訓審は、昭和34年3 月4日に「職業訓練の基準に関する答申」を 発表したのであった。この答申に基ずいて、 昭和34年の新基準が確立したのであった。 公共訓練の場合1年以下の基礎訓練と2年制 の専門訓練に関する基準が設定された。その 基準は職業訓練法施行規則の第1条及び第2 条に規定され、各々別表第1及び別表第2に 定められたのであった。

それではこの時の公共養成訓練はどのよう になっていたであろうか。この施行規則では 2-5図にも示したように、基準を「定めた」 のであったが、この「公共職業訓練の基準は

標準を示したものである」(昭和34年4月 1日、発職第36号)として、通達で「標準 制」を指示したのであった。この標準制につ いて、「やむを得ない事由により所定の訓練 時間の一部について訓練をうけていない場合 であっても、当該訓練生の訓練を受けた時間 数が、職業訓練の基準に定められている総訓 練時間数の80多に達しており、かつ、試験 の結果その他から見てその保有する技能の程 度が修了に値すると認められるときは、訓練 を修了させても差し支えない。| (昭和37 年1月11日、訓収第298号の2)と通 達したのである。

上記のような基準だけでは、訓練の内容即 ちカリキュラムを如何に編成すべきかが不明 であるため、労働省は先の中訓審答申が「公 共訓練の場合は全国的に水準を維持させるた め」に教科目の内容の設定を勧めていたが、 この方針に則り施行規則に「基準の細目は、 労働大臣が別に定める」と規定して、これに 従い『公共職業訓練基準の細目』(文献 『35』)を発行した(以下『細目』と略す)。 せるのが妥当」としていたのを受け、労働省 この『細目』は例ると「23年手引」の「教 授細目」、27年『提要』の「教程細目表」 であり、そして今日の『教科編成指導要領』 の前身に相当するものである。そして、この 『細目』に関し、労働省は次のように通達し た (昭和34年4月1日、職発第156号)。 (1) 科目

- (イ), 科目各項目の細目は、当該訓練職種に かかる訓練内容を標準的に示したもので あるが、地域産業あるいは労働市場等の 事情に応じ、細目に示したものから甚だ しく逸脱しない程度で、適宜選定して差 支えないものであること。
- (中) 職業指導、就職相談等は、社会に含め られるものであること。
- (2) 訓練時間
- (イ) 1訓練単位時間は、50分を標準とす るものであること。
- (ロ) 科目各項目の訓練時間は、地域産業あ るいは労働市場等の事情を勘案のうえ適 宜定められたいこと。
- (1) 学科(普通学科及び専門学科)及び実

技(基本実習及び応用実習)の訓練時間 については、訓練の事情によっては各科 目ごとの所定訓練時間を5%まで、減じ て、差支えないものであること。

上の通達のように、先の発職第36号通達を 受けて、細目及び訓練時間について標準制を 再確認したのである。更に翌年、上記2)の(小) を改正し、「各科目ごとの所定訓練時間を 10%まで減じ相互間に融通して差し支えな い」、但し「訓練時間の合計の5%をこえて 減じてはならない」として、基準内の画一件 を若干緩和したのであった(3月29日、職 発257号)。そして、上述の『細目』は、 『職業訓練基準の細目』(文献『38』)と して新装版が発行されたのであった。

しかし、上記二種の『細目』は、今日の 『教編』における「科目の細目」にとどまり、 「訓練内容」のレベルまでブレークダウンし たものではなかった。そのため、先の中訓審 答申が「科目の項目別には、地域的事情を勘 案して都道府県又は労働福祉事業団に定めさ はより詳細な訓練内容の標準案の作成を都道 府県及び事業団に依ねたのである。前者では 「専門訓練職種別指導要領(案)」(文献 『51』)及び「専門訓練指導要領」(文献 『52』)が、後者では例えば東京都の「職 菜訓練基準試案」(文献『56』)がある。 しかし、単独の道府県では標準案作成が困難 なことも考えられるため、基礎訓練について は労働省が「教科編成指導要領」(文献 『39』)を作成していたのであった(注8)。 これらの標準案を参考にして各訓練所でのカ リキュラム編成が行われたと言えよう。例え ば雇用促進事業団は、「専門訓練職種別指導 要領(案)」を発行するに当り、その(案) についての「1、一般的留意事項」に次のよ うに記していた。

- (1) 職性別指導要項は現行の職業訓練基準、 職業訓練基準の細目及び公共職業訓練にお ける技能標準に基づいたこと。
- (2) この内容は、当該職種の専門訓練第1年 次の基本実技及び基本実技期間における専 門学科の訓練に関するものであること。

- (3) 編成に当っては、各訓練所から編成委員 及び専門委員を委嘱し、また試行訓練所を 指定して各訓練所の訓練内容及び実績を集 約化して反映するようにしたこと。
- (4) 運用に当っては、指導要領の各内容を十 分理解把握することに努め、更にこれを手 がかりとして地域産業の要求や訓練所の実 情に適応するように一段の創意と工夫をし て自分のものにして訓練すること。

従って、地域産業の要求や訓練所の実情 により、指導要領の各内容となっている事 項の一部を省略したり、掲げてないものを 加えたりあるいは、ここに掲げてあるもの の取扱いに軽重の差をつけたりすることは 差し支えない。

上記4)に記してあるように、労働省が通達し た「標準」性は具体化されたのであった。こ のような方針は、改正版の「専門訓練指導要 領」の発行の際も受け継がれたのである。

ところで、上記1)の「技能標準」とは何か と言うと、前記の労働省発行の2種の『細目』 は両者とも技能の目標(標準)について記し ていなかったため、労働省は、「訓練の効果 を高め所期の目標達成に資するため……… 技能標準を設定し」、その技能標準を通達し た(昭和39年3月5日調発第49号)ので ある。「この技能標準は、専門学科及び実技 (基本実技及び応用実技)について、全国的 な標準を示したものであ」り、各訓練所「に おける訓練目標は、この技能標準に基づき、 職業訓練所の実情及び地方産業の要求する技 能の範囲及び程度を勘案して設定するもので あること」(同上)とされた。この技能標準 は「専門学科及び実技の習得程度を表わす尺 度として三段階の区分を設け」(同上)、そ れぞれの指導目安を示している。その具体的 資料を入手し得ないが、指導目安を見ると、 後の「技能照表の基準の細目」の前身とも言 えるものであった。

以上のようなカリキュラム基準に基づき、 33年法下の公共養成訓練は実施されたので あった。その基準性は、通達において「標準」 性が謳われ、訓練時間、訓練内容における弾 力化が運用可能であった。このような基準が、 事業内訓練の基準と統合され、次の44年法 下の基準へ移行するのであるが、その前に、 この頃迄の事業内訓練の基準を見てみよう。

2-2 事業内養成訓練のカリキユラム基準

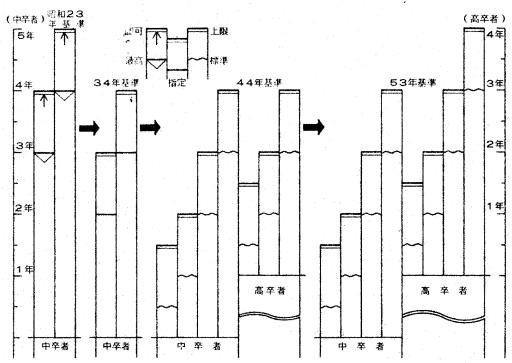
戦後最初に事業内訓練向けに成立した基準 は、昭和22年10月31日の技能者養成規 程(令第6号)であった。この規程の第12 条で、「養成期間は別表第2に定める期間を

2-15表 別表第2養成期間表

	技 能	養成期間
1	理科学機械工	3年
2	精密機械工	4年
3	電気機械組立工	3年
. 4	鋳物工	3年
5	鍛工	3年
6	刻版工	4年
7	精密印刷工	4年
8	鎚金工	3年
9	カットグラス工	3年
10	レンズ研磨工	4年
11	陶工	3年
12	漆工	4年
1 3	竹藤細工職	3年
14	手捺染職	3年
15	手織工	4年

越えてはならない。但し、所轄労働基準監督 署長の認可を受けて、1年を越えない期間に おいて、これを延長することができる。」と して、2-15表に示す15職種の養成期間 を定めた。ここで養成期間を最高限度として 定めたのは、実質的な訓練をせずに徒に雇用 期間を延ばすことが不可能となるように發成 工保護の立場から定められたのであった。こ のように昭和22年に確立した事業内訓練の その以降の訓練期間の変遷を図示すると2-6図のようになる。この図で、事業内訓練の 訓練期間基準は、より短期間のコースが新設 されることにより多様化してきたと言えよう。 また、44年以降の基準は、前述したように

2-6図 新卒者対象(事業内)の訓練期間基準の変遷



公共訓練と統合された訓練期間である。この ように、訓練期間は不変又は短期化を示す下 で、その事業内訓練の訓練内容はどのように 変遷してきたであろうか。

先ず、昭和22年の技能者養成規程を見る とその第13条で「使用者は、必要な知識、 技能を習得させるために労働大臣の定めると ころによって、技能教程、関連学科及びその 教習時間その他の教習事項を定めなければな らない。」と規定し、訓練期間を除くカリキ ュラム基準は別途公布することにしていた。 その基準は翌年、7種目12職種の「教習事 項」の告示(6月30日、告第23号)によ り公布されたのであった。上記教習事項の告 示とは、12職種のカリキュラム基準が完成 したことを意味する。その教習事項の解説に 当り、訓練の対象者を「技能習得者は少くと も中学校卒業生であり、……… 高等学校程 度ということが言えるのであり又そうするこ とが望ましいのである。」としていた(文献 『46』74頁)。そして、「技能者養成の 目的とするところのものは『多能工或は多能 工になる素地をもった者』、換言すれば『多

能工たるべき素地をもった単能工具の養成と いうことなのである。」と定めていた(同 77頁)。これらのことから、技能者養成の 対象と目標は、新規中卒者を対象とした多能

2-16表 昭和23年6月教習事項告示職種

- 1					
	推	定	支前	ģ.	養成期間
	金属	R I	芸自	Ą	
		鎚	金	師	3年
		彫	金	師	3年
		鍀	金	師	3年
		錺		師	3年
	漆	100	É	Ti	
		漆	秦地	師	4年
		体	塗	師	4年
		体	卯 鶊	師	4年
	繈	物	-	C.	4年
	染	色	Ţ		3年
-	鋳	物		L	3年
	電気	機械組	拉口	L	3年
	通信	機組	立二	r.	3年

工養成にあったと言えよう。

この時に告示された職種は2-16表に示 した12職種であるが、これは先に昭和22 年10月に公布した指定技能職種の15職種 とは異っていることがわかる。即ち、2一 15表の職種と比べると、極めて伝統産業職 種の割合が大きいことが分るのである。この 伝統産業中心のカリキュラム基準制定は、当 時の経済状況下で「経済の自立化を図り、国 際社会に伍して行かなければならないのであ るが、特に経済の自立化の上には、先づ何を 措いても輸出の振興ということが刻下のわが 国の基本的要請」(同12頁)であるため、 最も再建が容易であった伝統産業の育成を重 視したためと言えよう。

さて、この時に告示された教科枠組みは、 一、社会…… 各年次70時間、但4年次 無し

- 二、体育…… 各年次35時間
- 三、関連学科……社会、体育を含め各年次合 計1.470時間

四、実技

であった。その教科目毎の時間が35時間の 倍数で決められていることは、高等学校が1 単位35時間で制度化されていたことを参考 にしたためであり、特に1.470時間の根拠 を35週、1週6日、1日7時間として算出 したのであった(同上80頁)。また、附属 資料に見るように備考の1において教習事項 は最低限度であることを明確にし、訓練生の 保護を明確にしたのであった。このことは 「社会」が教科目の筆頭に掲げられているこ と、その内容構成からも窺うことができるの である。社会の重視は公共訓練における「公 民士の重視と併せ興味ある事実と言えよう。

ところで昭和23年6月に告示された12 種の教習事項は、昭和25年2月16日に 35指定技能を追加し、合計42技能47職 種となった(告第2号)。この追加は、告示 に先だって公布された技能者養成規程中改正 (令6号)の52指定技能の内、電弧熔接等 **5技能を除外して告示されたのであった。こ** の拡大によって、主要な機械・金属関係職種

この拡大と同時に、備考の1を「教習事項の 各学年配当は、事業場の実情に応じて多少の 変更をなすことができる」と改正し、若干弾 力化のきざしを示したのであった。カリキュ ラム基準としての上記のような教習事項の実 施について、次のような数点の留意事項を労 働省は明らかにしていた(文献 【46 』)。

第1点は養成期間の短縮化の可能性である。 養成期間は前述のように養成工の保護のため 最高年限が省令で決められていたが、教習事 項の最低限を充足すれば、これを短縮できる としていたのである。例えば「『三年の養成 は少し長すぎ、もっと短い期間の養成を実施 したい』という場合…… は1.470×3 =4,410時間を満し得る範囲、即ち1年間 の労働時間を最大限に利用し得る場合、…… 年2,408時間の教習を実施し得るならば1 年10ヶ月の養成を実施して差支えない」と していた。「但しこの場合は、養成契約に記 載される養成期間は1年10ヶ月とな」るの であった (同上82頁~)。このように、訓 練時間を満たせば訓練期間は短縮可能であっ た。しかし、最大労働時間で除した1年10 ケ月が「養成期間の最低限といい得る」とし ていたのである。

第2点は教習事項の最低性についてである。 つまり、技能者養成としては「労働者に必要 な知識と技能を習得させることは最も重要な る問題でなければならない。従ってその教育 には少くとも社会、労働、産業経済、作業能 率その他体位向上に関する事項や実技に関す る基本実習、応用実習等の事項は勿論、これ が習得に必要な基礎理論に関する学科及びそ の教習時間の適正なる配置等は欠くべからざ る事柄であるから、」であった。告示に定め た「この基準は既に述べたように最低限度の ものであるから、これを下廻ることは許され ないのである。特に教習時間は、……… そ れ以外の労働時間も勿論教習に充てるべきも のである。然しこの教習時間以外の労働時間 はなるべく実習に充てることが望ましい」と していた(同上70頁~)。このように、基 準の最低制を強調すると同時に、基準以外の のカリキュラム基準が完成したと言える。又、 労働時間を実習に充てることを勧奨していた

のである。

第3点は、実技の教習事項については、上 掲の作業に即して軽重を付けることができる 点である。即ち、基本実置等にいくつかの教 習事項が併記してあるのは、「その工場で必 要とする…… 作業に重点を置き、この技 能を十分体得するように養成し、(他の)作 業については附随的に一応の技能を習得させ ればよいのである。即ちその工場で注文の都 合で、その作業を行う必要があるという場合 に教えるとか、又は第3年度の頃になって (重点とした技能) の知識技能を備えてから、 (他) の作業をやっている工場へ一定期間涌 わせて習得させればよい」としていた。この ような委託も困難な場合は、「文献、写真等 によりこれに関連する知識を(重点とした) 技能習得に関連して習得せしめるという便法 を講じてもよいのである」としていたのであ る(同上78頁~)。このように、実技につ いての最低基準としての教習事項も、弾力的 な実施が可能であったと言える。更に、その 実技の教習時間については基本実習と応用実 習とに区分していないこと、応用実習につい て見ると例えば鋳物工のように「工場内にお ける鋳造作業の現業に従事することにより修 得せしめることを原則とする」としていたよ うに、それは「労働」との区別がつけにくい 内容であっても可能であったのである。この ように、監督行政下の基準であっても、それ は厳しい制限で固められていたわけではなか った。

カリキュラム基準が完成すると、次にその質の向上が課題となるのは明らかであった。 そこで、指導員のための手引書として昭和25年より『技能者養成指導員指導書』を轍種別に発行してきた。これは、告示で公布している「教習事項の基準の内容を項目別に明示し、指導員が教習計画を樹立する上の参考手引」とするためのものである(文献『16』26年171頁)。昭和25年・26年に発行した指導書は2-17表に示した職種であった。この内容構成は今日の『教科編成指導要領』に相当する事業内職業訓練版とも言えるものである。またその内容は「実学一体」

2-17表 技能者養成指導員指導書の 発行年月別職種(第2期)

昭 和 25 年	9月25日 , 一	漆 工 鍛 工 現 図 大 工 [家具工]
昭 和 26 年	- 5月 1日 - (2刷: 10. 1) (2刷: 10. 1) 5月10日 11月30日 12月20日	建機 饭気 紅 化 佐 大 後 調整 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工

(注1)文献『 16』25年により整理 (注2)[]内は末見、他は原本確認済指 導書

型とも言えるが、詳細の分析は別稿に譲りたい。

昭和26年の告示改正に基づく職種の追加 により、指定技能の統廃合、技能名の変更等 が行われたが、カリキュラム基準の完成した 職種だけにしぼり、特徴的な職種を掲げたの が2-18表である。この結果、訓練期間4 年の職種は、同じ6技能であるが、実質2技 能を増したことになる。この後、昭和27年 5月に、洋服裁縫工を洋服工と洋裁工とに分 割し(告第9号)、更に昭和28年5月に労 働基準法の改正に基づき、石炭関係職種を3 技能追加した(告第8号)のであった。この ような若干の職種増加はあったが、第2期に おけるカリキュラム基準の完成職種に大きな 変動はなく。職業訓練法施行後の別表第3に そのまま定められたのであった。基準上の変 更は、当初、教習事項の告示の備考に記され ていた「教習事項は、最低限度を示す」とい う文言を削除し、別途「使用者は、第1号の 表に定める教習事項の基準を下らない範囲に おいて、当該事業場に必要な変更を加えた教 置事項を定めることができる。」という但し

2-18表 指定技能の新旧対照表

昭和25年2月	完成	昭和26年5月完成		
技 能	期間	技能	期間	
漆 案 地 師	4年			
漆 塗 師	4年	读 工	4年	
漆加飾師	4年			
		木 彫 工	4年	
織物工	4年	手 織 工	4年	
レンズ研磨工	4年	レンズ研磨工	4年	
		[光学機器工	4年	
精密機械工	4年	計測機器工	3年	
理化学機械工	3年	時計工	4年	
		理化学器械工	3年	
自動車組立工	3年	ringship of a Educator are	2 (12	
自動車修理工	3年	内燃自動車工	3年	

書きを加えたのであった。このことにより、「最低限度」が「基準」となり、やや使用者の判断が従来より入りやすくなったと言えよう。このことに関し、労働省技能課は次のような解説を示している(文献『46』50頁。「教習事項の基準は、各教習科目(社会科、体育、関連学科、実技)並びにこれ等に含まるべき項目、それぞれの教習科目に対する教習時間の配当等について示したものであり、教習科目毎の各項目の内容程度については、当該事業場において適宜決定せしめんとするものであること。」

そして、この意図を「それぞれの事情を異に する各事業場の技能者養成を画一化すること となり、各事業場における技能者養成の健全 なる発展に支障を来すおそれがあるので、前 項の措置をとった」としていた(同上)。こ の基準性の問題については3章で再度述べた い。

2期に引続いて「技能者養成指導員指導書」 も発行された。その一覧が2-19表である。 表のように、先の表に比べ重化学工業関係職 種が多数を占めていることが分る。

2-19表 技能者養成指導員指導書の 発行年月別職種(第3期)

昭和	1月17日	7 内然自動車工		
27	4.74.4.7.14	〔洋服工〕		
年	18 58			
昭	1月 5日	染 色 工		
和	2月 1日	板 金 工		
28	1月25日	手 織 工		
年	12月25日	電弧溶接工		
	3月30日	石炭抗内直接夫		
	4月25日	鉄 エ		
昭	5月30日	製かん工		
	9月15日	木 型 工		
和	10月 1日	造船ぎ装工		
	9月25日	石炭抗内機電夫		
2 9	12月10日	ガス溶接工		
年	9月15日	洋 敖 工		
4-	3月30日	海 工		
	3月31日	印刷工		
昭	10月31日	〔機 械 工〕		
昭和	10月31日	〔機 械 工〕 機 械 組 立 工		
1	11月25日	〔機 械 工〕 機械組立工 通信機組立		
和	11月25日 8月15日	〔機 械 工〕 機械組立工 通信機組立 合成樹脂工		
和 3 0	11月25日 8月15日 2月28日	(機 械 工)機械組立工通信機組立合成樹脂工左 官		
和 30年 昭	11月25日 8月15日	〔機 械 工〕 機械組立工 通信機組立 合成樹脂工 左 官 (内燃機関組立工))		
和 3 0 年 昭和	11月25日 8月15日 2月28日	(機 械 工)機械組立工通信機組立合成樹脂工左 官		
和 30年 昭和 31	11月25日 8月15日 2月28日	〔機 械 工〕 機械組立工 通信機組立 合成樹脂工 左 官 (内燃機関組立工))		
和 3 0 年 昭和	11月25日 8月15日 2月28日	〔機 械 工〕 機械組立工 通信機組立 合成樹脂工 左 官 ((内然機関組立工)) 〔計測機器工〕		
和 30年 昭和 31	11月25日 8月15日 2月28日	 (機 械 工) 機 械 工 立 機 稅 組 立 立 合 成 樹 脂 工 左 官 (内然機関組立工) 〔計測機器工〕 〔船 大 工〕 		
和 30年 昭和 31	1 1月25日 8月15日 2月28日 1月12日	 (機 械 工) 機械 組 立 立 立 合 成 組 組 工 宣 (内燃機 関組 立 工) 〔計測 大 工〕 〔自転車工〕。 		
和 30年 昭和 31年	1 1月2 5日 8月1 5日 2月2 8日 1月1 2日 米3月2 5日	[機 械 工] 機 械 组 立 立 立 立 立 立 立 立 立 正 官 ((内然機)機器工] ((内然機)機器工] ((自 転 車 工))。 ((重 重 重 工))。		
和 30年 昭和 31年 昭	1 1月25日 8月15日 2月28日 1月12日 **3月25日 **3月30日	 し機 板 エ 】 機 板 組 組 組 出 工 立 工 立 工 官 (内 燃 機)機 大 車 工 】 し自 装 エ 】 し		
和 30年 昭和 31年 昭和	1 1月2 5日 8月1 5日 2月2 8日 1月1 2日 **3月2 5日 **3月3 0日 7月1 5日	「機械 エ】 機械組機樹 は 知 組機 樹 協 は と は は と は は と は は と は は と は は と は と		
和 30年 昭和 31年 昭和 32	1 1月2 5日 8月1 5日 2月2 8日 1月1 2日 *3月2 5日 *3月3 0日 7月1 5日	「機械自成機機関を 機機機関を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		

- (注1) 文献『16』により整理。但し、 「内は末見資料、その他は 原本確認資料、())内は文献 『16』に不掲載の確認資料。 ※印は表紙発行年度に前年度が 記されている。
- (注2)昭和32年版の編者は労働省労 働基準局である。

以上のような労働基準法下における事業内 訓練のカリキュラム基準は、職業訓練法下に おいて若干の改正が行われた。即ち、その基 準は公共訓練の基準と分離した体系を継続し ていた為、基本的には技能者養成規程の基準 と大きな差はないが、数科目の枠組みが公共 と統一されることになった。しかし、訓練時 間については、全く異った基準が設定された。 つまり、年間総時間についてはいずれも 1,800時間と同じであるが、公共の場合、 各教科毎に基準の時間が設定されているのに 対し、事業内の場合「学科」のみについて規 定されたにすぎない。その学科は、石炭関係 験種の3年合計1,715時間を例外として、 大体、3年合計で700時間~1,085時間 であり、従来の社会、体育及び関連学科の合 計時間数より減少していたのである。このこ とは、年間の枠の総時間が規定してはあるが、 実技、特に応用実技がO.J.T. として実施 できることから、むしろ「弾力化」されたと 言えるものである。即ち、「基準の範囲内に おいては、事業主が弾力的に運用できるよう 定めたものであることについては従前と異る ものではない」(4月1日、発職第36号) としていたのである。

3 4 年基準における事業内訓練の訓練時間は、先の2-6 図に見たように、1 年短線

された基準となっている。即ち、従来あった4年制の職種は全て3年制となり、新たに2-20表に示す職種が2年制になったが、これらの職種はどちらかと言うと単能工的職種と言える職種のようである。又、図に示したように、「1年をこえない範囲で延長することができる」と別表第3の備考4に記していたため、2年の職種も実質3年の訓練が可能であったのである。

以上のような33年法下のカリキュラム基準は、昭和36年以降数職種づつ新基準が追加されたが、すでに制定された職種の基準に変化はなかった。このような中で事業内訓練用の別表第3が全面的に改正されたのは、昭和41年6月の施行規則改正(令第19号)においてであった。この時、全職種の専門学科に「生産工学概論」を追加すると同時に、

「工業的職種に属する訓練職種(注、次の資料によれば89職種)の学科の訓練時間を10%~20%増加し、増加した時間を第1訓練年度に重点をおいて配分した」(6月25日、訓発第116号)のであった。このような処置は、「最近における生産技術の高度化に伴い、技術労働が従来より幅の広い、あるいは高度の知識を必要とするようになったことに基づくもので」(文献『15』41年7月、36頁)あったのである。このよう

な若干の改正を経て、事業内訓練のカリキュラム基準は次の 44年法下の基準へと統合され ていくのである。

2-20表 訓練期間2年の職種及び分類

	旋 盤 工	木材加工	製材工
金	フライス盤工	不初加工	合 板 工
	平削盤工		採 石 工
属	歯切盤工	土石製品	陶磁器成形工
加	研削盤工	製造	陶磁器烧成工
I	けがきエ		陶磁器絵付工
-1-	びょう打工		ほうろうエ
	ぎょう鉄工	各種製造	皮製品工
精密加工	時計修理工	合個教 垣	紙 器 工
紡織	ドビー及びタペ ット織機調整工		製パンエ
建設	ブロック建築工	運転	冷凍機運転士
AL IX	e v I	その他	造園工

2-3 公共・事業内統合下の

カリキユラム基準

44年法で統合された養成訓練のカリキュラム基準は、専修訓練課程と高等訓練課程に 大別され、各々2・3種の訓練期間別の訓練 科(従来の職種)が設定されると同時に、高 等学校卒業者を対象とした「『類」コースが 各課程に設けられたのであった。その専修訓練課程の基準は施行規則の別表第2に、高等訓練課程は別表第3に規定されたのであった。訓練期間については、標準を定め、1年迄の延長が可能であったので(11月18日、指発第28号)通達でも確認されている通り、中卒者の場合従来の事業内訓練と同様な訓練が実施可能だったことについては2-6図で見た通りである。

測練時間について見ると、これは、最少限 の時間として、総時間、普通学科、専門学科 及び基本実技について規定された このこと は、公共で見ると応用実技の枠が外れたとい う点で基準上は弾力化されたことになる。一 方、事業内で見ると、学科の枠から普通学科 及び専門学科の枠に細かく規定されたこと、 そして、更に基本実技についても枠が設けら れたことにより、基準上は抱束化されたこと になる。基準上の公共訓練における弾力化の 可能性は、全国的水準の統一等の為、後述の 『教科編成指導要領』を制定・発行すること により、その無統制を防いだのであった。又、 事業内の抱束化は、その移行訓練課程である 高等訓練課程を見ると、2年制の場合製罐科 の学科計 1,180時間を例外として1,000 ~600時間で大半が1,000時間であるこ と、3年制の場合、公共訓練から移行した無 線技術科・無線通信科の2,050時間、及び 鉱山関係の1,700時間を例外として1,300 ~800時間であり、特にそれが強化された とは言えないのである。

又、養成訓練の基準の運用に当っては「教 科の科目ごとの訓練の範囲及び水準は、技能 照査の基準の細目又は教科編成指導要領が定 められている訓練科については、これを参考 とし、それぞれの訓練実施主体ごとにその訓 練目標を考慮して定めることができる」(昭 和46年4月8日訓発75号通達)としていたのであった。「技能照査」とは高等訓練課程修了者に対する技能認定の"公証"制度であり、合格者は「技能士補」の称号が与えられることになる。この技能照査の基準は、

「労働省令で定める」(法第12条)とされていたが、施行規則には規定されず、「技能照査の基準の細目」が通達で示された(昭和45年12月22日訓発第299号)。この基準は、各訓練科とも、10項目前後の「学科試験」及び数項目の「実技試験」の目標が箇条書きで記されている。その目標は、学科は「よく知っていること」及び「知っていること」に、実技は「よくできること」及び「できること」の2段階で記されている。この技能照査の基準は、訓練修了時の目標であるため、カリキュラムを規定する基準であると言える。

前述の教科編成指導要領は、「公共職業訓練施設における教科の科目別の訓練時間の配分」(同上通達)をする時の参考資料として、昭和45年10月21日以降作成された(訓発第249号通達)のであった。参考資料とは、「具体的な訓練目標の設定、訓練計画の樹立の……ための参考」であり、従って「各職業訓練校においても、これを手がかりとして地域産業の要求、職業訓練校の実情等を考慮して独自のものを再編する」ための資料であったのである。(同上)。

以上のように、44年法下の公共と事業内とを統合した養成訓練のカリキュラム基準は制定・運用されたのであったが、今日の53年法下の基準に改正される要因として、1章で述べたように昭和50年の基準改正は、49年1月の中訓審答申に沿って行われたのであった。この改正により、1-11表に見たよりに訓練期間のより短い訓練科が各訓練課程とも制定されたと同時に、専門学科において「安全衛生」を独立した科目に設定したこと等の他に、特に専修訓練課程の場合次のような改正を行ったのである。第1点は、訓練時間は従来「最低制」であったが、これを「標準制」に改めたことである。そしてこれに関

連して、訓練の総時間を2分の1まで短縮することができるようにしたことである。第2点は、教科・科目の編成は従来「最低制」であったが、これを「標準制」に改めたことである。第3点は、普通学科においては従来、

「体育を含めて3科目を選定する」、選択必須制"であったが、これを「必要に応じて選定できる」、任意選択制"に改めたのである。以上のような「専修訓練課程の養成訓練(の)…… 弾力化は、…… 職業訓練を取り巻く諸情勢の大きな変化に対処して、職業訓練の適正かつ円滑な展開を図るため」(4月19日訓発第100号)に改正したのであった。上記の改正方針は、先の中訓審答申に既に示唆されていたのであるが、特に、訓練時間の2分の1短縮化は、あらゆる意味において大きな課題を含んでいた。この基準上の課題については第3章に後述するが、その弾力化の意図は第1章で紹介したように企業の多様なニーズに応えるためであったのである。

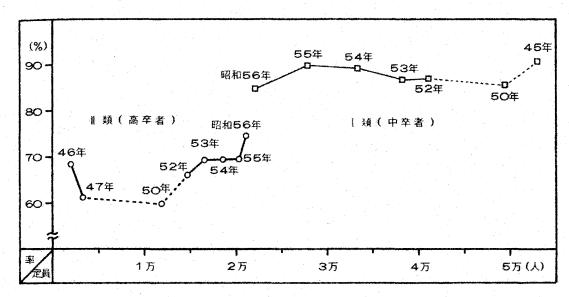
以上のような専修訓練課程の弾力化は、 53年法においては「養成訓練の質的向上を 図るため、今回の改正の趣旨に基づき…… 従来の専修訓練課程を廃止し」(文献『60』 201頁) したため、従来の「高等訓練に相 等する普通訓練課程」 (同上) に引き継がれ たと言える。即ち「普通訓練課程の教科、訓 練期間、訓練時間及び設備は、旧規則による 高等訓練課程のそれと同一のものとしたが、 旧規制における高等訓練課程の訓練基準は、 訓練期間を除き最低限必要なものとして定め られていたところ、普通訓練課程の訓練基準 は、教科、訓練期間、訓練時間及び設備の標 準を示すものとして定めるものとした。した がって、普通訓練課程の養成訓練の実施に当 たつては、それを受ける者の状況に応じ教科 の省略、訓練時間の短縮等を弾力的に行うこ とができるものである。」としていた(10 月1日、訓発第210号)。2-12表に記 した今日のカリキュラム基準の概要は以上の ような経過によって存在しているのである。

ところで、高校卒業者を対象とした、これ までに述べてきた「第2類」は、どのような 状況であったであろうか。学歴別の第1類と

第2類の公共訓練における定員と入校率の推 移を見たのが2-7図である。図のように第 2類の入校率が今1つ伸びないのは、カリキ ュラム基準において、学科の時間配分の若干 の差異はあるものの、技能水準・訓練目標が 第1類と同一であることと関係はないである うか。そこで、第2類というようなコースで はなく、全く別の短大レベルの訓練課程とし て設定したのが、昭和51年度より開始され た特別高等訓練課程であり、これは53年法 により専門訓練課程にそのまま移行したので あった。この専門訓練課程の基準性は、2-12表の通り訓練期間を除けば「最低制」を 規定しており、普通訓練課程の「『類」とは 異っているのである。このことが、職業訓練 短期大学校としての社会的存立の基盤になっ ているとも言えよう。その職訓短大の定員一 入校率の推移は2-8図の通りであるが、 56年度では『類が上昇しているのに比べ若 干下降していることは短大増設によるのだろう。

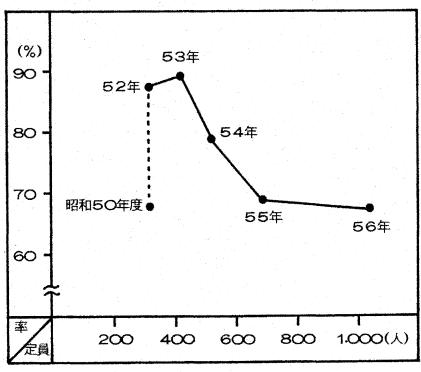
以上のように44年法以降の公共と事業内 を統合した養成訓練のカリキュラム基準は統 合過程をたどってきたのであるが、果してそ れは実質ともに統合されていたのであろうか。 先ず44年法下の新基準を制定した時の特例 をみてみると、「認定職業訓練における基本 実技の訓練は、訓練時間を独立して設けない で、基本実技と応用実技の訓練を行う際にあ わせて実施して差しつかえない」(10月1 日、訓発248号)としていた。この但し書 きによって、基本実技に訓練時間が配分され ていた基準は、事業内訓練の場合、運用上O. J.T. と同一の訓練とすることが可能であ り、33年法下の事業内訓練の基準と大差な いことになるのである。このことは、「訓練 期間は必要とするときに1年を限度として延 長が認められるが『必要とするとき』とは… …… 特に認定職業訓練等において必要によ り……… 応用実技の訓練に要する時間数を 十分に組み込む」場合等の運用と併せ、33 年法下の基準に更に接近することが可能であ ったのである。しかし、このような運用が公 共に認められなかったことは言うまでもない。 第2に、50年基準改正下の場合を見ると、

2-7図 公共養成訓練の学歴別定員一入校率の推移



出典 文献『80』205,207頁より作成。但し、『類の46,47年は文献 『15』48年6月号より。

2-8図 職業訓練短期大学校の定員一入校率の推移



出典 文献『80』205,207頁より作成。

この時「訓練の総時間に短縮制を導入したことは、教科の編成の標準制への移行、普通学科の任意選択制への移行等と併せて、多様な職業訓練の必要性に適応し、事業内職業訓練の認定促進、公共職業訓練施設における在職労働者訓練の実施等を図るための措置として講じられたものである」(4月19日、訓発第100号)のであった。上の文意から明らかなように、専修訓練課程の弾力化とは、事業内養成訓練あるいは受託訓練の促進のためであり、公共訓練に適用することは考えられていなかったのである。

第3に、53年法下の「普通訓練課程の訓 練基準が標準を定めるものとされたのは、特 に事業内訓練の効率的かつ効果的な実施を図 る上で訓練実施者と訓練生の個別のニーズに 応じ行われるようにするためであること。… …… なお、公共職業訓練施設の行う普通訓 練課程の養成訓練は一般に多能工の素地を付 与するためのものであり、修了生に技能士補 の称号を付与することができるようにする必 要があるので、原則として弾力的運用は行わ ないようにされたいこと。」(10月1日、 訓発第210号)として、更に明確に弾力化 が事業内訓練向けであることを通達したので あった。ここにおいて、2-12表に表した 普通訓練課程のカリキュラム基準は、事業内 訓練向けの基準であり、公共訓練の基準は 44年法下の最低制の基準であることが分る のである。

以上のように、44年法下において統合された養成訓練のカリキュラム基準は、当初から運用によって分離されていたのであった。この基準上は統合されたが運用上は依然として分離していたという事実を如何に解釈するのか、今日間われている課題の1つと言えよける事後訓練課程が、更に53年法下の基準改正における普通訓練課程が、基準上の弾力的運用を行わないという行政指導によっては職訓短大の専門訓練課程を除く養成訓練では、公共と事業内訓練とで異った訓練が進め

られていることになるのである。ここには基準の統合一分離の問題と同時に基準(省令)で認めている"弾力的運用"を通達で否定しているという法令解釈の問題を孕んでいるのであるが、その問題については第3章に譲り、養成訓練のカリキュラム基準上の実態整理をひとまず終えたい。

第3節 成人労働者の カリキユラム基準

在職者あるいは技能労働者を対象とした今日のカリキュラム基準は2-21表の通りであるが、先の失業者あるいは新卒者を対象としたカリキュラム基準に比べ、極めて幅広い基準となつていることがわかる。これらの各課程毎の受講者の状況を見たのが2-22表である。これらの表により最近の受講者に見る通り公共、事業内訓練とも技能向上訓練課程が主要な課程になっていることが分る。この技能向上訓練課程は2-21表では最低の訓練時間として12時間を規定している他は基準がないとも言える課程である。

それでは、このような向上訓練が戦後如何にして受け継がれてきたかを見てみよう。その端緒は、第1章で述べたように、公共職業補政の中のそれまでの「工場事業場に対する技術援助」を読み替えて昭和25年に開始した監督者訓練であった。この監督者訓練は、昭和24年5月の職業安定法中改正で職業安定法に規定され、これを受け翌年7月に職業安定法施行規則中改正(令第22号)により第22条に次のように規定された。

- 2 法第30条第2項に規定する、労働大臣 の工場事業場等(以下事業場という。)に 対する技術援助は、次に掲げる事項につい て行うものとする。
- 一 職長、指導員等従業員の指導監督に当 る者(以下監督者という。)の訓練。
- 二 前号の訓練に当る者の後成訓練
- 7 監督者訓練講習会及び補募員養成訓練講習会は、おのおの次に掲げる訓練項目について、それぞれ別個に行う。
- 一 仕事の教え方

2-21表 向上訓練のカリキュラム基準の概要

区分	1級技能士 訓練 課 程	2級技能士 訓練 課 程	単一等級(注) 技能士訓練課程	監督者	技能向上
向上訓	次のいずれかに	当該訓練課程の	改能工訓練課程の	訓練 課程 職長その他労働	訓練課程
,					
陳を受	設当する者	訓練科に関し、	訓練科に関し、	者の指導監督の	
けるこ	1. 当該訓練課	養成訓練を修了	養成訓練を修了	職務に従事しよ	練を受けた者又
とがで	程の訓練科に				
きる者	関し養成訓練			従事している者	以上の技能を有
の資格	を修了した者	務の経験を有す			すると認められ
	で、その後相	i	f , .		る者
	当程度の実務				
	の経験を有す		能を有すると認		v -
	るもの又はこ	められる者	められる者		
	れと同等以上		,		普通訓練課程、
	の技能を有す				専門訓練課程及
	ると認められ		and the second		び職業転換訓練
-	る者				課程の訓練科ご
Ī	2. 当該訓練課程	星の訓練科に関			とに定められた
.		食定に合格した			訓練の対象とな
		当程度の実務の			る技能のうち訓
		もの又はこれと			練の対象となる
		能を有すると認	- 1		
		たで刊りると語			労働者の技能の
	められる者				程度に応じてそ
MI. KI	and the state of the	needers we is to	Heat to war in	=litere f.l = % 1 \=	の職業に必要な
教 科	•				技能を追加して
	最低限必要とす	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		教科が定められ	
	る教科が定めら			ている。	に適切と認めら
31.12.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	れている。	れている。	れている。		れる教科の科目
訓練期		以外の訓練の最少	限必要とする訓	訓練科ごとの訓	訓練基準として
間	練期間は1月月			練期間	は訓練期間の定
	2 通信制訓練	の標準の訓練期間	は1年	5日(5訓練科)	めがない。
				11日(1訓練科)	
訓練時	1. 通信制訓練」	よ外の訓練の最少	限必要とする調	訓練科ごとの訓	訓練科ごとの最
間	練時間			練時間	低限の訓練の総
	100 時間(16	100 時間(48	150時間(7	10時間(3副	時間
	訓練科)	訓練科)	訓練科)	練科)	12時間
	120 時間(8	120時間(31		12時間(1訓	
	訓練科	訓練科		練科)	
	150 時間(7	150 時間(40		40 時間(2訓	
	訓練科	訓練科		練科)	
		の最少限必要とす	ろ面接指道のた	PAT1/	
	めの訓練時間	-MARKEY C)	overtice to the sale		
	14時間(16	14 時間(48	の日本は日白ノラ		
		1	21 時間(7		
-	訓練科)	訓練科)	訓練科)		
	17時間(8	17時間(31			and the second
	訓練科)	訓練科)			\$
	21 時間(7	21 時間(40			
- 1	訓練科)	訓練科)			

出典 文献『80』240~1頁より作成

(注) この課程は昭和57年11月に新設された(令第37号)。

2-22表 向上訓練実施状況(公共)

(単位:人)

区分	昭和 46年度	50年度	52年度	53年度	54年度	55年度
1級技能士訓練課程	_	_	65	94	87	5 4
2級技能士訓練課程	1,600	1,577	1,205	860	1,059	829
監督者訓練課程	6,516	8,3 1 9	7,438	7,720	6,974	7,506
技能向上訓練課程	22,068	6 2,4 1 2	7 3,6 6 4	91,568	9 2,6 5 5	105,434
ät	3 0,1 8 4	72.308	8 2,3 7 2	100,242	100,775	113,823

(注) 53年度までは技能向上訓練課程に再訓練等を含む。 出典 文献『80』215頁より

2-23表 向上訓練実施状況(事業内)

(单位:人,%)

_						
	区	分	昭和 52年度	53年度	54年度	55年度
	1級	at	na Arman	-	3 7	8 0
	技能	単独				_
1	主	共同			3.7	8 0
	2級	計	2.5 3 6	2,6 5 0	2,388	2.671
-	技能	単独	407	427	492	456
-	£	共同	2,1 2 9	2.2 2 3	1,896	2,2 1 5
	監	āt	3,492	3,6 2 5	2,9 2 7	4,188
To a second second	督	単独	1,368	963	5 5 5	1,406
-	者	共同	2.1 2 4	2,6 6 2	2,3 7 2	2,7 8 2
	技	ät	4 0, 2 7 2	5 9,1 9 7	6 6,1 8 0	8 1,4 0 1
-	能向	单独	1,3 2 4	1,877	2,124	2,7 1 4
	Ł	共同	3 8,9 4 8	57,320	64,056	7 8,6 8 7
		i t	46,300	6 5,4 7 2	7 1,5 3 2	8 8,3 4 0
-	t	単独	3,099	3,2 6 7	3,171	4,5 7 6
-		共同	4 3,2 0 1	6 2.2 0 5	6 8, 3 6 1	8 3,7 6 4

出典 文献『80』180頁より

二、改善の仕方

三 人の扱い方

又、第22条の3において「事業場職場補導 員は、次に掲げる事項を遵守しなければなら ない。」として、職場補導員は「交付された 手引に、正しく従って監督者の訓練を行うこ と。」と明記したのである。これらの規程に より、所謂T.W.I.の厳格な"定形的"訓練方式が確立したのであった。このような施 行規則は、昭和26年10月31日に改正さ れ(令28号)監督者訓練の体系が完成した のであった。

ところで、以上の法令では"監督者訓練" とはあるが、これらの条文にはT.W.I.の 用語はないのである。監督者訓練がT.W.I. に読み代えられるのは、昭和27年頃に発行 された『職業安定行政手引』の第4分冊中第 曜編「監督者訓練に関する技術援助」におい てであった。即ち、「訓練方式」の「原則」 に「TWI方式」として「監督者訓練はTW I (Training Within Industry for Supervisoros 職場内監督者訓練) 方式に より行うものとする。」と規定したのであっ た。そして「訓練方式の遵守」として「監督 者訓練を実施する場合は、TWI方式により、 所定の訓練用図書(以下手引という。)、カ ード、資料等を用いて正しく訓練を行わなけ ればならない。」と告げたのであった(5頁)。 この「監督者訓練講習会」の「訓練時間及び 日数1は「講習会における訓練の総時間は 10時間とし、1日2時間づつ5回に分けて 行うものとする。 講習会は開始後15日以 内に終了しなければならない。」と定めたの であった。このような基準は今日まで全く変 らずに受け継れていることが2-21表より 分るのである。

昭和33年以降になると、上記の監督者調練は、「追加訓練等」として事業内訓練の体系に再編されたのであった。即ち、「都道府県及び労働福祉事業団は、中田により、事業主の行う技能労働者に対する追加訓練、再訓練又は職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練について、…… 援助を行うように努めなければならない」(法第20条)と

規定したのである。しかし、その基準についての規定は施行規則になく通達で指示していた(昭和33年8月1日、職訓発第3号)に過ぎなかった。このT,W.I,に加え、翌年「訓練計画の進め方(Program Development Institute)」P.D.I.及び「問題解決の仕方(Problem Solving Training)」P.S.T.を職長訓練の方式としたのである(1月8日、職発第3号)。以上の5コースが、44年法下の監督者訓練課程に体系づけられたのであった。

以上のように、在職者を対象とした向上訓 練は、初期においては監督者訓練のみが実施 されていた。このような状況において、広く 在職労働者を対象とした訓練が要請されるの は当然であり、これに応える方策を示すため 昭和35年3月24日に中訓審が「技能労働 者等の再訓練に関する答申」を提出したので あった。この答申において、中訓審は国、都 道府県及び労働福祉事業団は「差し当り、次 の5種類の訓練を早急に実施に移す必要があ る」として、2-24表の実施を勧告したの であった(文献『15』35年4月号)。こ の答申に従って以後各種の在職労働者を対象 とした向上訓練が開始されたのであった。そ の指示は、先ず「技能労働者等の再訓練につ いて」(昭和35年8月3日、職発第733 号)にて上記中訓審答申の実施を指示し、*次 いで訓練の種類別に指示したのである(昭和 36年3月29日職訓発第35号、昭和41 年6月25日発訓第30号、同訓発第115 号、同年9月30日訓発第201号)。これ らの中で、通信講座の開講が指示された(発 訓第30号、訓発第115号)のは、先に中 訓審答申が「遠隔地居住者に受講の機会を与 えるための通信教育の開始に関し、適切な措 『置を講ずる必要がある』としていたことに基 づく課程であった。この頃の追加訓練等の受 講者数を示すと2-25表のようになる。表 のように、通信講座が開講されることによっ て、初めて監督者を対象とした訓練よりも、 所謂技能労働者を対象とした訓練が主流にな ってきたのであった。

これらの各訓練コースが、1 ー 9 表に「し

	訓練の 種 類	訓練の目的	訓練の対象	訓練の内容
	職種別総 合訓練一	生産現場の中壁である技能労励者に対して、その技能の異付けとなる知識を拡充させて、生産技術の進歩に対応し得る素地を培うことを目的とする。	認定職業調 練等のなる は を 経 を 経 を 経 技 を を を を を を を を を を を を を	2級技能検定基準に掲げる程度 の一般的及び専門的知識(例えば、 機械工については基礎学科及び機 械の要素、潤滑油、機械工作法、 材料、材料強弱、製図、製図の知 識等)並びに労働法、安全衛生等 に関する基礎知識を内容とする数 科目で1コースを編成し、相当長 期間実施する。
	職種別総 合訓練二)	生産現場の中堅である技能労働者に対して、一般的 及び専門的な知識技能を発展拡充させるとともに、各種の管理業務に関する基礎知識を附与し、もつて、将来の第一線監督者としての素地を培うことを目的とする。	認定 職等の的な が 事 の が な が を が を り を り と の り の り の り の り の り り り り り り り り り	1級技能検定基準に掲げる程度 の一般的及び専門的な知識並びに 品質管理、原価管理、労働管理等 に関する基礎知識を内容とする数 科目で1コースを編成し、相当長 期間実施する。
веред удалында жүрдө, актембен өрүүк актамбер дектембен аттам такжа дексектерин актам	科目別調練	主として生産現場の中堅 である技能労働者に対して、 基礎的又は専門的な知識技 能を補充又は発展拡充させ て、生産技術の進展、生産 方式の変化に顧応させるこ とを目的とする。	中堅技能労 働者	日々の生産活動に直接必要な一般的又は専門的知識(例えば、測定法、計器使用法、材料、燃料、図面の見方等)を内容とする各科目単位で1コースを編成し、必要があれば数科目を複合して、比較的短期間実施する。
вет при доста по подать по положения подательной водения подательной поставления подательной водения при воден То подательной подательной подательной подательной подательной подательной подательной подательной подательной	相互啓発訓練	主として中小企業の職長 に対して、各種の事業場を、 巡回見学させ、終了後指導 討論会を開催して意見の交 換及び総括を行ない、もっ て、各種管理技能の向上を 図ることを目的とする。	職長又はこれと同等の監督的地位にある者	1. 品質管理、原価管理、労務管理、安全衛生、教育訓練等の科目ごとに各1回宛の見学を実施する。 2. 見学の終了後、毎回、見学の目的となった科目に素養のある指導員に司会させて2時間程度の討論を行なう。
for many set for the set of the section of the sect	職業訓練 指導員訓 練	職業訓練指導員として、 組織的、体系的な訓練を担 当するのに必要な指導方法 に関する能力の伸長並びに 生産技術の進歩に対応する 専門的知識及び実技能力の 更新を目的とする。	職業訓練指導員免許を受けた者で、公 共職業訓練業訓練を担当する なを担当するもの	職業訓練指導員が、訓練生指導の場において遭遇する具体的なテーマを中核とするもので、指導方法に関する技術の訓練並びに専門的知識及び実技の更新訓練で1コースを編成し、必要最少限度の短期間実施する。

出典 文献『15』35年4月号より。

2-25表 追加訓練等の実施状況(人)

年度	T.W.1.	相互啓発	その他	職種別	科目別	通信講座
昭和						
3 6	7, 1 1 2	301	783	1,5 6 1	1,983	
3 7	10,202	224	887	1,891	6,1 3 2	
3 8	10,484	560	958	3,318	5,5 9 6	
3 9	1 1,2 6 5	483	1,121	2,1 2 1	6,5 2 0	
4 0	10,096	896	883	1,5 4 3	6,930	
4 1	9,590	893	777	2,0 2 3	5,140	5,5 4 3
4 2	10,742	773	798	959	9,424	9,442
43	9,655	764		542	7,733	1 3,4 5 8
4.4	10,202	807		822	6,4 3 6	1 1,6 7 1
4.4	10,202	007		022	0,4 0 0	1 1,0 1 1

出典 文献『13』より作成

(注)「その他」とはT.W.I.の補導員訓練及びP.D.I.,P.S.T.の計「通信」はその年の受講申込者数

た44年法下の向上訓練と再訓練に再編され たのであった。即ち、「向上訓練は……… 従来、追加訓練、監督者訓練等として行なわ れてきた養成訓練の修了者等に対する各種の 職業訓練は、これに該当する」、又「再訓練 は、…… 従来の狭義の再訓練はこれに該 当する」としたのである(昭和44年10月 1日、発訓27号)。更に昭和46年7月 30日に施行規則を改正し、向上訓練に「技 能開発訓練課程 | を追加すると同時に、「再 訓練課程」を廃止し「技能追加訓練課程」と 「技能補習訓練課程」を新設したのであった。 そして、この時新設した上記3課程と「生産 技能訓練課程」を53年法下おいて「技能向 上訓練課程」に統合したことは、1-12表 に見た通りである。つまり、「これらの訓練 課程は、現実には必ずしも区分が明確でなく、 実施上あるいは受講上混乱を生ずることがあ った。また理論的にも同様の内容の職業訓練 が一方にとってはその向上を図るものとなり、 他方にとってはそれを補充又は補完するもの となる関係にあり、区分することが必ずしも 合理的とはいえない面があった。」(文献 『60』208頁) からである。

ところで、この技能向上訓練課程の受講者

が、向上訓練の中でその大半を占めているこ とは先に見た通りであるが、このことは同時 に、序一4図の如く今日の職業訓練全体の中 で見てもこの課程が第1位を占めていること を示している。受講者数という量的側面から 見るとこの技能向上訓練課程は今日最も重要 となってきていることが分るが、このように 量的拡大が可能となっているのは、「技能向 上訓練課程の訓練基準は、十分弾力的なもの とされている。」(同上209頁)からであ るかも知れない。しかし一方、「在職労働者 に対しても、その節目ごとにその職業能力を 十分に発揮できるように職業訓練を受ける機 会の確保を図っていくことが労働者の雇用の 安定、充実を図る上で必要であり、そのため 公共職業訓練及び事業主の行う職業訓練の体 制の整備を図っていかねばならない。」(同 上153頁)のである。受講者数が最大規模 となっている訓練課程の「職業訓練の体制の 整備を図る」ことは極めて重要な課題である が、その課程が「十分弾力的なもの」だけで は「体制の整備」は充分とは言えないのでは なかろうか。

いずれにしろ、戦後職業訓練のスタートの 時期と今日との両端で、最大規模の受講者を 示したのが成人労働者の課程であり、スタートのT.W.I.が極めて厳格な基準であったのに対し、今日の技能向上訓練課程が極めて弾力化されているというのは対照的と言えよう。ここに成人労働者を対象としたカリキュラム基準の在り様を示唆する糸口が潜在しているように思えるのである。

第3章 カリキュラム基準の理論的課題

第1節 教育訓練内容選定の課題

「訓練内容」とは何か、それは如何にして 選定するのか等についての解説は施行規則等 の法令にも、そして通達にもない。ただ施行 規則の別表に「教科」の欄があり、そこに、 学科、実技等の「科目」が掲げられている表 がそれを物語っていると言える。その為、 「訓練内容」を解明するためには、その"欄" を分析しなければならない。本節では、この ような意味から、この「教科」又は「科目」 を検討する。具体的には訓練科別に行なわな ければならないが、その責は負えないので、

ような意味から、この「教科」又は「科目」を検討する。具体的には訓練科別に行なわなければならないが、その責は負えないので、その枠組みあるいは骨組みを検討してみたい。即ち、この分析によって職業訓練の訓練内容を選定する際に適用している指針を明らかにし得ると考えるからである。

それでは訓練内容をどのように捉えればよ いかと言えばそれは容易なことではないが、 先ず「訓練科」が如何なる範囲をカバーして 設定されているかということを解明しなけれ ばならないであろう。しかしその訓練内容の 範囲の広狭を吟味する尺度を設定することは 極めて困難である。例えば「造船科」と「畳 科」は両者とも各訓練課程に開設されており、 後述する「標準的訓練期間」の訓練科である が、前者の訓練内容をイメージすることは極 めて困難であるのに対し、後者は容易であろ う。このように訓練内容の範囲は訓練科の設 定に大きく影響を受けるし、又、今日のよう に技術の進歩が著しい時代はその新しい分野 を含めるか否かによって異り、訓練の対象者、 レベル、期間等のコースによっても左右され るからである。このようなことを前提として、 先ず、「訓練科」というものはどのような範 囲で構成されているのかを見て見たい。その 尺度として、職業の範囲を知る上で最も一般 的で戦前からの歴史もある「職業分類」を利 用して見よう。現在開設されている養成訓練 及び能開訓練の192訓練科を、職業分類

(文献『21』) と対比したのが3-1表で ある。この分類には施行規則別表に記されて いる「訓練の対象となる技能の範囲」をも加 味して行った。「訓練科の区分」で、金属材 料製造から各種製造までが職業分類では大分 類の「技能工・生産工程の職業」である。こ の表で訓練科は、その2分の1が職業分類の 小分類で成立し、4分の1が「代表職業名」 の分類で成立し、残りが、それらの組み合せ によるか、または、職業分類に存在しないた め、対応が困難な訓練科(注9)で成立して いると言える。対応困難な訓練科を除いて、 今日の訓練科は約3分の2が職業小分類また はその組み合せで、残りの3分の1が代表職 業名又はその組み合せで成立していると言え る。又、大まかな傾向として、訓練科の区分 で「農林」から「化学製品製造」までは小分 類で成立している訓練科の割合が高く、「建 設しから「その他」までは代表職業名で成立 している訓練科が多いと言える。このように、 職業分類の範囲の客観性は別として、訓練科 の成立している基盤は、職業分類のある段階 に限定されているわけではないと言うことが できる。

それでは、小分類の組み合せにより成立している科、代表職業名の組み合せにより成立している科及び対応困難な科の46科を具体的に見た表が3-2表に示す訓練科である。表のように、職業分類で上位分類に対応する訓練科ほど、公共訓練施設での開設科が多いことがわかる。逆に公共施設で開設していない事業内訓練を中心とする訓練科では、特殊な訓練科と極く限定された作業の訓練科では、特殊な訓練科と極く限定された作業の訓練科が多いことが分る。この傾向は「対応困難な科」に顕著に見られる。以上のように、訓練科の訓練の範囲と考えられる巾を決める尺度は、定った原則があるようには見えず、極めて"巾"があるようである。

ところで、以上に見てきた訓練科がカバー する訓練内容の範囲は、戦後常に一定してい

3-1表 訓練科と「職業分類」との対応

	-					
職業分類 訓練 科の区分	小分類にま たがる以上 の科	小分類によ る科	代表職業名 にまたがる 科	代表職業名 による科	対応困難な 科	āt
農 林		2	**************************************			2
採 鉱	1	1		1	1	3
金属材料製造		5		1		6
金属加工	2	7		1	2	1 2
電気機械製造・ 電 工	1	6	2	3		1 2
輸送機械製造		8			1	9
計器・光学機械 製 造		6				6
その他機械製造				6	1	7
製糸および紡績		4	7	1	2	7
裁断および経製		6		1		7
木、竹、革、つ る等の製品製造		5		1	1	7
バルブ、紙、紙 製 品 製 造		3				3
印刷および製本		2			1	3
ゴム・可塑物製 品 製 造		3				3
皮革·皮革製品製 造		2		1		3
窯業・土石製品 製 造	2	5				7
飲食料品製造	3	1			1	5
化学製品製造		4	2	1		7
建設	1	7	1	10	5	2 4
すえつけ機関・			1	3		4
製図・試験・検 査				7	3	1 0
各種製造		7	1	2	1	1 1
運輸・通信・ 公 益	2	2	-	4	1	9
事 務	1			4	2	7
販 売	1	1				2
サービス		7		1	2	1 0
その他			1	4	1	6
計	1 3	9 4	8	5 2	2 5	1 9 2

(注)上位と下位の分類の両方に関係する訓練科は上位の分類で算出した。

																			4				
			0				0		0	0	•	ANGELINE CONTRACTOR CO		Andrew of the State of the Stat	0	0		0	0	0		0	
鉱 山 側 鼠 科陽極酸化処理科	機械即品級香料	舟 艇 科	冷凍空気調和機器設備科	紡機調整科	杂色桶正科	特殊合板製造科	村 贈 由 麺	冷凍食品製造科	プレハブ建築科	家 屋 営 橋 科	住宅設備機器施工科	サッツ施工科	地質調查科	航空機製図幹	概治物製図科	公害核香科		港 萬 梅 农 舜	解 営 実 務 科	秘品作務科	建築物設備管理科	建築物衛生管理科	フラワー装飾科
森 金 属 加 T	11	輸送機械製造	その他の機械製造	製糸および紡額	The same of the sa	木・竹・草・つる製品製造	田園および磐木	飲食料品製造	建			The second secon	#	製図・試験・検査	#	***	各種製造	運輸·通信·公益	#	#	\ 	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	から
				灰	?		長		1	KI.		*	¥		z,		;	(本					
公共訓練施設 阴 設 科	0	0	0		0				0	0		0	0		0	0					0	0	
訓練科(注)	◎機 無 年	榕 接 科	電子機器科	窯 类 焼 成 科	陶 磁 器 科	菓子製造科	水產加工製造科	発酵製品製造科	土木科	◎自動車運転科	工業包装科	○一般 事務 科	販 売 科	er en	送 配 配 科	家庭用電気機器サービス科	箔纹元学与	ガス化学科	建 設 科	機械運転科	広告 美術科	デザイン。科	オサイー駅や中」キ
¥ ×	金属加工		電気機械製造	熏薬・土石製品製造		飲食料品製造	#	H	建 数	運輸・通信・公益	***************************************	事 第	販売		電気機械製造		化学製品製造	#	建	すえつけ機関・運転	各 種 製 造	その色	せん 関や 解解 もはり 出し
分類				Ш		<u></u>	ا ا	ديا		1.3	e ≄				*	N AN		<u></u>		בינו גינו	- ا		(#)

たという訳ではない。それは、附属資料3に 示しているように、カリキュラム基準が全面 改正された時に、訓練科の分化あるいは統合 が繰り返されてきたのであった。例えば、事 業内訓練の機械科は昭和34年には機械関連 の9科に分化再編されたのであり、逆に44 年にはそれまでの12科を再編統合して新た な機械科を新設したのである。又、統合一分 化の回数が多い科としては漆器科がある。即 ち、昭和26年にそれまでの3科を統合し、 次に昭和34年に3科に分化し更に、昭和 44年に再度統合したのであった。そして最 も分科・統合の科数が多いのは昭和44年に それまでの15訓練科を再編して設定した造 船科がある。この統合による造船科の設定が、 当初に述べたその内容の範囲をイメージする 際の困難性を呈している理由と言えよう。こ のように、訓練の内容を設定する訓練科の範 囲は時により変化してきたのである。このと とは、先に見た職業分類との対比も、常に変 化する可能性を内包していることを示すと同 時に、その訓練内容の広狭を調整する内容設 定の方法として、次に述べる、「専門コース 制」あるいは、「科目内選択制」が組み合わ されているのである。

「専門コース」とは、今まで述べてきた職 種あるいは訓練科の中に設置している「専攻 科」等のコース制あるいは細分化した専門科 のことである。このような専門コースに分れ ている職種・訓練科を附属資料 4 に掲げてい るが、その型態としては次の3種に分類でき る。先ず第1は、昭和23年より33年迄の 公共職業補導のカリキュラム基準に顕れた型 で、科の教科内容を専門コース別に設定して いる方法である。この場合の最も顕著な例は、 昭和27年の製図科と板金科であり、その中 を各々製図科と写図科、一般板金科と自動車 板金科に分けて、全ての教科を別々に設定し ている型である。第2の型態は、昭和33年 及び37年の公共訓練、昭和44年の転職訓 練、昭和50年及び53年の各訓練課程に見 られる方法である。この型では、いずれかの 教科の中のいくつかの科目において「…… を専修するものに限る」等の限定をつけて、

同一の科であっても何を専門とするかによりある種の科目を訓練から除外している型である。第3の型態は、附属資料の(注2)にも記している昭和23年より34年迄の事業内滅疾の基準に顕れた型である。この型は、機械工のように、応用実技については「専門とする機械について訓練するものとする」というように、同一の教科・科目でありながらも専門とする訓練に合せてその内容を選定することができるとしているものである。この第3の類型は、後述する「科目内選択制」に最も近い専門コース制であり、それとの関係も無視できないものである。

ところで、以上の専門コース制は何故成立 したのであろうか。それを解説する文書とし ては、昭和50年4月の訓発第100号通常 がある。そこでは、鉄鋼科、非鉄金属科及び 陶磁器科を新たに専門コース制にした理由と して、「包括的な訓練が可能となるよう、… …… 訓練科を統合した」のであり、そして 塗装科の場合「技能検定職種との整合性に留 意し、……… 訓練科を統合した」としてい る。このように、訓練科設定の在り方として の訓練範囲の拡大と専門コース制は重要な関 係があると言えよう。つまり、訓練科設定の 妥当性と、その訓練内容選定の可能性との緊 張関係で専門コース制が設定されていると言 えよう。この事は、附属資料の専門コース制 のある訓練科一覧に見るように、訓練科が専 門コースの上位の職業分類により成立してい ることも明らかである。

訓練内容を選定する際に、上記の専門コース制は採らないが、これに類似して内容選定に幅を認めている方法に「科目内選択制」がある。「科目内選択制」を有する職種・訓練科については附属資料5に掲載しているが、次のような型態がある。その1つは、昭和34年迄の事業内訓練に見られる型であり、例えば、昭和25年の板金工の「機械工作法」の関連学科について「板金工作法を主とする」との但し書きをつけている型である。この場合は、ある科目の範囲の訓練内容をその訓練科に関連する内容に限定した選定が可能になっていると言えよう。第2の類型は、昭和

44年以降に見られる型であり、例えば昭和 44年の専修訓練課程の鋳造科における基本 実技の科目である「鋳造基本作業」に、「鋳 物砂調整、造型、中子、熔解及び鋳込作業の うち必要とするもの」との但し書きをつけて いる型である。この場合は、指定した訓練内 容は全てその訓練科に深く関係している内容 であるが、その中から、更に限定した選択が 可能になっていると言えよう。

上記のような科目内選択制のある科目は、 附属資料の注記に記したように、ある教科に 限定されているわけではなく、又、その科目 数も一定しているわけではないのである。し かし、いずれも、上記の例のように、重要な 訓練内容の規定を定めていることが分るので ある。また、附属資料の4と5を突き合わせ れば分るように、専門コース制と科目内選択 制の職種訓練科が重複している場合もあり、 その訓練科ではより訓練内容の範囲に幅があ ると言えよう。更に、専門コース制と科目内 選択制との関係は、どちらかと言うと前者は 公共職業補導から受け継がれ、後者は技能者 養成から受け継がれたと言える。それは昭和 4 4年改正時の専門コース制は、職業転換訓 練課程だけにしか存在しなかったこと、しか し、科目内選択制は、養成訓練の各課程に多 く設定されていること等からも言える。この ことは、類似の職種の場合、公共職業補導の 方が技能者養成よりも、科の設定がより幅広 くなっていることによると思われる。この傾 向は昭和50年の基準改正時に、全ての訓練 課程に相互に設定されることによって差異が 無くなり今日に至っているのである。

さて、前記専門コース制の第3類型及び、科目内選択制の第1類型は、いずれも事業内訓練の基準におけるコース制・選択制であったが、それらは事業内訓練基準の昭和37年改正時から基準上に直接的に明記されていないのである。その後、それでは基準が抱束化されたのであろうか。この疑問は、後に述べる「基準性」と深く係っているのである。即ち、昭和37年3月の基準改正時に備考5として追加された「科目の欄に掲げる実技の訓練は、必要がある時は特定の項目に重点をお

いて行なうことができる。」の但し書きである。この規定の運用によって全職種とも実技における訓練内容選定の自由度は拡大し、上記のような専門コース制及び科目内選択制を採る必要はなくなったものと考えられる。

以上のように、訓練内容選定の基準は専門 コース制の設定、科目内選択制及び「基準性」 の設定という3つの角度よりそれぞれ"弾力 的運用"が可能となっていると言えるのであ る。ところで、訓練内容の選定に当り、その 質を大きく左右する要因として訓練期間を挙 げることができる。特に今日、同じ訓練科が 歪成訓練の第1類、第2類及び能力再開発訓 練の各コースに開設されている科が多い現実 を考えると、訓練期間と訓練内容との関係を 分析する必要があると言える。そこで、訓練 内容を教科の科目数あるいは教科に配分され た時間数という量的側面からここでは分析し てみたい。ある訓練科が養成訓練の第1類、 第2類、及び転職訓練の各課程・コースに同 時に開設されるようになったこの傾向は、昭 和50年の基準改正において、「生涯職業訓 練体制の一環として」、「専修訓練課程又は 高等訓練課程に設けられている訓練科であっ て、職業転換訓練課程に設けられていないも ののうち、無線技術科、臨床検査科、情報処 理科及び原子力科以外の訓練科を設定した (訓発100号) | ことにより顕著になった のである。これらのカリキュラム基準が完成 している訓練科の全てについてその訓練期間 別の訓練科数を見たものが、3-3表である。 表のように、普通訓練課程の第1類は2年、 第2類は1年そして職業転換訓練課程は6月 の訓練期間が大多数を占めており、これらの 訓練期間が今日のコース別の標準的訓練期間 と言うことができる。又、その標準的訓練期 間の訓練科は「技能工・生産工程」関係訓練 科に強く見られ、それ以外の職業分野では訓 練期間が長期化あるいは短縮化した訓練科が 多いことが分る。さて、今日カリキュラム基 準が完成している全訓練科192科の中で、 各コースとも標準的訓練期間になっている訓

練科は、150科である。その150科を除

いた42科の一覧が3-4表である。表のよ

3-3表 訓練期間別訓練科数

訓練期間	T	. i	子 通	訓	練	課	程		職	業転	換訓	練話	程
区分	角	3 1	为			***************************************				T	T	T	1
	3年	2年	1年	6月	3年	2年	1年	6月	14	9月	6月	3 月	2月
以		2					2				2		
採鉱	3					3			3				
金属材料製造		6				offeren neverse	6				6		
金属加工		10					10				11	1	
電気機械製造・電気工事		11					11	7.4	1	1	10		
輸送機械製造	2	7				2	7		3		6		
計器・光学機械製造		6					6				6		
その他の機械製造		7					7				7		
製糸および紡績		6		1			6		-		7		
裁断および縫製		7					7				7		
木・竹・草・つる製品製造		7					7				7		-
バルブ・紙・紙製品製造		2		1			2				2	1	
印刷および製本		2	1				2	. 1			3		
ゴム・可塑的製品製造		3					3				3		
皮革•皮革製品製造		3					3				3		
窯業・土石製品製造		6					6				7		
飲食料品製造		5					5			7	5		
化学製品製造		7					7				7		
建設		23					23				24		
すえ付け機関・運転		3					3	1			3	1	
製図・試験・検査		8		1			9				10		
各種製造		11					11				11		
運輸・通信・公益	1	2		1		1	3		1		2	2	2
事 務		3		2			4				6		1
版 克		1					1				2		
サービス		4	2				4		3		7		
その他		2			1	2	3				3		
91.	+			-+						-		\Box	
計	6	154	3	6	1	8	158	2	11	1	167	5	3

3-4表 標準的訓練期間以外の訓練科一覧

		訓練期	[6]	
区 分	訓練科	普通訓練	職業転換	備考(注)
		第1類 第2類		
採鉱	採鉱科	3年 2年	1年	
*	鉱山測量科	3年 2年	1年	
,	鉱山機電科	3年 2年	1年	
電 気 機 械 製 造	電気制御回路組立て科	2年 1年	1年	
/	電気工事科	2年 1年	9月	0
輸送機械製造	自動車整備科	2年 1年	1年	0
,	航空気製造科	3年 2年	1年	
/	航空気整備科	3年 2年	1年	0
運輸・通信・公益	無線通信科	3年 1年	1年	0
l.	無線技術科	- 2年	_	
サービス	調理科	2年 1年	1年	0
その他	情報処理科	- 2年	T -	Ö
,	原子力科	- 2年	T	Ŏ
/	臨床檢查科	- 3年	T -	0
金 属 加 工	パフ研磨科		3月	T
/	機械部品検査科		6月	
電 気 機 械 製 造	家庭用電気機器サービス科		6月	0
製糸および紡績	編 物 科	6月 -	6月	ŏ*
バルブ・紙・ 紙製品製造	紙器製造科	6月 -	3月	0 ×
印刷および製本	軽印刷科	1年 6月	6月	0 *
窯業・土石製品製造	コンクリート製品製造科		6月	
建 設	家屋営繕科		6月	10
すえつけ機関・機械運転	建設機械運転科	- 6月	3月	0 *
製図・試験・検査	トレース科	6月 —	6月	0 *
WHAT IN EL	公 害 検 査 科	- 1年	6月	0 ^
運輸・通信・公益	自動車運転科		3月	 ŏ -
发 期 加 和	フォークリフト運転科		3月	1 0
,	構內電話交換科	6月 —		
	玉 掛 け 科		2月	
#	荷扱い科		2月	
事 務	経営実務科		2月	0
y — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	和文タイプ科	6月 —	6月	1 8
#	英文タイプ科	6月 -	6月	<u> </u>
*	工場管理科	- 1年	6月	
SP7			6月	
ツ 党 サービス	不動 藍 実 務 科 家 政 科		6月	0
,	理 容 科	1年 -	1年	0 *
	美 容 科	1年 -	1年	0 *
	建築物衛生管理科		6月	0
	建築物設備管理科		6月	1-9
			6月	1
. /	給 食 科		6月	0

(注) ○印は公共訓練施設における開設科、◎印は身体障害者職業訓練施設のみの 開設科である。米印は専修訓練課程廃止に伴い普通訓練課程に新設された訓 練科である。 うに、訓練期間が長期化する訓練科は、各= ース間で比例するようであるが、逆に短縮化 する場合は、養成訓練では訓練科が設立され ない傾向があるようである。この事実は訓練 科設定の指針の一端を示していると言えよう。

それでは、標準的な訓練期間によって各コ ースが設定されている訓練科150科の基準 の内容はどのようになっているであろうか。 その150科の教科別の科目数及び時間配分 を整理したのが3-5表である。この表より、 各コースの教科別の特色としては次の5点が、 指摘できよう。第1点は、教科別の科目数に は各コースとも特に顕著な特徴がなく、時間 配分の時間数により大きなそれを見ることが できることである。その時間数の特色として、 第2点は普通訓練課程第1類の場合、応用実 技に全体の5割以上の時間が配分されており、 応用実技が極めて重視されていると言える点 である。第3点は、これに対し、第2類の場 合は、専門学科及び基本実技の時間配分は、 第1類の8割となっているが、しかし応用実 技は第2類の8割から更に800時間を差し 引いた値とはるかに低くなっていることであ る。この結果、3教科への時間配分が近接し ており、このことはこの3者に同程度の比重 がかけられていると言える点である。第4点 は、転職訓練課程は、基本実技に6割強の時 間配分をし、専門学科と応用実技を合せた2 倍近くになっていることである。このこと は、転職訓練課程の場合、基本実技を最も重 視していると言えるかも知れない。そして第 5点は、以上の3コースを比較すると、応用 実技の時間配分の差が最も大きく、逆に、基 本実技が最も近接しているのである。このこ とは、今日の訓練基準の訓練目標として、基 本実技を最も重視しており、ここに、各コー スの出来上り像での整合性が計られていると も言えるであろう。以上の5点が今日の職業 訓練のカリキュラム基準における訓練内容の 量的実態を示しているのであるが、その中で も特に第5点は興味深い事実である。即ち、 職業訓練のカリキュラムの特徴として"実技 を重視したカリキュラムである"とこれまで 指摘されていたことの内実は、基準上では

「基本実技」であると言えるからである。

この基本実技への時間配分が、平均値に近 い時間数であり、最多訓練科数となっている のは、普通訓練課程第1類の600時間、転 職訓練課程の500時間であり、この両者の 時間数になっている訓練科は、150科の内 109訓練科である。しかしこの訓練科の中 には、機械科に代表される「金属加工」の区 分に入る10訓練科は全て入っていないので ある。そこで、上記時間配分になっている木 工科における教科の時間配分を主要なコース 及び年度に限り整理したのが3-6表である。 この表より、基本実技の傾向を見ると、6ヶ 月及び1年のコースでは次第に増加してきた が、2年のコースではほとんど変化がないと 言える。これに対し応用実技の場合、合計時 間数の減少以上に減少させていることがわか る。そして、上記の基本実技が、各コースと も近接してきたのは、昭和50年の基準改正 においてであることがわかる。それまでは、 各コースの教科別の時間配分率がどちらかと 言うと同じ傾向になるように時間を配分して いたのであった。

ところで各訓練課程間の教科毎の科目教及 び時間数の関係を見ると、3-7表の左側の 相関係数のようにあまり高いとは言えない。 つまり、前述のように基本実技の時間数の平 均値では近接しているが、両課程間の相関は 高くないのである。しかし、実技の科目数で はやや高くなっており、両課程間の科目数と 時間数の相関は一致していないのである。ま た、同衷右側のように同じ課内の科目数と時 間数間の相関はほとんどないと言える。これ らの数値が、今日の標準的訓練期間を有する 訓練科の実状であるが、その結果が妥当であ るか否かについては簡単に結論を導くことは 困難である。その問題を吟味するにはより多 角的な検討が必要であろう。さて、以上の分 析によって標準的訓練期間を有する訓練科の 平均像を明らかにすることができたが、3-4 表に記したその他の訓練科における訓練内 容はどのようになっているであろうか。その 42科の中には、普通訓練課程の第1類、第 2類及び転職訓練課程の各コースに同時に開

3-5表 標準的訓練期間訓練科(150科)の教科別科目数及び時間数

	区分	普通	訓練	课 程	転職訓	練課程
		£l ⊟ Xh	時間	多数	£1 🖬 ##-	R. E. E. E.
₹	教科	科目数	第Ⅰ類	第』類	科目数	時間数
普	(注1) 通 学 科	7	200	- -		
	最 大	1 5	1,000	800	10	200
専	最 多	9	800	640	4	200
pŋ	同訓練科数	(33)	(68)	(68)	(53)	(88)
学	最 小	4	300	240	3	100
科	平 均	9.1	6 1 1.0	4 8 8.8	4.8	1 6 0.0
	S. D.	2.3	1 9 6.7	1 5 7.4	1.3	4 8.5
	坡 大	10	800	640	8	500
基	最 多	5	600	480	3	500
本	同訓練科数	(40)	(117)	(117)	(4.4)	(134)
実	最 小	1	450	360	1	300
技	平 均	4.8	6 2 0.0	4 9 5.7	4.1	4 8 6.4
	S. D.	1.7	6 8.0	5 4.4	1.4	4 4.2
					-	
	最 大	9	2,100	880	5	300
応	段 多	2	2,000	800	1	100
用	同訓練科数	(62)	(43)	(43)	(8.3)	(77)
実	最 小	1	1,200	160	1	100
技	平 均	2.7	1,7 6 9.4	6 1 5.5	1.7	1 5 3.3
(注2)	S. D.	1.5	2 2 2.1	177.7	0.9	5 9.6
	ät		3,200	1,600		800

- (注1) 第1類の普通学科は全訓練科同一である。
- (注2)普通訓練課程の応用実技時間数は基準では示されていないが、 本表のは他の項目より算出した値である。

6表 木工科主要基準における教科別配当時間数(率)の変遷

						200	G &	<u> </u>
	die		0	3,600	3,600	3,600	3,400	3,200
年	心实用技			2,360	2,360	2,140 (59.4)	2,010	(5 9.4)
	据 法 法			550 (153)	550 (15.3)	620 (17.2)	620 (18.2)	600
2	存品			410	410 (11.4)	450 (12.5)	470 (13.8)	500
	世 华 科			280	280 (7.8)	390 (10.8)	300	200
	100		1,824 (100.0)	1,800 (100.0)	1,800 (100.0)	1,800	1,700	1,600
本	吃 用 実 技		1,254 (68.8)	1,000 (5 5.6)	980 (54.4)	930 (51.7)	880 (51.8)	800 (50.0)
	据 来 林		300 (16.4)	420 (23.3)	420 (23.3)	420 (23.3)	420 (24.7)	600
П	李 李 科		170	230	2.5.0 (1.3.9)	250 (13.9)	200 (11.8)	200
	海球		100	150	150	200	200	
	n en	1,200			900	900	850 (1000)	800
Ħ	防軍政	700			340	320 (35.6)	360 (42.3)	200
τ,	地联本技	200			300	300	340 (40.0)	500 (625)
9	存金	150			200	200 (22.2)	150	100
	基本	150			6.0	80 (8.9)	1	
期間	教 科	S. 23.10	27. 9	34. 3	37.3	42.3	4 4.1 0	50.4

(注1)昭和37年及び42年の「6月」の訓練は「6月以上1年以下」の基準である。 (注2)昭和44年以降の第2類は掲載してない。

3-7表 教科別科目数・時間数の相関系数一覧

 課程	普通訓練・	転職測練問	普通訓練内	転職訓練内
 教科相間	科目数間	時間数間	科目数·	時間数間
專門学科	0.5 4 9	0.828	0.305	0.0 9 5
基本実技	0.802	0.466	-0.143	-0.412
応用実技	0.621	0.661	0.088	0.188

である。具体的には、 上記4要因がいずれ も昭和50年の基準 改正時に大きく作用 したことを考慮に入 れ、その時ご経 過をより詳細に分析 することが不可欠と なるのではなかろう

設されていない訓練科が31科ある。これらの訓練科は、開設されていないコースには訓練期間を長期化あるいは短縮化してもその内容が向かない科であることが推察される。特に、その訓練科の中に、昭和53年の施行規則改正の際、専修訓練課程が廃止されたことにより開設された科があるが、それらの訓練科についての次のような訓発第210号通達の解説は注目すべきである。

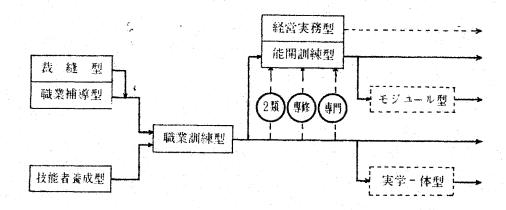
「専修訓練課程の廃止に対応して、旧規則において専修訓練課程にのみ訓練科が設けられていた和文タイプ科等の9訓練科を普通訓練課程の訓練科とした。これらの訓練科についての訓練基準は旧規則による専修訓練課程の訓練基準とほぼ同様である。」即ち、44年法下において設置した養成訓練の高等訓練内容審測を専修訓練課程は、「訓練目標、訓練内容審別区分したのであったが、上記通達では当初構想していた課程間の差異を全く無視していると言えないだろうか。

以上の分析に見るように、教育訓練の内容 選定は、第1は訓練科の設定、第2に専門コース制の設定、第3に科目内選択制の設定、 そして第4に訓練期間の4つの要因によって 大きく左右されていることが明らかになった。 そしてこの内容選定の在り方を定めることが 極めて困難なことは、上記のいずれの要因に ついてもその妥当性を明確にし得ないことに ある。この在り方は、従って訓練の実践の経 験からと、そして対社会的な関係の両方の立 場からの吟味の中から定まるものと言えるの 第2節 「教科枠組」設定の課題

⊅≥₀

前節ではカリキュラム基準における訓練内 容の実状について述べたが、この内容として の基準の他に、訓練校レベルのカリキュラム を編成する際の重要な要素として基準の「教 科枠組」がある。「教科枠組」とはこの場合、 カリキュラム基準における「カリキュラム構 造」である。つまり、施行規則別表の「教科」 の欄に記してある「教科」及び「科目」の関 連のことである。言い換えれば、学科と実技 との関連、学科の中の普通学科と専門学科の 関連、実技の中の基本実技と応用実技との関 連、等々の関連構造のことである。特にこの場 合、実技におけるO.J.T。が潜在化してい るので、その位置づけも重要になってくるこ とは言うまでもない。このように捉えると、 「教科枠組」とは、先に設定した訓練内容の 「編成の仕方」ということになる。それでは、 教科枠組の戦後の変遷はどのようになってい ただろうか。その訓練の種類毎の流れを表わ したのが3-1図である。

図のように、今日の型態は5種類の枠組みが存在するが、この図から次の点が指摘できる。先ず第1点は、職業訓練法下の基準(昭和34年)において、それまで公共職業補導と技能者養成との全く異っていた枠組みが統一されたことであり、第2点は、逆に多様化の第1歩は失業者のための新たな枠組み造りとして開始されたことであり、第3点は、その失業者の枠組みに合せるようにその後高本者等の枠組みが追随したことであり、そして最後は、53年法下で新たな模索として通達



レベルの枠組みである失業者のための「モジュール型」と、新卒者のための「実学ー体型」 が試みられていることである。それでは以下 に、各訓練種類別毎の教科枠組みについて述 べていこう。

先ず、「技能者養成型」は、既に2章で述べたように、1.社会、2.体育、3.関連学科、4.実技の枠組みである。この枠組みは全ての職種に共通するが、しかし、やや詳細にみると、「実技」の科目設定には、最初に公布された職種により分類すると3-8表のように4種類の構造がある。

σ

3-8表 技能者養成型の「実技」の科目構造

織物工型	金属工芸師型	鋳物工型	读器 師型
1	1 基本工法	1 基本実習	甲 基本実習
2	a 工具製作法	a	1
3	b 工具使用法	ь	а
•	c 材料使用法		ь
	2	2 応用実習	2
	a	a	a
	b	p	ь
	3	:	•
	: a ······		乙 応用実習
			1
			a
			•

「織物工型」は、実技の中の科目が並列に順 次並んでいる型である。「金属工芸師型」は、 先ず最初に「基本工法」があり、次いでいく つかの科目があるが、その科目は更にいくつ かの項目に分れているのである。その中で 「基本工法」に関しては、各職種とも表の3 項目に分れているのである。「鋳物工型」は 今日の訓練科の教科と同じ枠組みである。 「漆器師型」は、「鋳物工型」を更に一段階 細分化した項目が掲げられている型である。 このように、実技の教科枠組みは、それぞれ の職種の特徴・性格に合せた類型を形成した

次に「職業補導型」及び「裁縫型」 を見ると、「23

3-9表 「実技」の科目構造別職種数

	類	型		S.23年	S.25年	S.26年
織	物	T	型	2	5	21
金	屈	工 芸	型	4	7	
鋳	物	I	型	3	3 1	99(注)
漆	25	飾	型	3	4	
		計		12	4.7	120

(注) この内11職種は「漆器師型」との中間的構造である。

3-10表 職業補導型の教科構造

*	b 64 mi	戰	業 補 導	型
B	战 縫 型	木船工	木工	建築工
1.	普通学科	1. 普通学科	1. 普通学科	1. 普通学科
2.	専門学科	2. 専門学科	2. 専門学科	2. 専門学科
	講 義	3. 基本実習	3. 基本実習	3. 基本実習
	実 習	4. 造船実習	4. 強装実習	4. 応用実習
-			5. 応用実習	

年手引」で示された4職種の教科枠組みは3 -10表の通りである。表のように、職業補 事型では普通学科より基本実習までの教科の 配列は同一であるが、最後の応用実習及びこれに相当する教科の立て方で差異があることが分る。これに対し、裁縫型では、「専門学科」の中に実習を含んでおり、職業訓練の教科構造として極めて示唆的である。これらの 裁縫型と補導型の教科構造の類型毎に、「職業補導の手引」等の発行時の職種数をみたのが3-11表である。この表で「通訳型」と は実習を区分せずに普通・専門学科と並べて

3-11表 職業補導の教科構造別職種数

秀	Ą	型	S.23	S.24	S.27	(S.31)
裁	翻	型	1	1		-
通	訳	型		-	4	3
木	船	工 型	1	1		_
木	I	型	1	1	1	_
建	築	工 型	1	7	29	5 1
熔	接	工.型		1	2	_
	āt		4	11	36	5 4

3本柱にする構造であり、 「熔接工型」とは、実習 を基本、応用の他に更に 「総合実習」を追加した 構造のことである。表の ように、昭和24年、 27年に新たな類型を追 加するが、しかし裁縫型 の廃止等次第に類型を整 理し、昭和31年頃には 大半の職種が建築工型に まとめられたのであった。 そして、昭和33年の職 業訓練法施行時には、新 設された職種を含めて全 ての騒種が建築工型に統 一され次の34年の職業 訓練型に移るのであった。 「職業訓練型」とは、

昭和34年の基準改正時

に職業訓練の全ての種類(在職者を除く)の 全ての職種について次に示す構造のように統 一的に規定された枠組みである。

一 学科

- 1 普通学科
- 2 専門学科
- 二 実技
- 1 基本実習
- 2 応用実習

これは、今日では普通訓練課程の第1類に引き継がれ、20年以上の最も長い期間にわたり実施されてきた構造であった。この枠組み

は、能開訓練型が形成される迄基本的に定時制訓練の場合も、また昭和38年以降に新設された転職訓練対象職種中の教科目を削略できる職種の場合も同一であった。即ち、前者は、「2月以上1年以下」の訓練期間であって「社会」を履習科目に掲げていたし、後者においても、「社会」及び「体育」

は消略しないことになっていたのであった。 「能開訓練型」とは、44年法下の基準に おいて設定された職業訓練型の普通学科を削 除し、1専門学科、2基本実技、3応用実技 とした教科枠組みである。この時の教科目は 「標準制」であったので、普通学科を追加す ることも可能であったが、しかしその基準の ままでの訓練もでき、職業訓練型との大きな 違いと言えよう。この能開訓練型が設定され た44年法下の基準において、同時に、「経 営実務型」が現れたのであった。この枠組み は、専門学科のみという型であり、経営実務 科(能開;2月)だけに適用されている例外 的な枠組みだったのである。しかし、この型 が基準における教科枠組であることに変りは ないのである。

昭和44年法の制定において高卒者を対象とした「第2類」が新設されたのであるが、その2類の教科枠組みは「普通学科の科目は、省略することができる」としてその訓練時間数も規定していなかったので、結果的に能開訓練型と同一のカリキュラム構造になったのである。このような推移は、昭和51年に新改社にも同様に見られるのであったが、昭和50年の基準改正において、専修訓練程の第1類も標準制ではあったが同じように能開訓練型になったのである。

「モジュール型」については補草において 詳述するが、能力再開発訓練の一型態であり、 これは「実技、学科を一体とした訓練である ことから、同表(施行規則別表第7のこと、 引用者注)教科の欄に掲げられている教科の 科目・・・・・・については、それぞれ区分する ことなく弾力的に運用することとする」(昭 和53年1月26日、訓発第14号)教科枠 組みとなっているのである。即ち、訓練内容 をまとめた単位であるMU(モジュールユニット)に実習と関連知識の両者を含んでおり、 基準における教科枠組みは全く存在しないの である。

最後に「実学一体型」とは、養成訓練の 「訓練内容を充実し訓練効果をいっそう高め

るため」に、新たに作成した「教科編成指導 要領」の教科枠組みである。その枠組みとは、 3-2図のように、職業訓練型の教科枠組み における「基本実技」と「専門学科」とを 「基本実技及び関連専門学科」及び「共通専 門学科」とに再編した教科枠組みである(文 献『15』20巻10号18頁)。これは 「学科の訓練は、実技の訓練と十分関連づけ て計画されなければならない。」とした「職 業訓練指導員業務指針」(昭和37年8月訓 発191号別添)を「訓練指導の基本理念」 として提起した枠組みである。この実学一体 型の「教編」は専修訓練課程の機械科(一類) と電気機科(一類)の2科についての試案し か発行されていない(文献『42』)ので、 その後の進展は不明である。

3-2図 養成訓練の教科編成指導要領における対比

現行の教科 編成指導要領 応用実技 基本実技 専門学科 普通学科

出典 文献『15』20巻10号18頁 より

以上のように各類型毎の教科枠組みを見てくると、その中でも特に特徴的な型として、 裁縫型、技能者養成型、経営実務型、モジュール型を挙げることができ、残りは、職業型の変形であると言うことができる。構造してもの類型毎のカリキュラム構造として各々如何なる点が本質的に異っているのであろうか。先ず、裁縫型を考察してみたい。この裁縫型は「専門学科」を講義及び実習に分けたのであり、このことは「実習も構造と行いである」ということを表わした構造と言えよう。このような枠組みは、永い職業訓 練の歴史あるいは職業技術教育の歴史の中でも特筆に値する構造論と言える。この教科枠組みは、洋裁科の場合講義268時間、実習536時間であるが、その訓練内容を具体的に例示した「洋裁科教授細目」では「教授時間数804時間」と上の合計を示したに過ぎ、「題目」毎にもその題目毎の講義あるいは実習時間は示していないのである。このことは、今日的用語を借りれば、真に"実管、政教科枠組みと言うことが出来、職業のそれを考察する上で極めて示唆に富む構造と言えよう。しかし、この裁縫型も、昭和27年発行の『提要』によって建築型に再編されたのであった(文献『88』参照)。

それでは技能者養成型はどうであろうか。 このことに関し佐々木は、「『労働基準法』 下の技能者養成制度が、旧制度下の徒弟制度 と技能者養成制度との折衷的な制度であった」 と指摘しているが(文献『67』88頁)、 このことは、戦後のそれが徒弟制度の理念と、 技能者養成制度の訓練時間の比重との両者を 合せた制度であるという指摘であった。教科 枠組みで比較した場合も、工場事業場技能者 養成令施行規則(昭和14年4月、厚生省令 第3号)の教科枠組みとそれは類似している ことは言うまでもないが、同等に当時の新制 工業高等学校の教科枠組みにも類似している のである。即ち、昭和22年4月に発表され た第1次教科課程の枠組みは、3-12表に 示す通りであるが、この案の必修教科の部分 を主として、普通教科の中の国語を除外した 枠組みが「教習事項」の枠組みであるとも言 えるのである。この工業高校の教科枠組みを モデルとした可能性がある理由として、第1 は、これが「『実習』を中核とするコア・カ リキュラム原理によって編成されている」 (同上54頁) ために導入が容易であったこ と、及び、「教習事項」の「関連学科を修得 した場合、定時制高等学校に於て履習すべき 学科と重複する部分については、定時制高等 学校の単位クレテットに於て、免除又は認定 等の特典を与えられ(るように)……… 目 下関係省と接衝中である」(文献『17』第 2集22頁)していたからである。以上の

3-12表 高等学校機械科の教科課程(抄)

	教	時間	総時間
	実	習	1,0 5 0 < 2 9.4 1 >
		機械工作	175< 4.90>
		材 料	7 0 < 1.9 6 >
必	関	製 図	3 1 5 < 8.8 2 >
12		機械設計	210< 5.88>
	係	原動機	1 4 0 < 3.9 2 >
		電 気	70< 1.96>
修	教	数 学	280< 7.84>
		物理及化学	210< 5.88>
	科	工業概設	35< 0.98>
教		工場経営	7 0 < 1.9 6 >
		小 計	1,5 7 5 < 4 4.1 2>
	普	国 語	3 1 5 < 8.8 2 >
科	通	社 会	175< 4.90>
47	教	体 育	3 1 5 < 8.8 2 >
	科	小 計	8 0 5 < 2 2.5 5 >
	必	修教科計	3,4 3 0 < 9 6.0 8 >
選	択	教 科 (略)	140~ 655
自	<u>t</u>	3 研究	
	合	ät	3,570~4,095

< >内は、3,570を100とした パーセント。

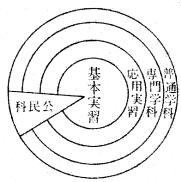
出典 文献『67』57頁より。

ような点から考察すると、技能者養成型の教 科枠組みは特徴的ではあるが、戦前の技能者 養成のあるいは戦後の工業高校のそれの変形 であると言えよう。

経営実務型は「実技のない職業訓練」とも言え、職業訓練の教科枠組みとして注目される。つまり、「実技」とは何か、「技能」とは何かという間の好素材と言えよう。この科に類似した事務科等の第3次産業の訓練科の教科枠組を設定する時に参考になるばかりでなく、職業訓練の内容を考察する上で注目に値すると言えよう。

モジュール型は、既に周知の通り、I.L. O. のモジュール訓練システムの日本版であ るが、普通学科を除いて考えた場合前述の裁 経型と類似していると言えるかも知れない。 最後に、職業訓練型に代表されるその他の 教科枠組みはどのように特徴づけることがで きるであろうか。それは若干の組み合せの差 異はあるが、普通学科、専門学科、基本実技、 及び応用実技の4者により構成されているこ とに共通性があると言える。その教科の関連 構造として『提要』は3-3図のシェーマを 示すと伴に、「補導所の訓練においては実技 に重点をおき、……専門学科はあくまで

3-3図 職業補導の教科構造



出典 文献『28』上巻50頁より

も実習を合理的にし、高めるために……… 実習と密接な関連をもって実施されなければ ならない。普通学科はその実習や専門学科を ……… 補うために必要な最少限度の時間を もって行わなければならない。……… また 補導生は人格を高めるため、ある程度の教養 学科と生活訓練とが技能訓練に加味されなけ ればならない。」(文献『28』上巻49頁 ~) と述べていた。このような教科の捉え方 は、ほぼ同じようにその後の「職業訓練指導 員業務指針」(昭和37年8月、訓発第191 号別添) に受け継がれ今日に至るまでの「訓 練指導の基本理念」となっているのである。 先の3-3図に見るようにこの職業訓練型も、 先の技能者養成型と同様に、実技を中核とし たコア・カリキュラムの構造を構想していた ことが窺えるのである。

このように見てくると、戦後のあらゆる職 業訓練の教科枠組構成の基本理念は、実技を 中核としたカリキュラム構造であると言えよ

う。そしてその基本理念の捉え方の差異、又 は基準に表わす場合の枠組みの表現型態とし て種々の型態がとられたと考えられる。しか し、それが、カリキュラムの思想と言えるの であるが。それと同時に、以上の教科枠組み の中には潜在化して表面化しない科目あるい は訓練内容としてのO.J.T.がある。この O.J.T. は企業内訓練の場合ほとんど応用 実習を読み替えているが、逆に最近の高卒1 年訓練の場合例外的であるがこれを実施して いない事業所もあり、(文献『86』) これも 1つのO.J.T. の在り方である。一方、公 共訓練でのO.I.T. はほとんど行なわれて いないが、共同作業施設の作業訓練、昭和 29年に出された「追補導」あるいは、市町 村等の行う認可公共職業訓練の場合の「応用 実習の訓練は、やむを得ない場合は、事業所 等に委託して行うことができる」(昭和34 年8月24日、職発第558号) としていた 例外的処置もあったのである。教科枠組みの 中に、O.J.T. をどのように位置づけるか も大きな課題と言えよう。

なお、以上に見てきた教科枠組は、基準に 明記された構造であるが、この構造の解釈に も基準の但し書き、又は通達による運用によ って基準上の構造と異った教科枠組を編成で きるのである。その1つは、昭和37年3月 31日の施行規則改正によって、別表第1及 び別表第2の公共訓練の基準の「備考」に追 加された「普通学科の訓練は、必要があると きは、専門学科の訓練を行う際にあわせて実 施することができる。」の但し書きである。 この結果、学科、実技(基本実技、応用実技) の教科枠組が設定できるのである。その2つ は、昭和44年10月1日の訓発第248号 通達によって指示された、「認定職業訓練に おける基本実技の訓練は、訓練時間を独立し て設けないで、基本実技と応用実技の訓練を 行なう際にあわせて実施して差しつかえない こと。」の通達である。この通達によって事 菜内の養成訓練は、学科(普通学科、専門学 科)、実技の教科枠組を設定できたのであっ

ところで、先の3-1図及びその後の紹介

に見てきたように、教科枠組みも統合一分化を繰り返してきたのであった。それでは、この「統合」の論理と「分化」の論理及び、「移行」の論理は何であったのであろうか。 先ず、統合の時点は前述のように職業補導型内、および技能者養成型内における統一もあったが、より大きな統合の時点として裁縫型が職業補導型に統合された時と、その職業補導型が技能者養成型と統合された時の2点がある。前者の場合、明確な説明はないが、次のように考えられないだろうか(文献『88』

43頁)。

「それは、教科基準としての教科枠組におけ る職種間の整合性を重視した結果ではなかろ うか。つまり、朝鮮戦争の「特需」による重 化学工業を中心とした経済的復興を背景にし て、機械・金属関係職種が重視され始め、職 業訓練が『労働者保護の職業訓練』期から、 『技能者養成の職業訓練』期に入るに及び、 次第に重視されてきた機械職種に適した教科 枠組により、職種間の統一化が図られたと考 えるのである。この時、各々の職種が内包し ている特殊性は、職業訓練の発展のために、 結果的には捨象されたのではなかろうか。そ の職種間の整合性を求めるねらいは、訓練行 政の、あるいは訓練実践の管理上の効率化で はなかっただろうか』昭和34年の基準改正 において、技能者養成型を含めて職業訓練型 に改造したが、その時の教科枠組の捉え方に ついては、1章で紹介した「職業訓練の基準 に関する答申」の通りである。この時の統合 も、ほぼ上記の解釈で大きくは外れないので はなかろうか。

一方、分化の時点は、先ず昭和44年に能 開訓練型が分化したのであるが、この時に教 科枠組の変更を意味づけた解説はわずかに第 1章で紹介した昭和42年の中訓審の「今後 の職業訓練制度のあり方に関する答申」にあ る。すなわち、「能力再開発訓練の基準は… …… 実技の習熟に重点を置いた独自のもの とすること。」である。この「独自のもの」 として、職業訓練型から普通学科を削除した 能開訓練型になったのであった。しかし、そ の理由としている「実技の習熟に重点を置」 くため、あるいは「就職促進の見地から」の 普通学科の削除は、それまでの転職訓練対象 職種の枠組みでは普通学科があったのを考え ると、むしろ、「労働力不足時代における労 働能力の有効発揮という新しい観点から積極 的に拡充すること」(同上答申)と合い入れ ない観点ではなかったのではなかろうか。

同時に2類コースも、普通学科を除外した 能開訓練型となったが、これは、「高校にお いて履習した教科との関連のもとに、実技の 習熟に重点を置くこと」(同上答申)として いたことを根拠にしていたと言える。その後 の職業訓練短期大学校のための教科枠組みも 同様に統一されたが、高卒者を対象としたカ リキュラム構造として能開訓練型は定着した のであろうか。

更に、昭和50年の基準改正で専修訓練課程も能開訓練型に移行したのであったが、これは「職業転換訓練課程の例に準じて教科の編成を標準制とする」という昭和49年の中訓審答申に基づいていた。この移行は「個別の事業所における多様な訓練の必要性に適応しうるよう、職業訓練基準の多様化を図」(同上答申)るためであったが、これまでに見てきたように、中卒訓練生の教科枠組みとしては問題を残した改訂ではなかったであろうか。

「実学一体型」が職業訓練型より分化した 意図は、「学科の訓練は、実技の訓練と十分 関連づけて計画されなければならない」にも かかわらず、『指導方法の実態を調べた結果、 訓練現場での実技と学科の関連づけが必ずし も十分でないことが明らかとなったため」に、 「教科編成指導要領の実学一体化」を提唱し たのであった(文献『15』53年10月号 16頁)。このことは、職業訓練あるいは職 業技術教育の実践上における永遠の課題を、 カリキュラム基準のレベルで「これらの資料 の整備充実を図っていきたい」(同上)とし た、カリキュラムレベルのずれた援助・助長 策であったのである。しかし、その「訓練シ ステム」については、既に川氏の批判がある ので(文献『63』) ここではくり返さない こととしよう。

以上のように、教科枠組みの統合一分化の 論理は時代状況により様々であるが、44年 法以後の分化は、かつての33年法以前の枠 組に戻ったのではなく、全く別の視点からそ れは遂行されたのであった。職業訓練が多様 化している今日、訓練の種類、課程あるいは 内容の性格によって、最も適した教科枠組み を設定することは当然であり、且つその分化・ 多様化の論理を明確にすべきことが求められ ているのではなかろうか。

第3節 「基準性」規定の課題

前節迄においては、訓練内容をカリキュラム基準としてどのような範囲で定めているか、あるいはその選定の結果を、どのように構造化して編成するのかという教科枠組みについて述べた。しかし、実際の訓練校のカリキュラムを編成する場合には、このような基準上の訓練内容と同時に、その内容を基準として規定している「基準性」も、同時に重要な要素として反映してくるのである。ここで、

「基準性」とは、カリキュラム基準に基準として設定している訓練内容を、訓練校レベルのカリキュラムにその基準の訓練内容を、再編・展開する時の堅動性あるいは弛緩性をさしているのである。つまり、最近の用語で言えば、「訓練基準の弾力的運用」と言うことの根拠に関することであり、より具体的用語は、第2章の各節の最初に紹介したカリキュラム基準の概要について説明されている「最高・最低」、「短縮・延長」、「消略・追加」及び「標準」等の文言で解説されているカリキュラム基準の運用についてである。そして、その基準性の内包している意味を整理することが本節のねらいである。

カリキュラム基準に関する「基準性」の内 実を上記のように捉えれば、今日その「弾力 的運用」に関する課題が象徴的に表れている のは養成訓練の基準性であると言える。その ような課題が、養成訓練に集中的に生じてい ることの理由は、養成訓練が職業訓練の重要 な種類であることによるとともに、その課程 には、経営主体あるいは訓練対象者で見ると、 公共調練に在籍する求職者と、事業内訓練の 在職者の両者が存在しているからだと言えよ う。今日の養成訓練は、普通訓練課程と専門 訓練課程の二種があるが、上述の現象が強く 顕れているのは前者であることは言うまでも ない。それでは、この普通訓練課程のカリキュラム基準における基準性の課題とは何であ ろうか。このことを端的に顕わしているのが、 「職業訓練法の一部を改正する法律の施行に ついて(昭和53年10月1日訓発第210 号)」通達である。この通達は次のように述 べている。

普通訓練課程の教科、訓練期間、訓練時間 及び設備は、旧規則による高等訓練課程のそれと同一のものとしたが、旧規則における高 等訓練課程の訓練基準は、訓練期間を除き最 低限必要なものとして定められていたところ、 普通訓練課程の訓練基準は、教科、訓練期間、 訓練時間及び設備の標準を示すものとして定 めるものとした。したがって、普通訓練課程 の養成訓練の実施に当たっては、それを受け る者の状況に応じ教科の省略、訓練時間の短 縮等を弾力的に行うことができるものである。 この場合次の点に留意されたい。

- 者通訓練課程の訓練基準が標準を定める ものとされたのは、特に事業内訓練の効率 的かつ効果的な実施を図る上で訓練実施者 と訓練生の個別のニーズに応じ行われるよ うにするためであること。したがって、普 通訓練課程の養成訓練の認定等に当たって は、事業内訓練の内容の充実に配慮しつつ、 弾力的運用の必要に応ずるよう適切に対処 されたいこと。なお、公共職業訓練施設の 行う普通訓練課程の養成訓練は一般に多能 工の素地を付与するためのものであり、修 了生に技能士補の称号を付与することがで きるようにする必要があるので、原則とし て弾力的運用は行わないようにされたいこ
- P 普通訓練課程の訓練科ごとに定められた 総時間を短縮する場合には、二分の一を超 えて短縮することは認められないものとす ること。この場合、高等学校卒業者等に対 する訓練において、旧規則による高等訓練

課程において認められていた科目の省略と同様の科目の省略を行うことにより訓練時間を 短縮した場合には、この短縮に係る訓練時間 は、短縮しなかったものとして取り扱うもの とすること(下線引用者注)。

通遠にあるように、従来の高等訓練課程の 基準は「最低限必要」として定めていたが、 これを普通訓練課程の場合「標準」制とした のであった。この「標準」化によって「教科 の省略、訓練時間の短縮等を弾力的に行うことができる」ようになったとしているの象 が、今日の「基準性」論を象 的に示しての解説が、今日の「基準性」論を象 的に示していると言えるのである。この解説が、今日の「基準性」 に示してどのような経過によって実施されたのであろうか。この間を申改に ないたいると可能の当時であるが、 という基準の関連ないのであるが、この間を中改らない。 というは、昭和50年4月の労働省令中改らない よる基準改正を再度分析しなければない ことは既に第1章第2章で明らかであるが、 その前に更に溯って基準性の変遷を見てみよう。

戦後のカリキュラム基準の基準性を訓練の 種類別に整理したのが3-13表である。こ の表から次の点が指摘できる。第1点は、失 業者を対象としてきた基準は、常に基準の弾 力的運用が可能なように基準性が設定されて いることである。そのことは、44年法下の 職業転換訓練課程の基準が従来の転職訓練の 基準と大差ないことについて既に述べてきた ことと符合するのである。第2点は、事業内 訓練における養成訓練の基準性は、大きく変 化していることである。即ち、訓練期間では 最高一指定一標準と変化し、教科目及び訓練 時間では最低限一指定一最低限一標準と変化 しているのである。このことは、事業内訓練 の基準設定、換言すれば基準行政が極めて困 難な問題をはらんでいるということを示して いるのかも知れない。第3点は、昭和50年 以降の基準改正による標準化=弾力化が後に 詳述するように事業内訓練だけを対象として いるのであるため、公共訓練の養成訓練は、 戦後全く変化していないと言える点である。 このことは、公共意曳訓練が、準学校化して いる実態にも合っていると言えよう。以上の

3点を総合すれば、カリキュラム基準の基準 性は、大胆に言えば企業内訓練の養成訓練の それが変化してきたと言えるのである。この 事業内訓練の基準性の変化が、今日の基準性 の課題に深く係わっていることは言うまでも ない。

さて、53年法下の普通訓練課程の基準性 が標準性に移行したのは次のように考えるこ とができる。即ち、昭和50年の基準改正に よって、専修訓練課程は最低制より標準制に 変更されたのであったが、昭和53年法下に おいてその専修訓練課程が廃止されたために、 養成訓練の標準制という基準が普通訓練課程 に受け継がれたのだと考えることができる。 その昭和50年の基準改正の大きな原動力は、 第1章で紹介した昭和49年1月の中訓審答 申「今後の職業訓練基準のあり方」であるこ とは言を俟たない。その答申は「基本的考え 方」の(1)に記しているように、「個別の事業 所における多様な訓練の必要性に適応しうる よう、職業訓練基準の多様化を図り、かつ、 可能な限り弾力化を備えたものとすること」 を重要な目標にしていたのであった。そして その弾力化の方針を「当面講ずべき措置」に いくつか示しているが、その中で殺も具体的 に、かつ最もドラステックに改革案を示して いるのが「専修訓練課程の弾力化」である。 即ち、「専修訓練課程については、特に大幅 な弾力的運用を可能とするため、職業転換訓 練課程の例に準じて教科の編成を標準制とす る」、「また、訓練時間についても、必要な 場合には、2分の1程度まで短縮又は2倍程 度までの増加が可能なようにすること」の答 申である。このような答申を受け改正した基 準が昭和50年の改正基準であった。この結 果、1-11表に見たように、各訓練課程と も期間の短かい訓練科が設定されたと同時に、 前述の「専修訓練課程の弾力化」が実施され たのであった。

以上のような経過で実施された昭和50年の専修訓練課程、あるいは昭和53年の普通 訓練課程におけるカリキュラム基準の「標準」 化、いわゆる「弾力化」は、如何なる課題認 識で施行されたのであろうか。その専修訓練

豐 **5**X 0 丟 颗 歐 高

3

ςÓ.

	<u>F</u>	数	(注 1)	公共	東	Í	#	₹.	磔
年月日		教科目	訓練時間	訓練期間	教科目	訓練時間	訓練期間	教科田	訓練時間
S.23.6.30							极配	最低限	最低年 1470 時間
S.23.10.1	6月標準 (6 ヶ月の延長3	指定	祖					And an analysis of the state of	and the second s
	ケ月迄の短縮 可)							•	
5.26.5.4							母	指定(下まわらない範囲で変更可)	胡
5,27.9.20				6月・1年標 進	指定	指定			
5.34.3.16	指定(1年未 猶)	都	描写	뀑	加別	指定	指定(1年未満延長可)	指定(普通学科 は体育を含め4 科目選択)	最低必要時間
5,37.3.31	指定 (1年末 織)	指定(普通学科 指 は専門学科に含 めて可)	都	加	指定(普通学科 は専門学科に含めて可)	帮	<u></u>	同上、(実技は必 要項目に重点を アいて可)	町
5.38.4.1	指定 (1年末 満)	自然可能	能指定						
年月日	驟粽	表 智 蔡	課程	章 每	置蔡麒	邸	桓	等割練課	4
S.44.10.1	標準 (1/2 未 満短縮可、1 年未満延長可)	際は、独田	學	指定(1年末 猶延長可)	最低限(普通学科は体育を含め3科日選択可、第2類は評略の	负 负	指定(1年末 萬延長可)	最低限(普通学科は体育を含め4科目選択可、第2類は湾略の)	最 低 限
S.5 0.4.5	標準(1年以 上の延長不可	<u>11</u>	藤等(1/2以上の笛籠不可)	標準 (1年以上の延長不可)	標準 (普通学科 は明記されない が、追加は可)	感●(72以上の쓆縮不可)	標準 (1年以上の延長不可)	ស低限(普通学科は体育を含め3科目選択可、第2類は19略の)	最優
5,53.9.30	日 上	日	四山		4		標準(1年以	聚 準	旗

St. を用いていない場合 れたい。に関する用語を を世 展型 を参い、基 1数の 2 16 ななった。 表り ア通 1 10 8 10 、定 P 11 したの一「別表」 運用は略 は条文で 10 W たよる 通達「指) 2) 世世

課程の弾力化の意図は、中訓審答申により、 「個別の事業所における多様な訓練の必要性 に適応しうるよう」に改正することであった と言えよう。そしてその視点として「職業転 換訓練課程の例に準じて」実施することとし ていたのであった。このような養成訓練の基 進の弾力化のための意図と視点は、それまで の職業訓練観との関係においてどのような課 題を派生したのであろうか。その課題として 少くとも次の4点が重要であろう。第1点は、 既に述べたように、養成訓練の基準を弾力化 した点である。このことは、今日の弾力化の 課題が、養成訓練に象徴的に表われている、 としたことを意味している。その弾力化は前 述の通り、転職訓練課程の例に準じて実施さ れたのであるが、その「準用」は果して妥当 であったかということである。既に第1章及 び第2章で論じてきたように、転職訓練の基 準の弾力化は、歴史的に失業者の訓練機会を 保障し、又再就職を容易にするために定着し てきた基準観であり、それをそのまま養成訓 練に準用したことが問われていると言えよう。

第2点は、弾力化の意図が「事業内訓練の ------- 個別のニーズに応じ」るために実施 されたことである。即ち、この事業内訓練の ための弾力化は、第1章及び第2章で述べた ように、事業内訓練の初期の理念であった養 成工=訓練生保護という基準観との関係にあ まりにも乖離がありはしないかという問題で ある。その訓練生保護の立場から、訓練期間 は最高に、又教習内容や教習時間は最低限に 規定していたのであった。そのような基準が、 最終的には今日の「標準」制に移行してきた。 のであるが、訓練生保護の基準と、ニーズに 応えるための弾力化との間には、未だ未整理 な問題が残っていると言えよう。

第3点は、先に紹介した訓発第210号通 達にあるように、「公共職業訓練施設の行う 普通訓練課程の義成訓練は……… 原則とし て弾力的運用は行わない」という指示である。 このことは、弾力的運用を事業内訓練だけに 限定したものであり、法令の施行規則では公 共訓練と事業内訓練に差異がなく、経営主体 に係りなく弾力条項を明記しているにもかか

わらず、通達で公共訓練をその適用から除外 しているのである。このことは昭和50年改 正時の訓発第100号では暗示していたが明 記はしていなかったのであり、今後の法令解 釈に波紋を残することになろう。しかし、よ り以上に大きな課題は、44年法下でそれま で別々であった公共訓練と事業内訓練の基準 を統合した時の基準観と、今日の普通訓練課 程の基準の運用のように、再度両者を分離し た基準観との関係である。この基準における 経営主体の統合一分離の関係についての整理 が必要になっているのではないだろうか。な お、公共訓練に弾力的運用を適用しない理由 として掲げている「多能工の素地を付与」す る訓練は、既に明らかにしたように、むしろ 事業内訓練の目標であったのであり、筋違い の議論と言えよう。

そして、基準の弾力化に関する第4の課題 は、その弾力的運用を実施した場合、先の通 **遠にあるように技能士補の称号を取得できな** い修了生が生じていることになる点である。 しかしその修了生も普通訓練課程の修了生で あり、同じ訓練課程修了者でありながら修了 資格が異るという齟齬が生じることになるの である。このことは、44年法において段階 的・体系的制度として確立してきた「生涯職 業訓練しが崩乱せぬかという問題でもある。 その生涯職業訓練の体制は昭和49年の中訓 審答申も再確認しているのであったが、専修 訓練課程の弾力化との関係については考察し ていないと言える。この両者の関係の整理も 残された課題と言えよう。

以上4点が今日の普通訓練課程のカリキュ ラム基準における基準性に内在している主要 な課題である。それらの課題は、今日の基準 件がいずれもこれまでの職業訓練が目ざして きた理念あるいは制度との関係を充分整理し ていないため、そこに一見自己矛盾あるいは 内部矛盾が存在するかの観を呈していると言 える。それではこのような自己矛盾、内部矛 盾を克服し得ていない原因はどこにあるので あろうか。その原因として次の点が考えられ る。先ず第1点は、労働者保護期の基準理念 であった失業者の訓練機会の保障及び訓練生

の保護という基準理念と、技能者養成期の理 念であった公共、事業内の統合及び、段階的・ 体系的訓練のための基準理念との両者の訓練 期の基準理念を今日末だ統合して新たな基準 理念を確立し得ていないからではないかとい う点である。換言すればこのことは、53年 法下の基準理念が末だ模索の域を越えていな いと言うことでもある。それは極めて困難な ことかも知れないが、訓練生を保護し、なお かつ技能者養成にも貢献できる基準理念とは どのような基準なのであろうか、そこが問わ れていると言えよう。そして次に、その統合 した新たな基準理念に、普通訓練課程の基準 に代表される基準の弾力化論を包摂し、新た な「基準性」を末だ設定し得ていないからで はないかという点である。訓練基準の弾力化 が労働者に対しても訓練の受講機会を拡大し、 受講者の訓練要求に応えているという側面を 無視するものではない。しかし、一方では前 述の技能士補の取得が不可能になる等、労働 者、受講者の得てきた諸利益をそれは放遂す るという内実も同時に有しているのである。 労働者の利益に応えるというこの相反する基 準性は、単に財政的容量が拡大すれば解決で きることなのであろうか。

今日の普通訓練課程の弾力化論が一見自己 矛盾、あるいは内部矛盾を有しているように 見えるのは、以上のような「基準理念」と 「基準性」が末だ確立していないという現状 を表しているに過ぎないのではなかろうか。 これらの「基準理念」の統合、及び「弾力化 論」の「基準性」への包摂と言う2つの模索 は、訓練法の第1条にある「労働者の地位の 向上を図る」為の真のカリキュラム基準を追 求していく上で不可欠と言えよう。

補 童 モジュール訓練の検討課題

1。モジュール訓練の成立

「モジュール訓練」とは如何なる訓練かと いう解説は既にいくつか出ている(文献 『 6 』) のでここでは略したい。これらの 解説によると、大きくは熟練工養成を目的と した英国型と、失業者への技能付与を目的と した I.L.O. 型に分れるようであるが、我 が国のそれは能力再開発訓練に導入されてい ること等から、I.L.O.型に属すると言え よう。しかし、そこには後述するように、そ のシステムの根本方針が異るため、あえて言 えば、「日本型モジュール訓練」と言えるか も知れない。その日本型の特徴を簡約に解説 した資料として、次のような昭和53年3月 3日の管発第4号・業指発第7号通達の別添 (参考) 資料がある。

一単位制訓練(モジュール訓練)方式とは一 単位制訓練方式とは、訓練の対象とする職 種について職務分析を行い、そこで必要とさ れる技能を基本的な作業単位(モジュール・ コニット) に分割し、そのモジュール・ユニ ットの組合せによって訓練カリキュラムを組 立てる方式である。

この方式を採用すると、入校時期の多様化 を推進しうることのほか、モジュール・ユニ ットの組合せを変えることによって、地域産 業界の要請にも、また転離職者の能力、技能 程度に応じた要求にも応えられ、さらに訓練 コース相互の関連の明確化、訓練の段階的体 系化をはかることができる。そのメリットを 掲げると、

- ① 労働者個々人の能力に応じた個別訓練と なるので、別紙のような入校時期の多様化 がはかられる。(引用者注、別紙は次頁)
- ② 地域産業、雇用予定事業所の必要とする 技能を重点的に訓練できるため、訓練生の 求人の確保及び就職あっせんが容易になる。
- ③ 訓練生が自分の有する知識、技能、職業

ユニットを選択することができる。

- ④ 「何か月の訓練を受けたか」という訓練 期間主義から「何ができるようになったか」 という技能到達主義となるため、個人ごと に習得した技能水準が明確になる。
- ⑤ 労働者のニーズに応じて、必要なモジュ ール・ユニットを随時習得してゆけるので、 段階的・体系的な生涯訓練体制の推進がは かられる。

上記解説のみではモジュール訓練の全体像 を捉える上で不明な点もあり、また従来の訓 練との関連についての解釈にも理解できない 点もあるが、これらについては次節に詳述す ることとして、先ず上記のような日本型モジ ュール訓練が我が国の職業訓練に導入されて きた経過を見てみよう。

「単位制」あるいは「モジュール訓練」の 用語を用いて、その導入を公式に唱えたのは、 昭和49年1月の中訓審答申であった。そこ では、「通信制又は単位制訓練方式の導入」 として能力再開発訓練に導入することを答申 - したのであった(第1章参照)。しかし、こ の答申を受けて改正した昭和50年4月の施 行規則改正では、能力再開発訓練に関しては 別表第7の前文4に「通信制訓練についての 特例」を明記したものの、「単位制」につい ては採り挙げずに終ったのであった。

- この「単位制訓練」が「モジュール訓練」 の文言と併せて提起されたのは、昭和51年 6月18日の閣議で策定された第2次「職業 訓練基本計画」であった。即ち、「職業訓練 を段階的、効果的に受けられるようにするた めの方法として、例えば、単位制(モジュー ル) 訓練 (要素作業を単位とし、具体的な職 務に合わせて必要な単位を組合わせて行う訓 練) の開発をすすめ、その成果を受けて適当 な職種について公共職業訓練施設において試 行的に単位制(モジュール)訓練を実施する ことが適当である。(文献『61』533頁 経験等を考慮して、習得すべきモジュール・ ~)」としたのであった。しかし、この段階

日曜日 52 / 53 二斑後了 12 / 8 日報 2 / = W 62 / 4 沙沙 数型 经 KK 27 / 88 -15 ** 8 / 2 7 1 開開 四班入校 2 / 8 14器 3/2 一斑核了 敬题 16 / 15 按 S / 00 数 路型 趣 2/2 姓 AKK 8/8 777 0 5 / 5 開業 9 / 2 三班入区 2 / 3 一点器 8/84 16 읪 6/15 掖犂 00 / 10 经 经际 1 / 23 室 KK 87 / 23 * * 11/11 1 自計 圕 4/5 二班人校 + 8 / 6 27 / 22 壓 4 / 8 极声 高 5/2 经五 女 8/0 KK \prec 13/8 おが 些 $\frac{16}{22}$ 匮 日農五 0 / 12 斑入饺 立 01/00 胀 7 28 (20年) 田 田 出 때/ 田 米習教 煮し N 3 30 困

では、前記解説の「随時入校制」とモジュー ル訓練とは別な制度として意識されていたの である。それは、「通信制訓練の実施、視聴 覚教材の活用による随時入校制の実現(同上 533頁)」とあるように、むしろ「通信制 訓練しと連続した発想であった。その「随時」 入校制」の意図は「随時入校制や訓練期間の 短縮・延長などにより機動的、弾力的な職業 転換訓練の実施を推進する(同上532頁) ためとしていたのであった。これらの提言を 要約すれば、第1に、この段階ではイギリス 型モジュール訓練と、ILO型随時入校訓練 の機創が併存していたこと、そして第2にそ のイギリス型モジュールは「段階的、効果的」 訓練の制度として、転職訓練に応用するこ とを明確に意図していたとは言えなかったの に対し、ILO型随時入校制を転職訓練に導 入することを明確にしていたと言える点であ る。したがってこの時点では、イギリス型、 I.L.O.型の相方のモジュール訓練が、それ らの成立してきた制度と最も類似している我 が国の訓練課程に別々に導入の検討がなされ ていた、と言えるかも知れないのである。

このような前段階的なモジュール訓練の構想から、前記解説のような今日のいわゆるモジュール訓練のシステムに転換したのは、昭和52年7月1日の職業訓練局指導課の発表においてであった(文献『44』)。ここでは、モジュール訓練方式導入の趣旨を、「今後予想される低成長経済のもとでは、離転職者のための職業訓練が受けられる態勢を確立する時に職業訓練が受けられる態勢を確立するともに、受講者に対しては、労働市場の状況からみて雇用可能な一定水準の技能程度まで的確に付与するものでなければならない。

このため、53年度から、能力再開発訓練について、順次、入校時期の多様化とモジュール訓練方式の導入をはかり、雇用情勢に対応した的確かつ弾力的な職業訓練を実施することにより、離転職者の雇用促進に資するものとする。」としていた。モジュール訓練の導入が能力再開発訓練にしばって発表されたのは、折からの社会状況より、失業者、高年

令者を対象とした訓練がより緊要性を持つことになったためと思われる。しかし、この発表でも「入校時期の多様化」と「モジュール訓練方式の導入」との間は、「と」で結ばれ、この両者が同一の構想か否かについては未だ不明であるが、極めて関係が深くなっていることは先の答申に比べて明らかであろう。この発表では、そのモジュール訓練の基準については「モジュール訓練のための訓練を選の他力再開発訓練の基準を適用することを明らかにしたのであった。そのため、「さと助たり………①技能の範囲と到達基準、②訓練の細目を内容とするモジュール訓練用教編を作成する(同上)」方針を打ち出していた。

以上のような経過を経て、昭和53年度からの本格的なモジュール訓練の実施をひかえて、昭和53年1月26日に、「単位制訓練(モジュール訓練)の実施について」(訓発第14号)の通達が出された。この通達には、次のような「別紙」が脈付されているが、今日の「日本型モジュール訓練」の全体像を捉えるのに良い資料となるので全文を紹介しておく。単位制訓練(モジュール訓練)

方式による職業訓練実施要領

1 趣旨

能力再開発訓練の実施に当たって、訓練生個々の既得技能習得能力等を考慮し、現実の雇用の場に適合した一定水準の技能を的確に付与するため、訓練の対象となる職種ごとに必要とされる技能及びこれが習得に必要な知識を基本的な作業単位(以下「モジュール・ユニット」という。)に分割し、そのモジュール・ユニットを各地域、各業界における雇用可能性に合わせて低を組み合わせ、モジュール・ユニットごとに所定の技能水準への到達を確認しつつ訓練を行う方式(以下「単位制訓練方式」という。)を導入し、もって入校時期の多様化と離転職者の再就職の促進を図るものとする。

2 単位制訓練方式で職業訓練を行う場合の 訓練基準 職業訓練法施行規則(以下「規則」という。)別表第7の「職業転換訓練課程の能力再開発訓練の教科等に関する基準」により行うこととするが、単位制訓練の場合は、実技、学科を一体とした訓練であることから、同表教科の欄に掲げられている教科の科目並びに訓練期間及び訓練時間の欄に掲げられている教科ごとの訓練時間数については、それぞれ区分することなく弾力的に運用することとする。

3 单位制訓練実施訓練科

規則別表第7の「職業転換訓練課程の能力再開発訓練の教科等に関する基準」の設定している訓練科のうち、職業訓練局長の定める訓練科とする。

4 单位制訓練実施訓練期間

規則別表第7の「職業転換訓練課程の能力再開発訓練の教科等に関する基準」の訓練期間及び訓練時間の欄に掲げられている訓練期間とする。

- 5 単位制訓練を行う1単位の訓練生定員 原則として、隔月入校とし、1訓練科ご とに1回の訓練定員は10人程度とする。
- 6 单位制訓練実施方法

単位制訓練の実施に当っては、別に定める単位制訓練教科編成指導要領(以下「単位制訓練用教編」という。)によることとするか、その他については次によることとする。

(1) 単位制訓練用教編で定めたモジュール・ ユニットは、各職業訓練校において、各 地域、各業界における雇用可能性に対応 させて、種々組み合わせて使用するもの とする。

この場合、各職業訓練校においては、 モジュール・ユニットの訓練順序に十分 留意すべきものとする。

- (2) 訓練生個々の技能を確保するため、単位制訓練用教編で定めた各モジュール・ユニットごとの確認テストに不合格の訓練生については、当該テストに合格するまで次のモジュール・ユニットの訓練を受けることができないものとする。
- (3) 訓練生の前職経験による既得技能によ

- り、単位制訓練用教編で定めたモジュール・ユニットを省略することができるが、 省略に当たっては当該モジュール・ユニットに定められた技能の範囲と到達水準 を満足していることを職業訓練指導員が 当該訓練生の有する技能について評価するものとする。
- (4) 訓練生個々の能力に応じた訓練を行う 個別訓練のため、訓練生のなかには、(1) で組み合わせたモジュール・ユニットの すべてについての訓練を受けられない場 合も考えられるが、この訓練生のために 単位制訓練用教編で定めたモジュール・ ユニットごとの確認テストの水準を低下 させることにはならないものとする。
- 7 単位制訓練修了者に対する修了証書 修了証書については、別に定める様式に より、規則第25条に規定する事項のほか、 習得したモジュール・ユニットについても 記載するものとする。

この I.L.O. のモジュール訓練を下敷にし た日本型のモジュール訓練も、従来の職業訓 練では考えることのなかった新たなカリキュ ラム論を提起したのであった。その特徴は、 次節で述べるように日本的に変質した部分も あるが、「単位制」にある、と言える。即ち、 従来のカリキュラムは課程(コース)あるい は「科」によって定められていたが、モジュ ール訓練のカリキュラムは、仕事の単位によ って定めたため、訓練生1人ひとりの必要性 と興味によって構成することが可能となった のである。この方式は、大学などで運用され ている「選択制」を更に徹底したものとも解 せるが、しかし、そこには課程あるいは「科」 という制度枠組が存在しないため、「選択制」 と同一視することはできない。このようなカ リキュラム思想を、日本の職業訓練制度に応 用する時、検討すべき課題は後述するように 少なくないであろう。

ところで、従来能力再開発訓練用としての 教科編成指導要領は発行されてこなかったが、 上記実施要領の6に記してあるように、モジュール訓練の場合は教編を遂次発行するとし

補一1表 モジュール訓練用教科編成指導要領の例(電気4科)

技能の範囲と到達水準及び訓練の細目

MU 2 電圧計及び電流計による電気回路の測定並びに計算(部分)

技能の範囲と到達水準

このモジュール・ユニットの修了時に各訓練生は、次のことができること。

- 1. 直流回路の測定及び計算が正しくできる。
- 2. 交流回路の測定及び計算が正しくできる。
- 3. 変圧器の動作測定及び計算が正しくできる。

1. 作業準備 (1) 交流、直 (1) 電圧計、 (1) 電源の種 類及び用途 類及び用途 の準備 (2) 交流、直 (1) 取扱い法 流の電圧計 及び電流計 の取扱い (2) 保守・点 検法 の取扱い (3) 電圧計及 び電流計の推 (3) 電圧計及 の準備 (1) 代表的な 回路部品の 種類、名称、 特徴及び用 途 (2) 測定回路 の構成 (2) 測定回路 の構成 (2) 測定回路 の構成 (3) 測定回路 の構成	忍テスト
1. 作業準備 (1) 交流、直 (1) 電圧計、 (1) 電源の種 類及び用途 類及び用途 類及び用途 類及び用途 類及び用途 (2) 負荷の種 類及び用途 (2) 免流、直 (1) 取扱い法 流の電圧計 及び電流計 の取扱い (3) 電圧計及 び電流計の 接続法 (3) 間圧計及 で電流計の 接続法 (1) 代表的な 回路部品の 種類、名称、特徴及び用 途 (2) 測定回路 の構成 2. 直流回路の 測定及び計算	May 2 1
(1) 電圧計、 (1) 電圧計、 (1) 電源の種 類及び用途 類及び用途 類及び用途 (2) 負荷の種 類及び用途 (2) 負荷の種 類及び用途 (2) 保守・点 検法 (3) 電圧計及 び電流計の 投統法 (1) 代表的な 回路部品の 種類、名称、特徴及び用 途 (2) 測定回路 の構成 (3) 電圧計算 (4) 電源の種 類、名称、特徴及び用 途 (2) 測定回路 の構成 (4) 電源の種 類、名称、特徴及び用 途 (2) 測定回路 の構成 (2) 測定回路 の構成 (3) 電圧計算 (4) 電源の種 類及び用途 (2) 無限 (4) 概解、 (1) 機解、 (1) 機解、 (2) 無限 (2) 負荷の種 類及び用途 (2) 負荷の種 類及び用途 (3) 電圧計及 び電流計の 投統法 (4) 単位 (4)	
及び電流計	EE計、電
の準備 (2) 交流、直 (1) 取扱い法 類及び用途 (2) 疾守・点 及び電流計 の取扱い (3) 電圧計及 び電流計の 接続法 (1) 代表的な の準備 (3) 測定回路 (1) 代表的な の準備 (2) 測定回路 の構成 との (2) 測定回路 の構成 (2) 測定回路 の構成	計の種類及 用途を知っ
 流の電圧計 及び電流計 検法 (3) 電圧計及 び電流計の 接続法 (3) 測定回路 (1) 代表的な 回路部品の 種類、名称、特徴及び用 途 (2) 測定回路 の構成 2. 直流回路の 測定及び計算 	いて、その
及び電流計 の取扱い (3) 電圧計及 び電流計の 接続法 (1) 代表的な 回路部品の 種類、名称、 特徴及び用 途 (2) 測定回路 の構成 2. 直流回路の 測定及び計算	及いが正し
の取扱い (3) 電圧計及 び電流計の 接続法 (1) 代表的な 回路部品の 種類、名称 特徴及び用 途 (2) 測定回路 の構成 2. 直流回路の 測定及び計算	できること。
び電流計の 接続法 (1) 代表的な 回路部品の 種類、名称 特徴及び用 途 (2) 測定回路 の構成 2. 直流回路の 測定及び計算	4. *. *. ·
接続法 (3) 測定回路 の準備 (1) 代表的な 回路部品の 種類、名称 特徴及び用 途 (2) 測定回路 の構成 2. 直流回路の 測定及び計算	
(3) 測定回路 の準備 回路部品の 種類、名称、 特徴及び用 途 (2) 測定回路 の構成 2. 直流回路の 測定及び計算	
の準備 回路部品の 種類、名称、 特徴及び用 途 (2) 測定回路 の構成 2. 直流回路の 測定及び計算	
種類、名称、 特徴及び用 途 (2) 測定回路 の構成 2. 直流回路の 測定及び計算	
特徴及び用 途 (2) 測定回路 の構成 2. 直流回路の 測定及び計算	
途 (2) 測定回路 の構成 2. 直流回路の 測定及び計算	
(2) 測定回路 の構成 2. 直流回路の 測定及び計算	
の構成 2. 直流回路の 測定及び計算	
測定及び計算	
$1/\sqrt{1/2}$ $1/\sqrt{1/2}$ $1/\sqrt{1/2}$ $1/\sqrt{1/2}$ $1/\sqrt{1/2}$ $1/\sqrt{1/2}$	
	直流回路の
	定及び計算
(2) 直並列回 (1) 電流と が	Eしくでき
4. 変圧器の動 担	
作測定及び計	
THE COURT	
	を圧器の基
作用気作用及び	助作及び用
	の理解が正
	くできるこ
基本構造と。	
(3) 変圧器の	
種類及び用	
途 (4) 電圧、電 (1) 電圧比	1
流と巻数の及び巻数	
関係	
(2) 電流比	
及び巻数	
比	

指導上の留意事項

- 1. このモジュール・ユニットの訓練標準時間は30時間程度とすること。
- 2. このモジュール・ユニットでは、各計測器を組合せた課題による訓練を行うこと。

たのである。このことは、それまでの転職訓 練は、養成訓練の第1年次との混合訓練を容 認していたのであったが、モジュール訓練の 場合はそれを明確に分離する方針を出したこ とを意味するのである。そのモジュール訓練 の教編は、昭和53年2月28日付の訓発第 35号「単位制訓練(モジュール訓練)の試 行実施について」において初年度対象の容裕。 板金、配管及び縫製の4科分が送付されたの であった。この教編の編成方式は、従来の養 成訓練用の教編と全く異り、モジュール・コ ニット (MU) 毎に補一1表のような枠組で 構成しているのである。この補-1表の例は、 電気 4 科(電子機器科、電気機器科、家庭用 電気機器サービス科及び電気工事科)用の 141MUの中の第2のMUである。このよ うに教編で定められたモジュールユニット毎 に、「教材」が印刷され、労働省より発行さ れている。そのMU「教材」は、先の実施要 領の解説及びモジュール教編の例に見るよう に、学科訓練と実技訓練を学習単位ごとにま とめて編集してある。従って、従来の「作業 指示書」、「実技教科書」、一般的な「教科 書」及びテスト課題の4者をまとめた内容の 縄集となっている。

以上の説明からも明らかなように、モジュ ール訓練のカリキュラムは、日本型であっても 極めて注目すべき改革を実施していると言え る。それは、技術教育あるいは職業教育の永 遠のテーマである"知識と技能との統合"カ リキュラムを再現させた点である。この「実 技、学科を一体とした訓練」は理念としては 存在していたが、具体的な教材のレベルまで を提示した点で高く評価されよう。しかし、 その職種の性格、更に科目の性格を無視した 画一化した様式による教材開発が、訓練の実 施上で種々の問題を輩出することが一方では 予想されるのである。しかし、その課題は本 研究の枠を越えるので、問題の指摘に止め、 モジュール訓練の基準上の検討すべき課題を 次に解明していこう。

2. モジュール訓練の基準

モジュール訓練のカリキュラムは我々が真 剣に取り組まなければならないカリキュラム 上の課題を提起してくれたと同時に、それは 目下試行中でありその進展を注目したいと思 う。しかし、カリキュラム基準上からみると 次の3つの課題を提起していると言えるので ある。その1つは訓練期間についてであり、 2つは訓練科の設定及び選定についてであり、 そして3つは教科枠組についてである。これ らの3者は、先に紹介した実施要領の第4、 第3及び第2の項目に説明されている内容で あり、極めて重要な項目であると言える。結 論から言うと、前2者はモジュール訓練に訓 練基準を適用したことによってむしろモジュ ール訓練の本来の特長が減少するのではない かという問題である。そして、この課題の中 に前述した「日本型モジュール」訓練と言う 根拠が内在しているのである。そして第3の 課題は、逆に、訓練基準適用を除外したこと から生じる基準設定の意義に関する課題であ ると言えるのである。それでは、この3つの 課題について順次説明していこう。

先ず、モジュール訓練の訓練期間について である。このことについて宗像は次のように 解説している(文献『 6 』165頁)。

「ILOのモジュール訓練体系の大きな特長 はその履習に時間を基礎にしない点にある。 すなわち、修了時の技能水準はテストで押え るが、履習の期間、進度などは地域や個人の 事情に任せている。」この訓練期間を定めない 制度が、モジュール訓練の最大の原理である と思う。この原理が存在するが故に、「修了 時の技能水準」を厳しく「テストで押え」る ことが可能なのであり、その合格した技能が 履用に連なるとする訓練思想が成り立つので ある。したがってこの訓練思想は典型的な 「能力主義」の立場であるが、日本型モジュ ールでは、訓練期間を定めているため、その 批判は多少緩和されよう。即ち、前記実施要 領の4に記しているように、我が国では「別 表第7の…… 訓練期間とする」としてい るからである。ところで、この別表第7に示

されている職業転換訓練課程の訓練期間は、 既に何度も本章の各章で述べてきたように、 「標準」制であり、「1年を越え」ない範囲 で「延長」可能なのであった。このことは、 施行規則では「標準」制である訓練期間を、 通達で「指定制」としたという法令解釈上の 問題があると同時に、モジュール訓練の本来 の原理に適していた「標準」制を逆に拘束化 したという問題を同時に含んでいるのである。 法令解釈の問題は別に置くとしても、モジュ ール訓練は、「離転職者を対象とする職業訓 練は、単に訓練規模の拡大を図るのみでなく、 その発生に対応し、機動的、弾力的に実施す ることが重要となっている。(昭和53年1 月26日訓発第14号前文) | ために導入し たのであったが、本来弾力的な訓練基準の訓 練期間を、何故に抱束化したのであろうか。 例えば基準を徹廃しないまでも6ヶ月の期間 となっている訓練科であれば、基準の最低限 としても「6ヶ月~1年6ヶ月」の期間とな り、この方がよりモシュール訓練に適してい るのではないかという問題である。この問題 に関し宗像は、「吾国の職業訓練は『期間重 視型』であって、到達水準は緩い。……… 両者の是非はともかく、この考え方の違いは 訓練基準の構成の根本的な相違と言える。」 (同前167頁)と述べていたが、日本型モ ジュール訓練はI.L.O.のモジュール訓練と 根本的に違ったのであろうか。

次に、モジュール訓練の訓練科の設定についてである。このことは、何故訓練科を設定するかという疑問である。即ちこの疑問は、モジュール訓練の履習単位であるMUが、課程(コース)によって設定された単位ではなく、それ独自で完結的でありなおかつ、そのMUが雇用に結びつくことを前提として構成されているにもかかわらず、なぜ既存の訓練科を必要とするのかと言うことである。つまり、MUは「組み合せて任意のMES(モジュール・オブ・エンプロイアブル・スキル)が作れる。/国情、職種事情、労働市場などの相違には組み合せを変えるだけで弾力的に対応できる。特に地域毎の異なる要請に対して適応できる。(同上165頁)」と宗像が

述べているように、雇用に最も適したMUを 組み合せることがモジュール訓練の特色であ るにもかかわらず、訓練科を設定すればME Sが有名無実になってしまわないであろう か。このことは、実施要領の7において指示 しているように、訓練科の修了証明と同時に 習得したMUを記載することにしていること に連なっているのである。これでは、モジュ ール訓練の完結的なMUの意味は無くなるの ではないであろうか。なお、その訓練科設定 の拡大状況は補一2表の通りであるが、この 訓練科選定の目安は何であろうか。例えば、 昭和38年の「転職訓練」の「入所希望者の 訓練職種の決定については、本人の希望、… …選考の際に実施された適性検査の結果、訓 練修了時に予想される労働市場の状況等を勘 案するとともに必要な指導を加えて決定する もの(転職訓練推進要領)」としていたので あった。しかし、モジュール訓練の訓練科選 定の指針は明確とは言えないのである。これら が訓練科設定の第2の問題である。

補一2表 モジュール訓練の 訓練科の拡大状況

年 月	訓練科名
S.53. 4.	榕接、板金、配管、縫製
S.53.10.	造園、家庭用電気機器サー
	ビス、ブロック建築、塗装
S.55. 4.	機械、電子機器、電気機器、
	木工、タイル施工、家政
S.56.	経理事務、販売
S. 57.	電気工事、トレース、製版
	印刷
S.58.	構造物鉄工、建築物衛生管
	理、家屋営繕、一般事務

モジュール訓練の基準上の第3の問題である教科枠組について述べよう。この点に関し、実施要領の2で、「教科の科目並びに…… 教科ごとの訓練時間数については、それぞれ区分することなく難力的に運用することとする。」と述べているが、何故にこの教科目及びその時間だけが弾力的運用の対象なのかとするのが第1の疑問で

ある。この場合も別表7の基準においては訓練時間も教科目も標準なのであり、教科目及び訓練時の「弾力的な運用」は特に基準上の問題があるとは言えないのである。この点は前記訓練期間の設定等と全く逆な指示をしていることがわかる。しかし一方、このような運用がなければ、前述したように実学一体の教編及び教科書は望むべくもないのであるが、それではモジュール訓練の教科目のようなではモジュール訓練の教科目のようなではモジュール訓練の教科目のようなではモジュール訓練の教科目のようなであるが、その弾力的運用」を可能とする判断はどのような尺度でなされるのか、ということが第2の疑問である。入校時期の多様化が実施できれば、その弾力化は可能とするのであろうか。このような基準運用上の課題が存在し

ているように思うのである。

以上、モジュール訓練の基準に関する課題 について3点を述べたが、その他にもモジュ ール訓練の趣旨の実現のために解明しなけれ ばならない課題は少なくないと言える。その 中で、基準とは直接関係ないが、MU毎に労 働省が発行している「教材」(教科書)の利 用上の在り方がカリキュラム行政の重要な課 題として浮上してくるのである。即ち従来は、 国が公布しているカリキュラム基準に基づい て労働省は教科編成指導要領を発行し、一方 では学科及び実習用の教科書を発行して、訓 練校レベルのカリキュラム編成の参考資料に 供してきたのであった。ところがモジュール 訓練の場合は、前述の通りテスト課題を含め たMU教材(教科書)が発行され、この「教 材」により訓練を実施することになっている。 のである。このMUの選択及びその配列につ いては、実施要領の6に多々記してあるよう に極めて弾力的な運用が可能となっている。 しかしMU教材の内容は、その目標としての テスト課題が設定されているため、逆に最も 自由度のない教育訓練の内容になると言わざ るを得ないのである。このことは訓練校の諸 々の現実の相違を考えた時に、モジュール調 練の「抱束化」に連なるという側面を同時に 有していることを示していると言えるのであ る。この問題の根源は、訓練校レベルのカリ キュラムを労働省が編成することにある。M U教材は教科書でありカリキュラムでないと

する理論は、既に行論で明かにされたように成りたたない。MU教材がイコール訓練校のカリキュラムであるとするのがモジュール訓練の原理であるからである。このことは別な見方をすれば教科書制度とカリキュラム制度との統合であると言えるが、その結果、カリキュラムを硬直化させることになるという新たな問題を含んでいるのである。MU教材の選択だけが訓練校のカリキュラム編成であるとすれば、この問題は必然的であるとも言えよう。

以上のモジュール訓練の基準上の課題及びカリキュラム編成上の課題が、今日の日本型モジュール訓練に解決をせまられている大きな行政上の課題と言えよう。これらの解決がなされない間は、日本型モジュール訓練の能開訓練応用型」と言われかねない。勿論両者の訓練の用型」と言われかねない。勿論両者の訓練の所見と言われかねない。勿論両者のあが、「随時入校制」については、モジュール訓練でなければ困難であるということは、既に本章の各章で論述したので、ここでの詳述は消略したい。それは、むしろカリキュラム編成と同時に訓練の指導体制の整備の問題であったと言えよう。

モジュール訓練の趣旨は、昭和53年法下の困難な社会情勢に極めて時宜にかなった訓練方法・制度として登場したのであったが、しかしその訓練基準の適用に際し、既在の基準の運用を取り違えたのではないかと言う観をぬぐえないのである。にもかかわらず、その理念及び、指導方法の在り方は今後も追求されるべき重要な課題であることについては前述した通りである。

結 語 今日のカリキュラム基準の課題

以上の3章及び補章によって戦後職業訓練 のカリキュラム基準の実態を解明すると同時 に、そこに内在している課題を指摘し得たと 思う。これらの分析結果は、しかしながらカ リキュラム基準だけに関する分析に終らず、 表頃の関係として職業訓練の制度あるいはそ の在り様についても触れていると言える。即 ち、このことはカリキュラム基準が、そのま ま職業訓練の内実を表わしている故だと言え る。それでは、岩崎元局長の言にある"職業 訓練の抜本的検討"、中でもカリキュラム基準 のそれは、何故、何を、如何に行うべきなの であろうか。その理由は、今日の53年法下 のカリキュラム基準が、第Ⅰ期の労働者保護 期、第Ⅱ期の技能者養成期の基準を経て第Ⅱ 期に入っているからである。このことは第1 期と第 Ⅱ期の2大理念を止揚することが今日 求められていることを示しているのである。 この両理念の止揚は極めて困難かも知れない が、それではその作業の手懸りとして何を検 討すればよいであろうか。

その再検討すべき基準論は、既に明らかなように、昭和49年1月に中訓審が労働大臣に対して答申した「今後の職業訓練基準のあり方」の内包する基準論であろう。この答申がカリキュラム基準の様々な分野において、第1期と第1期の基準論を充分整理しないままに新たな基準制度を提起し、これが今日のカリキュラム基準の不透明な実態をもたらしていることについては既に詳述したのでここでは繰り返さない。ここではその答申の持つ意味を別な視角から分析して問題提起に替えたい。

これは、この答申が成立してきた経過と深い関係がある。即ち、その諮問は昭和48年6月22日であり、その諮問の内容は「産業構造の変化、技術革新の進展等に即応する今後の訓練基準のあり方について」諮うたのであった。そして答申は昭和49年1月10日に出された。この諮問と答申の間には、我が

国の産業及び経済を一瞬の内にどん底に落し 込んだ所謂第1次の石油ショックが発生した ことは気憶に新しい。先の諮問は従って、高 度経済成長下の頂点に登りつめた時期のカリ キュラム基準の在り方を諮うたのであり、諮 問の内容もそのようになっていると言える。 しかし、答申はオイルショック以後に出され たのである。では、この諮問と答申の間に矛 盾はないのであろうか。その審議の経過を見 ると、そのオイルショック以前にほぼ訓練基 準の問題点の整理を終え、答申案の起草はオ イルショック以後なのである(文献『15』、 第17巻第5号、7頁~。) そして、この 答申に基づき昭和50年4月の基準改正が行 われ、且つその基準の枠組みが53年法下の 基準に受け継がれていることは既に見た通り である。このような経過は、技能者養成期に おける基準の改革理念・改善案が、そのまま 戦後の第1期を想起させる低経済成長下の基 準理念に適用されたことを意味すると言えな いだろうか。つまり、答申の基本理念であっ た「産業構造の変化、技術革新の進展等に即 応しうる」ために「訓練基準の多様化を図り、 - かつ、可能な限り弾力性を備えたものと」し た訓練基準が、何故そのまま今日のカリキュ ラム基準の基本理念になり得るのであろうか ということである。その両時期の「多様化」 あるいは「弾力化」の内容及び意味には、更に その方法には当然異った基準理念があるのでは なかろうか。その検討は、今日の我が国の労 働者または労働界に訓練基準、カリキュラム 基準として何を応えようとするのかの視座か らなされる必要があろう。

本報告で見たように、戦後40年弱の職業 訓練のカリキュラム基準は、幾度となく一見 大きく変化してきたように見える。この変化 は、それではカリキュラム基準の捉え方が同 時に変化したことを意味するのであろうか。 カリキュラム基準の変化をもたらした要因と しては、その在り様の解釈の相違を認めるこ

とはできるが、しかし捉え方が異っていたと は言えないのではなかろうか。それでは、カ リキュラム基準の捉え方とは何か。それは常 に一慣して「労働者の地位の向上」を結果す るように追求してきたことと言えるのではな かろうか。このように捉えると、それではカ リキュラム基準は何故に必要なのであろうか。 森氏が整理した「訓練水準、技能水準の維持」 は1つの要素であることに疑いはない。しか し、その他に次の3側面を満たすために必要 であると言えよう。その第1は、職業訓練 法の目的である「労働者の地位の向上を図る」 ためであり、この目的実現のために基準は必 要なのである。その解釈が、時、立場等によ って微妙に変ってきたのが戦後の基準史だっ たと言えよう。その第2は、その労働者のた めに政府が実施しているという「公共性の保 障しを基準が果さなければならないのである。 これは、普通訓練課程の「技能士補」の公証 制度ということではなく、より広義の概念で あるのは言うまでもない。第3は、従って受講 者の受構の「機会均等の保障」のために基準 は必要なのである。これは換言すれば、上の 第1、第2と合せ、労働者の雇用保険で営ま れている職業訓練を労働者自らが受ける権利 を保障することを意味するのである。

以上のような「労働者の地位の向上を図る」 基準の必要性の立場から、今日、昭和49年 の中訓審答申を再検討し、新たなカリキュラ ム基準の基準理念の確立と、その理念に基づ くこれからのカリキュラムの基準制度の確立 が俟たれているのではなかろうか。そしてこ のような基準制度の立場から、職業訓練の体 系、あるいは制度を再構築すべきなのではな かろうか。これが、今日求められている職業 訓練のカリキュラム基準の課題と言えよう。 往

- 1. (2頁)授産・輔導を除き今日の職業訓練と同じ訓練方法で行われていた訓練で、政府が直接運営したものに関東大震災直後の1923(大正12)年12月に内務省社会局が設置した「木工講習会」がある。この基準は「木工講習志願者心得」として規定された(文献『87』)。
- 2. (3頁) この戦前の体制を克服できなかった一因として、ILOの職業訓練に関する勧告が、当時主として公共訓練向けの「職業訓練に関する勧告(1939年第57号)」と事業内訓練向けの「徒弟制度に関する勧告(同年60号)」とに2分されて出ていたこと、及び当時強い権限を有していたGHQの労働保護と職業安定の担当官同志で政策の対立があったことによる影響等が指摘されている(文献『81』7頁)。なお、I.L.O.の勧告に関しては石川氏の論文(文献『59』)を参照されたい。
- 3. (10頁) 戦後職業訓練の歴史を分析した先行研究は少なくないが(文献『1』 参照)、これらは各専攻分野の立場からの研究であり、職業訓練全体を主題とした研究は多くなく、更にカリキュラム基準を採り挙げた研究はないと言える。
- 4. (12頁)分課規程は労働省組織規 程が公布される昭和24年6月20日まで の間は官報彙報である。
- 5. (12 頁)機械工養成所は昭和18 年11月1日軍需省設立に関連して商工省 より厚生省に移管された。
- 6. (16 頁)諸沢氏によれば、「職業補導の根本方針」は、8項目に整理されており、氏の場合"公共職業補導所をT.W. I. 普及の拠点とする"項目が入っている点が特徴である(文献『81』13頁)。
- 7. (56頁)4月8日の訓発第54号 通達の全文を入手し得ないが、その後の改正 状況を見て、「転職訓練対象職種」の変更 は「機械部品検査工」の追加のみと推察さ れる。
- 8. (66頁)「教科編成指導要領」は

後述のように昭和45年に、新訓練法下の 主として公共訓練用の参考資料として発行 されたのが一般的である。この基礎訓練用 の教科編成指導要領に関する労働省の通達・ 指示文書を見い出し得ないので、発行の根 拠は不明である。

9. (83 頁)訓練科と職業分類が対応 できないのは、『職業辞典』の改正が昭和 45年増補版以降行われていないが一方、そ の後に新たに生じた職業に対応した訓練科 が開設されているためと考えられる。

引用・参考文献

- 1. 例えば、次の文献がある。イ・労働省 『労働行政史 戦後の労働行政』、昭和 44年8月、労働法令協会。ロ・同上第3 巻、昭和57年3月。、ハ・産業訓練白書編 集委員会『産業訓練百年史』、昭和46年 6月、日本産業訓練協会。ニ・国立教育研 究所『日本近代教育百年史、第10巻、産 業教育』、1973年12月、文唱堂。 ホ・細谷俊夫『技術教育概論』、1978 年2月、東京大学出版会。へ・隅谷三喜男・ 古賀比呂志『日本職業訓練発展史戦後編』、 昭和53年3月等。
- 2. 例えば、川合章・城丸章夫『講座日本の 教育5教育課程』、1976年4月、新日 本出版社。岡津守彦『教育学叢書第9巻教 育課程』、昭和46年11月、第一法規出 版。今野喜清・柴田義松『教育学講座第7 巻教育課程の理論と講造』、1979年2 月、学研。岡津守彦『教育課程事典』、昭 和58年12月、小学館等。
- 3. 例えば、日本教育行政学会『教育課程行政』、1978年、教育開発研究所。渡辺孝三・下村哲夫『教育法規の争点』昭和56年改訂版、教育開発研究所。平原春好『日本の教育課程』、国土社、1970年。菱村幸彦『新・教育課程の法律常識』、第一法規、昭和51年。
- 4. 大蔵省印刷局『法令全書』。特に注記しない法令は同書によった。
- 5. 特に注記しない通達は以下の通達集による。労働省職業訓練部『職業訓練関係法規集』月刊職業訓練別冊、昭和34年5月。 労働省職業訓練局『職業訓練関係法令・通達集(1)』、昭和43年1月、雇用問題研究会。同上、昭和46年9月、同上発行。同上、昭和54年11月改訂版、同上発行。同上『現行職業訓練ハンドブック2』、(可除式)、第一法規。雇用促進事業団『雇用促進事業団法令・規程集(2)』(可除式)。
- 6. 例えば、内田悦弘「モジュール訓練体系 について」、『技能と技術』1975年4

- 号。宗像元介「モジュール訓練の諸問題」、 『職業訓練研究』第1巻、1977年。
- 7 労働省『労働行政要覧』(年刊)、昭和29年創刊。
- 8. ——、『労働時報』(月刊)、昭和23年3月創刊。
- 9. 労働省職業安定局『労働市場年報』、昭 和23年度創刊。
- 10. ___、『職業通信』(旬刊)、昭和 23年7月1日創刊、昭和24年6月第 17号より同改題『労働市場弘報』、昭和 25年1月廃刊。
- 11. ——、『職業安定広報』(月刊)、昭和25年2月創刊。
- 12. ——、『TWI研究』、(月刊)、 昭和27年4月創刊。
- 13. 労働省失業対策部『失業対策年鑑』、昭和26年創刊。
- 14. 労働省職業訓練局『認定職業訓練実施 状況報告書』、年刊。
- 15. ——、『職業訓練』(月刊)、昭和 34年1月創刊。
- 1 6. 労働省労働基準局『労働基準監督年報』、 昭和23年創刊。
- 17. ——、『労働基準研究』、第1~5 集、昭和23年8月~24年7月、同改題 『労働基準』第6集、昭和24年12月 (以上不定期刊)、昭和24年1月(第2 巻第1号)より月刊。
- 18. 『厚生省20年史』、昭和35年 7 月。
- 19. 厚生省勤労局『失業対策資料第二輯、公共事業特輯』、昭和21年9月。
- 20. 通商產業省通商企業局產業労働課『職 場教育』、昭和26年12月。
- 21. 労働省『職業辞典』、昭和44年3月 改訂増補、雇用問題研究会。
- 22. 厚生省職業安定局『(経済緊急対策に 対する具体的方策)職業補導施設の拡充に 関する事項(案)』、日欠(文献『32』 では昭和22年7月29日)、校版印刷。
- 23. 労働省職業安定局『失業対策資料第三輯』、昭和22年9月。
- 24. ---、『公民の話』、昭和23年7

- 月。口絵写真①参照。
- 25. ——、『職業安定行政手引』、昭和 23年(章別に発行月日異る)、口絵写真 ①参照。
- 2 6. ——、『十時間で出来る職場監督者 の訓練法』、昭和 2 5 年 2 月、日本労務研 究会。
- 27. ——、『TWIの実務必携』、昭和 26年12月、労務法令協会。
- 28. 、『 職業補 選要 (上巻、 下巻 』、昭和 27年9月、口絵⑤写真参照。 内容同一で雇用問題研究会発行の書もある。
- 29. ——、『職業安定行政手引』(全5 巻)、日欠(昭和27年頃)、雇用問題研究会。
- 30. ――、『職業訓練の現況と問題点』、昭和28年10月、職業安定広報臨時増刊。
- 3 1. ——、『職業補導基準(6か月、1年)』、日欠(昭和31年頃)、口絵写真 ⑥参照。
- 3 2. ——、『職業安定行政十年史』、昭 和3 4 年 3 月、雇用問題研究会。
- 3 3. 労働省職業安定局失業対策部『失業対策事業20年史』、昭和45年3月、労働法令協会。
- 34. ——、『炭鉱離職者対策十年史』、 昭和46年11月、日刊労働通信社。
- 35. 労働省職業安定局職業訓練部『公共職業訓練基準の細目』、日欠(昭和34年4月1日職発第156号通達の別添資料と考えられる)、口絵写真⑦参照。
- 3 6. ——、『TWI実務必携』、昭和 3 5 年 5 月、雇用問題研究会。
- 37. 労働省職業安定局職業補導課『補導事 務必携』、昭和24年10月、雇用問題研 究会。口絵写真②参照。
- 3 8. 労働省職業訓練局『職業訓練基準の細 目』、昭和37年6月、雇用問題研究会。
- 39. 、『教科編成指導要領(基礎訓練)』、日欠(昭和42年~43年の間頃)。 口絵写真の参照。
- 40. ——、『改正職業訓練法』、昭和44年10月、日刊労働通信社。
- 4 1. ——、『教科編成指導要領一高等訓

- 練課程一』、『同専修訓練課程』、昭和 45年以降。
- 42. (実学一体訓練用) 専修訓練課程-機械科(一類)電 気機器科(一類)』、『技能と技術』2/ 1979号付録。
- 4 3.——、『単位制訓練(モジュール訓練)用教科編成指導要領』、昭和5 3 年以 降。
- 4 4. 職業訓練局指導課「能力再開発訓練における入校時期の多様化とモジュール訓練方式の導入について」、昭和52年7月1日、プリント(これは新聞発表用資料と思われる。)。
- 4 5. 労働省労働基準局技能課『技能者養成 のあらまし』、昭和24年12月、日本労 務研究会。
- 46. 《『改正技能者養成規程解説』、昭和25年3月、日本労務研究会。
- 47 ----、『技能者養成関係法令並に解 釈例規』、昭和26年11月。
- 48. 、「技能者養成指導員指導書」、昭和25年~32年、口絵写真②参照。
- 4 9. 労働省婦人少年局『年少労働者の教育 と訓練』、昭和25年2月、日本勤労者教 育協会。
- 5 0. 『職業安定行政組織職業訓練行政組織 及び施設一覧』、昭和57年4月。
- 5 1. 雇用促進事業団職業訓練部「専門訓練職種別指導要領(案)」、日欠(昭和39年以降41年迄の間の刊行)、口絵写真®参照。
- 5 2. 雇用促進事業団「専門訓練指導要領」、 昭和42年4月。
- 5 3. 『雇用促進事業団十年史』、昭和4 6 年7月。
- 54. 『労働福祉事業団十年史』、昭和42 年10月。
- 5 5. 経済審議会『経済発展における人的能力開発の課題と対策』、昭和38年3月、 大蔵省印刷局。
- 5 6. 東京都労働局職業訓練部「職業訓練基 準試案(電気機器修理)」、日欠(昭和 3 9 年~4 1 年の間頃)、口絵写真⑨参照。

- 57 日本職業訓練協会『職業訓練年鑑』、 昭和35年版、昭和36・37年版。
- 58 岩波書店編集部『近代日本総合年表』、 12月、労務行政研究所。 1968年11月、岩波書店。
- 59. 石川俊雄「職業訓練の国際基準」、 『職業訓練研究』第1巻、1977年。
- 60. 岩崎隆造『これからの職業訓練の課題』、78. 村中兼村『職業訓練』、昭和33年 昭和54年3月、労働基準調査会。
- 61. 遠藤政夫『完全雇用の理論と実践』、 昭和51年12月、労務行政研究所。
- 62. 大河内一男『資料・戦後20年史 4 労働』、1966年10月、日本評論社。
- 63. 川 守「実学一体訓練について」、 『技能と技術』1979年第2号。
- 6 4. 木村力雄『労働基準法における技能者 養成規定の制定過程について』、昭和48 年度調査研究資料%8、職業訓練大学校調 查研究部。
- 6 5. ———、「職業訓練の高等教育化への きざし」、元木・宮地・斉藤『職業教育』、 昭和50年10月、開隆堂。
- 66. 桐原葆見『技能者養成』、昭和29年 4月、ダイヤモンド社。
- 67 佐々木輝雄『高等学校制度改革の今日 的課題』、昭和49年度調査研究報告書第 3 6.号、職業訓練大学校。
- 68. 、「教育刷新委員会第13回建 識と戦後高等学校改革」、『職業訓練大学 校紀要』第5号、昭和51年。
- 69. 渋谷直蔵『戦後日本の雇用失業とその 対策』、昭和32年5月、労働法令協会。
- 70. 、『職業訓練法の解説』、昭和 33年7月、労働法令協会。
- 71. 竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研 究』、昭和45年11月、日本評論社。
- 72.____、『戦後労働改革』、1982 年4月、東京大学出版会。
- 73. ____、『証言日本占領』、1983 年 2 月、岩波澄店。
- 7.4. 中村常郎「テクニシャン養成課程の計 画にあたって」『技能と技術』、1974 年1号。
- 7.5. 「東京職業訓練短期大学校の 意義とカリキュラムについて」、『職業訓

練研究』第2巻、1978年。

- 76 中原 晃『生涯訓練』、昭和51年
- 77 村上有慶『技能連携制度の研究』、昭 和47年度調査研究資料第7号、職業訓練 大学校調査研究部。
- 10月、日刊工業新聞社。
- 79. ---、「訓練方法設定の経過」、 『 教科方法研究資料 (I) 、昭和 5 5 年度、 職業訓練研究センター。
- 80. 森良英『職業訓練の現状と課題』、昭 和57年5月、労務行政研究所。
- 81. 諸沢蕭「総合職業補導所設立の経緯」、 『教科方法研究資料(1)』、昭和57年 度、職業訓練研究センター。
- 82 矢越幸穂「技能者養成規程の成立過程」、 『教科方法研究資料([])』、昭和57年 度、職業訓練研究センター。
- 83. 山見豊『昭和33年職業訓練法の成立 過程』、昭和47年度、調査研究資料%2、 職業訓練大学校調査研究部。
- 84. 和田勝美『職業訓練の課題と方向』、 昭和43年8月、労務行政研究所。
- 8 5. 座談会「事業内訓練·昨日·今日·明 日」『職業訓練』、第24巻第7号、 1982年7月。
- 86. 田中萬年「企業内高卒養成訓練のカリ キュラムに関する一考察」『職業訓練研究』 第3巻、1979年、職業訓練研究センタ
- 87. 、「公共職業訓練の成立過程に 関する研究 (第2部) 」『職業訓練研究』 第4巻、1980年。
- 88. ——、「『実学一体訓練』再考」 『技能と技術』、1981年2号。

附 属 資料

目 次

(1) 聯拳訓練関係統計

(-)	NY ALMOND AND ALL MAIN	
1	一般職業紹介状況(昭和24年~56年)	121
2	労働力人口及び失業率 (昭和22年~57年)	122
3	学校卒業者及び進学率(昭和25年~57年)	124
(1)	公共訓練実施状況 (昭和21年~56年)	125
(5)	事業内訓練実施状況(昭和23年~56年)	126
6	公共職業補導種類別実施数(昭和23年~33年)	127
7	公共養成訓練応募率・入所率(昭和33年~56年)	128
(8)	訓練種類別実施数・計画数(昭和33年~56年)	1.29
9	転職訓練の実施計画(昭和33年~56年)	130
(2) 謝	練期間別カリキュラム基準完成職種・訓練科一覧	
1	昭和23年~33年(公共職業補導)	132
2	昭和23年~33年(技能者養成)	134
3	昭和34年~43年	136
4	昭和44年~52年	146
5	昭和53年~58年	148
(3) 聯	種・訓練科の新旧の対応一覧	
1	昭和34年3月改正時	150
2	昭和44年10月改正時	15
3	昭和50年4月改正時	.15
(4) 聯	種・訓練科の「専門コース」一覧	
1	昭和23年~37年	15
2	昭和44年~53年	15
(5)	科目内選択制」のある職種・訓練科一覧	
1	昭和23年~34年(技能者養成)	15
2	昭和44年~53年	160
(6) ナ	リキュラム基準の変遷(洋裁科、木工科、機械科、電工科関連科)	
①	昭和23年~32年(公共職業補導)	16
2	昭和23年~32年(技能者養成)	16
3	昭和33年~43年	17
(1)	昭和44年~58年	19

(附属資料1) 職業訓練関係統計 ① 一般職業紹介状況(男女計月平均)

#		昭和			-													
*	u-											•						
有効求人給率	和	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5	0.4	0.5	0.7	1.0	1.4	0.7	0.8	0.6
相																		
数	~						-											
來人数	₹	8	1	9.4	8 0	4.9	4 8	5	22	7 2	4 7	8	 ∞	6	4 7	9 3	3 0	94
经	ž.	8	23	01	ന	ന	က	က	4	S	S	9	∞	1,0	1,9	00	1, 0	1
TIC.	-										2.2							
数	~																	
有効求職者数	千人	0 6	4 0	1.4	0 3	9.2	9 9	83	6 6	8	0 7	4 1	9.1	3.9	2 2	7 7	9.2	9
※		ល	00	6	0	6		1, 2	-	-	4,	8	-		4,	1,2	2, 2	1,2
有效								· 1		_		_						:
		枡							 									
K		4	'n	9	~	8	6	0	-	2	က	4	ıc	9	2	∞	6	0
113		也2	CJ.	63	63	67	03	3	က	က	က	w	n	cc	က	, CO	က	4
Ħ		昭和																

有効求人倍率	和	0.7	1.0	н Н	E -1	1.4.1	1.12	1.16	1.76	1.2 0	0.61	0.64	0.56	0.56	0.71	0.75	0.68	
有効求人数	十十	892	1,158	1,251	1,404	1,507	1,315	1,405	1,963	1,425	943	948	8 4 5	885	1,071	1,128	1,108	
有効求職者数	千人	1,214	1,162	1,121	1,083	1,070	1,178	1,221	1,113	1,186	1,536	1,487	1,517	1,574	1,507	1,507	1,637	
年次		昭和41年	4 2	4 3	4	4 5	46	4.7	4 8	4 9	5 0	S 1	2 2	5	4 3	ນ	56	
倍率	御																	

出典 『労働統計年報』より

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																-				
	備		•	数字年15才以上					一種14才以上													
	(g)		6	7	80.	5	-	4	3	7	LO.	20			****	6	-	-		6	∞	က
	(多) 本(多)	ά	1 6	0.6	1.0	1.0		1.0	1. 1		1.4	1.6		1.6	1.4	1.2	1.7	1.4		1.2	1.1	1.1
	朱紫		c		r.C	23		00	00	, , , , , ,	4	~		0	2	63	m	4		· ∞	ıΩ	00
	€)	角	2.2		· 0	1.3		1.0	1.2	17	1. 4	1.6		1	1.0	 		0.9		0.7	0.6	0.6
	光	丰	0 0		0.4	2 2		2.3	2 5	1 3	4.4	63		4.9	2 0	2 8	47	1 1		9 6	9 5	86
H		ung	6		=	-		-	<u> </u>		<u>;</u>	-			<u> </u>		<u>-</u>	- -i		ö	0	0
₩			0	0	5 0	2 0		5 0	0 2	0 6	4 0	9 0		0 8	5 0	3.0	1 0	0 9		4 0	2 0	1.0
	蒸船	ά	23		7	, =		≓,			8	23		62	83	2	က	83		63	.63	2
_	***		0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0
П	(₩	田	. 4 6	16	2 3	2 9		2 4	2 9	2 6	3 4	3.9		3.5	2.7	3.4	3 5	2 5		2 1	8	1.9
\prec	化					0			<u> </u>	0	0	0		0		•	0	-			0	0
	Ų	+	2 9	2	. 8	4		6°	4 7	4 5	28	8 9		6 3	2 2	2 6	5.5	50		4 4	4 0	4 0
ħ			- y - z		-				<u></u>					·········	·							
			0 9	0	1.0	3 0		8	4 0	2 0	8 0	3.0		1 0	7 0	3 0	8	8 0		4 0	1 0	2 0
塵	100	ά	2.6		4,6	4,2		4,4	5,0	6, 2	6, 5	7, 5		7,4	7, 7	7, 8	8,0	8,3		8, 5	8,6	8,6
				-			·		_	<u></u>	-	1-4		-			_	<u>~</u>				
*			2 0	4 0	4 0	3 0		3 0	1 0	8 0	7 0	7 0		4 0	0 0	5 0	5 0	3 0		0 6	3.0	1 0
		角	0.9	1,3	30,	1,9		2, 1	2, 7	3, 4	3, 5	4,2		4,9	5,6	5,8	6,2	6, 7		7, 0	2,5	6 ,2
			67	7	67	63		7	0	2	.23	2		2	63	23	2	63		63	8	2
	ďΠ		0 8		4 0	0 9		0 0	5 0	0 0	5.0	0 0		5.0	0 9	8	3 0	1 0		2 0	4 0	2 0
		nua.	3.55		6, 4	6, 1		1,6	7, 7	9, 7	0, 1	1,8		2,3	3,3	3, 6	4,3	5, 1		5,6	6, 1	6, 5
			ო		n	m		m	က	က	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4
			年平均										-									
			2年	ന	- ਚਾ	S.		9	~	• •	6.	0		_	2	ED	-	S		9		~
			N	63	2	2		2	2	82	8	3		ιυ 	8	63	3	က		3 6	3.7	3
			昭和																			

												-									
							٠		70.												
	4								#6												
	イズ								上沖縄合				-								
	ß								涯												
								-	7												
œ			ਚ	-	ıc.	0	4		5	9	2	0	-		6	4	63	6	7	ĸ	-
1.2	I. 3		1. 4	1.4	;	1. 1	1.0		-	1.2	-	1.3	1.7		1.6	.8	2.0	1.9	1.9	2.1	. 6
9		***************************************	9	7	-	9	. —		6	6	4	2	00		0	m	00	5	ın	9	6
1.0	1.1		1.2	-	1.2		1.2		1.2	1.4	1.3	1.4	1.9		2.2	2.1	2.3	2.1	2.0	2.2	.6
r.	6		ന	9		23	4		ന	0	00	~	6			63	ব	6	2		ی
	1.1		1.3	1.2	1.1	,	1.1		1.2	I. 4	1.2	1.3	1.8		2.0	2.0	2.2	2.0	2.0	2.2	9
0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0 5	0	0	0	
2	2.5		2	2	2 3	2 2	2		23	2 5	2	9 2	3.4		3.4	3	4	4.3	4.3	7	, r
<u> </u>				-																	
0 0	2 0		7 0	5 0	7 0	0 9	0 8		1 0	8.0	4 0	7 0	0 9		4 0	2.0	1 0	4 0	1.0	0 6	
ę,	က		က	က	65	က	က		4	₹*	4	4	9		7	~	00	~	7	!~	α
0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	, , 0	0	0	0	0	_
5.4	5 7		6 5	6 3	5	5 7	6		6.4	7.3	6 8	7 3	0 0		8 0	1 0	2.4	1 7	7	2 6	
													÷	:	T,	<u>.</u> ;	÷		_		-
0	0		0	0	0	0	0		20	0	0	0	0		0 (0	20	0 0	5 0	0	c
7 8	0 3		9	9.1	0 3	0 7	2 4		0	8 2	4.7	6 6	8 7		1.0	7 0	01		00	6 0	u
œ.	1 9		6	1.9,	2 0,	2 0,	2 0,		2 0,	9,	2 0,	1,9	9,		2 0,	2 0,	2 1,	. 2. J.	2 1,	2,	6.6
, 		 -																			
0	4 0		2 0	2 0	0	1.0	0 6		2 0	7 0	0 6	1 0	0.9		8 0	1 0	0 9	7 0	5.0	8	0
w	œ		4	6	c	6	63		00	-	-	-	က		9	œ	,O	ന	9	6	ç
2	2 8		2 9	6	3 0,	3 0,			3 1,	3,	3 2	ල ල	က်			က်	€. 44.	နှ	ες 4,	ا 4	ď
0	0		0	0		0	0				0				0		0		0	0	9
1.0	8 7		9 1	8	9	9 8	53			6 6		1 0	2.3		20	2	. 23		5	0 7	7
	7.				0										က				_		
4	4		4	ঘ	7.0	5	ſΩ		വ	r.c	ro.	23	ຸທ		n n	ιn.	, CO	ഹ	ເດ	ιΩ	u
														**	•						
	_										~~	_							. ~	. 6	
9	4 0		<u> </u>	67	3	4	5		4	7	8	4.9	5.0			5		5	10		7

出典 『労働統計年報』より

③ 学校卒業者及び進学率

-			中学校卒	英者	高等	学	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
-	年	月	人数	進学率	人数	進学率	専修高校・職訓等進学率
	2 5.	3 卒	1, 5 8 8 2 2 7	4 2. 5	2 5 3, 2 7 8	3 0. 3	
-	2 6.	3	1, 7 1 3, 3 6 1	4 5, 6	4 4 3,8 5 1	2 3.6	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	2 7.	3	1,682,239	4 7.6	5.6 5,8 4 0	2 1, 6	
	2 8.	3	1,746,709	4 8.3	585,767	2 1.5	
	2 9.	3	1,531,488	5 0. 9	680,191	1 9. 7	
	3 0.	3	1,663,184	5 1.5	715,916	1 8.4	
						-	
-	3 1.	3	1,871,682	5 1.3	7 5 5, 8 4 7	1 6.0	
	3 2	3	1.9 5 7, 9 3 1	5 1.4	7 3 1.0 3 6	1 6.1	
	3 3.	3	1,895,967	5 3.7	776,753	1 6.5	
	3, 4.	3	1.974.872	5 5.4	8.5 4,3 7 7	1 6 9	
	3 5.	3	1,770,483	5 7. 7	9 3 3, 7 3 8	1 7. 2	
	3 6.	3	1,401,646	6 2.3	956,342	1 7. 9	
	3 7.	3	1,947,657	6 4.0	1,016,171	1 9.3	
	3 8.	3	2,491,231	6 6.8	987,426	2 0. 9	
	3 9.	3	2,426,802	6 9.3	871,534	2 3.4	
	4 0.	3	2,359,558	7 0.7	1,160,075	2 5.4	
	4 1.	3	2,133,508	7 2.3	1,556,983	2 4.5	
-	4 2.	3	1,947,237	7 4.7	1,603,122	2 3.7	
	4 3.	3	1,846,787	7 6.8	1,601,499	2 3.1	
	4 4.	3	1,737,458	7 9.4	1,496,972	2 3.2	
	4 5.	3	1,667.064	8 2.1	1,402,962	2 4.2	
-	4 6.	3	1,621,728	8 5.0	1, 3 5 9, 6 5 4	2 6.8	
	4 7.	3	1,561,360	8 7. 2	1,318,541	2 9. 2	
	4 8.	3	1,5 4 2,9 0 4	8 9.4	1,325,777	3 1.2	
	4 9.	3	1,623,574	9 0.8	1,336,839	3 2.2	
	5 0.	3	1,580,495	9 1. 9	1,327,407	3 4.2	
	5 1.	3	1,563,868	9 2.6	1, 3 2 5, 0 8 7	3 3 9	
	5 2.		1,579,953	9 3.1	1,403,343	3 3.2	
	5 3.	3	1,607,183	9 3.5	1,392,320	3 2.8	8.0
-	5 4.		1,635,460	9 4.0	1, 3 8 3, 5 3 9	3 1.9	9. 0
-	5 5.		1,7 2 3.0 2 5	9 4. 2	1,399,292	3 1.9	9. 5
	5 6.	3	1,677,764	9 4.3	1, 4 2 4, 2 7 3	3 1.4	1 0. 3
	5 7.	3 .	1,5 5 6,5 7 8	9 4.3	1, 4 4 9, 1 0 9	3 0.9	1.1.1

出典 『学校基本調査報告書』より

④ 公共職業訓練実施状況(身体障害者職業訓練を除く)

4	ル		群直	府 県	<u>, 1</u>		Mi.	莱 团	, <u>,</u> , ,
		施设数	延延日	延定日	四山浦助	施设数	延極日	延定員	国新祖助
		所		Α.	万円	所			万円
敗	敞時	228						:	
24	年9月	241							
W.FF	021年	432	523	40.000					
	2.2	434	530	30,000					**************************************
	23	362	447	3 0,0 0 0					
	2 4	306	472	2 5.0 0 0			1		1
	2 5	295	518	18,350					
	2.6	271	501	17565					
	2 7	268	514	23,200					
	28	271	658	2 4,7 7 5		9	16	710	-
	2.9	261	658	2 5,6 2 0		17	5 7	2.120	
	3.0	255	654	25.470		17	58	2.140	
	3 1	245	640	2.2,280		19	92	3,235	
	3 2	247	640	2 2.0 1 0		23	1.3.0	3,885	
	33	258	798	40,190	5 2 8,0 0 0	33	200	7,575	110,100
	3 4	258	822	41,210		38	242	9,110	
	3 5	284	849	4 2.8 2 0	6 9, 2 2 4	38	312	13,160	175.074
	36	276	867	42,350	87,989	42	360	17.065	176,200
	37	276	939	44.720	111,962	49	395	1.8.300	234916
	38	2.86	1,046	51,420	306,687	5 2	505	23,720	216.00
	39	288	1,3 7 1	80385	353,137	5.2	517	3 9,0 1 0	270,424
	40	297	1,4.0 5	79.485	358,366	58	536	38435	359,584
								į.	Part of the second of the seco
	41	307	1,435	8 0.1 9 5	4,215,758	63	563	10,070	4,077,971
	4.2	316	1,467	81,695	4,494.512	6.9	602	43,160	4,775,529
	43	321	1,500	79,575	4,118,189	75	641	42,165	5,7 5 2,0 2 7
	44	326	1.533	77.260	3,943,740	81	683	44,140	
	45	331	1594		4,6 3 3,9 0 2	8.5	720	18,040	7.675,789
	46	333	1.641	97,660	4,961,922	87	751	63,930	9.065,360
	47	336	1.695	122960	5,5 4 0,1 7 8	89	797	71,240	10,453,288
	48	344	1,718	126,920	6,499,588	9.0	896	74.485	1 2.7 7 5,9 5 9
	49	338	1,716	127480	7,317,261	90	909	74.815	15,335,442
	50	332	1,719	132.270		90	908	77,620	
	51	324	1,7 1 7	137,115		90	912	79,540	
	52	316	1,699	128504		90	823	79,210	*** .** .
	53	306	1,693	139483		90	825	90,320	
	54	296	1,632	146,914		9.0	811	100,758	
	55	290	1,637	1 4 5,8 0 7		91	816	116,860	
	56	281	1,629	146,339			794	137,425	1

出典 敗戦時長が昭和21年9月は文献作37月、昭和21年-24年は作30月、

25年-32年は『9』(但し延續目は『13』)、33年-52年は

11 1 3 3年以降は『80』より作成。

(注1) 中宅団立には、初期の総合職業舶導所、昭和50年以降の技能開発センター及び職業訓練に追溯大学校を含む。但し、職業訓練大学校は含まず。

事業内訓練実施状況

A E3	in.	独	#	卡 闹 訓	#
年月	事業所數	测硬生数	団体数	訓練生数	国耶補助
	所	人	所		万円
23年12月	(67)	(1,968)			
24年12月	(209)	(2,399)			
25年12月	(1,530)	(8,235)	19		
26年12月	1.863	(26,729)	259		The second secon
27年12月	3,562	2 2,0 2 9	563	27,983	
28年12月	2,180	19,594	808	4 4,5 4 1	797
29年12月	1,489	1 8, 2 5 1	876	4 6, 7 3 0	
30年12月	1,180	16.078	8 4 3	4 5, 3 1 0	1,350
31年12月	762	15,482	678	3 9, 6 4 9	900
3.2年12月	607	1 7, 8 2 7	6 6 2	3 8, 5 9 2	900
33年 7月	495	2 0, 1 7 4	665	4 2, 4 8 5	3,000
34年 4月	260	15,806	467	3 8, 8 9 4	2,906
35年 4月	320	1 9, 4 4 5	514	4 2.6 9 6	2,819
36年 4月	3 3 5	2 3,1 3 4	5 3 4	4 5, 0 7 5	4,250
37年 4月	3 7 8	2 9, 0 3 1	552	4 3, 7 3 3	5,389
38年 4月	404	3 1, 2 5 9	542	4 5, 1 6 2	7, 1 6 8
39年 4月	461	3 2.4 1 3	5 5 9	47,445	7, 4 6 1
40年 4月	446	3 1, 2 3 5	602	5 1, 3 6 6	9, 1 7 2
41年4月	438	2 8, 7 9 7	599	5 4,7 4 9	9, 9 5 1
42年4月	4.10	26,290	609	57,867	1 1,665
43年4月	464	24,033	702	6 0, 2 8 4	1 4, 3 4 5
4.4年4月	495	2.4,677	7 2 1	5 8,9 6 6	2 9, 5 5 0
45年4月	463	3 0, 0 7 7	7 4 8	57,549	4 6,7 9 8
46年4月	513	3 9, 2 5 7	7.75	5 3, 3 0 6	6 8, 1 8 1
4.7年4月	513	35,418	788	5 0,9 7 8	7 4,3 7 6
48年4月	491	31,138	737	5 0, 4 3 5	8 6, 6 4 7
49年4月	3 9 7	28,802	717	4 4, 4 3 1	103,757
50年4月	365	27,585	699	5 2,6 5 9	
	_				
51年4月	330	20,050	714	6 4.6 6 5	
52年4月	289	2 0, 0 3 5	721	7 3, 6 4 7	
53年4月	262	20,846	667	7 4,6 6 0	
5 4 年 4 月	257	18,034	734	9 4 3 0 6	r e
55年4月	263	16,154	730	97.728	
56年4月	305	20.107	771	1 1 0, 7 2 2	

出典 昭和32年迄は文献『16』、33年~42年は『13』、43年~52年は 『14』、53年~56年は『80』より作成。

- (注1) 昭和23~26年迄のカッコ内は合計数。
- (注2) 園車補助は36年迄は「訓練経費補助」、37年度より「施設設置費補助」が、 45年度より「機械購入費補助」が、50年より「成人訓練補助」が追加され た。50年度以降については不詳。
- (注3)昭和49年度の訓練生数は他に単独・共同の向上訓練として10,202人があ **ప**ం

公共職業補導種類別寒施数

* (t+7)	(T.W.I.)	(8.45.8)	ARK (IEO)	~			3 0,0 0 0		90,766	116,322	82,336	63,189	52,384		0000	70.0°n . 1	
監督者訓練 (任7	Y. T.	#		HG40			25年末		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年 4月	32年12月	
	¥Ç	乔若	比审	#R									5.1.5		8 3.9	883	8 2.5
, m	人所者	4月入所者	人数	~	***************************************		· ····						1,085		2,746	3,556	4,563
金	月別	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		~								mar - radio en	2,106	-	3,274	4,031	5,534
*	地		开	86				n				8 8.5	67.1		922	75.7	7.7.6
(0	别入所者	18才以下	人数一	~								231	1,175		2,584	3,512	4,689
32	年令	E1 7 XC885		~			· · ·			-		261(F)	1,752 1	1 11	3,330 2	4,639 3	6,045 4
			开展	#8			12.6		18.4	2 0.7	21.0	22.2	2.2.0		2 4.3	24.9	24.1
	所者	機械・金属 (注6)	人数上	7	<i>-</i>		3,333		4,084	5,894	5,890	6,451	6,519		6,537	6,765	6,416
<u></u>			比卷	188			5.0.5	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4.1.8	33.5	31.5	2 9.3	3 0.0		31.9	30.7	30.1
· (#]	別入	建築・木工・鉄路	凝	~			13,378	•••••	9,271	9,527	8,828	8,531 2	8,872 3	·	8,573	8,3 4 9	8,020
季	#	1000年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	Y	7			26,465		22,197	28,412	28,069	29,074	29,606		26,902	27,208	26,602
×			₩ 1	R	œ	90					-						
Ž.	3)	4 月入所者	Ħ	<u></u>	3 25.8	3 7.8	5 44.1		5 1.4	57.9	61.5	65.7	65.8		7 4.5	2 78.0	824
×	年表 (注	4 月	人数		6,863	10,959	10,516		10,858	15,553	16,257	18,030	19.485		20,055	21,382	21,844
数	月別人所者(注5)	201 X: 1. 61	H H H	Υ _	26,646	29,015	23,943		21,218	26,958	26,549	27,560	29,606		26.902	27.208	26,602
	3)	-	环番	18		6.2.4	6 9.2		67.3	67.1	72.4	6.8.3	67.7	- 1900 - 10	68.1	6 5.2	6.8.0
	年令別入所者(注3)	19才以下入所者	人数	~		6.507(±)4,061	F) 1,681	arten artekirin	15.072	18,983	20,069	18,729	20,338		21,133	20,968	20,888
	年令別人	10 mm		~		6.507(16,884(F)1,681		22,407	28,294	27,722	27,429	30,146		31,138	32.262	30,831
	(JE2)	# (B)		14,000	23	ਦ ਨ	51 0		26	2.2	2.8	5.9	30	-	25	32	е В .

出典:公共数学福祉は、文献『9』より、監督者部議は文献『1』。及び文献『32』より作成。(注:)身体数も表数を通過については全金の表示に含ませいが、収集のも会会の		
公共職業補專[1] 身体數法利	ままり作成。	
公共職業補專[1] 身体數法利	1、及び文献 8 3 2	収和りら年がの
公共職業補專[1] 身体數法利	監督者訓練は文献『7』	この出る所には全かれいが
公共職業補專[1] 身体數法利	文献「9」より、	を強減についたける
entr Lin	公共戰業補專店	一身体數中大學
##	田	(4): 1

- 近日期人所者には合むことが予想され、父、昭和26年近の - 近日期人所者には合むことが予想され、父、昭和26~29年の何

(Æ3) (Æ4) (Æ5)

の人所あっ族」である。 、板金、春桜、埼浩、駿造、自動車整備、

-127-

② 公共養成訓練応募率・入校率

年 月	都道	府 県	立	4	葉 団	立
	定員	応募率	入所率	定 員	応募率	入所率
	人	v	5	人	95	%
昭和33年	3 0, 6 9 5	264	101	6,205	290	9 8
3 4 年	3 0, 6 9 5	2 4 9	101	7, 7 4 0	284	105
35年	3 0, 6 9 5	199	9 9	8,830	2 6 3	101
36年4月開	始 22,555	1 5 7.6	9 0.0	9,465	1 9 1	9 4
37年	3 2, 9 6 5	1 5 3.6	8 0. 9	7,815	2 4 2	98
38年4月末	(2 9, 0 8 0)	2 1 7. 9	1 0 1.7	(7, 1 0 0)	3 7 3	101
3.9年						
40年4月末	(2 4, 9 6 5)	2 2 1.8	1 1 3.6	(5,295)	3 0 7	104
41年4月末	(26,320)	2 2 7. 6	1 0 9.0	(5,875)	2 9 1.8	9 8.4
4 2 年 4 月末	(2 7, 5 6 5)	1 9 6.0	102.9	(7,130)	2 0 3.8	9 4. 2
43年4月末	2 8, 1 8 0	1 7 2.0	9 9.6	7, 4 7 5	1 9 3.2	9 1.7
4 4 年 4 月末	2 9, 1 7 0	1 5 7.3	9 9.6	8,475	1 7 5.0	8 9. 1
45年4月末	2 9, 5 6 0	1 3 7. 3	8 9.3	9,525	1 6 5.6	8 5.4
4 6年4月末	30,300	1 3 3.4	9 1. 1	1 0, 4 2 5	1 5 8.8	8 4.2
47年4月末	2 9, 5 8 0	1 3 5.1	8 9.1	10,700	1 5 8.8	8 4. 2
48年4月末	2 8, 8 6 0	1 2 2.7	8 4.8	24,990		7 7.0
4 9年4月末	26,820	1 2 9.3	8 4.3	2 4, 4 6 5		8 4.3
50年度	3 2, 2 0 5		8 2.9	2 4, 5 5 5		8 1.8
4						
5 1 年度	3 1, 8 9 0		8 6.3	2 4, 6 4 5		7 7.4
5 2 年度	3 1, 7 8 0		8 4.3	2 4, 2 3 0		7 3.9
5 3 年度	3 1,5 0 0	4771 COLUMN 1	8 4.1	2 3, 5 8 0		7 5.4
5 4 年度	3 0,0 0 0		8 5. ?	2 2, 4 6 5		7 6.7
55年度	2 8.7 7 0		8 3.2	1 9,8 2 5		8 0.0
5 6 年度	27,540		8 1. 8	1 6,5 5 5		7 7. 0
112	21,010	1	UALU	1 0,0 0 0		<i>t 1.</i> 0

出典 昭和49年4月末迄は文献『13』より作成。但し、都道府県立の昭和45年4 月末以降は専修訓練課程のみ。昭和50年及び51年度は文献『60』より。昭和52年度以降は文献『80』より。

⑧ 訓練種類別実施数·計画数

7		4											
	養成	藁	素験(危限)	(五) (五)	面干	本	撤取	最易	<u>후</u> 귀	五	第	悪	澂
年 南	都近府県	超紫英	網道府県	E * ±	杨道府県	田寨井	亲	19	受	E ¥	車	第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	E
解和33年	30,695	6,205	9,55	1.370	6,9	0 4	2 0, 1 7 4	4 2.4 8 5					
ئ 4	30,695	7.740	1 0, 5 1 5	1,370	13,6	0 6	1 5,806	38,894				$\frac{1}{2}$	
: : :	3 0,6 9 5	8,830	11,005	4.3 3 0	1 2.4	7.3	19,445	12.696	田東公	公共训練は文献	F 13 J.	より作成。	张
19. 20.	31,255	1 2.1 3 5	11.055	4.930	1 1,7	0 7	2 3, 1 3 4	4 5,0 7 5	¥.	内訓練は昭和46年迄は文献『13	6年迄は文	美	3. A
3.7	34,685	11,250	10,035	7,050	1.9,3	3 6	2 9,0 3 1	4 3,7 3 3		.π ∰		2年近は文献	1 44
90 23	33,645	10,410	17.775	1 3,3 1 0	2 0.9	9 1	3 1,2 5 9	45,162	S B	# # 19.	E C	3年以降は文献	英
5	28.185	7,780	5 2,2 0 0	3 1,2 3 0	2 1,5	101	3 2, 4 1 3	47,445	(34.1)	18 6 7 7 7 7 1 1 1 1 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	Ko Zana a a	\$ C	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #
0	29,325	8,375	5 0, 1 6 0	3 0,0 6 0	2 0,3	2.2	3 1,2 3 5	51.366		の何上道様は実数、	7 .	トラーができた。	数 さ き
									Ŋ				
-	30,525	10,900	19,670	29,170	21,748 (5,543)	2 8,7 9 7	5 4.7 4 9	(11:2) 1434	昭和44年迄の公共の向上調練は	会共の向上	調練は	T in m
5	31,485	13,350	5 0, 2 1 0	2 9, 7 9 0	2 2.6 9 6 (1.985)	2 6, 2 9 0	57.867		開練等援助災施状況」である。	火化」であ	, co	
w w	3 2.4 7 5	14.975	4 7, 1 0 0	2 7, 1 9 0	18,721 (28,443)	2 4,0 3 3	6 0, 2 8 4	(H 3) ((一)内は「通信課題」の規程収録者数と発験された。	の「雑味」の	果智養	韓光数
7	3 4.4 6 0	17,000	13,800	27.110	18277 (4 0, 1 1 4)	24,677	58,966			1	1	
ic.	34,450	2 0,8 5 0	16,460	27,190			3 0,0 7 7	57,549					
9	35,160	22,100	4 4,0 2 0	27,190	18,480	14.340	3 9, 2 5 7	5 3,3 0 6					
7	36,300	2 3, 9 1 0	4 9, 7 0 0	27,770	36,960	19,560	3 3,8 8 8	5 0,0 1 8	1,530	096			
æ	36,600	2 4,9 9 0	5 3, 3 6 0	2 9,9 3 5	36,960	19,560	28,358	47.616	2,780	2,819			
5	36,360	25,320	5 4,160	2 9.9 3 5	36,960	19,560	28,774	44,431	1 0.	2 0 2	2	20	
5.0	36,460	24.660	51,650	2 9.7 0 0	44.160	20,520	26,120	11.093	1,425	11,566	~	0	
ic.	36,340	24,620	5 3 0 1 5	3 0,7 0 0	47,760	21,480	17,435	3 9,0 2 5	2,570	2 5, 4 1 8	4	, ru	2 2 2
2 5	31,780	2 3, 9 1 0	13,171	25.800	5 3,2 5 0	26,760	17,216	3 5, 5 9 4	2.657	37,495	1.6	63	5.5
60 10	35,460	24,590	4 2.0 2 3	27,310	62,100	38,120	17,747	31.459	3,099	4 3, 2 0 1			
1/5	33,960	23,475	4 2,0 0 4	3 3, 2 2 3	7 0,950	14,060	14.76.7	3 2.1 0 1	3,267	6 2, 2 0 5			• •
in in	32,730	20,835	3.9,977	3 4,1 6 5	7 3,100	0 9 8 1 9	1 2, 9 8 3	2 9,3 6 7	3,171	68361			
in in	0 0 5 1 2	17565	2 2 2 2				0 2	· 0		1			

転職訓練等の実施計画 0

年度 計画 経営	1			THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NAMED IN COL	アンドランド	11		_	ź			2	į	リスタイプ	P	ころうな	K LU TO A		_	/\ 2 2	*	× 10
	3 操 立	事業団	原立	强攻	中立	由立	県立	送		田立	12 工	图	立田	工団	扫	界 立	1	1		果 立	中	<u>E</u>
成和33年度計画	5.175	650	4.380	720					***************************************								·····					
3.4	5,17	9	4,38		960				11									·				
3 5	5,175	650	3,510	720	2,320	2,960												-	<u> </u>			
36	5,175		2,220	720	2,480		1,180					-										
3.7	4,735	650	1,680	720	2,480	3,560	1,140			2,120		-		<u> </u>	,			•,				
6.6 年底計画	画 5,695	1,190			3,860	5,670	2.940			3,000	5.280		3,450		******							 -
38年校 即衛士	阿纳山 4.735		1,200	540	3,860		2,940		-	2,400				009								
39年底 年度計	年度計画 3,960	810			3,960		3,840	· ·		006		. 2	2,800		<u>.</u>		·					
いた。西衛士画	圃				3,960	6,720	3,840			006	40,440	22,800	00					. 				
10年年年間	画 3,960	810			2,5 4 0	5.700	3,840			1,230	39,820	23	2,320					-				
40十2年起第七回	画				2,540	5,700	3,840			1,230	39,820	81	2,320				-				·	
4. 年 年度計画 3,960	画 3,960	810			1,940	2,220		4 3.7 7 0		26,040					100			· .				
4.1十岁 电描记回	1		1		1,940	2,2 2 0	3,840			2,460	39,930	23,580	0 8				-		-			
40年時 年度計	年度計画 3.960	810			1,940	2,2		4 4,3 1 0		26,580				23	00							
には、西郷、西郷、西郷、西郷、西郷、西郷、西郷、西郷、西郷、西郷、西郷、西郷、西郷、	闸	v.			1,940	2,2 2 0	3,840				4 0,4 7 0	26,580	80									
43年時 年度計	年底 面 3,960	810			1,940	2,53		4 1,2 0 0		24,060					100			·	······································			
コードの一世級。上面					1,940	2,2 2 0	3,840				37,360	24,060	09								. ;	
4.4年年年1月3	面 3,960	810			1,940	2,2		37,9	€/1	24,060					50							
"一个 的相画					1,940	2,2 2 0		3 7,9	7,900 2	24,060									<u></u>			
45年度	年度計画 3,960	810			1,940	2,2 2 0		36,860		24,060					100	3,700						
に記す					1,940	2,2 2 0		36,8	6,860 2	24,060						3,700						

46年度	年度計画 3,960 超點計画	3,960	810		1,940	2,2 2 0		33,020 33,020	24,060		nes a marine and a marine		100	5,100					
47年度	47年度 街場 計画 3.960	3,960	810		1,940	2,220	**************************************	37,900 37,900	24,540				200	5,600	300				
48年度	年度計画 3,960 能活性面	3,960	8 1 0		1,940	2,2 2 0	100			37,800	24,725		200	5,600	009	1,980	3,360		
49年度	年度計画 3,960 低鴉相画	3,960	810		1,940	2,220				38,700	24,725		200	5,300	006	1,980	3,360		
50年度	年度計画 3,960 能騰相	3,960	810		1,940	1,985				37,290	24,725		200	3,900	1,200	1,980	3,360		
5.1年度	5 1年度 年 度計画 3,960	3,960	810		1,940	1,985				38,685	25,725 25,725		200	3,570	1,500	1,980	3,360		
5 2年度	年览計画 3,960 飽鴉.1画	3,960	810		1,590	1,725				29,664	21,085	***************************************	200	3,400	1,500	1,980 1,980	3,360		
53年度	, 年度計画 3,960 , 鶴鴉計画	3,960	810		1,150	1,125				29,223 29,223	22,105 22,105		200	3,100 3,100	1,800	1,980 1,980	3,360	3,290	2,100
5.4年度 5.5年度 5.6年度	都 記 に の に を に を に に に に に に に に に に に に に に				1,97 1,97 1,97	775 75				51,9 53,7 56,1	1,961 3,716 6,148			2,700	2,2 2 0 2,8 2 0 3,0 6 0	1,980 1,980 1,980	3,360 3,360 3,120	1 1, 7, 5,	11,031 7,891 5,011

「年度計画」とは「年度職業訓練実施計画」、「転職計画」とは「年度転職訓練の実施計画」、「能開計画」とは「年度能力再開発訓練の実施計画」のことである。 実施計画」のことである。 昭和54年度以降は経営別の計画は不詳であり、公共訓練の合計である。 「県立」とは都道所県立の、「団立」とは雇用促進事業団等の訓練校(所)のことである。 (注1)

(件2)

(附属資料2) 訓練期間別カリキュラム基準完成職種・訓練科一覧 ① 昭和23~33年;公共訓練

昭和23年 10月1日 昭和24年10月1日 昭和27年9月20日(全面改 10月1日 ・	
4,5月 木船、建築、 木工、裁縫 車修理、鍛造、鋳造、 格接、ラジオ 一般板金、電工、ミシン組 理、(ラジオ組立修理)	造、
本工、裁縫 車修理、鍛造、鋳造、 溶接、木工、木船、鋳造、鍛造 竹細工、謄写印刷、塗装、英文 プ、一般板金、電工、ミシン組 理、(ラジオ組立修理)	造、
手芸(7)、製図(9)、通訊(9)、自動	
(衛(9)、機械(10)、溶接(10)	動車整
時計修理 水産加工、無線通信、洋裁、男活版印刷、理容、縦布、木工、器、ミシン組立修理、木船、鍛電気機器修理、漆器、建築、自	、陶治 鍛造、
1 年	口到于
1 年 (専門訓練)	

⁽注1) ゴシックは新設科、明朝は廃止科である。但し、カリキュラムの中身が 変っても、訓練期間が変らなければ新設としなかった。

(昭和31年)	昭和33年7月1日
経理事務4) 和文タイプ(5)	写図(4)
製紙、製図、経理事務、和文タイプ、ブロツク建築、 機械 、鋳造、溶接、自動車整備	機械、鋳造、製図、製紙、建築、竹細工、 ミシン組立修理、ラジオ組立修理、電工、 写図、編物、(板金)、タイル張、小型自 動車整備、ミシン経製
製図(9)、通訳(9)、自動車整備(9)、 機械、容接(10)	手芸(7)
エ、義肢、塗装、のこ目立、ブロ ツク建築、配管、内燃機関修理、	鍛造、(鋳物)、めつき、(建設機械)、 農機具修理、ラジオ修理、ラジオテレビ修理、(洋服)、製紙、(織機調整旧織布)、 染色、和裁、ミシン縫製、刺しゆう、造船、 (内燃機関整備)、小型自動車整備、左官、 測量員、(大工)、(船大工)、木竹製品、 竹とう細工、(石工)、陶磁器図案、(機 械製図)、オフセツト印刷、皮製品、刻印、 鋳金、装身具、事務員、経理事務員、英語 事務員、衛生検査員
	舞物、機械、精密機械、板金、溶接、配管、 建設機械、電工、電気機器修理、ラジオテレビ修理、無線通信員、自動車整備、内燃 機関整備、木工、機械製図、活版印刷、オフセツト印刷、塗装

⁽注2)「工」,「科」を消略した。

⁽注3) ()内は名称変更科である。

② 昭和22~33年;事業内訓練

	昭和23年 6月30日	昭和25年2月16日	昭和26年5月4日(全面改正)
		•	グラヴィール、竹藤細工職、自動車組
	鋳金師、鈁師、染	職、カツトグラス、グ	立、〔艤装〕、自動車修理、電気、(ガラ
	色、鋳物、電気機	ラヴィール、陶工、竹	ス)、(編組)、メリヤス機調整、な染口
	械組立、通信機組	藤細工職、金属玩具、	ール彫刻、型紙彫刻、洋服裁縫、製鉄、
	立	紡機調整、職機調整、	製鋼、非鉄金属製錬、金属材料試験、
		機械、板金、製罐、木	金属検査、操炉、圧延伸張、刃物、金
		型、鍛工、車両木工、	属溶融、金属プレス、電弧溶接、ガス
3		造船木工、現図、仕上、	溶接、メツキ、熱処理、鉛工、電線被
	10	治工具及金型仕上、理	装、ケーブル接続、電気運転、(電機
		科学機械、内燃機関組	組立)、特殊真空管、電気製図、計測
		立、機械組立、自動車	機器、(治工具仕上)、機械検査、機
		組立、艤装、自動車修	械運転、汽かん、起重機運転、機械塗
		理、精密印刷、電気、	装、木工、針布、製針、機械製図、
		電路、大工、建具職、	[造鉛ぎ装、電気ぎ装〕、鉄工、銅工、
		家具職、タイル張、配	ドツク、舟大工、船台大工、船具、造
年		管	船製図、内燃自動車、電気自動車、自
-4-			動車、内張、酸アルカリ、無機薬品、
			圧縮及び液化ガス、電炉製品、特殊ガ
			ラス、ガラス製品、窯業焼成、産業火
	4		薬、高圧合成、合成樹脂、ガス発生炉、
			有機合成、塗料、油脂、酸化綿及びセ
			ルロイド、パルプ、製紙、はつ酵製品、
			化学分析、塗装、左官、石工、築炉、
			屋根ふき、表具、畳、(印刷)、製本、
•			製革、くつ、製パン、おけたる
4	漆素地師、漆加飾	レンズ研磨、精密機械	[漆素地師、漆塗師、漆加飾師]、精密
	師、漆塗師、織物		機械、〔漆工〕、(手轍)、木彫、光
年			学機器、時計
	1	1	

(注4) [] 内は統廃合に関連する科である。附属資料(3)も参照されたい。 (注5) 昭和26年の改正で「師」及び「職」は「工」に変更された。又漢字が 仮名に変更された職種もあるが、特に注記しなかった。

昭和27年5月28日	昭和28年5月1日	昭和33年7月1日
[洋服裁縫]、[洋服、洋裁]	石炭抗内直接夫、石炭 抗内機電夫、石炭抗山 測量夫	
		木工)、(ガス発生)、 (竹とう細工:旧編組)、 (陶磁器)
		(漆器)

③ 昭和34~43年[1]

種	類	訓練期間	昭和34年3月16日
		2月~1年	めつき、のこ目立、洋服、洋裁、和裁、ミシン縫製、編物、2・3 刷、英文タイピスト、和文タイピスト
	基	3月~1年	鋳物、機械、仕上、板金、溶接、配管、電工、電気機器修理、ラジ 務員
公		6月~1年	板金、溶接、ミシン縫製、編物、自動車整備、2・3輪自動車整備、 英語事務員、英文タイピスト、和文タイピスト
	礎		
共	A description of the second of		
	訓		
311	A Company of the Comp	7・9月 ~1年	
練	練	1 年	鍛造、鋳物、機械、精密機械、フライス盤、仕上、板金、製かん、 こ目立、ミシン修理、時計修理、電工、電気機器修理、ラジオテレ 服、洋裁、和裁、ミシン経製、刺しゆう、自動車整備、2・3輪自動車整 建築、建築大工、船大工、木工、木型、製材、木竹製品、竹とう細 ツト印刷、塗装、皮製品、製くつ、水産加工、義肢、刻印、マネキ 事務員、経理事務員、英語事務員、無線通信員、衛生検査員、理容
	専門訓練	2 年	鋳物、機械、精密機械、フライス盤、仕上、板金、製かん、金属プ 組立、ラジオテレビ修理、化学分析、自動車整備、内燃機関整備、 無線通信員、衛生検査員
	•	2 年	旋盤、フライス盤、平削盤、歯切盤、研削盤、けがき、びよう打、 建築、とび、製材、合板、採石、陶磁器成形、陶磁器焼成、陶磁器
	事業 内訓練	3 年	電気自動車、製鉄、製鋼、非鉄金属製築、操炉、圧延伸張、鍛造、属検査、熱管理、焼結、機械、仕上、治工具仕上、金型、機械組立、ん、電気溶接、ガス溶接、めつき、鉛工、配管、鋼工、造船鉄工、機器、理化学機器、レンズ研ま、時計、シヤツタ、水力発電、火力立、電機巻線、電線被装、造船電気ぎ装、電子機器組立、航空機工薬品、産業火薬、硝化綿及びセルロイド、高圧合成、合成樹脂、有パルプ、製紙、発酵製品、化繊製造、ゴム製品製造、石油精製、化な染ロール彫刻、型紙彫刻、洋服、洋裁、自動車整備、車両ぎ装、空機機体組立、航空機ぎ装、航空機治工具プラスター型、航空機発築炉、屋根ふき、叠工、建築大工、船大工、船台大工、機械木工、おけたる、石工、陶磁器、窯業焼成、ガラス、特殊ガラス、ガラス図、車両現図、造船現図、航空機現図、印刷、製版、製本、塗装、つい金、彫金、鋳金、かざり、七宝、宝石、素地、漆塗、加飾、木夫、石炭坑内機電夫、石炭坑山測量夫、機器実験、測量員

(全面改正;全職種掲載)	昭和35年3月29日
輪自動車整備、左官、タイル張、ブロツク建築、写図、謄写印	
オテレビ修理、自動車整備、機械製図、塗装、事務員、経理事	製かん、活版印刷
タイル張、ブロツク建築、写図、腊写印刷、塗装、経理事務員	、
金属プレス、溶接、めつき、配管、建設機械、農機具修理、の ビ修理、電子機器組立、製紙、化学分析、縦機調整、染色、洋 備、内燃機関整備、舶用内燃機関整備、造船、左官、ブロツク 工、石工、陶磁器、陶磁器図案、機械製図、活版印刷、オフセ ン人型製作、(銅器:旧鋳金)、装身具、漆器、冷凍機運転、 員、美容員、閲芸員、測量員	イル張、謄写印刷、秘售事務 員、意匠図案
レス、溶接、配管、建設機械、電工、電気機器修理、電子機器 建築大工、木工、機械製図、活版印刷、オフセツト印刷、塗装 ぎよう鉄、時計修理、ドビー及びタピツト職機調整、ブロツク 絵付、ほうろう、皮製品、紙器、製パン、冷凍機運転、進園	建築

					alian da	
種	類	期間	昭和35年 11月25日	昭和36年 3月30日	昭和37年(全面改正) 3月31日	昭和38年 4月1日
		2月~1年		(製材機械: 旧のこ目立)	めつき、洋服、洋裁、和裁、ミシン縫製、編物、2・3輪自動車整備、左官、タイル張	刺しゆう、バフ研ま、 玉掛作業員、荷扱い 作業員
公	基	3月~1年			鋳物、電気機器修理、活版印刷	電機部品組立て、電機部品組立て、電機・制造を観点を表して、アンスを表している。 「では、ロードローをでは、自動車運転、自動車運転、自動車運転、がイラ、測量員
共	礎	6月~1年	建設機械運転	化学分析、 建築製図、 意匠図案、 (製材機械)	電工、構造物鉄工、 電子機器組 立て、配筋	金属プレス、ブロツク製造、合成樹脂製品成形
M	訓	7・9月 ~1年			電工(7月~1年)	溶接(9月~1年)、 めつき(9月~1年)、
EM.	練			(製材機械)、 建築製図	衛生検査員、金型、(義肢装具)、 (印章彫刻)、(水産加工製造)、 作業管理・品質管理作業員	
練		1 年				
	専門訓練	2 年		金型	原子力作業員	
á	le*	2 年		配筋		更生タイヤ
茅 P	Ħ	3 年		広告美術	〔電気溶接、ガス溶接〕、〔造船 鉄工〕、〔酸アルカリ、無機薬品、 硝化綿及びセルロイド、塗料、油 脂〕、〔高圧合成、合成樹脂、有 機合成〕、〔圧縮及び液化ガス、 ガス発生〕、〔溶接〕、〔造船組 立て、造船鉄接〕、電機検査、半	
***	!				導体製品製造、[一般化学]、 (火薬)、[高圧合成]、(電気 化学)、[ガス化学]、舟艇、構 造物製図、(クレーン運転)	

(注 6) 昭和 3 7年の改正で職種名に送りがなを付した改正もあるが、掲載しなかった。 (注 7) 昭和 4 3年 9月 9日 調発第 2 1 2号において、転職訓練として「経営実務科(2月~

	·					
昭和39年 4月30日	昭和40年4月1日	昭和41年 3月31日	昭和41年 6月25日	昭和41年 10月15日	昭和42年 3月31日	昭和43年 4月1日
					ブロック建築、写図、 謄写印刷、英文タイピ スト、和文タイピスト、 刺しゆう、製材機械	
					機械製図、ブロツク建 築、写図、謄写印刷、 英文タイピスト、和文 タイピスト、	
械部品検				港湾荷役作 業員	2・3輪自動車整備。 タイプ印刷	
		冷凍機器設 備、写真種 字			2・3輪自動車整備、(建設機械整備、(建設機械整備、(大理)、(大型)、(東京)、(東京)、(東京)、(東京)、(東京)、(東京)、(東京)、(東京	
	鍛造				(建設機械整備)、 (電気機器)、(電子 機器)	左官
			中ぐり、電 エ、(パン・ 菓子製造)			商店従業員 旅館従業員
	金属彫型、 感光製品製 造、水産加 工製造		(建備械章レ合品 製設、整形ハ成成 製造、整形ハ成成型 が構型		ガラス装着、熱絶縁	陽膜製リ衣特港業処・変化の変化の変化の変化のでは、ストラインのでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大い

4月)」が通達された。

④ 昭和44~52年[1]

極類	課	程	期間	昭和44年10月1日
能	D	Mr.	2月	刺しゅう、経営実務、玉掛け、荷扱い
能 力	4	iğ E	3月	コンクリートブロツク製造、紙器製造、バフ研磨、建設機械運転、ホーク
再	专			機械部品検査、鍛造、鋳造、機械、板金、製罐、金属プレス、溶接、めつ
開	ğ	-	6月	冷凍機器設備、機械製図、構造物製図、時計修理、電気工事(7月)、電
発	D)		מט	製紙、化学分析、縦機調整、縫製、編物、自動車整備、鉄筋、ブロツク建
211 211	1	•		くつ、水産加工製造、合成樹脂製品成形、ポイラ運転、クレーン運転、電
練	1		1年	刺しゅう、金型、染色、洋服、洋裁、和裁、建設、建築、建築板金、左官、
			1 7	具、金属工芸、鋳金、漆器、港湾荷役、理容、美容、工場管理
			6月	編物、和文タイプ、英文タイプ、写図
				鉄鋼製造、非鉄金属製造、圧延伸張、鍛造、熱処理、鋳造、金属溶融、粉
		Esta		製羅、金属プレス、溶接、めつき、陽極処理皮膜、構造物鉄工、建設機械
		第		構造物製図、光学機器製造、計測機器製造、理化学器械製造、レンズ製造、
	亩			技術、電子管製造、半導体製品製造、電線被膜、蓄電池製造、乾電池製造、
		I	1年	造、製紙、化纖製造、発酵製品製造、ゴム製品製造、石油精製、化学分析、
養			1 4	服、洋裁、縫製、和裁、寝具、造船、舟艇、鉄道車両製造、自動車製造、
	籐	類		鉄筋、建築、ブロツク建築、配管、建築板金、建築塗装、左官、タイル施
				木型、製材、合板製造、特殊合板製造、竹工芸、石材、陶磁器製造、陶磁
戎	an			表具、製革、皮製品製造、製くつ、水産加工製造、菓子製造、がん具、印
	12/11			工芸、漆器、動力、無線通信、港湾荷役、塗装、広告美術、造園、商店、
				鉄鋼製造、非鉄金属製造、圧延伸張、鍛造、熱処理、鋳造、金属溶融、粉
jij	練			皮膜、構造物鉄工、建設機械整備、農業機械整備、製材機械整備、縫製機
		第		事(7月)、電気機器、電子機器、半導体製品製造、電線被装、蓄電池製
		13	6月	プ製造、製紙、化繊製造、ゴム製品製造、石油精製、化学分析、更生タイ
東	課			車製造、自動車整備、造船製図、航空機製図、鉄筋、ブロツク建築、配管、
	*	1		印刷、製本、皮製品製造、製くつ、水産加工製造、菓子製造、合成樹脂製
	程			旅館、事務、和文タイプ、英文タイプ、写図、意匠図案
		類		金属材料試験、金型、機械組立て、金属彫型、光学機器製造、計測機器製造、計測機器製造、計算機能能力可能
			1 4	子管製造、火薬類製造、発酵製品製造、メリヤス、織布、染色、染色補正、
			1年	築板金、建築塗装、左官、タイル施工、屋根施工、ガラス施工、熱絶縁施 経の関い内部は、標本を見り削ぎ、から、日本の金野村、常味、は思いる思
				軽印刷、内張り、畳、表具、製革、がん具、印章彫刻、義肢・装具、金属
				荷役、広告美術、工場管理

(全面改正;全訓練科揭載) (注8)	昭和45年 4月1日改正
リフト運転、自動車運転	Mitter (Schalbert St. Leaving promote Patrick Inter (Malifering proving publish
き、構造物鉄工、建設機械整備、農業機械整備、製材機械整備、経製機械整備、	園芸
気機器、電子機器、	
築、配管、測量、建築製図、木工、製材、陶磁器図案、印刷、皮製品製造、製	
子計算機、塗装、園芸、事務、タイプ、写図、意匠図案	
タイル施工、木型、竹工芸、石材、陶磁器製造、軽印刷、印章彫刻、義肢・装	園芸
	and the second s
末や金、金属材料試験、機械、金型、機械組立て、内燃機関、金属彫型、板金、	スレート施工、
整備、農業機械整備、製材機械整備、縫製機械整備、冷凍機器設備、機械製図、	築炉、園芸
時計製造、時計修理、発電、送配電電気工事、電気機器、電子機器、通信機製造、無線	
電気製図、一般化学、火薬類製造、高圧合成、電気化学、ガス化学、パルプ製	
更生タイヤ製造、紡機調整、織機調整、メリヤス、織布、染色、染色補正、洋	
自動車整備、航空機製造、航空機整備、自転車、造船製図、航空機製図、建設、	The state of the s
工、屋根施工、ガラス施工、熱絶縁施工、とび、土木、測量、建築製図、木工、	
器図案、窯業焼成、ガラス製品製造、製版・印刷、製本、軽印刷、内張り、畳、	
章彫刻、合成樹脂製品成形、義肢・装具、金属工芸、鋳金、七宝、宝石、木材	A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR
旅館、理容、美容、事務、意匠図案	
末や金、機械、内燃機関、板金、製罐、金属プレス、溶接、めつき、陽極処理	園芸
械整備、冷凍機器設備、機械製図、構造物製図、時計製造、時計修理、電気工	
造、乾電池製造、電気製図、一般化学、高圧合成、電気化学、ガス化学、バル	6
ヤ製造、紡機調整、織機調整、縫製、編物、寝具、造船、鉄道車両製造、自動	- Control of the Cont
測量、建築製図、木工、製材、合板製造、陶磁器図案、ガラス製品製造、製版・	
品成形、動力、ポイラ運転、クレーン運転、建設機械運転、塗装、造園、商店、	- Artista birma de la companione de la c
造、理化学器械製造、レンズ製造、発電、送配電、通信機製造、無線技術、電	スレート施工、
洋服、洋裁、和裁、舟艇、航空機製造、航空機整備、自転車、建設、建築、建	築炉、電子計
工、とび、土木、木型、特殊合板製造、竹工芸、石材、陶磁器製造、窯業焼成、	
工芸、鋳金、七宝、宝石、木材工芸、漆器、採鉱、鉱山機電、鉱山測量、港湾	77.104
一点,对亚、七年、五年、八四十五、水谷、环湖、湖山区地、湖山河里、冷污	
	1

種類	課	程	期間	昭和44年10月1日
	髙	第	2年	ほうろう工、紙器工、鉄鋼製造、非鉄金属製造、圧延伸張、鍛造、熱処 溶接、めつき、陽極処理皮膜、構造物鉄工、建設機械整備、農業機械整 計製造、時計修理、電気工事、電気機器、電子機器、半導体製品製造、 学、ガス化学、パルプ製造、製紙、化繊製造、ゴム製品製造、石油精製、 道車製造、自動車整備、造船製図、航空機製図、(鉄筋)、ブロツク建 ス製品製造、製版・印刷、製本、皮製品製造、製くつ、水産加工製造、
養	等	類	3年	製針工、金網織機調整工、感光製品製造工、なつ染ロール彫刻工、型紙 金属材料試験、金型、機械組立て、金属彫型、光学機器製造、計測機器 電子管製造、火薬類製造、発酵製品製造、メリヤス、織布、染色、染色
成	il			築、建築板金、建築塗装、左官、タイル施工、屋根施工、ガラス施工、 成、内張り、畳、表具、製革、がん具、印章彫刻、金属工芸、鋳金、七 山測量、無線通信、港湾荷役、広告美術
311	練			鉄鋼製造、非鉄金属製造、圧延伸張、鍛造、熱処理、鋳造、金属溶融、 理皮膜、構造物鉄工、建設機械整備、農業機械整備、製材機械整備、縫
練	課	第	1年	気工事、電気機器、電子機器、半導体製品製造、電線被装、蓄電池製造、造、製紙、化繊製造、ゴム製品製造、石油精製、化学分析、更生タイヤ 自動車整備、造船製図、航空機製図、鉄筋、ブロツク建築、配管、とび、 印刷、製本、皮製品製造、製くつ、水産加工製造、菓子製造、合成樹脂
	程	類	2年	金属材料試験、金型、機械組立て、金属彫型、光学機器製造、計測機器 電子管製造、火薬類製造、発酵製品製造、メリヤス、織布、染色、染色 築、建築板金、建築塗装、左宮、タイル施工、屋根施工、ガラス施工、 成、内張り、畳、表具、製革、がん具、印章彫刻、金属工芸、鋳金、七
				山測量、電子計算機、衛生検査、原子力、港湾荷役、広告美術

(注8) 旧訓練コースの廃上職種についても当該訓練期間欄に記した。なお、

	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>
(全面改正;全訓練科揭載) (注8)	昭和45年 4月1日改正
项 体体 人度效素 机平均人 修杆 西越级剧 作人 人民之中,军制战	Caro vice
理、鋳造、金属溶融、粉末や金、機械、内燃機関、板金、金属プレス、製罐、	園芸
備、製材機械整備、縫製機械整備、冷凍機器設備、機械製図、構造物製図、時	
電線被装、蓄電池製造、乾電池製造、電機製図、一般化学、高圧合成、電気化	
化学分析、更生タイヤ製造、紡態調整、織機調整、縫製、寝具、造船、鉄道車両製造、自	
築、配管、とび、測量、建築製図、木工、製材、合板製造、陶磁器図案、ガラ	
菓子製造、合成樹脂製品成形、動力、塗装、造園、商店、旅館	
彫刻、航空機治工具プラスター型工、おけたる工、針布工、プレハブ製造工、	スレート施工、
製造、理化学器械製造、レンズ製造、発電、送配電、通信機製造、無線技術、	築炉
補正、洋服、洋裁、和裁、舟艇、航空機製造、航空機整備、自転車、建設、建	
熱絶縁施工、土术、木型、特殊合板製造、竹工芸、石材、陶磁器製造、窯業焼	
宝、宝石、木材工芸、漆器、ポイラ運転、クレーン運転、採鉱、鉱山機電、鉱	
粉末や金、機械、内燃機関、板金、金属プレス、製罐、溶接、めつき、陽極処	園芸
製機械整備、冷凍機器設備、機械製図、構造物製図、時計製造、時計修理、電	
乾電池製造、電機製図、一般化学、高圧合成、電気化学、ガス化学、パルプ製	
製造、紡機調整、織機調整、縫製、寝具、造船、鉄道車両製造、自動車製造、	A property of
測量、建築製図、木工、製材、合板製造、陶磁器図案、ガラス製品製造、製版	
製品成形、動力、無線通信、塗装、造園、商店、旅館	
製造、理化学器械製造、レンズ製造、発電、送配電、通信機製造、無線技術、	スレート施工、
補正、洋服、洋裁、和裁、舟艇、航空機製造、航空機整備、自転車、建設、建	築炉
熟絶縁施工、土木、木型、特殊合板製造、竹工芸、石材、陶磁器製造、窯業焼	
宝、宝石、木材工芸、漆器、ボイラ運転、クレーン運転、採鉱、鉱山機電、鉱	
中一下。1.33	

従来基準が完成していなかった訓練科で、統廃合によらない新訓練科に○印を附した。

							,	,
種質	课	樫	期間	昭和45年 10月22日	昭和46年 5月1日	昭和47年 4月11日	昭和48年 1月30日	昭和48年 3月9日
			2月					
			3月					
				機械部品検査	型わく、プレ	防水施工、食	床仕上げ施工、	造園、給食
Ė	4	践			ハブ建築、さ	肉加工製造、	帆布製品製造、	· .
_					く井、地質調	公害検査	表具、(デザ	
_	ĝ	Ę.			査		イン)、建築	
ל							物衛生管理	
	ŧ	运						
ŀ								
	ŧ	奂	6月					
1								:
	5							
2								
	£	東						
1								
4	â	果						
				*****		-	調理	
į	1	₽	1 /2					
			1年		# . # .			
		·	-					
			6月					
. 1		第		クリーニング		鉄道車両整備、		
		I			さく井、地質、調査	防水施工、食 肉加工製造	帆布製品製造	
		類	1年		am 200	内川上安垣		
-	専	~	-					
ŧ	74			クリーニング、	プレハブ建築。	鉄道車両整備、	床仕上げ施工。	
-	44-			電子計算機	さく井、地質		帆布製品製造	
-	售	1			調査	肉加工製造		
		:						
4	訓	第	6月					
			מ ט					
	練							÷.
1		15						
	課	1						
				亚乙乳管斑				
•	程	_		電子計算機				
	12E	類						
			1年					-
			1					
. 1								

昭 和 50 年 4 月 5 日 (全面改正) (注9)

コンクリートプロック製造

自動車整備、 [陶磁器図案] 、 [タイプ] 、 [鉄筋] 、型わく、 [事務] 、園芸、鉄鋼、非鉄金属、熱処理、粉末治金、金型、金属彫型、陽極酸化処理、電子管製造、電線被装、半導体製品製造、蓄電池製造、乾電池製造、家庭用電気機器サービス、発変電、送配電、 (電気工事 (9月)) 、自動車製造、鉄道車両製造、鉄道車両整備、自転車、造船、舟艇、時計製造、光学ガラス加工、光学機器製造、計測機器製造、理化学機器製造、機械組立て、内燃機関、 (冷凍空機調和機器設備) 、紡機調整、織布、染色、染色補正、メリヤス、洋裁、洋服、和裁、寝具、合板製造、特殊合板製造、木型、木材工芸、パルプ製造、(製版・印刷)、製本、軽印刷、ゴム製品製造、更生タイヤ製造、(プラスチツク製品成形)、製革、(皮革製品製造、無業焼成、陶磁器、コンクリート製品製造、石材、七宝、菓子製造、発酵製品製造、一般化学、高圧合成、電気化学、ガス化学、石油精製、化繊製造、火薬類製造、建築、家屋営繕、屋根施工、とび、左官、築炉、タイル施工、畳、建設、スレート施工、インテリア・サービス、熱絶縁施工、ガラス施工、土木、機械運転、電気製図、造船製図、航空機製図、(トレース)、金属材料試験、がん具、漆器、鋳金、金属工芸、宝石、印章彫刻、内張り、広告美術、義肢。装具、港湾荷役、 [和文タイプ、英文タイプ]、 [経理事務、秘書事務、一般事務] 、工場管理、販売、不動産実務、写真、旅館、クリーニング

國芸、金型、染色、洋裁、洋服、和裁、木型、竹工芸、軽印刷、石材、陶磁器、建築、左官、タイル施工、建設、鋳金、金属工芸、漆器、印章彫刻、義牧・装具、港湾荷役、工場管理、建築板金、採鉱、鉱山測量、鉱山機電、電気制御回路組立て、自動車整備、航空機製造、航空機整備、無線通信

(トレース)、紙器製造

[圧延伸張]、[金属溶融]、[通信機製造]、無線技術、[鉄筋]、[建築板金]、[建築整装]、[陶磁器図案]、無線通信、[事務]、(陽極酸化処理)、(発変電)、(光学ガラス加工)、(冷凍空気調和機器設備)、(プラスチツク製品成型)、(皮革製品製造)、(販売)、(デザイン)、インテリア・サービス、(機械運転)、[一般事務、経理事務、秘書事務]、写真

[圧延伸張]、[金属溶融]、[鉄筋]、[陶磁器図案]、金型、金属彫型、(陽極酸化処理)、電子管製造、発変電、送配電、(電気工事(9月))、自転車、舟艇、光学ガラス加工、光学機器製造、計測機器製造、理化学機器製造、機械組立て、(冷凍空気調和機器設備)、織布、染色、染色補正、メリヤス、洋裁、洋服、和裁、特殊合板製造、木型、木材工芸、竹工芸、紙器製造、軽印刷、(プラスチツク製品成形)、製革、(皮革製品製造)、窯業焼成、陶磁器、石材、七宝、発酵製品製造、火薬類製造、建築、屋根施工、とび、左官、築炉、タイル施工、畳、建設、スレート施工、インテリア・サービス、熱絶縁施工、ガラス施工、土木、(機械運転)、(トレース)、金属材料試験、がん具、漆器、鋳金、金属工芸、宝石、印章彫刻、内張り、表具、広告美術、義肢・装具、写真、港湾荷役、(一般事務、経理事務、秘書事務)、(販売)、(デザイン)

金型、金属彫型、電子管製造、発電、送配電、自転車、舟艇、レンズ製造、光学機器製造、計 測機器製造、理化学機器製造、機械組立て、織布、染色、染色補正、メリヤス、洋裁、洋服、 和裁、特殊合板製造、木型、木材工芸、竹工芸、軽印刷、製革、窯業焼成、陶磁器製造、石材、 七宝、発酵製品製造、火薬類製造、建築、屋根施工、とび、左官、築炉、タイル施工、畳、建 設、スレート施工、熱絶緑施工、ガラス施工、土木、金属材料試験、がん具、漆器、鋳金、金 属工芸、宝石、印章彫刻、内張り、表具、広告美術、義肢・装具、港湾荷役、通信機製造、無 線技術、建築板金、建築塗装、工場管理

(注9) 昭和50年の改正で、「製造」を削除した訓練科名があるが、特記しなかった。

横照 限別45年 10月22日 10月									·
第 2年 第 2年 第 3年 第 3年 第 3年 第 3年 第 3年 第 3年	種類	課	程	期間	昭和45年。 10月22日			昭和48年 1月30日	昭和48年 3月9日
(京) 2年 査 査 調理 調理 調理 調理 調理 調理 調理 調理 調理 (本) 対 (組立て、プレ ハフ建築、さ	防水施工、食	帆布製品製造、	
選 等 類 3年 調理 電子計算機、電気制御回路 鉄道車両整備、床仕上げ施工、帆布製品製造、バブ建築、さく井、地質調査 査 1年 電子計算機、情報処理 類 1年 電子計算機、			第	2年		1			
選 第 類 3年 調理 3年 電子計算機、電気制御回路 鉄道車両整備、床仕上げ施工、帆布製品製造、ハブ建築、さく井、地質調査 査 1年 電子計算機、情報処理 類 1年 電子計算機、情報処理 調理		高							
類 3年 電子計算機、 電気制御回路 鉄道車両整備、床仕上げ施工、 例 の が 水施工、 食 内加工製造、 アザイン (井、地質調査	龚		l					調理	
成 訓 電子計算機、電気制御回路 鉄道車両整備、床仕上げ施工、 クリーニング 組立て、プレ ハブ建築、さ く井、地質調 査 電子計算機、 情報処理 調理		等	類						
源 第 1年 第 1	成	111		3年					
部 第 1年 第 1					電子計算機、	電気制御回路	鉄道車両整備、	床仕上げ施工、	
課 日	311	練			クリーニング	ハブ建築、さ	内加工製造、	帆布製品製造、	
程置子計算機、調理情報処理	n tr	課	第	1年		1	公害検査		
情報処理	br.	æ	1						
類2年		性						調理	
	ndennin-regigen worgenenda		類	2年					
3年 臨床検査				3年				臨床検査	

昭和 50 年 4 月 5 日 (全面改正) (注9)

[圧延伸張]、[金属溶融]、[鉄筋]、[陶磁器図案]、金型、金属彫型、(陽極酸化処理)、電子管製造、発変電、送配電、自転車、舟艇、光学ガラス製造、光学機器製造、計測機器製造、理化学器械製造、機械組立て、(冷凍空気調和機器設備)、織布、染色、染色補正、メリヤス、洋裁、洋服、和裁、特殊合板製造、木型、木材工芸、竹工芸、(プラスチツク製品成形)、製革、(皮革製品製造)、窯業焼成、陶磁器、石材、七宝、発酵製品製造、火薬類製造、建築、屋根施工、左官、築炉、タイル施工、畳、建設、スレート施工、インテリアサービス、熟絶縁施工、ガラス施工、土木、ボイラー運転、クレーン運転、(機械運転)、金属材料試験、がん具、漆器、鋳金、金属工芸、宝石、印章彫刻、内張り、表具、広告美術、港湾荷役、経理事務、砂番事務、一般事務、(販売)、写真、調理

金型、金属彫型、発電、送配電、通信機製造、自転車、舟艇、レンズ製造、光学機器製造、計 測機器製造、理化学器械製造、機械組立て、織布、染色、染色補正、メリヤス、洋敖、洋服、 和裁、特殊合板製造、木型、木材工芸、竹工芸、製革、窯業焼成、陶磁器製造、石材、七宝、 発酵製品製造、火薬類製造、建築、屋根施工、左官、築炉、タイル施工、畳、建設、スレート 施工、熱絶縁施工、ガラス施工、建築板金、建築塗装、土木、ボイラー運転、クレーン運転、 金属材料試験、がん具、漆器、鋳金、金属工芸、宝石、印章彫刻、内張り、表具、広告美術、 無線技術、港湾荷役、調理

圧延伸張、金風溶融、鉄筋、陶磁器図案、動力、金型、金属彫型、(陽極酸化処理)、電子管製造、発変電、送配電、自転車、舟艇、光学ガラス製造、光学機器製造、計測機器製造、理化学器械製造、機械組立て、(冷凍空気調和機器設備)、職布、染色、染色補正、メリヤス、洋裁、洋服、和裁、特殊合板製造、木型、木材工芸、竹工芸、(プラスチツク製品成形)、製革、(皮革製品製造)、窯業焼成、陶磁器、石材、七宝、発酵製品製造、火薬類製造、建築、屋根施工、左官、築炉、タイル施工、畳、建設、スレート施工、インテリアサービス、熱絶縁施工、ガラス施工、土木、ボイラー運転、クレーン運転、機械運転、金属材料試験、がん具、漆器、鋳金、金属工芸、宝石、印章彫刻、内張り、表具、広告美術、港湾荷役、経理事務、秘書事務、一般事務、工場管理、(販売)、写真、調理

金型、金属彫型、発電、送配電、通信機製造、電子管製造、自転車、舟艇、レンズ製造、光学機器製造、計測機器製造、理化学器械製造、機械組立て、織布、染色、染色補正、メリヤス、洋裁、洋服、和裁、特殊合板製造、木型、木材工芸、竹工芸、製革、窯業焼成、陶磁器製造、石材、七宝、発酵製品製造、火薬類製造、建築、屋根施工、左官、築炉、タイル施工、畳、建設、スレート施工、熱絶縁施工、ガラス施工、土木、建築板金、建築塗装、ボイラー運転、クレーン運転、金属材料試験、がん具、漆器、鋳金、金属工芸、宝石、印章彫刻、内張り、表具、広告美術、港灣荷役、調理、衛生検査

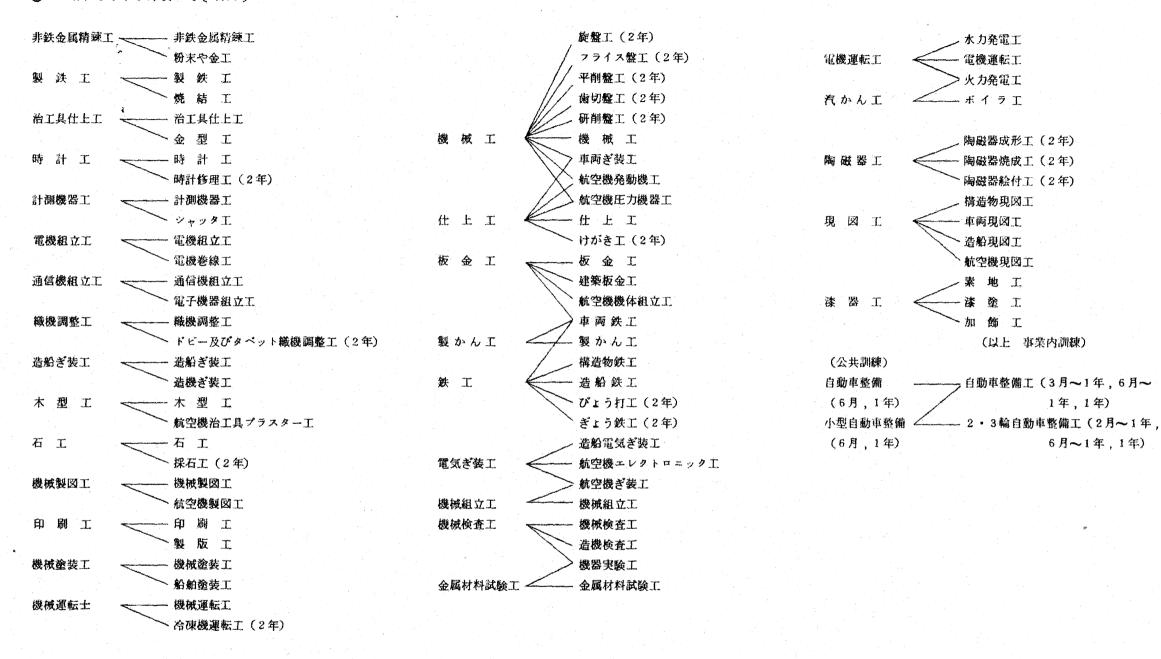
種類	课	程	期間	脳和51年 3月30日	昭和51年 9月1日	昭和52年 8月31日
能	職業転		2月			N
カ			3月	•		
再開発訓	移動級調		6月			
練	Æ	Ė	1年			
-	專	I	6月			
. 1	1	類	1年			
	練課	1	6月	and the second of the second o		
	程	類	1年			
The state of the s						
從		第	6月			
	高					
	等	1	1年			
成	311	類	2年			義肢·装具
	練		3年			
	課	veladoje jakingolimonosto	6月			
	程	第	1年			義肢・装具
		類	n Ar			
練			2年 3年			
•	料別	i		生産機械、金属成形	無線技術、情報処理、	
	特別高等訓練課		2年	建築、左官、室内造 形、環境化学、原子 力、電子、電気、自	1月 花文学生、	5
	超調相	E E		動車		
	151	= :	3年		臨床検査	, a

課	程	昭和53年 9月30日
	微紫云奂渊束果	
	至一一	
	E	削除
A PLANTING DAY OF THE PROPERTY		編物、紙器製造、 トレース、和文
益	第	タイプ、英文タ イプ
通	betterd .	軽印刷、理容、 美容
	類	
練		
課	第	建設機械運転、軽印刷
程	1	
	類	
専門訓練課程		
L	E	

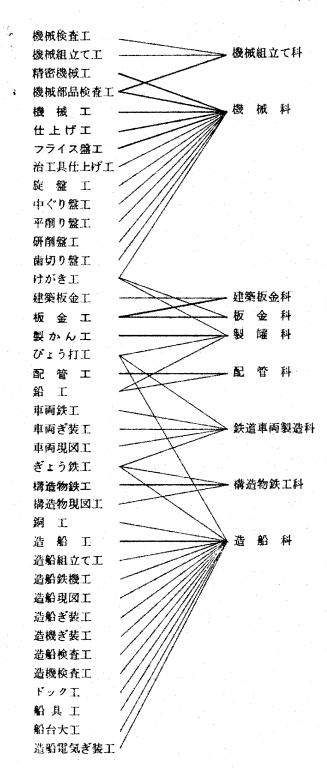
昭和54年 3月24日	昭和54年 8月30日	昭和55年 4月1日	昭和56年6月27日	昭和57年 3月10日	昭和58年 3月22日
	1.1				
工業包装		刺しゆう、冷	ほうろう製品製造、住宅		建築物設備
		凍食品製造	設備機器施工、サツシ施工、フラワー装飾		管理
構内電話交 換					
工業包装		刺しゆう、冷凍食品製造	ほうろう製品製造、住宅 設備機器施工、サツシ施 エ、フラワー装飾		
工業包装		刺しゆう、冷 凍食品製造	設備機器施工、サツシ施		
			エ、フラワー装飾		
	印刷技術、塗			工業・工芸デ	総合土木
	装技術			ザイン	

(附属資料3) 職種・訓練科の新旧の対応一覧

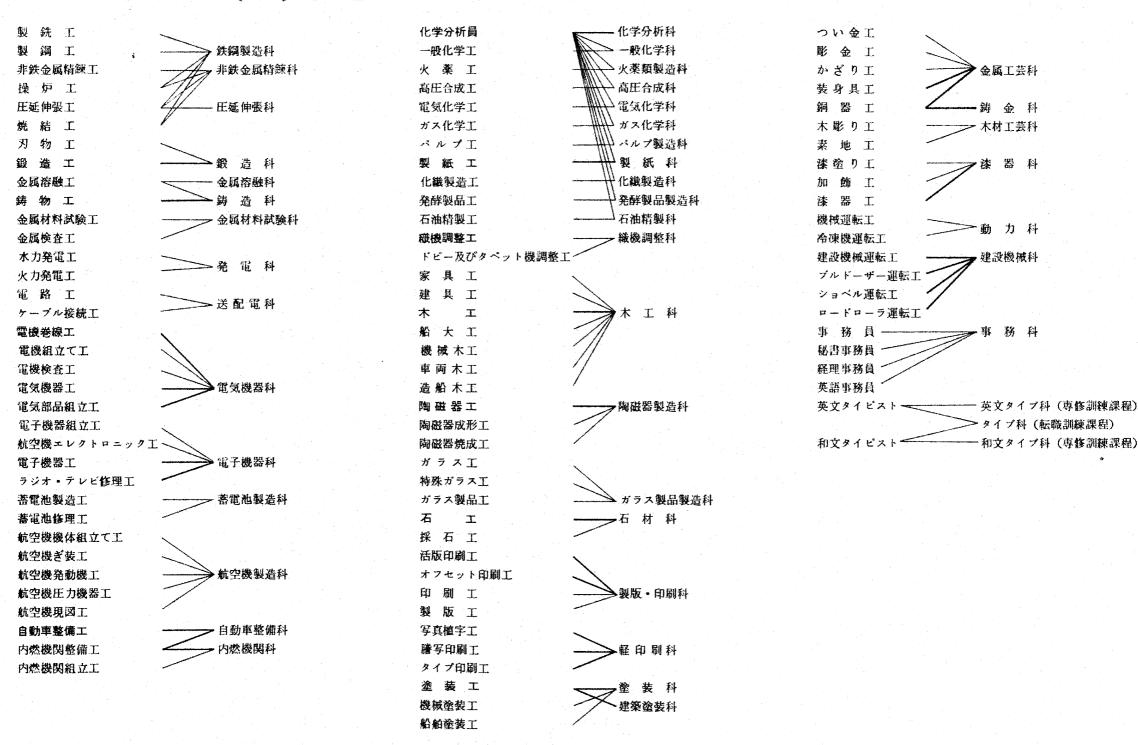
① 昭和34年3月改正時〔右側〕



(注) 施行規則附則及び職発第153号通達より作成

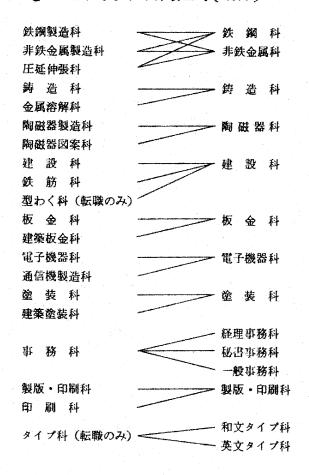


昭和44年10月改正時〔右側〕 (1職種対1訓練科の対応を除く)



(注 1) 訓発第 2 4 8 号通達別添(1)より作成。 (注 2) ゴシック (太線)は公共・事業内訓練の両方に、明朝 (太線)は公共訓練のみに、明朝 (細線)は事業内訓練のみに開設されていた職種である。

(3)-3 昭和50年4月改正時[右側]



(訓発第100号より作成)

(附属資料4) 職種・訓練科の「専門コース」一覧(本文86頁参照)

		昭和23年10月	昭和	27年9月	(昭和314	年)	昭和33年7月
	公	裁 縫 洋裁科 } 和裁科					
-	共		機械科	 盤科 上科	機械科 旋盤科 化上科	1	機械工 { 旋盤科 } 仕上科
	職業		製図科	十(注1) 2図科、	(注1)全で	このカリ=	キュラム基準が別ているので、コー
	補		板金科	F図科	ス たる	#という。 5。	より、別科とも言い事業内訓練迄、
	導		自重	力車板金科'	[門] 更を	による: と認めら	斗において、「専 カリキュラムの変 れていた職種であ
					්		
		昭和23年6	FJ	昭和25	5年2月	昭	和26年5月
	技能,者	漆素地師		機 械 自動車 自動車	祖立 修理	製機	鉄 工 鋼 工 械 工
	養 成 (注2)			金属が 精密印 家 具 漆素地	耐 跋	印金	具 工 刷 工 属がん具工 組 工
	\LL ~ /			竹藤細		漆	

		,		
	昭和34年3月		昭和37年	3 月
	密接工 { ガス溶接 }		密接 工	電気密接
基	造船工		造船工	現 図 鉄 工 機 械
礎	木 工, 採 石 石 工 (加 工) 石 積	基	木工	木 エ
訓	成 形 陶磁器工 (絵 付)	礎	石工	採石又は石積み } 石材加工 , 成 形 ,
練	(焼 成) 鍋 器 (311	陶磁器工 騰写印刷工	絵付け 焼成 やすり製版印刷し
	漆 器 { 漆 塗 装 } 加 筛	練	銅器工	孔版印刷 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
専門訓練	溶 接 {ガス溶接}		漆器 工	
事	製 鉄 工 製 鋼 工 家 具 工		意匠図案	工業デザイン 服飾デザイン
業	印刷工製版工	専門	原子力作業員	放射線の使用原子炉の運転
内訓	機 械 エ メリヤス機調整工 竹とう細工工	練	20 4 4 4 E E	核燃料物質の精験及び加工
練	秦 地 工 加 飾 工			
	塗 装 工			

昭和44年改正時(転職訓練のみ)	改正時及び訓練課程
訓練科(コース)	訓練科(コース)
	鉄 鍋 { 鉄鋼材料の製造 鉄鋼材料の圧延伸張 非鉄金属材料の製造 非鉄金属材料の製造 }
	非鉄金属材料の圧延伸張 工場板金 板 金 自動車板金
	な
	メリヤス メリヤスの製造 メリヤスの縫製 建具製作 1
本 工 (家 具) 「採 石」	木 エ { その他の木工 }
石 材 石 積 み 石材加工 写真植字	インテリア・ 内装施工 サービス 室内装飾品の選定
軽 印刷 イ	公害検査 { 大気汚染 水質汚濁 番 音
養 身 具	宝 石 {宝石加工 真珠・さんご加工 }
タイプ {英文タイプ} 和文タイプ (英語事務)	塗 装 { 金属・木工製品の塗装
事務	経理事務 { 医療事務 } その他の事務 }
経理事務」 機械図面の写図 電気図面の写図	トレース { 電気図面の写図 } 土木図面の写図
土木図面の写図	デザイン 商業デザイン 工芸デザイン

(注) 訓発第100号によれば、鋳造科、建設科及び電子機器科にも「専 従えばそれはむしろ、次の「科目内選択制」と言えるのでここには

昭和	15 0 年改正時(昭和53	年改正時		
専修訓練	高等訓練	転職訓練	普通訓練	転職訓練	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	
		0		0	
0	0	0	0	0	
O	0	0	0	0	
				0	
		0		0	
0	O	0	0	0	
0	0	0	0		
0	0	0	0	0	
		0			
		0		0	
0	0		0	0	

攻制を取り入れた」としていたが、基準の内容を見ると、筆者の分類に 掲載しなかった。

(附属資料5) 「科目内指定制」及び「科目内選択制」のある職種・訓練

① 昭和23~3.4年;事業内訓練

昭和23年	昭和25年	昭 和	26 年
tota dila an	ely mism ac		ガラス王
鋳 物 工	宝石細工	宝石工	
	カットグラスエ	陶工	注 工
(注)	陶 工	木彫工	金属がん具工
「工業数学」の内		な染ロール彫刻工	
容を選択制にして	機械工	鋳 物 工	木型工
いる職種もあるが、	板金工	板金工	金属プレス工
これは除外した	鋳 物 工	メッキエ	熱処理工
(以下同様)。	木型工	鉛工	仕上工
	鍛工	汽かん工	機械塗装工
	車両木工	木工	造船ぎ装工
	造船木工	鉄工	ドックエ
	現図工	船台大工	船 具 工
	仕上工	現図工	造船製図工
	レンズ研磨工	車両木工	酸アルカリエ
	自動車修理工	無機薬品工	特殊ガラス工
	精密印刷工	ガラス製品工	窯業焼成工
	タイル張工	産業火薬工	合成樹脂工
		有機合成工	塗料工
		油脂工	硝火綿及びセルロイドエ
		パルプエ	製紙工
		発酵製品工	淦 装 工
		石工	印刷工
•		製本工	T. R. C. Carlotte

(注) 教科の種類に関係なく、また選択制を表示している科目数に関係なく掲げた。

科一覧(本文87頁参照)

	昭和34年3月 (別表第3)
	(10132 95 3)
	鉛 工
	車両木工
	造船木工
	石 工
	陶磁器成形工
	陶磁器焼成工
	陶磁器絵付工
	窯業焼成工
	特殊ガラス工
ļ	ガラス製品工
	印刷工
	製版工
	製本工
	盆 装 工
	宝石工
	素地工
	漆 堂 工
	加飾工
-	木彫工
.	ポイラエ
l	

以下同様。

(5)-② 昭和44年~53年

⁽注1) 訓練科名は現在の訓練科名で掲げている。

	-							<u> </u>	
年度及び訓練		44 年		5	0年4	月	53年		
訓練科課程	専修	高等	転	専修	高等	転職	普通	転職	
造舟時(光計理機製内建農冷染染メ合特木木木竹パ製紙製製軽ゴ更製製船 大学測化械材 農業空 色り板 条 材 エ 器版 五生 お 機機学 機 機機機	0 000000000000 00 0 0 000000	0 00 00		000000000000000000000000000000000000000	0000 0 00 00 00 00 00 00 0000	000000000000000000000000000000000000000	0000 0 00 00 00 0000000000	000000000000000000000000000000000000000	

⁽注2) (横線) 一は当概科が設定されていないことを示す。

(5)一② (続き)

2	Arm: 18, 26 Bullet		4 4 年	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	50年4月			53年	
#	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
 無 数 様 	訓練件	7 13	150 17	4823 4194	4.5	1rd -43	72.1 7.54	13 24	
 無 数 様 	上三 9 朝日朝 生红						0	0	0
開 2010 - 1 製品 科科 日 2010 - 1 製品 科科 日 2010 - 1 製品 科科 日 2 製品 日 2 日 日 2 財子 日 3 財子 日 3 財子 日 3 財子 日 3 財子 日 4 財子 日 5 財子 日 5 財子 日 6 財子 日 5 財子 日 7 財子	1		3						1 1
コンクリート製品製造科 石 七 宝 科 科 日 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			1		ł	1		1 '	
石 材 科	1					_			
七 東 科					0			0	
東京 科科 中央 日本 東京 日本 東京 日本 中央 日本 日本 日本 </th <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>!</th> <th>1</th> <th></th> <th>ì</th> <th></th>					!	1		ì	
食肉加加製 日本 日本			0		1		i	1	1 1
木発 製造 科 科 科 科 科 科 科 科 科							1		
 発酵製品製造科					E .	1	1	1 .	
一般 化 学 科						1	f .		
高電	1					3	1 .		0
電 気 化 学 科 が 化 化 学 科 化 化 学 科 科 化 火 類 製 造 科 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇						1	•		
が R						1	1.	1	
 化 報 製 造 科 以 要 報 和 以 要 取 が 政 官 政 官 政 官 政 す 科 政 官 政 す 科 政 章 政 す 科 政 方 政 が ま 工 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の						1			0
火薬類製造科 〇<					1		ł.	1 .	
屋根施工科 ○<		0	0			1		1	
と び 科 O O O O O O O O O O O O O O O O O O		_	1			t	1	1	
左 官 科 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		1	1			ł	i .	1	
配 管 科 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		1 .				i	3	0	
建 設 科 O		3			1	1	0	* 1 .	
プレハブ建築科 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1	1			0	0	1	0	0
防水施工科 インテリアサービス科 床仕上げ施工科 熱絶縁施工科 がラス施工科 土 木 科 クレーン運転科					4	1		0	
インテリアサービス科 床仕上げ施工科 熱 絶 縁 施 工 科						0		0	
床仕上げ施工科 ○				a vitares e e			0		
熱 絶 縁 施 工科 ○	床仕上げ施工科				0	0	0	0	0
ガラス施工科 ○ <	熱 絶 緣 施 工 科	0			0	0	0	0	
測量科 O O O クレーン運転科 O O O	T .	0			0	0	0	4 .	
測量料 O O O タレーン運転科 O O O	土木科	0	0		0	0	0	0	
クレーン運転科 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		0			0		0		
建設機械運転科	クレーン運転科	0		0	0	0	0	0	0
	建設機械運転科			0	0				

	<u>_</u>	度及	び訓練		44年			0 年 4	月	53年	
訓	練	科	課程	草草修	高等	転職	専修	高等	転職	普通	転職
機	械	迎	転	1 0	0		0	0	0	0	0
金	屆 材	料	試験和	1 0			0		0		0
公	害	検	查科	4			-		0		0
が	ん			‡			0		0		0
漤		器		# O	0		0	0	0	0	0 0
鋳	•	金		# O			0	0	0	0	000
金	属	I		+ 0			0	0	0	0	0
宝		石		+			0	0	0	0	0
内	張			1 0	0		0	0	0	0	0
麦		具		1 0			0000000		0		000000
塗	ji.	装		+ 0	0	0	0	0	0	0	0
広	告	美		1 0			0		0		0
義			麦具 和	1			0	_	0		0
港	湾	荷		1 0	0	0	0	0	0	0	
工販	場	管		1 0			_	0	0	0	0
		売館	Ŕ	1	0		0	0	0	0	0
旅調		理	Į.	1			0	0	0	0	0
2	1)	塩	ング系				0		0		0
デ	#	1		4 0			0		0	0	0
原	子		力和	1				0		0	_
<i>-</i>			/J T								
				-							
			<u> </u>		1	L	1	1	1		l

(co) カリキュラム基準の変遷

(附属資料六)カリキュラム整準の変遷(編法、洋敷料、木工科、機械 料及び電工料関係料の断段及び改正力リキュラム要出ま 序型として複数した。)

路告二十三年十月一日「既議福建の中公」

数异猫鼻野股脊髓股際

1				
	是特敦历	个字板	数され	*
=	-4 =	110	110	美名連盟
	20服技、店舖	E	g	野谷(印略、身分、出所
1				米陌、缶瓿、翠溪垣)
. [3枚類、整理	118	: 12	太服村村、沙巴、沈湖、
				内点抜き、于人保存
	4股間、予禁	111	1 111	作成件のみ
<u> </u>	_ 2 €	र । र	₹11₹	源森一五〇
				- 関門大大大
	NE S	KOE	<o≅< th=""><th>雑雑二大八</th></o≅<>	雑雑二大八
- 4	t.			火型五三六
+	₹ \$	八大阳	人六四	一ヶ月平均二四日
	生 &	八六四.	大大田	一日大時間としてなます
				K3
		本 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	計 和 数 人大図 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	計 和 数 人大四 人大四 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 日 2 日 2 日 2 日

但し、は森実界の時間は村料等により村衙することが出来る。 作道学科中、服技常識は後期に於て取扱う。

古森洋教政選四(語)

序放科技技研目 (略)

1.福祉期間は大ヶ月としてその 補護 受現 標準時間は別妻によること。

但して其及び確認性材料の大手状況がに応じ臨機若手の変更をなしても 妨げないこと。

- **26、確康に当っては所謂完成数有によらず循連期間中は実技に重きを配** き、必要な知識及び技能の景地を合用的且つ組織的に賦与するに止め、 印作内子状ぴに就験後の自常自動に伏り大浪せしめること。
- 8 前項の技能実験を培うに当っては確保与がドイ技術は国籍に入るや 自然するやに初らず共通的に必要たる人間投資を集約的に選定してい
- 社を行うこととし、その他は誤説に謂るを可とすること。 4、 循环期間の後期に於ては適切なる応用実界又は有限によりなるべく
- 自らし大するの風を描載するに努めること。 、火門と講説は総合的に計画を立て両者をできるだけ連携して習得さ
- せるように留むすること。 **6. 会長時間を利用して教養を結め情機の領強を関ると共に併せて領導**
- 生活に飲存と飼いを与えるよう努めること。 r

 各領

 専問の

 開始に

 先定

 を

 用が

 所の

 を

 用が

 あれる

 で

 を

 関する

 で

 を

 は

 で

 を

 は

 の

 で

 を

 は

 で<br / 日親子定表を伊成し補薄の計画性保持に努めること。(余取利用方

木工福建資與課課時間翻奏

法をも合む)

			E 4	
ヌ 4	海华教政	及文字	なられる	霍 牧
田井道作品		1#0	100	
	田食 民	110	110	医袋道
	30数 举	KO	1110	教促細目 ① 中及乙
	元章 &	40	MO	E 3 F 2 7
	图集 智	110	110	
BEEC-#	1	140	140	
	金工 车	1110	1110	教院翻引 阅

					I S
1		の第二上作	로닉	医科	
1		3& ∓	114	1 14	I 9
1		3=956	1.7	1 11	2 3
1		の木井製品	1.4	14	I E
-		医红芹酸品	1170	1110	(8) E
1	训练本化智	i	1100	1100	(6)
	州の英東野		₩0	щO	3 8
	SUEKE	ĺ	10HO	700	各種本に製品製作的作の
-		•			2000年代
	<= ==		11100	17100	一ケ月やめご正日一日八時
		1			門としてなま
		ş	i		

医支钳目 (格)

- 1、福却に当っては所謂完成和弁の方針に知らず補本期間中は実技に 市さを聞き将来木上たるに必要な知識及び技能の景地を合理的目制機 的に賦手するに正め、補助終子並に就職後の自奮自動に使り大成せし わるものとすること。
- 86 循环開間は六ヶ月とし其の 確確 使 項類 地質 時間割は別表によること として比及び補非質料の人下状況のに応じ臨機若子の変更を為し
- 3、例表祖母與項架に標即時間間は角紙を多表「但架工技能程度測標明 条』の第三級を一応の目標として定めたものであるから、循道終了後 と鍵も自学自門を怠らずはて上級の技能に逃するの人切なことを充分 上記せしめる要あること。
- **も、守行及び実界の教授に当っては総合的に計画を立て、同者を出来る** だけ関連して四世させる保に部立すること。
- 5、全師森内間を通じ補政生の生活自想を技能得得の一点に集中する **即くしたしておらゆる数会を把えて月圧を取じ起往を守るの群神**

- を諸用し、動を正しくして目来の外門を打破するに努むること。 **も、治眼時間を利用して我庭を高め、精慢の前庭を図ると共に、田せて** 確排作前に飲料と問いとを与える味物わること。
- r. 各領導期間の側面に先式ち通母所をして循環投料の全般につき循環 日程予定人を作成し補助のは両性保持に努むること。

(参水 強に過程)

建筑技能程度列提出来

木家は世界上の相称に当り指揮日間の設定に関ならしめると共に 循環様子者に対して将来の技能向上の着明を示すことを目標としまっ 将来行格害作を行う場合の基礎となる手定を以て職業領導投票律策部会 に許て審調研究し建築学会及び全国建築工事機制組合の長回を得たも Chers.

- 特級大工資格

- 作扱火 日は人路高く技能熱連し数 工の 師 表と なるものにして左の 作格を行するものとす。
- 同一級以上の技能を行して記録二文は第三の資格を行すること。
- 四、大工として例えば木工機械工作設計又は構造理論社当地架構造 その他は別なる技能を有すること。
- **図 木作のは焼を有し、技能円割したること。**
- 一級大工は下記の資格を有するものとす。
- **田 三根以上の技能を行し大工作業に 五年以上従事したる辞録を行** 40000
- 29、一般不造组聚、精造を理解し及簡単なる解选則論较稳固を断さ
- **団 本語以外の理策、構造の大体に関する知識を有すること。**
- **印 財災、抗風は完まにつき、一通りの知識を有すること。**
- **6 建物の木部の間はをみしけること。**

30 二級大工資格

- 二銭大工は下記在符を行するものとする。
- 同 三級以上の技能を有し大工作業二、三年以上選事したる階級を
- **20 二階単任居科政の建築構造を理解すること。**
- 図 値重なる規則的を理解すること。
- 妖郎所生に付き一通りの知識を有すること。
- **同 雑手及任日等の所出しを自由に為し得ること。**

3

三級大工は木材工作の技能を一切推得したるものにして下記資格

- 田 矩形図現す図を読み符ること。 **30 木材の品質性質を理解すること。**
- **□ 大工工具の研修手入を一通り為し得ること。**
- **闭 各種工具の使用法を修得し、通り実習を下したること。**
- 別。一階種住宅料理の建築税図を随き得ること。
- **② 代数、三角、幾何、用器所、力学、物象学学の初歩を理解するこ**

昭和二十四年十月一日「戦業補母の手引」

設械金では機械を開発を開発を開発を開発を

E

門, 吃用水劑

未工科教權基準

- 枚银件目式

24. 数配銀目式(格)

眼货下装

	×	¢	是有	数日	時間数	软	哥
	1 年 漫	サニ			大耳		
-			4	. ≥	110		
-			**	*	110	女生 田田	\mathfrak{T}
-			域	45	. 4		. •

11"	Ē,	[(·	Mar.			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			1
				乾 東	× 0	11111	投げ期日	0	
				型形:	上半点	大足		3	
				*	#	117		ŝ	
				3	3	4(C)	*	૽૽ૼ	.
III'	₹		87	1	1	KUG:		-	

関丸〇

HET O

战水火灯

松阳光智

4

10 | 女女皇二 0

ORO | 1 × ± + ₹ 1 ; K = =

は田木る。

コリビ時間として

教堂第二(會)

ŦX

昭和二十七年九月二十日「職業構造の手引」

社器证案型歧無

4...

- 教部往中政

* &	4 I	李丽女	要	×,
11 女果冬年	≪ ≥	€C.		
二、中国农村		見し代		
	佐 就	E nin		
	眼動下芸	7.10		
1.0	太如蜂用	110		
2.5	限线概则	10		
三、林本火智		さど人		

凡 的故识界 <∵₹ . 二つ学歴, 1 八時間 二里 單 1年

機械科(含 旅館科、仕上科)教団基準

- #====

22 数型器工(路)

人 研製を単作するもの

7 6	= =	1000000000000000000000000000000000000	68	
1、 左海外亡		(100)		
	众 民	E C		
	科	. I.A.	計算能力に主力を	
			22 ~	1
	₽ €	1114	力守に玉力をおく	, ,
	安 全	100	水工機械作業完全	
			及び火災子的等	
II BEKE		000		
	木材製品	""C		
	= =	110		
	加工工作	" (0		
i	⊗ ≴	10		ľ
	3 3			
	= 35 5 5	10		
三、味 本 宋 宵		(0.000)		
妈, 范用火管		(1,111.度)		

长度1.

20.53

大川豆

一日と時間

三人時間 一月四 國 十六年

7, 4	-	≘E&	ュ	₫\$¢
1、产用分寸		(<0)		
	4 3	1110		
	* 1	SC.		
	** 4:	1.0	北水火災	中に材け
			1/3	
こ、中門を仕		(11代註)		
	機械人位	g: '	1	
	= =	:14	- I	
	一场专用	13		
	2 3	444		
	機械工作法	===		
	本医法语	3		
三、基本決別		(덕로!!!)		
	火造りろう付		パイト犬	造り、枕
	及び乾人礼作		≺ ₽	
	終			
	古作と成本所		3 E	

-165-

-164-

	建設技术作 家		研修作業を含む
阳. 吃用实胃	MARK TO ST	GKIND	はあずるとなった。
E 18 14 14 11	州心管作求 於 實 作 策		
	印度政作業	*	
五、见 字		(110)	
	医地工器		
4 ⇒ ⇒		1, 14110	一百分野田、一直
		ŧ	三八時間、月一五
			二時間、一〇月
		a 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

日 仕上組立をひ抜するもの

×	\$	工	00	整直氣	餐	*
1 * *	2 44 集			(< 0)		
		₹4	出	1110		
		*	4	80		
		₩.	44	10	被本实图	こうに終さ
					K§	
11' 15 1	- + ±			(川大国)		
		坐 포	* 84	201		
		#	巫	11<	Charles	
		日季	數票	1 20		
		2	22	*<		
		夏素	一些进	4 <		
		太医	授票	18		
111" # +	() ()		100	(HBIII)		
		火銀月	100			
		±285	死人は			

	作聚		
	李件上城本印		
	*		
	印度学化上作		
	K		
	段紙工作はよ		
	是 鐵		
叫, 必用來習		(K 1 III)	
	化上げ作業	1.000	
	例展工作作業		
压" 说 字		(110)	
	限建工物		
₹ □ ±=		1' HIO	一月七時間、一週
			三八時間、一月一
			五二時間、IO月

22 教堂語四級(数)

為工艺數語學學

- 极粗科目按

Þ	1	8	莱	E	泰阿教	复	*
117	七周	女女	- 27		(吊力)		
			ধ	民	110		
			*	*	1111		
			₽ K	4	Ħ		1.00
111	BE	粉草			(1110<)		
		-	12 1	₩	1111		
			100	改び翌具	1111		
-			選	工 姓	カ代		

	# 34	11111	1
	55 22 25	EO.	
	体別及び払験	1-45	
三、東南		(江門七)	
	从本史智	1<4	
	成用火幣	mKO	
∜≎ ‡		4111	一百七時間、一個
			三八時間、一月四
			夏 《章
4 1			

24 数据超月次(略)

(路営川十一井融) 『雲林雄鴻相岩』

英級其數陸超過

- 教師科目表

<u> </u>	4	蓝 豆	時間數	羅米
1 2 1	2 4 2		(<:<)	
		4 8	R<	
		# =	₹ <	
11' St E	计二		(医った)	
		世 载	Emil.	
		版館毕設	3 mi	
		太阳散理	110	
		围 袋 概 數	10	
111 3K	8 2		(1141)	
± ₹ 4	- FK BC		(₹±<)	

		作 战	KE1	
		服线手袋	11,75	
⊋ ≅	经路		(ばらぬ)	
<₽	=		1' < 1E	一日と時間、一部
				三八時間、月間
	1 1			政计件

2、 政程期日表 (略)

木工科教程語語

- 枚程件目式

	天 4	# =	お田城	臺 祭
	一、古道亦符		() KK)	
		4 3	≅<	
		# =	₹<	
		* 15	1110	計算能力にも力を
				₩~
		£ 84	1110	力学に長力を招く
		₹ ←	10	术工腺瓶印发安全
				数急処院はよび火
-				发子财零
	二、以門水井		(三萬代)	
		木林戰道	用代	
		* #	H≰K	
		BHHE	₹ E	
		6 \$	110	
		2 3	EO	
		2322	10	

m.	#		8 2.	(1, SOID	
	拼音	* *	弘	IIIKO	A 400
-	₽ E	E EK	E D	1' OE11	見字を介む
	∜ □		AME.	1,< 15	一百分為莊、一起
					三八時間、一月四
					题、1件

2 校盟盟司法(略)

與被科(各族解母、七上科) 教育基準

- 教館科目表

人 旋盤及仕上租立を印除するもの

M	¢.	萃	颈	い。	塞米
1′粒浸	# 特			(1 EK)	
	100	4	H	₹ <	
1.2		#	ケ	配く	
		粼	粉	EO.	
		胀	4	10	
川 黄豆	禁 本			(11411)	
	44.1	整度	K &	₩O	
1.4		妆.	车	EO	
		₩ 1	學班	1.11	
		**	2	⊀O.	
		機能工	印法	111	
		* 8	医鼠	1 25	
III' #K	82			(1, III <k)< th=""><th></th></k)<>	
接 *	强光			KO⊀	
定用	超光	4.		ההה	工物見ざを含む

42	*3		1' < 기호	一口と時間、一面
				三八時間、一月四百
	- 1	Transfer of		夏 1年

2 数配置は3(を)

に分れている。)「A、尾鍼を切捨するもの」「B、仕上組立を理論するもの」(陶住、前記Aに対するBはない。而し、私料相目区の产半実界に終て

被採料教育证明

- 枚配件目送

K 4	T # =	25%	E *
1、年福参支		(30)	
	食 里	110	
	3 2	110	
	A	110	
	₹ 4-	10	
二、中国中華		(1<0)	
	3 3	三 11	
	= =	110	
	機関大臣	114	
	战械工作法	₹0	
III. EX EX		(3331)	
从本识别		illi#O	
多年当年		10111	以不を含む
₩ #		3111	三八時間、一月四十日七十日七十日七十日七十日十二日七十二日十二日十二日十二日十二日十二日十二日十二日十二日十二日十二日十二日日十二日日十二日日十二日日十二日日十二日日十二日日十二日日十二日日日十二日日
			現、六カ月、一川

24 快程館目及(略)

你不可数個產品

- 女祭計目火

文	± =	258	9 *
" 故唐 作中	1	(:::)	
	स अ	110	
	# #	110	
	*	1111	
	£x ♦+	13	
II. A E to to		(IIIO≺)	
	記記 英	1.111	
	本はおよび数	11111	
	=		
	随行法	力长	
	拔 翼	1111]	
	5 3 3	EO	
	体則およびは	140	
	\$		
11' BK EE		(はいり)	
湖水水浒		1≼≯	
经用法数		INEO	
∢		4111	こか思題、
			三八時間、一月
			现"六分月

2 牧祭畑コ北(略)

四工科教育基础

- #5222

ス ゆ	# =	李四叔	霍 本
1、 杜 瀬 势 井		(10:0	1
	4 3	₹<	
	# =	3<	
	* *	* 0	
	\$ 3	EO	
	8¥ ←	10	
II SENI	1	((()	i
	福公通道	1100	
	TTR45H	K 82	
	1		
	随行法	1100	
	電は記載	SC.	
	2 2 5	カド	
	********	₩O	
	**		
	放成と作用	1110	
11, 5x B		(たよれ)	
34 水 水 路		IIIKO	
经批准的		百九八	
<= =		1, <118	一百七郎郎、一百
			三八時間、一月四
			夏" 1年

24. 我行題日級(略)

是智工十川許大四川十四彩鐵碗和底鄉口十川中	6 ★ 会 宮 片		
이는 얼마나 되다. 그래마 그 모네고 뭐가 보였다.	一段展別には大小の音	下	よ内
秋 50 米 B		#11-16	
第一年 医多克里克克克氏征 化二甲烷 化二甲烷 化二甲烷		の元本の の元本の の元本の の の の の の の の の の の の の の	≈ ★ 0 0 0
1、北、会、井 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	一句珠奇碑在长	を の 中華の存在がなり の	○ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	시선 표 및 통	に中の机が出文	5名 (K) 등 본
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	m 现	い。	22位 第 第 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
3枚組と作品指示		周、元 英 1,0六年 1,114年 1,140	1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 ·
11, 条	○現場用立作業 ~今所、神経点び		欧 3
年 2010 四日 194	な 意外に は 一	10年代的代表	-# # # E
中上 第 数 \$ 0 0 0 H代数 想问 三角	の現場を保存が	り木上規模使用法	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2. 多門及化学 ○ ○ ○ 次 簡単分初歩		2、応 川 沢 習 と現図を含む。	り出れ取扱及び取付
5 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	この告诉に定める教習中のは、私民政策を示す。なお、教習時	る女性主義語は下存	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
4# X E 3 O	間の年間臨時間数は、各頭種共一、四七〇時間とする。	りたが大学に大学	り 題 (
on of the state o	二、数四甲項を習得するために非常場外の場所に往復する必要があ		で及び物は抗災
6提 被 大 总	る場合、住民時間のために社会科、体育及び関連学科の時間を成	用/11 乾酪片	2 市 東 郡 移地抵抗課 定
64 64 4 5 O	ずることはできない。	1, 完 做 定	る。政治及び政権工作
	三、第一項の投資時間は外の労働時間は主として実技に充てるもの	-6	以
o. □ C O O O	a) from the contract of the co	20版 找 篩 祈	変 変
5-24-42年 1884 0 0	民食、子湯ぞ子、子海仔生、支任守皇氏、子子子草、生食表皮及四、我們都知住会科中一労働」は、労働組合、労働関係調飲、労働	ふ技能と作業権政	04 E H #
2006 英 族 親	び触來安定、「應來話許」は、應來話许德連束、應束所清大戰、扶助、労働安全、労働衛生、技能者益庶、労災保險、失実保險及	11, 4 2 1114 1114	
그 생님은 이번 그리는 생활을 하는데 보고 있습니다. 그 그 그들은 그를 보고 있다.	据常能请及び世界の動きを含む。 乙醇含了同一,所含是多一位,所含非分子之界,所含非分子即		e没住及び架段
上床 本 埃 智明、 说, 我 我因五 九四五 1 1 九〇	後分をひえて見りの重ささらに	2.4 発 後 4 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- 死亡器や投助作業
a 始		で沢川 外間 題 O	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
4. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	그리 저는 네 그림을 하면 얼마를 잃는 이번 때	46 名 里 名	
		でには複雑などの。 〇	術が一を次のように改める。
		o ≤ ≼ ≠ ≠ 0 0	切の各学年化当は、事業場の実得に応じて多少の変更をなすこと、「この告示に定める数割作項は、私供職限を示す。但し、数割事
물론 회원이 하시겠다는 회학 등에 가는 물론이 되는 것도 모든			明の各学年代当は、中東帝の元符に応じて多少の東国を在すこと
路径二十五年二月十六日労働衛告示學工身	西から	ができる。なお、秋月時間の年間登時間数は、各種領状:同じ〇	E
	秦徽德·忠敦 伊 西克公	時間とする。 ができる。なお、秋界時間の年間総時間数は、各種発出:同じ〇	り北部付入び流分替
校 宮 中 項 第1年度 第元的 第三年度 衛	日紀 葉 別 王 機械部品製作 地内で		で採りす 鉄 り 大郎 はり水酔ば及び電分類
医人工 機械工政 计小规 班 宗他 第三年度 衛	トラファイス機能に 「「「「「「「「「野門」」 平門「日紀」 「京」 「「「日曜」」 下門「日紀」 「京 「京 「京 「京 「京 「 「 「 「 「 「 」」 「 「 」」 「 」」 「 「 」」 「 」」 「 「 」」 「 「 」」 「 」」 「 「 」」 「 「 」」 「 「 」」 「 「 」」 「 「 」」 「 」」 「 「 」」 「 」」 「 「 」」 「 」」 「 」」 「 「 」」 「 」」 「 「 」」 「 」」 「 「 」」 「 」		も各種 職 臨る様 は、
1、社会科 120 20 20 100 11/1 機械工 20 3 3 3 3 3 3 3 3 6 3 3 3 6 4 5 4 5 4 6 6 4 5 4 6 6 6 4 5 6 6 6 4 6 6 6 6	で研 解 雑 和 に 作用上字の行気技長 日 下 終刊 ギート 終刊 ・	泰西で子校 。	で採りす 鉄 り 大郎 はり水酔は及び電分類
1、社 会 科 PO PO PO PO II/工 機械工 P	は外間 健加 に 修任心門でにた と研 解 知 :	泰西で子校 。	な応用 実 智 日各 極 離 5様 寸 鉄 り非解析及び電分類
26元 実 経 済 17分 輸 1、注 会 計 FO PO PO FO 三/一 機械工 数 约 沖 项 第1分配 等完定 第1分配 衛 50 沖 页 数 50 钟 页 数 50 的 同	「日本 門 健 加 に 後は5月代の行行と で研 課 雑 用 に か致しての 作様 利 と	一、我們中切の状命は、次の通りとする。 我們中旬の状命 昭和二十六年五月四日労働省舎宗政九号 時間とする。	a放 断 る応 用 実 智 句名 極 雕 簡 と様 寸 決
1、社 会 科 PO PO PO PO II/工 機械工 P	●形 間 盤 加 工 である。 日本 間 鍵 加 工	ニノス 法服務職工 一 教門中切の状命は、状の通りとする。 政門中旬の状命 取記十四の状命 昭和二十六年五月四日労働省舎宗弥九号 時間とする。	四ノ三 電路工 り延 ガ 引 別 別 日本 以 門 日本 城 服 論 内各 城 服 論 り合う 城 服 論 り合う 城 単 族 りんぱ ザ は はないない はまけい はまけい はまけい はまけい はまけい はままれ はいます はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい
ふ成後と所先後来 る成 実 経 済 しの 動 二、注 会 は せ〇 七〇 七〇 七〇 三ノ十 機械工 数 労 中 項 第二次度 第三年度 第三年度	三十九、東横木工 ・1十一九 韓川 「大切める。 ・1十一九 韓川 「大力のる。 ・2十 間 韓 川 「大夫・以門に分れ 「大夫・以門に分れ 「生性に用力がには 「体性に可力をの打体技 「ない 「み間」、 十門 「以 前門」、 10十 元	数 労 財 間 ニノ八 津阳登録工 ・ 投門中辺の水中は、火の通りとする。 及門中辺の水中 成門中辺の水中 ・ 投門十八年五月四日労働省告示政九号 時間とする。	1、社会科 セク セク セク セクロン三 電路工 り延 ガ 3段 断 3応 用 実 智 4名 所 職 職 4名 が 単 法 別 4名 が 単 法
11、別 池 字 年 11次〇 11円 11元 11元 11元 11元 11元 11元 11元 11元 11元	1、注 会 井 七〇 七〇 七〇 三十一八 韓阿 江 て	投 智 年 五 <u>数 1年度 第 年度 第 1年度</u> 編 を 三 2	二、体質は、11元 11元 11元 11元 11元 11元 11元 11元 11元 11元
2 名用及び化学 ○ ○ ○ 2 元 京 数 字 ○ ○ ○ 1 元 京 数 字 ○ ○ ○ ○ 1 元 □ 1 元 ○ □ 1 元 ○ □ 1 元 ○ □ 1 元 ○ □ 1 元 ○ □ 1 元 ○ □ 1 元 ○ □ 1 元 ○ □ 2 元 ○ □ 2 元 ○ □ 2 元 ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○	1、社 会 井 七〇 七〇 七〇 七〇 七〇 七八九 車輛木工 1/元 車輛木工 1/元 車輛木工 1/2 4/2 4/2 2/2 2/2 2/2 2/2 2/2 2/2 2/2 2	1、社会科 20 1/20 4/20 4/20 第三年度 数 別 年 日 数 1/2度 第三年度 個 ラ 立 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	三、関連本科 三〇 15年 160 三元 150 三元 2 第 1元 17年 150 11年 17年 2 年 12日 17年 2 年 12日 17年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2
************************************	 ○	1、社会科 20 七〇 七〇 七〇 七〇 七〇 女 別 小 田 新二年度 第二年度 第一次 別 財 明 個 ラニノス 浄陶器様工 一 女門中切の水中は、火の通りとする。以得中切の水中は、火の通りとする。 昭和二十六年五月四日労働省各宗政九号 時間とする。	LI 東 数 年
************************************	る後 張 孫 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済	二、体 会 科 し〇 七〇 七〇 七〇 七〇 七〇 七〇 九〇 五〇 五〇 五〇 五八 第 四 東 田 東 河 東 田 東 河 東 田 田 子 一 一 八八 沖縄を確正 一 投資中切の水中は、火の通りとする。 取得中切の水中は、火の通りとする。 昭和二十六年五月四日労働省書宗政九号 時間とする。	三、関連本科 三〇 15年 160 三元 150 三元 2 第 1元 17年 150 11年 17年 2 年 150 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20
10 金 岡 村 村	11、体 行 三五 三五 三五 三五 11元 31元 31元 32元 32元 32元 32元 32元 32元 32元 32元 32元 32	(名別及び化学 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	2.公別及び化字 ② □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
・ 8 種 工 性 2 ○ ○ ○ 8 元 明 祖 工 性 3 ○ ○ ○ ○ 2 名 門 女 ひ 2 章 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	「二、体 行 三元 三元 三元 三元 元 3元	○公田 外国 図 図 ② ② ② ② ③ ③ ⑤ ③ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥	(本)
60 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	11、 3 (元 4) 計 11 (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	 ○	6 記 女 村 日 ○ ○ 6 6 7 3 4 3 4 5 5 6 7 7 7 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	の後用及び化学 〇 〇 ~ 2000年年を行う。 3000年年を行う。 3000年年を行う。 3000年年を行う。 3000年年 1170~110~120~3000年 1170~110~110~110~110~110~110~110~110~110	・	では、 のでは、
	・強 様 大 億 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	・	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
	************************************	4 個	年本 日 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		4 個	の 2 年 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年
日本 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	RT 所 法 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ 選 分 分 名 分 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名	# 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
は、	RM 本月の四十、	□ (x v v v v d d y d d d d d d d d d d d d d	の
は、	***********************************	11. 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	13.12.11.10.9.8 年 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2
は 20mm で 20mm		2.2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	は、
	***********************************	四、 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	2.2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	は、

	題、東 被 IO(章) izik i C	1
り部具取扱人が収付	上來 本 災 智	1
で電波を送送	n-1 孔 使 用 法	1
の部 定	ト計館及びケガキ	1
也既其意味	O仕上來本作數	
	り各領工作数概義	Booke
o to 全 原 法	长 春秋	9
20 市 列 前	oC的的印象	1
る所山及び居後一事	L. 安 全 印 淡 法	1
	る応 用 災 智	1
0個國際日本	の表示して and	1
	本語を存在する。	4
e 税住及び架 臓	(4)	1
- 気上的等物即作家	4. 職業組織 数件	1
20°版 森 作 葉	DE 图 数 益	1
	D 整 葉 麗 賴	1
ベノー 破複草	9治以似用法	1
1, #1 40 # AO AO AO	e製 品 俊 维	1
11. 存 声 10时 10时 10时	그는 소리를 즐러지면 보이다 하는 것이 되는 것으로 보고 있다.	1
III. 医胡朴茸 IIKO IIIO 1九四	K-11 * H	1
-H & & # 0 0	110 110	1
る物則及び化字 〇 〇	i and the tribal tribal	1
SKEKES O O		1
		1
S		1
○ 数 展 H 字 知		1
-4 Z # # 0 0		I
	4数据工作大点 O	1
	역	ŀ
그 사람들이 가득하는 것이 되었다.	eH	ı
		ı
	しずり最全体報道に関する小型	The spirit of th
	心身の概念な知道に関する小型	1
+ + +	ことはます、第一分の表に定める政智が別の集中を行ったい確認	1
φ € \$ #3	において、当我中京場に必要な党型を加えた政智事項を定めること。	1
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	Spano.	1
		1
83分かり		1
	昭和二十七年五月二十八日労働省告示鄭九号	1
四、東 古正正元 TIKO	西米山土土在山 城山 / 一小一	1
→ 次 ★ 米 第 簡	110元 玻璃日	1
a製技品は が 数配		1
及び処理法	数 部 其 由 <u>医IRM 即序页图II作页</u> 。	1
5上北 徳 用 徳	1、岩 年 井 40 40 40	. 1
と非額及びケガキ	11. 英	1
日本工政策是本作家		1
0安个作案故	그는 바다를 바퀴리하다고 아이들이 하나들은 아이는 하나 모든 사람들이다.	1
26 € ¥ ₽	그런 그 이 ^^ 그리다 이 그렇게 되는 그 무슨 그리고 있습니다.	-
a跟证金工作款		. [
ら木工政策作業		-
5. 人名英伊埃伊茨	- X E E X - O	1
AR A E K	"因长死"之史 5厘 被 效 字	1
● 敬 秋 作 漢 → 分 ~ ~ ※		1
	"	.]
と ヨカ 作 モ まな		1
び万物研集作業		1
80颗品被我	n 元 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	-
TENDER HALL THE SEA OF SEAL SAME AND AND AND SAME SAME SAME	らス * * * が 福 投 ② ③	1
1) 前りの表中注会科及び体育は、それぞれ次の市項を含むものと	R、災 技 「二五五 二二五五 二二五五 以スタイル協法 O O	
± ₀ ,0°	The second of th	
化会科 	इ. भ मा ।। सम ।। सम ।। तम	
华 识。 社会科 - 穷确疣、安全所生、作禁と循邦その他一般教教に関する「する。	压	Section 2010 Contraction Contr
化会科 	8、4、 数 图 B、 数 数 1、1 五五 1、1 五五 1、1 五五	Security Control of the Control of t

₩	まが、 年女		& =
	附別政領を		1400
	の他の氏線	1、左海於立	120
	上事及び何	- # 4#	
	化な定気機	2 20	
	数の課題に	m 24 15-	
	おける技能	- 节 用 化 米	
		in the state	
		11、异正称本	KEO
	1 4 74 14	-E 2 E 3	
		20 年 年 日	
		医魏 遊 紀 節	
		卡姆 上 班	
		vi 25 25 25	
		ら 確 既 法	
-		* * * *	
		∞≥ × ×	
		6 数	
		24 55 5K EX	1
		三、林木玉智	O424
		-計画器、路下具の使い力	
		☆ひ下≺☆	
		る電磁の取扱及び接続作業	
		3.化极从水作浆	
		本配公数部部の花本印度	
		50 安 杂 作 茨 法	
		E. SEKK	B110
		上班 往 作 浆	
- 1		20.各种内外配路上班	

F .	1	le de la companya de	, ,	
		る道 打 上 字		4 4
		人名匈赖森里尔 基		
1	23 ≺. ~∵n			3 3-
	1 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		¢ =	
-	も産の数図		1,400	
1		1、年度冬季	1110	
	題におする	- 12		
	技能	~ ± ±		
		50块用柴胡		
		IL SEKE	11<0	
		- 服 势 常 疏		
		20枚 和 整 用		
	1	西越 蹬 检 類		
		-製図女が食単記		
1		三、	⊭00	
1			~00	
	1	宋 第 第 第 第 第 第 第		
		と語の数とで来		
		日曜日春や年秋		
		人國際的法文學家		
		ら仮稿い及び傾走		
		是联		
		网 格用克雷	210	
		-BPER		
		のドケート西		
1		ΩK - λ ₩	, 1	
		on - + 53		
1		1		
		日本版の協人服		
		ラアども駅、円子屋		

	定	荊					-計画路、 宮工具の使い方		
	-# •₩	114					るけがき及び仕上基本作業及び手入れ		
	X組 始 率	概					3各権工作機械の操作作業		
							4安全所跟此		
1111	年七年 日本	建物金额	1 大學(以下:	SEIO	関サを発す		- 計開路、路工具の使い方(仕上を存在するもの)		
SE #							及び年入れ		
SW	£ 1						よけがき及び仕上茶本作業		
藍			**	踕	馬雷		スポール数及び形形数作法		
185	の福用となる技能	¥		如 高武	25 52		○安全 作 號 法 4 各種工作機械の操作作業		
K KK	上作数版の			40	±		时, 吃用果酱	n HO	- 1
1	境作及び仕			1'<	1 1 132		(雑数を申集するもの)		
	古がらおけ	1、推携	林本	1	O4		- 教展部品の加工作業		
	る技能	'#J	4				る機械の開動作業		
	保御工良び	ri#	\$ □				(住上を収録するもの)		1 1
	SHGHR	ಗಷ್ಟ	₩				原 定 氏 张		
	[本統]	₹ 1	型 化 学				る仕上及び組立作業		1 1
			用英語			100	ふじぐ使用作業		
		ο 8χ	₩			1			
					- :				

PIKO

1:00

-	17	2-	

祖父元、红祖

明説館その他

CCTS%-

事におけるほ

	2群歯仕上及び組立作業一小舎型仕上及び組立作業(仕上をが抜するもの)5枚形成を 女に					3換代試 翰 印 東 3分角電気機器輸用作素 1各種電気 上 中	
	- 稍膜颅在作案。 Sun 微化作录			**	水上品の収 見その他の 家具及び他	1、新酒粉毒	: ₹00 # # :
開明技術を 1- 定灯、江ダ		l.400	1#		体能の行わける	-24 在 -24 在	
e≅e56#	1、乾燥长体	120				™ ≥ †	
いな電気機 上半及び間	7.66			7		4物 用 東 語 4物 即 化 字	
おける状態 窓の催用に	水物 朗 化 学 京教					11、中門学科	1150
	11. 5 E ft # 4	400				2米 材 二 华-家 具 二 芸	
	20吨 仗 纪 州 上區 ዃ 元 論					小投計及び製図法 以際 被 法	-
	· 施 · 法 · 法 · 法 · 3 · 2 · 2 · 2 · 2 · 2 · 2 · 2 · 3 · 3					61 物 東 東	
	6.試 驗 法					三、林本弘智	1110
	小電気機器 系統所決			and the second s		24.工线版四载作 上月物の研究作業	
	の数 32 法 《科 数					一各衛木上製品及び工芸製肉、応 印 東 賀	1,1100
	1各種試験機器の使い方言、基本 化 常	100				20 根 独 和 京 山の製作作歌	
	四、応用 実 署3~ブル作業	1,0110		Table American		印象と切りはいつり込み	

医张鞭!

<00

140

1120

IIIKO

1'0110

段棋 上作機械の

掛け及び出

上における

技能(疑鍵

上皮が作上

--の技能)

1、如酒养草

·物理论字

上號橫工學大亞

2吨级工学大区

4晚银工作法

5 图 第

6 工 場 契 項

-- 刃物の研修作業

(経験を幹体するもの)

る内容計画器の使い方

(仕上を呼称するもの)

(保護を収集するもの) -- 機械部品加工作業

2、各種工作機械作業 n 製品換处作業 **小號跌調整作來**

马閉密住上基本作業

三、某本类智

四、応用実置

る村村及び村村力学

11 四日本本

12

N #

m 💥

4: ±

1400

120

1140

щO

l'himo

本工 家具及び根

技能

見その他の

木下油の製

作における

"年增多年

- 物 明 化 字

~ **4** 女 製 品

20个村工作进

多明 執 法

6比様及び 額算

る木工機械協作作業

よ咬合及び維手作家

◎的技术不下菜

了安全作其此

20衛 袋 作 寮

则, 吃用鬼野

トームの使い方及び手入れ

るはけけ及び盛れけ作業

5組立及び仕上工作作業

ー家具及び他具知の製作作

三、从本央智

リラミを本

-- ≠

evi 🛬

m 💥

un 💥

₹₩

w 🔤 8 \$ 'A

E

	Name of the least	なる技能の確認 別球の対象と	*	±	基础		
	1	E	* •	医女型	56		
			[B B H]	+			
		政策を主とす		4 0 ∺2	一种		
		る工作機械に		1,400			
		よる会議の数	T	配用〇			
	1	東宮山口なむ	一年 爱 朴 芷	: 50			
		る技能	⊖ ∌ ♦				
	1		6 ± ⊭				
			6≋ ≱				
2			⊕\$ #				
3	1		6 ★ 用 表 5				
	1						
	1						
	1						
	1						
-	1.						
R			OK K - C S	1			
			0x = 1				
			6≱ ₹	1			
			11. 52 72	/ "ECC			
			张 本 张 辉	150			
			の数~北使用法				
	1		の計画及びけがき作表	1	1.		
			の対象技术が表				
1			の安全 の東 独				
			①機械部品加工業 26年 別 別	1110			
1			OREE-35-24				
-			[# = ±]				
		品产、品名數					
	2 3	別は紹本の他		¢ =	1 15		
		の配線上事費	1' 6 ±	1,400	1		
		び間明な祖文	- 本 漫 朴 走	< ₹ 0			
		政党の作用に	6≂ 4	100			
-		おける技能	6± =				
- 1		· 2 0 0 0 0 1		4 1	· . i		

6.2

@ P €#

6 X

€£ 3

@次用来证

6杯 8 大 東

B 法 医 编

5世代数据 第二

か 正 井 主

	2 4 3 60	1150
	①魏城工学大总	
	9 瓦以工作大章	
	◎数末出产出	
	⊕≂ ≛	
	0= = = +	
	@ 2	
	11' 🖹 😾	LINEO
	# * * * * * * * * * * * * * * * * * *	, x, z O
	田製工具架用生	1 100
	の川御及びけがき作業	
	②作上洪木作業	
	①各样工作競技术 作员	
	60人名西米 印度	
	@安全 # 禁徒	
	26 用 東 宮	DHC
	①製製部品加工作業	770
	のは上及び組立作系	
	OREGRE	
	8 4 8 4	
	「整 筆 円」	
残骸による間		
肝な器品の間		E40 3-1
エにおける技	1' #\ #	40 1#
22	一种 環 外 士	10 34
	⊖# *	' ' ' ' ' ' ' ' '
	4 E # #	<0
		` 9

E 10

₹.

2 اليها

歌 **

일곱 열 전 22 23 · =

湖 光 水 第一

の常工は使用法 の北韓の以替及び投資作品 仍四种政策不存款

@安全作業性

0# # E K ウ各種内外級上事及び除守

母籍 村 平 年

田田村政府即作

f# 4 ±1

二年 理 书 世

たみ 3 ない

田 田 田 英

⊖≂

20紀 井 東 智

の電公便器作用の基本作業

®報 # ★ ₩

	1		
	政策を主とす	◆ ≒ 1 →	
	る工作機械に	1,400	
	よる金銭の機	1、补 本 医HO	
	無部占におけ	- 幸 増 朴 生 ・ 100	
	る技能	Θ±5 4α	
		Ø ± ⊭	
		6 ≈ #	
-		⊕ \$ #	
-		Ø*	
٠			

(はに、文は「訓練の対象となる技能の範囲」が追加されたが、「数

科「は昭和二十六年改正時の「牧児科目」及び「牧門時間」と同一

一、訓練時間の観に発げる時間数は、各調性体性における科目別の後

二、訓練期間の相に指げる期間は、その期間内に訓練生が所定の訓練

を持了することが困難である場合に限り、一年をこえない範囲内で

KBO

アが改成的数を示すものである。同期の○田は、当後間報年底にお いて加速を行うことが適当と思わられる項目を、関係的に示すもの

トゼルのちゃ+。)

延長することができる。

昭和三四年三月 八日光衛省令第八号

夏 粉

医聚器 |

(02)

₹<0

KEC

RILO

¢ ±

340

40 3 😓

10 77.1-

<0

34.22

□ 作 截 王 J □ 全角内外数上部 ② P 引 误 智 ② P 引 误 智 ② P 引 以 智 ② P 电 以 图 ② P 电 以 例 以 以 来 宋 次 四 之 未 次 四 向 内 外 的 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以	1 KO 1100 11KO			(B)	0	
び結製におけ、一、李 科徴別、忍辱及処人子供服の	ミスO (* #	14		「神味玉」の服 講 年 套の仕 上		
(D) 用 英 版 (D) 年 第 第 5 年 2 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3			技能はおける。 関大子供服の	1、\$	-0 -0 -0 	14年 14日
6数 25 5 5 6 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7			remain in the state of the stat	O 8	ĦО	
11、災 技 の服 解 手 等の質 の数 回	ra i o			①	⊀0 1 ,20 0	
②花 展 は ②條 寸 注 ○~~/×次び替下 上述 本 次 哲			And the second s	⑤用 布 処 理 法⑥似磷及び補正作業⑥服 分 以降⑥以 既 以		
⊕ ≌ ¢ ±				26 用 架 智	140	

		I O	0	
	- 英 未 決 習			il. Anio
	の数工具を用法	KCC	HO	- 代HO
	の言語なべるから	0		
	の仕上述本の表			
1	34424468	0.0	10 10	
	1	0	1, 11	
	6万名字 共 元 张	0		
	●左射二型数子三 约		0	
	62/2 使用语		0	
	图安全作员进	0	0	
	20 成用 双图	₩C		IIO≺O
	○教育部語名一作業	000	0000	1.4
10.4	の仕上及び相が作業	0	0	
	包载展開教作家		0	
	函製品 傾 旌	0	0	
	1974 班 晚 在		0	
	I # H]			
唯好、		1		1 /
現状限				# 11
多数度				KOO
その他		- S.		<10
の系統				1:50
工事及	9# 4	0	0	
2€€	0 4 5	0	000	300
. Heater 1	⊕ ≨ ∦	0	0	
機器のな電視				
体理に 機器の な電気	(2)名 (2)	0		
SED C	(2)名 (2)	0		

OM 首大東	0	0		
2 4 3 42	(3 0	1400	LIBO	
日日 英 田 3	0			
空電效限限器具	0	00		
6x x	_	n		
8 x 28	000	۱		
 6枚 数 照 思	0	000		
◎华发星度	00	_		
⊝ % ₹ ₱	o	0		
选 语 数	Ö			
●	0	0		
82 Z	0	000		
©# 5 €	0	Ŭ		
 11, 54 75		111110	110-20	
上海本炭器	HEO.	100		
①第工具使用法	0	-	~=0	
の電線の取扱及び	0		1	1
数据年表			-	. 1
②内外腺素水作素	0			
②問 定 作 集	00	0		İ
②電気投幣体型法	0 1			
长色紫	-			
のケーブル北本作家		0		
O安全作其法	0			
266 用 束 臂	E IO	1000	CHB.	
O键性所数	0	C	- "	
0名物内外級工作	0	- 1		
及び保守				
金宝 江 正 第一	0			

		⊖ ≊ ≅		
		622 4		
	er jare et	⊕		
		&= 1 .		
		[* H]		
	家具及び出具		<= ±	1 #
	その他のよよ		1700	
	品の数件にお	* 5 =	ni≺O	
	ける技能	- 生 漫 朴 芒	IMC	
		6≓ ≰		
		2 29		
		6× #	1 - 11	
		⊕ ₽ ₩		
		€± #		
		②除 ☆ ★ ♥		
		NE E F E	, anno	
		6€ ≭ ≇ ≒		
-		e-		
		0 € \$ \$		
÷		€≆ #		
		0= s s =		
		GZ E		
		U	1,8110	
		-孫 本 災 寮	EIIO	
		Oracle with a serior serior	BLI IV	

の集付け及び続けけの第1月を表し入れたりのは、人人及びはは、一人 ②削立及び仕上来水仲美 ⑤1m木 水水 水水

-	心的状状术所 状		2
	@安全作政法		
	26 田 東 青	1000	:
	の家具及び祖具和製作作業		
	0E \$ E #		
			

(22)

	"				بالزبال	54	FO	OO	
		64E	17.7	 		- 13			
				 		7.73			

			-			
到數	E 11				-	
- 4						

数ななの数数	*	15 15	#		馬撒
となる技能	= =	長	革 章	8	
の機関	**	明二河東京	の 可能学成	256	五三
	LE E HJ				
試職を		₹ ≒	45 ≒	₫	114
主とす		1.<00	1,400	BYKOO	
る上作	1. 4	E#O	E 10	<+10	13.
製菓店	一粒细粉草	140	120	11110	
460	⊕# 4 #	0	0		
選の裏	6± ±	0	0		. ;
XE-	94 6	0	0		- 55
はおす	⊕\$ E	0			1.1
る技能	Ø東 Ⅲ ★ \$	0			
	◎酥贫大家	0	0		
	~ # 3 En	1140	HKO.	#KO	
	①映版工作大点	-0			
1.5	の電気工作大量	0	0		1
	○数据 五字法	0			
9 44	8x x	. 0	21 6		
	@ # # ~ #	0	0		
	82 E H		00		

	6.4年五年2月2日 6.3年日日 6.3年日日		0		-
	金杖 敬 敬 作用作		0		
	ſ¥ ∷j	-	<u> </u>		_
i ¥=′′	1 75 mg				
==≈		4 #	<= ==	<= ==	1 14
346	1 6 =	1500			
∌6 ⊀	地 油 水 正	IIIKO	4		
-:≡e	⊕ ଅଟି ଶ	140		1140	
数字に	64 #	00	00		
#Dio	∂ ≊ ⊕		U		
故能	G& E	00			
	€\$ ¥	0			
	6% 用 类 点				
	CM X X X	0	0.0		
	2 4 3 60	: IND	140	B 10	
	0 ₭ \$ \$ \$	o	```	210	
	6家具工套史		0		10
	⊕ ⊣	0		ĺ	
	⊕# \$	O	0		
	6 z =	0	0		
- 1	95 5 5 5	0	000		
	6≌ ≅	0	0		
	1 H M	E 10		1210	
	上城 本 表 界	P1 10	11150	13130	

	の出口けれび降け	1 C	1		
	サビス				
	のこれネイドギ	0			
	の制立及び仕上来			1	
	七印象		1		
	西班敦基本信息	0			
i	回入物の研削技术		0		
	作 表				
	OK RITF H A F SH		C		
	化安全印度法	C	C		
	名字用の際	1000	ITHKO	тико	
-	中家氏及び地丘田	C	0		
1	教作作業				
1	の各種木上移に成び		0		
	工芸品の文化作家				
	68 X E K	0	0		
- 1	の場所及び他孔の		0		
	つり込み作業				

が適当と認められる項目を標準的に示すものである。 課題時間の概の①印は、当該調理年度において調理を行うこと

*	ž	*			生	
			蒿	£ 34	富。	E
	#	22	東年成	操作成第二词	建年度第三部	Ä
	【数 策 』	. 1				(知時)
			₹ 5 ₹ 3	<⊏ =	45 ==	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
観によ		1	1,<00	1,400	1,<00	4500
名金属	**************************************	C	三八五	गै।ाई	1140	₹ <0
の教展	一年 漫 杉	#				
着しい	⊖≉	্ৰ				
おける	2:9	=				
世聖	€	*				
	€#	獸				-
	⊕ ₹	1				4.4
	⊕ ₹ ∈ ₹	E 8		1.7	1	
	68	**				
	Ø ≝ ≅	大製				
	24 E 作	. I				
3	⊖ \$\$ ¥ − 1	K K W	0.			
	の事業士		-		0	
	⊕ ≤ ≠ -	10000000000000000000000000000000000000	0	0		
100	⊕≇	*		00	0	
	0 × ×	7 1			00	
	@# #			0		
	624	Z.	0	00	0	
		≥ ~				
		- Fig.	. !			
14					1	

	の計偶及びけがき	2# ·			
	9位上成本 伊東				
	①各镇工作機械基	4世代			
	6分物研集 作業				
	图5. 化 作 张 班				
	266 用 宋 智				
	(世門機械につい)	- 高電子	(3)		
	①数据部 的现代作家				
	(ジャ使用法を	(. 4)			
	四段被調整作款				
	印制 品 俊 雅				
	例問 魔 帧 套				
	Pant are 1113	-			(1) (1)
純碳聚	[育器 出]				(制()
段、记 角解角			4= ±		₹ ₹
杨秋 以,	1 * ±		1:<00		1 7 7 7 1
保線及開車出	一些资务主	111744	III<	11120	1070
SEE	-2 × √ 4				
記録エ	0± ≠			5	
表言な	04 F	-12			
ける故	⊕\$				
# <u>P</u>	85 유	18.2			
_	②灾用外国额				
	68 8				
			1	1	1
	7				1
	電話 答 大 製				
	7	0	00		

			بنتسيني	 	
	@ = =	C			
	⊕£ 25	C	0	0	
	(数計、上事及び保守	1			
	6年 35	0	O .	0	
	(説は、「事及び保守)			1
	砂块 敦 密 所		0	- 1	
	①名 变 证 所	1		0	
	●数, 元 章		2		
	空電 は 名 田			0	
	응활 물	0			
	金比 以			0	1
	こで 実 性 に				
. 1	-块 水 灾 智				
	の数上は使用法				
	の正角の収扱及び				
	京馬庁女				
1	经工作的基本证明				
	6種 定 6 束				
į	6岁会师实法				
	名形 田 東 智				
	○华莱瓦莱黎出来				
	刘以张 存				-
	②交付物上水				
	の変化器等の物が				
	REK .				
	电话 課 作 款				1

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				,,	<u> </u>
	[E # -				(:!(≑)
⊉ ≺∽			= =		
供職の	1	<00	1750	<00	ZEC/C
神华中	11 6 =	1,140	: <0	11.0	- ನಗ೦
\' \$	- 生 岩 作 立	1			
医"栽	€# ₫	1			
所及び	Ø\$ \$				
温製さ	9≅ 6				
おする	92 E	1			
技能	€ 2 €				
	92 E # Z #		ļ: · · ·		
	6 ₹ \$				
	密陈 祥 大 梨		1 1 1 1 1 1		
	43 E 4 E		1		
	G X ≥ X 3	C	1.		
	(服火文化史を含む	1			
	3# * * F	1	0		1
	(確け文化化を含む	4		Y	
	8 + + 1	1	0	0	
	8 E E S	0	0		
	(材料、被服作所及 分别,相	1 -			
	が被害を行)	1			
	GE Z	le	0	0	
	(19) かんかん (19) は、 (19		0	000	
	G票 解 丰 芸				
			1		
	11、34				
				1	
	の…シンダク第十				
	르괄분성				

1	4 .					
		0E + 3				
		◎美 数 五				
		●器 中 25				
		6里年 安里岩		1		
		26 年 東 賀				
		9≇ ⊠				
		0.10 E				
		68 2				
- 1		- 8 2 ∃				
		G+ 23	1			
	1 44 4	6 2 4	1	100 ,		
-		○				
	1	【数棋米出】			19 T	(川県)
	四架用			¢= ==	40 ≒	
	索底,				1,≺∞	
	養器整	1' 件 走	1140		1110	
	展, 篇	- 年 理 恭 章				
	以既既,	9# 4#				
-	在本语	2 29				
	표니됐	6 ≇ ∜				
	8 C *	9 ₽ ₽ €				
1		C-4-	1			
	祖皇二	@# ₽				
	及び観点					
		優布 特				
	≼స≆	®突用休园姐 ®化 华				terminan singiana.
	なにお なび間	©国 語 ◎実用外回記 高化 等				
	ける故なになる。 なになる。 概	®隔 舊 大 獎 ®圆 	0			The second secon
	ける故なになる。 なになる。 概	20年 門 字 科 8年 営 大 愛 5回 語 9天 用 外 四 記 6代 十 四 記	0	O		THE THE STATE OF T

1	6- F #				1
			0		
	©	0	0		
	€ € ₹ ∰		7	00	
	@ z z		0	0	
	(木材を干とした				
	ままかにひ)				
	6 ≠ ≠ ⊃ ₩			0	
	€\$ X	0			
	1 × ±				1
	上共本文界				1
	の数本語言なけ、				
	やいなびせいたま				1
	のおよれ他用法				١.
	のけ柄女びけがき				
	c₩	-		1	
	(中人, 機械法本作業				
	6.发 全 作 京 法			- 1	
	20 市 東 部		į		
	G题:23 H 2 数			- 1	
	四水上腺板作業				100
	の木材を用作業		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	印度 有 川 東				
	0 K X 2 K		1		
	@水上线機關稅及		1	1	
4 4	び対物研生作業			1	
	62 = E =				

「日日の間の古道学科は、同梱に関げる①からのまての項目の中

の計画及びけがき

から今間練期間を通じ外行を含め、低風切りを選択するものと

1) 調砂時間の棚に投げる時間数は、各国建年度における学科及び 今年日のお成る数の間数を小するのである。

三元 別述時間の間の日は当該別様不成において記録を行うことが あれる思められる田川を思か的に水下ものである。

四、選供財団の鹿口地庁を開設は、その問題内に選挙生が原治の間 雄を推了することが困難である場合に限り、一年をこえない処理 で低尺することができる。

因指三十五年三月二十五日光衛名令部四年

医散器

(22)

(36)

機械工	経盤を行さ		¢ =	ベルはと
	する工作機		₹00	1#24-
	観による会	1 6 =	11140	
	現の数束者	-七 受 馬 送	₹0	
	上における	0 ≠ 4		
- 1	技能	≠ ±9		
		ල න (+		
1		⊕£ €		
		2 4 3 40	1.00	
		O践城工作出		
		Ø ∓		
1		6 2 2		
		11 14 14	<#O	
		14 光 第一	1140	
		68744353		

(1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		1	į	F-45-20 - 10 - 10 - 10		1
(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1		E #		1
(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1	の各種して表現場		
(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				I to the second	1	
(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				!		
(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				○威夷經濟至一 無效		
(1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4				83		
(1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4						
(1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		是我—	は人で供取		(= =	K=##
(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			8.83. ₹			•
(1) 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日				1 18 15		
(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-					
(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				10 and 10	₩Û	
(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)			#			
②注 番 日 ③注 → は ○	1					
②光 報 品 ③記 → 記 ○○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				8 X X X		
②光 報 品 ③記 → 記 ○○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	9			マネ ロ ヤ ニ	. 4O	
②法 報 は ③は → は 4歳円法 ① - √ / 女が記 - 末 本 穴 習 1000 11 次 接 7000	Table 148.0			⊖被 悪 策 34		
②法 報 は ③は → は 4歳円法 ① - √ / 女が記 - 末 本 穴 習 1000 11 次 接 7000	į			0年 章 士 下		
②注 報 は ③記 → 記 4次元記 ① - √ / 女が記 - 末 本 以 記 1000 ○ 3	ì					
②末 報 は ③は → は ① → シングが出上 十末 本 元 別 1100						
②集 雑 編 ③は → 法 4枚用法 ①-シングが設上 -株 本 代 財 1000	Ì				1100	
②末 報 は ③は → は 4枚用法 ⊕~シングが記上	-	i				
②★ 報 22 SG2 → 37 ANES	-				1100	
⊕≼ # 22 922 → 23	***					
0 € 8 5	1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		具使用法		
	1		122345	8th = 13		1
	-	er.		⊕ # 55		
	ļ					
	•			~ · · · · ·		

(31)

		600克 000000000米米0000000 计分析的数 未被某二部法院 医联胺氏法 没存出 医牙唇 医牙唇 医牙唇 医牙唇 医牙唇 医牙唇 医牙唇 医皮皮 医皮皮 医皮皮 医皮皮 医皮皮 医皮皮 医皮皮 医皮皮 医皮皮氏 医皮皮皮肤 医皮皮肤 医皮皮肤 医皮皮肤 医皮皮肤 医皮皮肤 医皮皮肤 医皮肤 医	の は、		0	中国 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10					OEX OEX OEX COO ご COO ご	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	おいます。おいました。これのような、これのないでは、これのないでは、これのないでは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これの		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2000000000000000000000000000000000000	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
	100 1140 1140	のののののののののののののののののののののののののののののののののののの		#	O 122	本 元 至 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	の製成、成立の大子は関係とより、	7	(30)	一个中国		B	の対域を対して、関係を対して、関係を対して、関係を対して、関係を対して、関係を対して、関係を対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	H·蒸霉		Or I O대 I O대 I	(1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	おない。
対圧者		○電気限験 ○専門等件 ○集 ○生 金 一世通学科 1・学 科	工作の技能の他のの他の関係の関係の関係を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	一件以下	1	会社 会 计工作	る技術 工作におけ の他の記録 所用政権を 発用政権を 他だ、電気	на			01114	の製品飲充作業の機械開発性で で機械的 で仕上げ及び組立 の仕上げ及び組立 の供料の工作業 ので、規模の で、対			4 数	1.<00>1.<00 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	<u>ш</u> \$	下る工作機を主と、 の処理 となる技能 別様 となる技能 別様の対象
rE3	1140 III40 K110	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	第二人 第二人 第二人 第二人 第二人 第二人 第二人 第二人		OHE	のののののののののののののののののののののののののできます。 日 に 田 に の の の の の の の の の の を な ま は ま を ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま			Agendados dos ciencias de defendamenta de desenvolvados de como como como como como como como com		KOO LJHIJIO	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●				O H	日本的 中央	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

		224564				1.6			所提供水件號	1	
			40 ±	1 #					9安全断生作夹进		
* 4	1		1,<00	1 4					(比はを専作する		
	具の数件に					201		1	♣ 8)		
1.2	おける技能	* * * · ·	BOO					1 2	38145円法		
		一年 漫 於 草	; ∺ 0					1.	的既然本作家		
		용# 4							るず内田しばよ		
		63							EN		-
		92 6							9		
		⊕\$ ■							の側立て核水作業		
		6時 常 大 要						1:	のつり込み基本作業、		
		2 4 3 40	11HO		1		1	, ,	の安全概生作系法		
		⊕ X H							5 用 现 铁	2<0	
		9H & #						1 : 1	水具全印钵中名也。 4 月 引 书	1	
		⊕ € ₹ ₹						1	2) #=##=##+##		
		⊕ ≭						1 1	3家兵その他これ。)		
		8H R E K								+	
	1	●なに及び製図							に関する木工品		
		二张、林	1.8100						の製作作業		
		-株本宝枝	E110					1.	96 K E K		
		(家具を収集するも							(组具を収除する		
		6)					1		್≎೮)		
		B数 工具 使用法							の坦凡その他これ		
		◎報報式本作業						•	に関する木工語		
24		の単行け及び扱う			1				の数年存成		-
		付け坑水伊東							のつり込み作業		
		田工門技术作業									1 1 1 1
		の何なて及び出上						- 1			

₹00 | 344-

1140

1100

KEO

MOO

≪∅.

父は単れの

数年におけ

一年增於本 €# 25

NO E F I ○
○
★
第

**

8± # # # 国会は女び製図

丝

(家具をは作するも

() 第二孔树用这 ②数模技术作業 G上門城 水 作 菜 の制なて及び仕上 计技术作项 @假枝枝水 作束 **@安全衛生作業法** (坦具を守備する ~°€) ① 第上具 架 門 族 B股板法 4 作 東 6-EK4EK

€\$

05

e=

3)

11 🛪

#3

集

る技能

の観立て以水作名			
あつり込みはよ作家			
@安全衛生作品級			
200日次技	III		
(家具を理解するも			
(3)			
OMIX ECH	1 45.45		
96 \$ 5 8	·		
(近れをがはする		1	
ಎ €)			
の組具製作作業			ŀ
のつり込み作業			

| 作道字科の訓珠は、必要があるときは、専門字科の訓練を行な う概におわせて実施することができる。

医疾病!!

1		記載の		*	¤			<u> </u>		*		
-	三型	を改						異	鹙	哥	5	弯 凿
-	森至	能の関	#		Ξ.			7.3	1/4	- 1	±	5 6
1		3		10.00		_	#	8	Ħ	E		
-	製菓	-58					45	=	₫E	元	40 岩	1 13
1	ų	選びれ					17	∞	1'=	(00)	PLK(CO)	
		100E	1 4		=		. 3	ĊΨ.	26	EEO.	₹10	
		CEH	- #	.₩	孙 蓝	. 1	-1	ಸಾ	1	BO	1110	
		におけ	9:	ㅂ		< 4	١.	0		0		
		る後継	6:	4		Œ		C	١.	0		
			0			*	1.0	0		0		1 1

1		0H4- 44 EH	0	0		
		の間定果木作業	0	0		
	i l	②证人数划款用来		0		
1		*c#				
		@安全和中的基础	10	0		
		26 印 地 钱	<c< th=""><th>11110</th><th>1,400</th><th></th></c<>	11110	1,400	
1		6 2 # 6 %	10			
1		6 € 2 ₹ n ≒	0	0		
		6件 数 □ ₩		00		
1		の状態、 傾作及び	0	0	4	
		数字に異				
-		⑥出入数的零售 ≤数		0		
- LU	* ="		¢ =	de	€ ≑	ı hı
1	===xx			1,400		. 174
	246	1 * =	1150		* *** O	
1 5	型これ	-年男杉本	140		1140	
	いい西	6 ≈ €	1 - 7	0	, ,,	
	+134	0± =		0		
	-==6	62 8				
	F-1	€₽ €				
1	おける	€£ ₩				2. E.
1	1	6 × = × 5	1 3 4	0		
	₩	C				
and an advanced to the state of	28	②既 竹 大 蓼	0	0		
A Comment of the Comm	22	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1		B 10	
		②既 代 大 寮	כויוו		B10	
		20时 17 件 12 电联 27 大 型	11"O	1<0	B 10	
The second secon		G米-七莲灾v炒 門 零 件 B既 付 大 嬰	000	1<0	B 10	

0

0

0

11100

0

0

0

ō

0

OHILL

KOO

Ö

0

0

0

0

Out

0

0

2 *

0

11100

0

0

0

0

0

0

0

0

O

0

0

CEON OTHER

HINKO HK≺O

HO KHO

*(00)

8张用来帮

@縣 常 大 要

B駅東山小南湖

のほなした数数

の女 井 カ 本

--孫 本 現 该

旅水作業

の計画及びけがき

②工作裁米作業

B提供求作來

电对物研制长术作案

①精密制定从火作菜

@安全期生作業法

B製鐵部 上作 斑

の仕上げ及び組立

66年日本子祭

@製品換作作業

国际废物作作案

20応用 現 技

て作業

(33)

(M)

二十二 40

€.≆

OK

電工 電灯

はは原

野京運

その他

C 25

上班及

525

198

SMC

作用に

設士の

-XIII

1 3

- 生 増

6×

OP

@ ¥

OE K

=

回來 用 英 部

大学 日本本

OH K H #

원들 역 전 표

电路 東 電 所

の世界意味など終点

但可以数据被理识

の問定及び試験

の法理女び配電並

びに配線設計

砂配線図及び製図

电器工具使用法

の電路の収扱い及

9#

存計 合計

₹**E**O

IKO

0

O

0

0

O.

0

0

KKO

0

0

Ó.

0

0

B≺O

O

0

11×00 11×00 11×00

140

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

KKO 11110 110KO

100

H C

H40 1.H10

\$10 1.000

40 章 11年

BHO

					.*
	⊕ଟ ୪୪ ଅ	C			
	6 = =	0.0	0		
1	©# # E ¤	0	0000		
	の意味及び特別				
	11 7 3	BIC	: ड <0	11210	
- 1	上城 本 災 Ц	E'IC	1110	ほより	
- 1	の器上は使用は	С			
	の数据は本作品	0	0		
	こなくとコニョウ				
	け株木作業				
	金融 寸割出します	C			
Ì	と 概		* *		
	の上作法よりま	0	- 12.4.1		
1	の肌なて及び化し	C			
	计基本作案(金		1		
1	以取付けを含む。			2.5	
	のつり込み株本作家	0			
-	图像技术 不附来	0			
	の力物が関係水作ま		0		
i	の安全衛生作業法	0			
	266 用 災 枝	1000	DIKO	imiko)	
	の家は食が出れる	C	O		
1	の木工品製作作業、製作作業				
1		0	000		
	つり込み作品の合意を		0		

芰		Щ	•																											
	1		丙	3	2	E	e	ŧ.	6	C	æ	#	•	ĭ	*	-	3	÷	4	2	1	ŝ	بإ	팾	3	w.	-	2		
		'n	18	Ä,	J,	33	ŝ	2.	#;	Ų	ä	=	Ą.	Ŀ	ž	3	냋	÷	÷	'n	S	٢	æ	ю,	٥.					
	1		8	귶	-	Ξ	e	禹	猷	Ħ	•	Ş	47	ċ	÷	Ķ	J)	*	#	•	7	E	٠	2	e	墨	Ť	À,	- :	
		Č	2	₩.	£	¥	Ų	×	ž.	÷	K3	1)	يد	*	۴	÷.	ĸĢ.	٥.												

-181-

-180-

裹	旅鞍川										64 ₹
	250		*			4		表生			# ⊕⊼&:
森宝 中立	も間能な対象 あるを を を	=	. 31	松南	を で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	华 成第三個課	=	512			@ 5 588
4	# UH			1'<0	•	1.400					る応用
	の祖上	一生漫	# # # #	SE() IIIKC	H≮O	10<0				6 년 4. 6 년 4. 6% 표
	る技能におけ	6# 6# ⊖#	######################################					-			64 €
	Andreas Andrea	6-6 €	出							ļ	65 b
		62	# 图 # ·			***************************************	1 2		H E	完成。 記録の	
		0.8 €								収成。電路の	一粒漫
		Ø≒ ±	: 工 仲 线 工学概念 工学概念		0	0		-		SEA SEA	Ø ≈ ±
		€ #	# F F		00	00	and considerated to the state of the state o	And the second second	Table of the second	けるは	
		€ 32	± ≠	1	0	00		And the Control of th		瓿	- 69% E
ł			==== +==			1		1			92

の計画及びけがき

64.4 公田

6名 笔 化 两 **⑥共**は数数数数数

の開定及び払額

の名かれるという

アニススター

●発展を対象を

-族 水 茨 徒 ②数□≒降用部 の電路の収録い及 DEEK-**69777∓**¥**4**€ **B** 两 定 埃 木 作 实 の文个の土作文法 20吃用火枝 ON HE XX 例件会の保守性

の大り物工作の文

の名上的中のます

SE 2 5 K

加し作家

**

EX

⊖∺

1 **3**K

0

0

		945345K					
		① 觀 斑 从 本 作 天		4.7			
-		●兄弟等を出せる					
		×					
		○左射型は大手					
: 4		概					
		GW-T-F-W					
		20尼印束线					
1		B数据加工作 案				* - 12	
		るは上げ及び組む	1				
. 1		PER -					
-		PREBECK					
		の特品技术形式	1				
1		. •	1				1
		© 2 ★ 数 表 作 次					
			Jan 44	dr -	4c ±		1118#
	無漢の		1		1′<00		11.20
	民紀"	1 1 1	1		1140		
			EU	500	11-0	1000	
	SES.	一些废外证	1			1,000	1
- 1	67.34.54	1	1		1		
	SEC.		1			1	
1	HEX-	64 F	1	1			1 : 1
		I I I I	1	ř .	ŧ	1	1 1.
	辛石袋	⊖4 ₽ €					
		<u>Θπ</u> #		ing People and Comment			
	辛石袋	Θ% Ε ≮ Κ Β ∃ Θπ		de pagerancement	The same of the sa		an indrantina edebada internativa
	ける技事にお	<u>Θπ</u> #		ide a belgivina variation of process and p	And the second s	And the second s	The control of the co
	ける技事にお	Θ% Ε ≮ Κ Β ∃ Θπ		de de la company	Andrew and the second s		
	ける技事にお	02 3 08 E \$ 25 09 6 04 5		e de la company	And the second s	en	egen

				-							
0	0			11.20	いん子		<= ★		#	€ ₩	11134
1,111	0			⊢ .	≅Œ6		1,400	1,400	1,400	# E 00	
	0		1 1		444	1 * =	1140		1110		
0	000	_4 1			N 👺	生 号 小 二					
					Z &	8≠ ≪					
0.				1	物質の	€± €					
0			1 1		は気に	64 F					
		4.1			おける			1 4 4			
0					10/10	6± €			9.		
			1.	-1		GH H X E S			E17		
	0.					62 =		1 2 2 2	4 - 2		
			- 1			86年 27 大型			. 114		
						N# I # =					
						日本語歌灣 (南兴	10				
						文化学を行い					
						() () () () () () () () () () () () () (1	0			
						ゆかをおい)		_			
						64 43		0	0		
						G#### (##	0	0	, J	*	
						英国できた公司	£ .				
						(できょう。)					
	- > a					€ € ₽ ₽ ₽			0		
	ŧ			A ***	1		1			1	

のスタイル描述

⊕~シン株米門式

の後り北北作名 の状態はい作家

**

1 84

0

									19.29				4
		の部分はい北大作				1	.	MB E K ±			1. 50	1 1	
1		*						印度被上字数数	Ö		2.25		
		の用作物門共大化			-			OCT CHERRY	\sim	0	40		
		5€		1 - 1				0+ H & K		0.	13.		1
		@我既成本印象		1				64 € ±	0	0	100		
-		085185E		1				©== (*=****		0	0		
		- EN					-	とした必嫌状を	1		U		
		20元川州 東						(C)					
		の神法なびチャイ						6 2 X	0	a			
- 1		3						18 #					
		6年至年第											
		04 # SER	1					ESTEROLOGY.					
		0年 単 作 第	1				7 : }	を見るびぬきま	į				
		® ∻ 5 3 ≥ €	1	1 1	-			本門が					
		9 ☆ 4 上 亡 #						の雲下北東明史	1				
		CE 图中 组产权	1					の計画をかけるさ	1				
_	1							株本作品					
载道	西米田		40 ± 40 ±	k= k=	= 1112			の政策技术作兵					
4-	家 度,		1,400 1,400	-				の安全的と下京の		. 1	100		
	報報数	1 # #	1140 1140	1	nio Orice			20元 R 元 改					
1	以	- 在 田 子 在			~ J			68384EX		-			
	食け品	0 ≠ 48				-		の末工数度性発					
	E-3	0± =	1					の木口を使いる					
	8:8×	6≈ 4÷	1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					OM REP					
	観の面	⊕ \$ £						©米上版版の記載 ○二					
1	組立て	© ਜ ₩						文の文字は下土		į			
	におけ	®% ≅ ≮ ≅ \$i	1. 1	1 1			· · ·						
	る技能	6E 19	1				- 1	6数 3 段大作 农					
		⊗ \$# \$1 ⊀ \$1	1				. [CH -E M+CH	-		1		
£ .	1	~~ · · · · ·	3	1	1-4		- 1						

SE .	- *

(38)

	1	2	=	S 🕿	u	2 ±	ĸ.	t:		= 3	•	I	Z	6	. 4	·D	£ +	ب ا	6	5 =	Ç	£
		64	馬	T E	E	W.	Ų.	3 3	4	¢:	S	*	=	3	3=	40	E E	÷	Ķł.	ي د	يد	+
		×Q°											à									

1) 別鉄時間の縄に指げる時間数は、今回線年度における意味の数 望却以因数表が作用のは氏の数は困敗をでするのである。

三川 記載記載の題の〇冊は、お談記録を表示ないとと記録を行ないこ とが過ぎと思わられる項目を関係的に示すものである。

氏、望其世色の題に南戸の西西耳、 木の斑色をごに座倒の望望が禁止 することが困難である場合に限り、一年をこえない範囲で延長す なことができる。

五 付目の側に移げる災性の調理は、必要があるとさは、特定の項 月に重点をおいて行なうことができる。

昭和三十八年四月	日光學器全部八甲
----------	----------

# L	第2、 第2		€ 0 ==	カロ以下
	既急収益か		1040	1#34
	の他の配線	1 # #	E.IIIO	
	工作におけ		(\$110)	
	ろ技能	一世语亦姓	110	
		⊖# ≪	(10)	
		09\$ ⊏		
		さずにたこ	E10	
2 .		3¥ ¥ € 8	(E (○)	
		93 € ≥		
		の日本教育はなどは		

		\$ E \$ 2		4
		Ex #	1	
		કેં≾ ≅		1
		11 7 28	4010	1
			(40.0)	
		-年 4 光 th	10140	
		の名と北突用法		
		の出降の取扱い及		the state
		ンは気味を作れ		1
		322-64468	1	grande (d.
		· 例图证据 4 作 京	1	
		684666583		
		~ 3 田 東 茂	1120	
		5		1 .
		೦೯ ಈ ⊔ ⊻	CHILD	1
		SI & H >	(G12)	
作成二	3人/洪華	6 2 28 H >	-	
作成二	の数対、改図人子供謝	SE 2 H >	4 =	六月日上
年改二	€%%. ₹		₹ 00	六月日上
₽ 3□	肉及び経験の別別、改 の契例、改		€ 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	一个以下大月以上
63	€%%. ₹	, e =	#00 1110 (90)	1 年以下 大月以上
严 致口	における技術及び観報 の製的、放		\$ £ 5 5 € 5 € 5 € 5 € 5 € 5 € 5 € 5 € 5 €	1 年以下 大月以上
F 3'-	における技術及び観報 の製的、放	5年	C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	1 年以下 大月以上
₽3 □	における技術及び観報 の製的、放	C 6 6 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1 年以下 大月以上
#24	における技術及び観報 の製的、放	C 60次 用 表 点 C 60分 年 介 5年 介 - 月 油 字 朴	# #00 1100 400 1100 400 1100 400	1 年以下 大月以上
E3	における技術及び観報 の製的、放	20 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	1 年以下 大月以上
23	における技術及び観報 の製的、放	C 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1 年以下 大月以上
23	における技術及び観報 の製的、放	20 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	1	1 年以下 大月以上

ಿ**೭∺**≈೩೩೩೩೭

			€≋ ≤					24.3 年2	1140		
			二克线线	₹ ₹0	100			9 K H 0≣	(1 40)		
1		. 1		(<本O)				8H & #8			
			-冼本灾性	IIHO				04S \$ \$			
		å sala	②ミシン花木作業	(KEO)				⊕ ‡		-	
		4 11	の保寸状本作業					00± 3 5 5			
			のは現代い作者					〇色は近点が製器			
			の部分はいまま作業				1 - 14.1	11 8 \$	LEIOO		
			①日布政門法大学式						Kr K I OX	1	
			@投解法本作款					-纸本果技	BIIO		
			の保軽い及び補正					(家具を収録するも	(BKO)		
			从本作家					6)			
			20% 用束枝	EBO				G曾工具 使用法		. 1	
	- 1		の製図及び教所作業	(1110)		1		0强概括本作表		1	
			の収録い及び知正	•				のまれけるが発生			
			2.業					け花本作業			
			②木 ほい 作 茨		14			@工作信本作款		1	
			G出上げ作業					の祖立て及び仕上		- 1	
ļ								げ技术作業(金			
+	Н	家具叉は睫		<= ±=	1 #			具取りげを含む。			
		具の製作に		1,400				@ 南班北水伊敦		1	
		おける技能	1 件 本	300				の安全衛生作業法			
1				(140)				(蛇はを呼称する			
			立 作 野 唯一	1#0		1		♣ €)			
		y	6# 44	(110)	4			O数工具使用法			
			○63 =					②腹膜状水作浆			
			O9# #					の資子が出します	7		
			○⊕# €			1		と採			_
			◎疑 営 犬 嬰					②工作法本作業			ે ફે

	○科皮 检查作效○劉祖 伯 依 於 作效○劉廷 與 顧 整 作效○介上戶及び組分○答 與 所 工作数○安〈衛 生作效○安〈衛生作效法○安〈衛生作效法○所付請定定案本件	4				Annual and the second s	の法 の出 の出 のは のす のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは	ŏ	0 0 0	00	
第二 经股份股份的 医克里氏 医多种	2008 開 2008 日 2	1. ₩80	1′<00	 131100 4E00	#		第一次の				The second secon

②乱立て某水作気		
国つり込み状実作業		
の安全衛生作業法		2.4
20応用災性	*<0	
(家具をは格するも	(11110)	
6)		
の家具その他これ		
内数十 や米口塔		
の製作作業		
Ø# ¥ ₹ ₩		
(現具を収抜する		
÷€)		
の比異その他これ	5	
に関する木上品		
6¥55₩		
②つり込み作業		

金 彩

う路にあわせて実施することができる。」は四字科の訓練を行な、背通学科の訓練は、必要があるときは、専門字科の訓練を行な

示す。 項目を除いて調練を行なう場合における計目ごとの調練時間数をの間に掲げるかつこを作した時間数は、計目の瓣の○印を付したの項目を飲いて調媒を行なうことができるものを示し、訓練時間らみて技能を習得させるために必要がある場合において、これらは、計算の側の○印を付した項目は、調練化の年本、職業指数等か

苦印十一角	长虹目	十五日本	经国籍中	版十	九号	
医喉底凹						
# -C			K =	=	4 ت ۽	

安 東			¢===	←	40 ≒	4€ ==	HU
1	英:14		1.400	1'400	1,500	4EOO	
	ত্ত্ৰ	1 14 ==		210		11KO	
	の他に	-七 爱 馬 凿					1.
	:425±	O# 44	A 188	4.7 f (1)			14)
- 1	10-ME	0± =					
. 4		€ 8					
		GA₽ E					4.4
		®€ €	1 - 1 -				
		6K E 4 2 5	y 3 -				
		OE 5		1 1			
		1862年 20 大 184					
- 1		おお日かは					-
		日本東京王中東山	0				
		○西公士伊藤祖	00				1
-		の生作した版図	~	0	0		
		6	0	000	0		
		@= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	00	0			
		62 E 2 6			0		
7		624 3	0	0	00		°.,,
		11 2 22	U	U	U		
						2 -	
		の研究及びけがき					
		被 全性 英					
		6 -10-14-04					· .
		②腹 帆 状 水 作 求					

(42)

2 3	大子		K= ==	(= =	e =	 <= =	ne	1	1	1 -	al "	1			
	∌ €		1	1.≺∞						の共名はこと					1
1	44	1 # =	1140				1 1	1		の理会はこれを	=				
17.	' ≅	- 年 吳 孙 生	'''] ''~	110		1	1		*					
	- 84	⊖ # ⟨4				1	1			の円を発用され	=				1
	45	0± ≈	1							₩		1.			1
1	2.2	Ø≰ (÷								◎我既 妹★伊\$					1
, , , , ,	T10	⊕ \$ €								の政権に対対的	#				1
253	- 1	⊚ ∺ (⊱								A-45-84					
	-	6x5 x 3 2								20尼用灾技			1		-
1		O∉ #								(金銭図はアナナ	•	1			
		倒耗 然 大 獎				1.0				*		1			
		~								0 × 5 € 5	K	•			1
1										68 E 3 E 8	(
	-	の被領機は(服装	0							G福 正 元 6	(Ì
	1	文化が多いな。)								04 # 1 E F	(1.		
		0年底二年期出		0	0		- 1			の仕上げ作物	:		1		1
	1	(現代)。 (現代	1	0						G 展展 卡兹 作款					1
		(の神を作む。)		-				-							1
l		Br + + 1	- 1	0	0						d= ==	<= ±=	do ==	40 ±	
		の表面は、(はは、	0	0	1				東東		11400			4500	
	1	教保を呼ばれば	1						學高度	1 1/4 15	1150			200	
		展現会やでいる)							阿夫	古谷职 4	``		'''	i	
1.,		@照 如 下 芸		-	0		- 1 - 1		- TEE	9# ∜	1				1
		6 ≋ ≅	0	0	0		1	-	1-25	64 ⊭					
		®スタイル協法			0				の大田	⊙ •≤ (÷		4.			
	1	* #		i					CE-	GAR E) 1		200		
	-	英本児技			· · ·]				₹ 5₩	©55 ₩					
	-	②…シン北大門京	- 1						ジャン	6¥ E ≠ E #					
-		0年十五本印文				1			技能的はする	62 25					

1 1 1 1	
七月以上	
一年以下	
v 13.55	

	. /	田路 背 大 奥						女が兄を告告さ
		2 4 3 40					. 1	
		○政政 士 字 既 35	0					\ <u></u>
		的股票上外股票	o !					
		②生成工作版社	~ [ol	0			一、科目の間に指げる音道学科は、四個の中からのまでの項目の中か
	14. IF	0 H 4 H	0	~	~			ら誤除刑団を通じ体育を含め、私に見り、と思いてきるのとする。
		64 E #	0	ol	0			11 盟禁時間の無に協定る時間数は、各盟政争表における政策の要認
		の付付(木材を生	0		- 01		1	間数及び学科の政策必要時間数をボナものである。
		とした乾味法を使れて、不材を引	9					三、加速時間の朝の〇印は、当該加速を担において加速を行なってと
		€₽°) ~⊃<€₽₽₽₩					- 1	が過去と認められる項目を関係的にボナものである。
					_	. **		四、加速時間の銀に地げる期間は、その期間内に正定の別様を作す
1 .		⊝ ¥ 33	0	0	0			ることが困難である場合に限り、一年をこえない範囲で延長するこ
		11 18 12						とができる。
		上高 本 災 技						五、科目の醜に移げる実技の訓練は、必要があるときは、特定の項目
		の製材品の仕分け、				- 1		に頂点をおいて行なうことができる。
		辞用及び処理法						
		本作業						
		922工具供用法			İ			选性的十二年间年刊十一四彩響線を終力中
		の制定及びけがき		1				是地回上11年间前间上1. 市家鄉海泰斯七郎
		基本作業						
		函数根基本作款		1				英献版
1		G H作品水作款						
		の相立て共本作業		-				整義日 諸親が出か 中 岩 1 帯
		の安全衛生作業法			- 1			+⊘H空殿 1,<00
		20応用实技			-			東に云る(4) 計 草 村口()
		白犀屈田工作款						質の名土に 一年 海 弁 年 1110
		② 未工設械作業	-					おける技能 の社 会
		由宋村乾塘作泉					1	94 E
		田田立て作業	-				1.7	68 ₩
		②木工数減の鼠転		. [⊕\$ ■
1			ŀ					

3

(46)

					14.					
1		回研饮 大 要	1		-	100		3≊ ⊬		
		N≯ E 15 ±	MIO					€-\$P E		
		①魏俄丁华大县						NS E H I	120	
		のほは上午大日						○韓城上产法		. *
		の民味「作法						8x ±		
		SE E						S# Z		
		6= = = +				1		11 2 2	KHO	
		2E 2E						北 木 災 技	1150	
1 2 2 2		11 34 #	111140					の側定及びけがき	1	
		成本灾徒	K00					**E*		
		の概定及びけんき						心线铁线水印痕		
1		基本作款						日 夕和萨斯基本作業		
		也工作基本作業						@安全衛生作業法		
		3號版块水作業						20比州张陵	MEO	
		G 区 为你研究来作为						①教練加工作業	=	
1		の安全副化作業法						024845K		
		26 附 現 技	₹ ₹0							
1		9数算品出た株				段版上	対数による		c ±	III E I H
		の仕上げ及び削立					会議の題語		E HO	1#34
		て作業					の関サな品	1 # #	100	
		ORKERSK					こにおける	-七 想 补 注	110	
		企製品级作作業					故題	6 ⊭ 44		
			ļ					世本 3 年2	<0	
锲跃上	検験を主と		4 ≒	大月以上				8號城上作法		
	十名工作機		₹00	1#34				6± ±		
	紙による金	1 特 走	1120					6# B		
	知の国主な	-作 通 學 科	100					II H M	IIIMO	
	加工におけ	6 ≠ ♦						-北 * 災 技	IEO	
	る技能	8# =						の側定及びけがき	,=0	
1	l,			. 1						

		127 14 18 40	1	f						No altre
		城水作 茶						冼 本 兇 枝	HEO	
		の経緯技术の表						田宮工具使用法		
		② 医全角生作实法						の礼段の取扱い及		
		20以用灾技	110			1 2 2		び森幌花米作業		
	s Ter	电极联加工印度						の世名上京佐木印象		
= :-	Hally trains		4					印积定从水作業		
	EFRER		¢ ==	1 分谷				◎共公司即存 至未		
	の配践工業	1.4 =	1,400					本作名		
	及び開単な	一生用作生	< ±0					@安全的生作某法		
	花気機器の	⊖# 4	111110			-		20吃 用 架 技	MAO	
	御理におけ	0± =	1 1			1.		电阻性作素		
	る技能	0 × 1				Ag d		62 3 H #		
		⊕£ ⊞						G≠ 23 + ≒		
		②\$\$ \$2 ★ \$2						会下公司的存用 后来		
		のき E 歩 走	кко			# H	RF. BG	 		
		0 # X # A				F M	限明政府等 电分		4 □ 🚓	力型以上
		Ø ₩ ★ H ₩			1		の配線工作		1,040	一年以下
		0m 减 6m E			1	***	における技	1 称 立	StλO	
		948 24 25 25					高.		(野(O)	
		の年代数数以及が出					_	建 場 学 本	KO	
		数数点						8	(HO)	
		(2)						 a. Ent. 1		
		の側尾生女びは始佐								
- 1		の化性人が記録点件						日本 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日	EIO	
		6 ≭ #						② 20 元 公 元 24 ○ 22 公 元 24	(E(O)	45
		多名数图成分数图						96488428		
		表報 配						SENSE SE	1	
- 1.		11、東 第	210			1		off Lc my		

	65 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	formitte and a special	Martin Community of the			20°20年 27°20年 ②安全衛生印度法 ③内線上市及本作業	40	
	-埃本识技工规 技	06.4 00.4 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5		E#1	巴對 区、或	65 E - 5	¢ ;;	
	の内閣工作文人作式 び接続大小作式 の宅籍の取扱い文 の第二月 紀川 出	0.40			他 における技 概及び編製	64 = 68 = 68 = 68 = 68 = 68 = 68 = 68 =	140 880	
	O内 線 工 作 25元 用 识 技 G安全新生印英法 印制定头本作 本	111110				B被 報 知 報 B 報 B 報 B 表 B 和 B 和 B 和 A 在 B A 在 B A 在 B A 在 B A 和 B A A B A A B A B A B A B A B A B	1' ∹ 0	
の記録 の記録を 発 上 記述、語が、語		1.00 € #	年立下 II 日立十			1. 宋 本 元	1,111.4.0 ₩00	
の数据	B 双 现 线 图 线 图 条 的 图 条 的 多 的 条 体 多 数 数 数	√O 10				②部分は2米 ③水砂はい 作業 ③はサポネ 単ま ③ミシンゼネの変		
	- ** * * * * * * * * * * * * * * * * *	11KO				な人作家 の仏はい及び相正の政府人 小 作 京の月春紀八十代 京	and the second s	
	び扱い水水作業 の電路の収扱い表 の第上列 2 円 3					①製図及び皮閣作業。 3位 用 攻 技	< KO	

	•	•	,				r	
の登工具を用法	1					に資する米正品		
66 ₹末★午末	1					CMECK		
の氏されながある						のつり込み作業		
计城本作款								
金工作末米を装	į.		1	* H	簡単な深具		←	六月以上
の組立て及び化上			1.5		火は単北の		400	作コト
产场本存款					教作におけ	1 籽 立	1140	
 . 网络软件木件架	1				る技能	-世祖於其	<0	
G 安全概集作款	P.					€# 4		
(使具を取捨する						6\$ ₹		
2€)						9 ₩ 16		
						2 4 3 年6	1100	
000京花木石 松						9H F #		
の値を設出します						0se # #		
是 帐			1			8z z		
②工作基本 作 浆						9世 韓 朝 韩		
同期立て北水作文					4	の位性及び収め		
●つりは文法大作文						11 % %	KHO	
②安全衛生作其此							11100	
26 用 爽 枝	KIIIO					(家具を収集するも		
(家具を保修するも						©)		
6)						田田工作用出		
の家具その他ごれ						O民联基本印象		
に関する木上は						945445W		
6 ₽ ₹₹₩						の組立て及び仕上		
95 ₹ ₹ %						げ床本作業		
(他具を専権する						の供説な木作数	A	
\$6)		100				@安全期电压紧张.		
の姓はその他これ						の生はななな事でものなる。		

		の本語いいまで						の収録い及び和正の製料及び食剤作業。 京応 用 実 技	(AIIIO) E110	
		の服命手芸作式の仕上げ作って						②本語い作業作業		
作成工	度中な婦人			大月は上	1		N. V. J. J. 241	⊕ # 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	図、独断及于供服のま	1 # #	₹00 11010	1 年 五 下	*	H	孔の製作に		1,<00	1 4
	ける技能がにお	- 节海学科	(AO) (AO)				おける技能	1 b = = = = = = = = = = = = = = = = = =	(130) 540	
		○8 E 4 立 ○8 E 4 立	140					20	(1110)	
		OO装 服 木 点	(E O)					O 8 8		
		⊕製	The state of the s					2年 門 字 科 6縣 省 大 熨	11HO	
		11 8 15	(<10) (<10)					O OX H 0€	(1 2 0)	
		O…シン族本作票 最 本 実 技	(11 <o)< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th>8x x 98 x x</th><th></th><th></th></o)<>					8x x 98 x x		
		G茶醋麵5作業 G煤寸基本印数						〇個意味及び製図○回往 俳 前 杯		
		⑤用作処理状术作業 ④部分はい状术作業							(1.14 1 O) 1,11114O	
		の仮籍い及び相正の政府法本作業						の) (家具を取体するも) - 係 本 実 技	(E±0) E110	

68 64 65 75 75 86 86 86	発展定式水作	00 00%0 0	0 0 0800 000	_\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		は の の の の の の の の の の の の の	\$000 0 00 000 000 000 000 000 000 000 0	00 00 0 0	#DE0	
の事のの事での事のの事のの事のの事のの事をのは、のののの。 ののののは、のののののは、のののののは、ののののののののののの	18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18.		000 000 000 000 000 000 000 000 000	0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.		(2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4			1300	

の数に招げる行政を付した時間数は、科目の間の〇印を作した項
す。目を除いて訓練を行なう場合における科目ごとの訓練時間数を示
三、名称の観に掲げる研究密場、概念場、観鬼設備、変電設備、
我態在敬儀、材料教験、かた古政教機等については、16一般
吸索制球所又は身体障害者職業制練所においてこれらを必要とす

68

一科目の間の〇印を付した項目は、	憲法	HEI	4.2	25 45 15	442
らみて技能を習得させるために必要	24	100	20 77 120 10 77 120	₹ h.,	これら
の項目を除いて加謀を行なうことが	F- 40	10-20	2 Mile	つ、皇	対な事
の間にはげる抗性を付いた時間数は					
目を除いて訓練を行なう場合におけ	松类	m 1).	ら空	数数	数多派
₩.					

う既にまたせて決論することができる。
11 科目の間の〇印を付した項目は、加速性の年間、職業研究等か
らみて技能を習得させるために必要がある場合において、これら
の項目を除いて加廉を行なうことができるものを示し、加謀時間
の間にねげる行政を付した時間数は、科目の間の〇印を仕した項
目を除いて訓練を行なう場合における科目ごとの訓練時間数を示

」、普通学科の訓練は、必要があるときは、専門学科の訓練を行な
う際におわせて実施することができる。
11 科目の間の〇印を付した項目は、訓練生の年齢、職業肝能等か
このかし 大学のは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これ

	1	***(C)			Ĺ
		① 召工具使用此			l
		②糖酰株本作業			l
		田工門技术所東		14 1	l
		田祖立下表本印实			
		ゆっり込み北木作業			
	19 1 1	の安へ、明生作男は			
		266周寅稼	IIIIO		l
		(家具を取抜するも			
		6)			
		①家具製作作茶			
		0# # E #			-
-		(現具を収集する			
		⊅ €)			ŕ
		G姓氏製作作業			
		のつり込み作業			
	لستنسب			لنبننج	

別族所に退気することができる。別族を別談所文は身体障害者職策関に共通のものとして当該一般職実別謀所文は身体障害者職策以に支配がない限り、これらを当該ご以上の訓試験権についての問題が行なわれる場合は、当該問

包张展[]

	家裏	HE		40 ==	40 ‡	<2 ==	118
	H	表示さ		1×00	1<00	BTKOO	
		16-30∄	1 # #	HI IO	HHO	1'040	
		€ #H	一年度补定	1110	1100	EIO	
.		行な中	9# ≪	0	0		S. 1. 5
		る技能	64 ₹	0	0		
			6 ≈ ₩	0	0		
1			⊕49 E≝	0	and the second		
		4 1	6实用类质		0		
			96年代大贸	0	0	7.4	
I			WR E F F	IIIIO	IIIHO	KKO	
1			○蚕 萬 川 朴 東 理	0	0	4	
			6時以出於國祖	0	00		
	. 1		@魏城正年史	0000	0		
I			Ø≢ #	0			
١			@# # ₹ ₹ ₩	0	0		
1			62 2	0	0		
1			11 15 12	11140	1,1HO	Olibelli	
1			朱宋俊	KOO	140	₩D HAO	
1			の前定及びけがき	0			
1		1	****			1	
1			の上 作 地 木 作素	0		- 1	2.0
1	i		BB 被从本作索	0	0		

恢	1) 646	 ことができ		en en est	T. 47.	 - 22 DE 100	7
•		 	 1		× 1.		
-		7 - 41%					

-	1	8	8-

	Ľ
	٠

		②服飾手芸作波の仕上げ作 次の本紙い作 ぶ		⑤ ??这众孩本作禁 げ茶木作素 ④组立て及び仕上
КНФ	木工品の製		2425	元成め。) (部域製作の事命
117	作及び修理		Κ ⊏	⑥农金属生作款 推
	協における技		高電名ご 空会室	の木工品製作作業 5100
1			<00	(後戌、趙戌、魏
		OH 作 选	100	路、中國大部等 統术部、衛衛木
		(家具工作法、地		に成るもののショ 英語水田祭
		木部工作法、的 具工作法、機械		も必要の十名も
·		相木郎工作法、		め んし込み年業 の)
		中居木肥工作技		(母具製作の場合
		ナるもの) 終のうち必要か		元服め。)
	7.4	②安全第出		
		0x x		因性五十一年三月二十日先衛衛令部七号
		2族本史技	H00	医状態川の11
		②酸碱花水作浆 ②\$\$工具使用法		特別店等訓練課品の養成問題の教科等に関する基準
		②工作基本作業 ②都和オイ作業		- 加球科ごとの教科について最低限必要とする科目は、次の父の一教科
		(免疫、改造、足		井の棚に定めるとおりとする。
		ち必要とするも間、接着等のう		住会科学若しくは自然科学に係る科目、外国高文は体育を追加する 1に定めるもののほか、必要に応じ、普通学科として人文科の
200		e)		ことができる。

- 類球科ごとの標準の調整期間は、次の表の調整問題及び調整時間 の間に庇めるとおりとする。 2 ―に定める訓練期間は、一年を超えて延長することはできない。

111 医患会器

11 英墨蓝宝

朗味得ごとの最低限の訓珠の総特間及び教科ごとの訓練を謂は、失 の表の訓練期間及び訓練時間の観に定めるとおりとする。

宝 数年

- 翻媒件ごとに収低限点数な数値は、次の表の政権の間に定めると おりとする。(確任、以下の式では前時する。)

2 1に定めるもののほか、公共職業訓練施設の設備の基準の額目は、 が陽大臣が別に定めるとおりとする。

五元四	の福田となる技能別球の対象	* =	時間とする。) 独時間(水位は 加熱即間及び調
生產機	会選本社の		台東西亞
港並	正學發展出		11 84
	上名加工皮		展出管理
	び手工具に		양감물
	よる字仕上		11/11/100
	F. 8 . 6	年 四 李 井	1'000
	肌立て及び	①電気工学概論	
	関党並びに	Ø # ★ H #	
	敗計及び製	分 類 器 H 代	
	図におわる	⊕截 整 件	
	世紀	②数棋工作法	
		9E # #	
2 34		OK 全 ■ 生	

		6 ∓ ⊈	
		9 1	
		的 联 被 力 字	
		の政計及び製図	
		24. 本 実 技	1000
		の例定及びけがき	
		埃本作業	
		の手化上げ族大作業	
		电热概准本作款	
		①2附基本作業	
		@研閉床水作業	
	4.0	田田立て佐本作業	
ì		の刃物研門朱木作素	
		89. 概正学史教	
		②安全衛生作業法	
		366 用 尖 枝	
		94 作 作 業	
		6組立て作業	
		空間 整 作 菜	
		@赖 雅 作 菜	
***	電気機器の		馬雷雷
	祖立下、薛		11 #
	是" 医喉窝		5mm
- 1	多 身" 民家		型会官
	上事業がに		B71100
7.4	改計及び製	学 匠 华 本	1000
	図における	O₩ ₩ H ★	
	英語	03 8 H H	
	#-CE	96 B 7 F	

		&= ±	
		御井 井 北 字	
		砂块 球 力 字	
		印度 計及び 製図	
		24 本 実 技	rooo
		の測定及びけがき	1000
		株本作業の計でき	
		の手化上げた木作業	
		D股联战 本 作 菜	
		②切附基本作款	
		の呼音状本作業	
		の祖立て法本作業	
		の刃物は前状本作業	
		田田田工作出版	
		②安全衛生作業法	
		30克 用 尖 趺	
		9H & & #	
		の祖立て作家	
		0 E # E #	
		②数 蕉 作 菜	
		04 4	
e H H H H H H	電気機器の		馬戴斯區
	組立て、棒		11#
	民" 寶獻城		FEE
	多 段、日文		報会臣
	上事業びに		11100
	改計及び製	安 臣 朴 草	1000
	図における	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 	
	技能	92 B H W	
- 1		•	

(13)

(74)

		07	ΣĘ	₩ ÷	× 55	1	1	.
		@#X	He.		**			
		અસ્ટ્રે 8	E :	* :	Z.	dichering and	1	
		9E	# G #	X 段 :	~×		ĺ	Î
		33	24	₹	ا 🛎 د		i	
		*						. 1
		9×	1	7	**			
		6 m	3	۳	54			:
	:	⊕#			<u>w</u>	!	1	-

码性 民 岳 湖

金兔混及 2 東瓜

島送電及び配用 母母 玩 设 里

OP 玩 戴 数

の側定法及び其偽法

9H & H

砂安 全 新 生

の数計及び製図

1'000

20版 本 現 读

①倒定结本作業

の工作技术作業

②按概状 本作 菜

@配線技术作業

の登録及び絶縁旅

◎電気機器器件法

の電域工事能を予察

您究刘工学实验

图 安全配生作業法

① 田兴教的政治·P·秦

9 电效子中压器

の体型及び調整作業

多宏 用 爽 读

本作業

水平葉

S2 53 □ 4

912

3

昭和五十三年九月三十日光陽路令第三十七年

医聚糖二 医 张

突 帐 祭 川

普通誤謀課題の養成訓練の数科やに関する状態

類様科ごとの数件の科目の様単は、次の表の数件の間に定めるとお りとする。

1] 英武芸芸

- 顔球科ごとの観ねの調練期間は、次の表の第一項の調練期間及び 別様時間の間に定めるとおりとする。 ただし、学校教育法による話 **で学校を卒業した若又はこれと同事以上の技能習得能力を有すると** 認められる者(以下この没において「信か少女を変者な」という。) を対象とする訓練を行う場合の訓練科にといいませい。 皮の第二氏の訓練所間及び訓練時間の概に指げるところによること ができる。

2、「に定める訓練期間は、「年を超えて延長することはできない。 川馬雪雪座

湖球科ごとの訓練の総門間及び資料とことの訓練時間の概念は、次の 活 表の第一度の訓練期間及び訓練時間の間に定めるとおりとする。ただ し、高等学校を実在する対象とする訓練を行う場合の訓練科ごとの調 我の総合的及び表示ことの訓練時間の影をは、国民の第二句の訓練問 間及び損球時間の観に掲げるところによることができる。

の間定及び払約作業

0数 卷 形 数

-B F # E

多至 张 张 绿

切理 策 生 疣

岛峰 寒 情 恋

心眼 策 敦 幅

(国際工法及び第上

9安全 衛生

は関丸な物中の

の数計及び製図

20张 本 美 该

①倒定结本作 第

OB既然在本作家

因工作标本作業

@属工店本作業

提 数

O_E

@H

Э±

B#

智慧

新田田田

再数套证

鐵空區

11 #

MOOO

1'000

1'000

朱五位 第四日日四

型件 内线第三次

とおけるま

民 発生

ー 選択行びとに必要な収縮の数をは、次の次の政策の難に定めると

2 「に定めるもののほか、公共職業加謀施設の設備の法律の細目は、 労働大臣が親に張めるとおりとする。

(現代、文は追加胡母科を除き従来と同一につき有略する。)

対策禁川の川

専門訓練課程の発展訓練の数件等に関する指揮 (知住、前文及び沢は、道加朗郎科を終ま従来と同一につき省略する。)

-200-

-201-

- 頂球科ごとの標準の調料期間は、次の表の第一般の調理期間及び 調味時間の棚に定めるとおりとする。ただし、品で学校を実力する対 争とする別様を行なり切合の別様科ごとの世界の別様問問は、同文 の第二国の派廷即即及が加謀時間の関に執げるところによることが \$ 2010°

計目は、 名称することができること。

- 選出行ごとの女件についての似氏形が明とする件には、次の人の

食件の翻に定めるとおりとする。ただし、作道学件(即行件及び真

学士に居るものを殊く。)についての政府政党教とする計士は、 四

20 上にかかわらず、作件の計画については、次に思めるところによ

イ 学校教育法による信仰学校を承集した者父はこれと同事以上の

を対象とする調理(理解科及び支替科に係るものを除く。)を行

なう場合は、次の次の甘油や丹のH目は、有略することができる

学力を存すると思わられる者(以下「は写字技を出去で」という。

謂の目目のうちから水口を含めて智能した三川口とする。

いて次の表の数件の側に関げるが同されの計しに関係する件目を 国界したものを対象として顕成を行なう場合は、対数専門で拝の

守権調錬課品の表現訓練の教科等に関する集中

保守作業

.....** **

(-22)

RH.

⊙≊

(46)

Cur

OK

 Θ H

048 2 揺

GOTE

1 3

@# E #

2 4 3 44

OK H L M #K

金数 张 惠 想

②性 镍 朝 瓦

(国産) 年及び観点

①霞工具使用法

②腹铁坑水作菜

の数十二人といいます

の名字門にします

け花木作家

加速所に退配することができる。

母母四十四年十四 | 四米蜀海年第二十四年

医张松门

*=

あいとないときる。

-- 蒸水炭块

니 글

是 郑

**

* =

题

da a≨.

1,400

E∺O

1100

04

HHO

0

0

0

0

EN IO

0

0

THEO

4 =

11140

140

Ò.

0

0

1100

0

0

 \cap

0

0

PIO

1100

₫ ‡

< E(C)

RIHO)

ILTIKO

30.10

T<∞ NKO

Wat.

連具及

びこれ

ふい西

-1.-

HER

WE. 1

おける

+v(40)

11.310 労働大臣が親に定めるとおりとする。 学校数年初による信託学校を終してなり、記録信託学校にお (建筑、以下では資産の関が形をする。)

- 訓練科ごとの私性限必要とする政権は、次の人の政策の概に定め MAIRCALO 2 「仁定めるもののほか、公共職業刑謀権政の政権の状態の細目は、

門字科の科目を省略したときは、当政方明した科目に係る講練時間

より普通学科の科目を方明したときは、内臓行略した科目に係る調 課時間を思時間及び普通学科の孤独時間から減ずるものとする。 n 上に定める無数時間については、 I no に配めるところにより呼

との私少限の訓練の疑問的女が女件ごとの訓練時間は、同義の第二 限の回鉄財団及び加速時間の難に独げるところによることができる。 2 1の大文に定める別部時間については、「2~に定めるところに

次の犬の坊一段の訓練期間以び削球時間の間に定めるとおりとする。 ただし、 在で学校を表がすを対象 とする加速を行なり場合の調理性ご

10 医紫金属

2 「ここ、これのの別別時間は、必要に応じ、生をこれない期間に張り、 延込することができる。

- 部理付ごとの母が限の問題の思い問及び女付ごとの類似の問題、

るこは上の別様数所についての割束が行なわれる場合は、地技器 **東に交替がない味り、これらを当後こ以上の刺頭は関こっいての** 別はに共通のものとして当政協合戦策列政所文は分体の含蓄政策

うなにおわせて、民族することができる。 三、名称の間に指げる間定式的は、概念は、概念政領、変化政領、 我聴文段館、材料試験機、かたき試験機等については、一の場合 数災刑限所又は身体界許多数災難限所においてこれらをひ渡しす

とが選択と認められる項目を以供的に示すものである。 二 古道字科の訓練は、必要があるときは、専門字科の訓練を行な

羅 ※ ! 健康時間の間の日は、組成館医学度において健康を行なって

	E#				
	⑤──作成本作表	0	0		
	の組立て及び仕上	00	0		
-	げ集本作業		100		
	のつり込ま状本件	0			
	₩.				
	@衛政法本印象	0			
	の文物は解析され		0		
	K				
	の安全衛生内変法	0	0		
	266用安枝	₹IIO	Jillo	ILI EO	
	①家具及び印印製	С	0		
	€£ #				
	の末上品製作作業	0	0		-
	⊝ € # € #	0	0		
	の批析及びつり込	0	0		
	水作業				

OF 传出领 2 4 3 40 <<0 210 **GHARKEEE 电法乘下零米贷** P 3 5 50 作成。婦人で 馬西查言 Fasa 8 x = = ---貨幣の) <u>p</u>i 1 응변 경 살 글 144 馬送公司 三型 全世 の江江株は女が形 N' 2 野空電 wee 経路二 ₹. 5 ...nO0 1,700 **金银法数路接明比** 所及び **51.** 7 の側足比及びは終出 温をご -#2 9 F = THO の化作及び化議会計 おける ⊖∺ ď. **6**5 40.45 9# = **E898 889 88** @× **⊕**# ⊕\$ Đ 2 REO HIOO 64 -- 旅 本 说 肢 @张田外国路 **电影工具规则进** OB の電路の取扱い及 N3 E 6 2 HOO 1 40 び投続北本作業 电翼膜 人 亞 の電気上水は大作気 の生産して人は **四明定块水作款 日本 東 本 ※ 包括式数数数量出** (村代 民間作用及 米巴东 び対策を生をいる。 **@安全衛生作政法** 多块 福 市 縣 20吃 用 頂 技 G型 雄 年 基 电组 柱 所 第 92 8 Z B 11 8 ⅎ -从本张法 K00 **200** の試験的代表び出 ①毁耗从水作款

西北	開催 のななな 関係なな 関係なら 関係なる	* #	時間 (予なで)間間 (予なは)間間 及び類様	時間とする。) 時間をかばは は、年以は は、日間の は、日間に は、日間に は、日間に は、日間に は、日間に は、日間に は、日間に は、日間に は、日間に は、日間に は、日間に は、日間に ま に ま に ま に ま に ま は に ま に ま に ま に ま に			○王仲撰献による○王仲代本 作 次○魏献成 本 作 次
载莱	索魏、		美世世宝	E 255			25女2年5年
#	1. W. V		1 5				寒、子仕上げ作
	X.24		西地雷	阿米哈尼			気谷のうち必要
	SHE.		经营营	2012年			カナなもの)
2.55	裁案ご		1,700	1			②安全制生作業法
	400	1 林 武	1-00	<40			20紀円災技
. "	選本な	一声用作立	1100			-	98 H E K
	82E	⊖# 4					(正作数表による
	程十	69# E					切削及び呼慣作
	B38	Ø≅ #					実、子仕上げ作
	HAY	⊕\$ ₽					数のうち必要と
	华工具	65 ₩					400G)
	行品的	®% E ★ E E		1	時域	HE'	
1	緊策器	9R 8			HH	開発表	
	温味の	20年 三 年 立	11100	1120	±	型数器、 色女套	
-	手出土	①数棋王学大点			* *	その記	
	がにな	OESCH学大店				25H#	
-	ける技	②生统工学大原	4.4		11 212	25E	1 14 *
ļ	磊	②概试工作法				E45	
:	-						一年漫多世
- 1		Ø\$			1	nd and so	O
		Ø\$				交換器	9# ₫
are de la constante de la cons		2.1				C#E	9# =
and the second s		9 ≇ ⊠	⊀ 00	3 40		におけ の体配	68 H
The second secon		11 ¥K ‡K ⊠	⊀ 00	≅ <0		C#E	88 88 98 4 9 5
		- 法未实 技工策 技图	≪ 00	≅ ≺0		におけ の体配	68 H

HIIIO

超来亞語

調整整理

理会書

1.7100

至果豆豆 - 11 蒸光金速 母母田 **ル北〇**

22)

(98)

1.00					
		のほす及び政府状			
		米阳紫			
		の基礎はい作品			
		の部分はい法定作業		-	
		©用布処門从×作業			
		の保護い及び補正	l		٠.
		法本作款			
		①安全衛生作數法	.*		
		①製陶及び政制作業 3.応 用 沢 枝			
		の記録い及び補正の製造との表別行為		**.	
		上報			
		ゆ仕上げ 作素の木質い 作業			
		西班西市 芸作家			
التعدا	KURO		E*55	E*5=	-
	末正品の			た。 記載管室	
#1	単作及び		1 #	. K m	
	体理にお野作及び		世 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	超越時間 大 月	
	単作及び		明 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記	经存储的 机铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁	
	体理にお野作及び		世 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	超越時間 大 月	
	体理にお野作及び	一种圆叶在	1,500 商品區 超數四回 1 年 1 年	经存储的 机铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁	
	体理にお野作及び	D 数 数 计 数 数 计	明 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記	经存储的 机铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁	
	体理にお野作及び	- 哲 逸 学 科	1,500 商品區 超數四回 1 年 1 年	经存储的 机铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁	
	体理にお野作及び	B社 全 会 日本 海 学 科	1,500 商品區 超數四回 1 年 1 年	经存储的 机铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁	
	体理にお野作及び	64 有 全社 会中日 海 学 科	1,500 商品區 超數四回 1 年 1 年	经存储的 机铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁	
	体理にお野作及び	を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	1,500 商品區 超數四回 1 年 1 年	经存储的 机铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁	
	体理にお野作及び	金金 金数 分数 分数 分之 分子 分子 分子 分子 分子 分子 分子	1,500 商品區 超數四回 1 年 1 年	经存储的 机铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁	
	体理にお野作及び	60分 金 金 40分 40分 百 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	1,500 商品區 超數四回 1 年 1 年	经存储的 机铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁	
	体理にお野作及び	後 別 別 の の の の の の の の の の の の の	1,500 商品區 超數四回 1 年 1 年	经存储的 机铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁铁	

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	田生第二字大日	1 1 1 1 1	1
	04 E 3		
	(家具工作法、思		
	は上門法、 以下門は 以下		
	木陽工作法、和		
	着长期HF积,		
	母尾长期日空初		
	移らいも対数カ		
	+45C)		
	6 × ×		
	6 ≥ ₹		
	三架 枝		
	- 港 本 実 技	BIIO	INEC
	电器工具使用法		
	②毁惧法水作 货	1.00	2 - 2 - 3 - 5
	◎ HE★★告款		
	(家具工作、建具		
	工作、教授术部		10 1 March
	H作、高档术册		
	川阳、県周米郎		
	工作作業等のう		
	ち必要とするもの)		
	の親立て及び仕上		
	计技术作数		
	②安全附生作款战		
	26 用 灾 独		
	O第品数存在数		
	の祖立て及び仕上	11.	
1 1	上是 概		1.0

	1			
ж.	24.5	100	111	
~	PW.	•	***	

品等訓練課題の表法訓練の教科等に関する状態

- 胡雉科ごどの数件についての良低限必要とする件目は、次の妻の **数斗の側に定めるとおりとする。なだし、背道字符(無段技術科、** 無線通信計及び衛生核件計に係るものを除く。)についての良成駅 必要とする科中は、同個の科目のうちから体育を含めて遺足した四 ## N+ Nº
- 2 「じかかわらず、守井の井目については、次に定めるところによ ることができる。
- イ 学校教育法による品等学校を承集した者父はこれと同事以上の 学力を行すると認められる者(以下「私学学技术業者や」という。 頃 説師(以下略) を対象とする訓練(無験技術科、無線通信科及び衛生物性科に係 るものを除く。)を行なう場合は、次の表の性道学科の付けは、 作略することができること。
- n 学校教育法による高市学校を承集した方で、当職高市学校にお いて次の次の数件の側に指げる専門字件の件目に相当する样目を 現界したものを対象として訓練を行なう場合は、内臓専門学科の 計目は、省略することができること。

11 馬麗森區

- 訓練科ごとの標準の選集期間は、次の後の第一項の訓練期間及び 訓練時間の個に定めるとおりとする。ただし、高等学校を変れてを 対象とする加速を行なう場合の過程科による関係の調理問題は、同 及の第二類の訓練所向及び訓練時間の概に掛げるところによること おやかゆの
- 2 ~に定める領域期間は、必要に応じ一年をこえない期間に取り、 延長することができる。
- 川、屋架四四

- 調味付ごとの私少限の訓練の総略間及び女件ごとの調味時間は、 次の表の歌一郎の加速問問及び加速時間の間に定めるとおりとする。 ただし、高等学校卒業者等を対象とする訓練を行なう場合の訓練科 ごとの私少限の訓練の総時間及び教科ごとの訓練時間は、同義の哲 二類の訓練的問及び訓練時間の観に超げるところによることができ
- a 1の水文に従わる無味時間については、一8~に定めるところに より作道学科の科目を告めしたときは、当該方路した社団に係る別 採時間を思い間及び作道で打の調理時間から減ずるものとする。
- o こに定める世界時間については、「on に定めるところにより中 門学科の科目をお呼したときは、労政的略した科母に係る訓練時間 を総時間及び専門字井の訓練時間から減するものとする。

馬戴	開発の確保となる。 別球の対	#	田)当年第一十七年年四十十六年第四十十六年三月日 ろは司及の	四、当時 数 と 存 味 数 二 す で 5 5 5 6 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
松 度	滅魔、レ		馬面賣店	英國 夏亞
#	ライス電		11 #	1 #
	\$64E		夏英之豆	馬出金官
	関係によ		母當章	報告官
	的会演其		MEOO	1,200
	#622	1 # =		
	国 H' 医	一粒景彩本	11100	
	阴阳上皮	⊖# ⊄		
	び手工具	9 ₹ €		
	による機	6 €		
	医眼球体	⊕ \$ ₹		

	る技能 げにおけ の手仕上	05 E 年 年 62 E 年 四 50 63 E 年 回 50 66 年	2 00	HKO			裂とするもの) 処理性実すのうち必住とげ、火辺り、熱	- Mary Anna Anna Anna Anna Anna Anna Anna Ann		
The second secon		60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 6			计 工作 概效	及び時代 配線工作 衛、その 対限別談		以及(20) (2) (3) (3) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	三世 三世 三世 三世 三世 三世	
		一流 本 張 跂 二 宋 按 四朝 图 6岁 村 为 今 6月 村 力 李 村	ОĦФ	коо		技能における。なの体明ないは数数	日本 度 サ は の	11100	1.400	
The state of the s		(工作機械によるりの上作体 本作 京の経験 様本 作 京水 水作 東水 小手 東京 東京 東京 東京 東京 東州東及びけがき					BB 2 4 BB BB 2 4 BB BB 8 4 BB BB AB BB			
		現とするもの) 処理作業でのうち必 化上げ、火沼り、動間及び研門を、手					© 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	, 00	H4(O	
	and the second s	(工物费模坛上名)切印工作。 作次次 足 印 张 技。 见实 新 里 铁 技。 见公 新生作教法。 电对场静制基本作教法	The second secon		The second second second second		の御定法及び試験法の間外機器具務部具施設具の電気機器及び配			
		間及び研開作業 手					② 本 本 ③発売など必要が 学			

	1	の記録図点が製図			1	1	1	1 0 %	1	1	. =
		⊖ ∺ ≆						Ø\$ €			99
1		二號 模		ļ.,		1		85 F			1
1 .		- 冻 木 况 技	KEC	1 ×1 C)			◎光三大田与			
		田智工具使用法						OE 5			
		の連絡の収扱い及						₩₽ E + #	B00	11110	İ
		び放送式水作業						82 B B 34	1 200	, m. 10	
1		○五公二年末本印表	***					(服公文化史をたむ)	1		
		田田田田 中田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	-					Ø 年 年 □ 年 ■ 34			
		四部交換器移門共					ļ.	02 X 8 6			1
-	k	妆 些账				ľ		(第二次をからなり)			
		@安全衛生作業法						多数 單 计 下			
		20応用災機						(月月、初風作門及			
		田總 往 作 柰						なな性性をあっている。	*	7 s - 1.	
		95 3 H #						6 × + 10			
		8件 課 注 ⇒						94 2 5 E			
		の状態的作丸が発						OM 图 元 ☆			
		华色 聚						62 X			
		因祖父政功権無行業						◎スタイル情が			
作品	婦人子供							11 5% ##			
E	展のアナ		三百五	FEE				-块 木 災 技	#00	五六〇	
-	イン、数		- H &	11 #				①魏城众水作 说			
	図、京都		宝架范围	基本支 蓋				9年4次十年五			
	及び研製		数器配	理会室				の状態はい作業			
	における	1 # #	4100	#LECO				の部分はいまる作文	1		
	技能	- 新海 乔 本	700					の用作物門は本作さ	u-1		
		9# 4 4	KOO				1	@我歷代本任 第			
- 1		6# #					1	の仮はい及び補止		į	
1							- 1	是 概			

-192-

-193-

		10				
111	V 'S	ريد م	, Ç		7	
	3 2	- 17	ودود	H (-		ľ

100		图 图 全 图 生 作 类 法						一門 四甲六年		
		20配用现线						氏 内部木物工作氏		
		日野区成分をナイン						年出大部上作品なの	1	
		○表页存款						うちぬ飲んするもの		
ì		の食品できま						# #8		-
		92 4 4 4						の数≒減が発展	1	-
		◎本品で作ぎ						11 = #		
		6仕上げ作業	i					-統本策技	K110	₩00
-		巴斯福尔拉尔斯						Opp工具使用法		
								②我就来不不 张		
*H	⊀H:3€		克里克尼	選挙を				の上作業本作業		
#	現所及び		11 8+	1 3				(家以下作、姓其上		
	存取にな		望其本意	馬蘭雷區		-		作、晚候末郎工作、		
	ける技能		母李廷	致含蓝				西西长郎十年、 辛耳		
			NEOO.	1,500	1			太郎一作作来等のう		
		1 * =						ち必要とするもの)		
		一种用野女	11100		1			の祖立て良び仕上	e in the second	
		9#			-		·	万张本作张		
		63 #						@安全部生作業法		
		6 ₩ ₩			1			20克川東坡		-
1		9 ₽ ₫						OB4111111111111111111111111111111111111		
		6 5 ₽					4 1.1	の相立て及び仕上		
		@沢川外田郎				1		25歳	1	
		68 S		-						
		2 4 3 40	EπO	m <o< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th>***************************************</th><th></th></o<>					***************************************	
		B 他與工學概錄								
		0米 上级版								
		9H & #	1						11.	
		(家具工作纸 电具								
and the second										

1 1	高田道の中	法条型器	1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m	1
	ニュアスカ	②银铁从水作果	1.5	
all and a second	ける技能	のこれが大きれ		
and the same of th		BRESEX+ER		
		の安全的化性表的		
		30応 相 実 検		100
		の数質品上の表		
		のは上げ食び間立		
		YEK		-
		ONGERER		
# 32	분호, 유석		3 m	975
*=	医医线套针			≾⊀a
	6524+	-8 E + =	3	E 10
	における良の化物に下			1
and the same of th				1
e er er grandling i på Ska	ಗವಸಾಶವ	95 4 5 4	or control of the con	1
e en en en en en en en en en en en en en	ಗವಸಾಶವ	95 4 - + 95 4 5 4	Company of the compan	1
and the companion of th	ಗವಸಾಶವ	①電気機器及び配③電 ス : 事③電 ス 即 素	The state of the s	1
and the second s	ಗವಸಾಶವ	被名式 ②単分数数枚25 ②単 以 : 本 ③甲 以 : 本	e projekt jede de en en en en en en en en en en en en en	1
	ಗವಸಾಶವ	© 200mmのできます。 今回されなびがから をおえ をおえ のは、200mmので のは、200mmので のは、200mmので のは、200mmので のは、200mmので のは、200mmので のは、200mmので のは、200mmのの のは、200mmの のは、		1
	ಗವಸಾಶವ	のとうないとはまた。 のではないながれる。 のではないながれる。 はなれるとはないと のはくはおないと のは、ス・ドゥックで、ス・ドゥックで、ス・ドゥックで、ス・ドゥックで、ス・ドゥックでは、ス・ドゥッグでは、ス・ドゥックでは、ス・ドゥックでは、ス・ドゥックでは、ス・ドゥッグでは、ス・ドゥックでは、ス・ドゥックでは、ス・ドゥックでは、ス・ドゥックでは、ス・ドゥゥゥックでは、ス・ドゥッグでは、ス・ドゥッグでは、ス・ドゥ・ドゥ・ドゥ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
	ಗವಸಾಶವ	© 20mm x 20mm		1

20城 本 灾 徒

のおじれ他用法

の比較の私状に及

				ð		
나 충돌룡	62 3			62		の家は製作させば
上及び下上	24 本 张 数	•	≅≺O	•		は野門を表
其による機	の間定及びけがき					800日日本日本
機能品の手	3.45数					(は人材)の場合に
年刊をおお	②银铁块水炉架				and production	至40°)
ける技能	8-15-4-6 K				حصابيا	<u> </u>
	9R£5E¥+E#					
	の安全的生化力	!			图的五十年四月五五	四彩墨海龟整十时中
	多路 相 実 棟		100	1	Twell.	

	の家具製作化は健	1 14
4	は野たたれ	
1	のつうはな 日本	
	(は人材中の場合に	
and professional contractions and the contraction of the contraction o	至40°)	
نبنك	 	

び保護技术生業

②内障工作成大陆装

の問定体水内式

の安全制化門表出 m 宏 用 兜 妓

AT SE H =

0章 華 章 片

0 % I & S

金票 福 平 紅

22版 本 現 读

D. 类斑纸 水 作 宽

の味す及び散析は

の地震はいただ

の配合はいま水作業

SHESBEKKER

の数はいれび知出

の安全衛生作業法

ARREST AFF

の政権に及び相正

核本作款

nio = # ×

是螺

长芒縣

作泉村 婦人子趺頂

633 4

耐及び間報 一年 門 歩 井

における技 印教 職 火 原

BE

1150

1,500

140

ROO

1140

1 & 空空雨

		Z	Ē	Œ	**	3	7	3		Ē	G	塞	:2	2	<u></u>	Ģ	يد	1.3	÷	<u>.</u> .	4 1	31	ندا	Š	۴	و ريد	Ó.	
	CI		_	4	H	S	3	5	影	e	¥	=	Ē	21	•	•	æ	S	ţ,	ài,	g,	بإج	3	Ě	÷	N.	٠	1.)
		-3	7	-	٥.										-							٠,						
3		=	Œ																									

- 選挙与ごもに必要な点面の取るは、火の人の説面の間に近めると おりかそる。(理芸、以下の名をは自私する。)

84 增 C F 解

8比上げ下京

6世紀平松 日本

유니 본 병

(家は父は正はわう

もななとするもの)

925 SX SI

の仕様及び間は

(意识以来)各比。)

01條 本 爽 陵

SHEMEN

创建规划化计数

BHERAER

(宋孔文は伊耳のう

の親立て基本作業

の仕上げ及び内袋

田つり込みはような

の安全衛生作業法

20完 川 宋 读

(中は関すり合かさ)

地头色彩

Bio00)

ちの味とするもの)

* =

< #O

1 #0

HEO

niko|

米工件 家具又出場

具の取引に

おける技能・中門本社

AT

92

2 「に泥めるもののほか、公共職を別姓氏はの設備の本事の難目は、 労働大臣が制に定めるとおりとする。

KKI	森哉、ア		马金五至	SEE
	ライス部		' ⇒	₹ 🕿
	PG-E		馬士吉西	再发合理
	機械によ		925	おり
	めや五立		**30	<00
	E65E	-> E + =	MOC	:EC
	是一 专	9歳其上で大点		
	門田山女	のまなしたよる		
·	34-4	3年年17十七日		
	による機	SEE HES		
	開発語句	63 4 E =		
- 1	6-4-	@= =		
	サビスナ	6= = = +		
	る性能	62 2		
		24 米 说 法	400	≅ <○
		の概念ななけるを		
		₹ ₹€₩		
		の数単元十二五		
1		8-24-6		
1		(HF##U405		1.0

医骶线!

単作組織は何の意味の世代の世界の代刊でに関する状態

- 屋梁ホバカの女工の中にの数をは、女の妻の女女の裏に見るなか
- おりとする。 2 上にかかわらず、必要に応じ、社会、体質、数字、物理、化字、
- 実用外間は、国語学の世紀でれの女性を心理することができる。

11 医型管管

- 世界本川から記をの選集専選兵、火の水の路、首の産業本国の最 に流めるとおりとする。ただし、や複数に関による点を作数を発 したお父はこれと国際以上の学力をリナると認められる方(以下 「「森やや女を表わな」という。)とれるとする祖母を行う母かの群 異年ごとの記事の祖朝政団は、同父の称に取の祖祖世団女の祖祖郡 国の暫に選げるところによることができる。
- ジェニンでのなが実際によ、一下を行えてはステジュとよりかい。
- £, N.C CE

				-	•		4.		-	=	=	_			**	. ~~	-	~	3.	-	•	1	٦,	٠,	-	÷	Ε.		· .	٠
•		Z,	Ī	2	Z	-													١.		į.									
	_			3	=	١,	4	S	悪	2	ŝ	3	-	E	2	5	Z,	=	1	÷	S	3	Ž	=	E	ŝ	Ü	ž :	1	
		e	~	C	Ħ	1	S	e	Š	ž	ā	Ξ	3	Ę	2	2	Ξ	S	Œ		į	\$	Ŋ	زبد	2	5	بد	<u>_</u> ×	90	
		2	د	•	E	ř	-	¥	ď	۶.	N	ă.		Ţ.	1	÷	١.	7	Ξ,	نين	-		S	Ċ	S	Ę	3.	- 1	<u>,</u> 2	ı,
		F	Ē	S	ä	Ì	E	ď	ሯ	z	Ź	,	ند	8	F,	Ŧ	4	E	S	Ľ	÷	=	•	Ξ	¥	S	S	1	} {	

	福田の女会		EZEE:	(と発動な言
馬數二	の範囲 となる技能		#72E	ロケナな。) (そななな) 望れな問
数第二	观数 、2.42		₹ ₹	922
	イス製作の			<<0
1	一些数据以	-5 E 6 I		120
4	そうのほれ	98 E - c 3		
	#CSEE	9z =		

数項伝統過速却和の他力は開発調性の数件など関する状態

調味付ごとの食具の件目の質をは、次の食の食具の間に定めるとは

- 『別門にことのないのは、日本の日本の日本の日本の日本日内

24 記載七の気色の機能を含め着し、必要に必じ枚件の中日を引きて、

文は行時したときは、原理期間の二分の一をこえない期間に限り、 調は期間をそれぞれ延長し、又は过解できるものとする。 m 必要に応じ! 作をこえない即間に採り、加速期間を成果すること

- 副型サンとに扱けなければならない説明の数をは、次の人の意識 の限に定めるとおりとする。(間は、以下の次では前時でる。)

n ーに定めるもののほか、公共職業訓詁建造の状态の間目は、労働

及び調練時間の概に定めるとおりとする。(はは、以下の及では内略する)

	理事の対象		835E:	くと言葉で言
馬數二	の範囲となる技能		MASE	ロンナン (そのなり 型質な問
数単二	現職、シル		K E	822
	イス投作の			<=C
	一年数据记	-# E 15 II	•	120
	ようのはエ	8 X - 5 3		
9.1	#65EE	9z =		

型索壓力

2

りかナガ。

25

1 万世期日文と西田の田

できるものか十分·

-	ì	9	4	*****

		とするもの)上げ等のうち必要用なり保育 年一門及び保育 年一門を発による対しまる対しまる 用 現 技・日本を命の)の安全衛生作業法とするもの)	\$00°	V			(B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B)	E00	iii40	
日曜	単ななな の記録 の記録 の記録 の記録 の記録 日間 の記録 正記 別別 別別 別別 別別 別別 別別 別別 別別 記述 別別 記述 記述 記述 記述 に	一种 E 孙 本	八大〇〇 九大〇〇 總郡四 建謀 即回 十 年	本10 (11100 (2) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (4) (5) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7			⑤電気機器移用作業 保守作業⑥試験、検査及び⑤内 線 工 単⑤内 線 工 単			
	る技能を対け、機能の体	②電気機器体理法 協具及び材料 ④電気機器、配線 ③電 対 応 用 ③電 対 工 事 ③重 対 理 論			문석호	ひに は は な で を 数 が の 数 が が が が が が で が で が で が で が で が で が が で が が で が	①数 服 大 源 一年 E 华 年	1100 (100 (100 (100 (100 (100 (100 (100	ト () () () () () () () () () () () () () (
		①法 ②記録図及び製図 ③記電及び製図 ⑤気を を 第 生 の測定及び試験法	To any other manufacture of the state of the				②及 は 知 説 ひま間衛生をいる。 (材料 実験作用及)③説 服 科 学の生命工学大郎			

-												
	1	ł	G ≥ 2 平 11	i.	1	l		;	0 H € 3		1	. 6
			8% 4 2 4	1					(家具・作法、現具			(4)
			62 8						上作法 機械木肥			
			74 4 次 技	₹00	E <0				上作法、切開末報			
	100		①腹椎柱 本門 菜	1	1 30				工作成 电超水器			
			のは十女び食肉は						上作法のうち必要			
			4E#						かんちん)		0.00	
			の状態短い作業						图案 全 萬 他			
			の部分的に北水内奈						OE E			
			の中では四米十十十五			1			92			
	1.4		の収録い及び知正						20城 水 爽 Ц	*00	E <0	
			근목						の第工具使用法			
	4 2		6岁个新生产业法				4		O腺性法术范末			
			m论 川 東 枝	<00	140				0HE##E#			
			の製図なび食用作業						(8% SE SE			
			の奴隷い及び知正	t talent				100	複雑のうち必要			
			≟ #						しょうかの)			
	4, 1, 4		34 45 2 6 表						の祖立て及び仕上			
			8化上げ作業				1 2		げなよ作業			
-			①联络上班作款						のつり込みは大作業			· .
				 				1.5	(は孔製印の場合に			-
	水上科			在英屋匠	FEE				ξν₀。)			
		製作及び		1 #	- ₹ = ₹				@安全衛生作東法			
		存取しお		FEE	百合世界				20応用 東 接	<00	1.40	
	3 - 3	ける技能		2000年	800000		1.		0克森伊龙			
				1,400	<00				の木工品製作作文			
			-9 E Y #	1100	TKO				(家具 龍具 協議		1, 20	1, 1
- 1		5 2 pl 1	少生命上さたさ						TIES, CONTEST		1	1

	が致わするもの)		1
	国つり込み作業		1
	(単一関作の場合に		
	要心。)		-

医喉壁间

応守訓練部科の我成別様の数件等に関する基準

1 80

- 必要とする科目は、同梱の科目のうちから選定した三科目とする。科の馴に定めるとおりとする。ただし、性道学科についての機氏原1 副財科ごとの教科について経後限必要とする科目は、次の表の教
- ることができる。 3 1にかかわらず、 学科の計目については、 大に定めるところによ
- 略することができること。を対象とする別様を行う場合は、次の表の普通学科の科目は、名学力を有すると認められる者(以下「前等学校卒業者等」という。、学校教育法による所等学校を奉集した者又はこれと同事以上の
- 目は、治療することができること。腹部したものを対象とする調査を行う場合は、治験専門学科の科いて次の表別の教科の間にはげる専門学科の科目に相当する科目を、学校教育法による高等学校を承集した名で、治験高等学校にお

11 建聚基蓝

- できる。 の第二項の訓練期間及び訓練時間の棚に指げるところによることが 対象とする訓練を行う場合の訓練科ごとの資本の訓練期間間は、周表訓練時間の観に定めるとおりとする。ただし、高等学校本業者等を 「調練付ごとの概象の訓練期間は、次の表の第一項の訓練期間及び
- 2、1に定める制理期間は、一年を招えて組長することはできない。

川 夏季草屋

- 即の訓練問問及び調味時間の個に掲げるところによることができる。との最低限の訓練の場時間及び食件ごとの訓練時間は、同義の第二ただし、前で守夜牟実者やを対象とする訓練を行う場合の調練性ご次の表の第一度の調練問題及び誤嫌時間の間に定わるとおりとする。調練件ごとの意底既の訓練の範疇問及び投入されれたとの過度既の訓練の場所問題は、
- **雄時間を息時間及び苦道学科の訓練時間から減ずるものとする。より普通学科の科目を省略したときは、当該名略した科目に係る調明・「のべ文に定める訓練時間については、「2~に定めるところに**
- を聴時間及び専門学科の調理時間から減ずるものとする。 門学科の科目を省略したときは、当該省略した科目に係る調練時間。 「に定める調練時間については、「2mに定めるところにより専

豆 海堡

- おりとする。(編徒、以下の表では市略する。)。 訓練 付ごとに段低限必要な数額は、次の表面の概に定めると
- 労働大臣が別に定めるとおりとする。
 っ 「に定めるもののほか、公共職業訓練施政の設備の採集の細目は、

寂寞	類数、ア		智菜是豆	高光管室
工	サイド森		11 8#	1 8
	なのこの		西田宝田	馬松金包
	機械によ		記書田	記念記
	る金銀井		M1100	
	≅65 €	1 # =	4,000	1.400
	号H. 摩	一年 漫 孙 立	1100	A
	附加工及	6∺ 4	.00	J 14
	び手工具	6± E		
	による機	0≅ ⊏		
	東跨远於	⊕ \$€		

る技能がにおけの予化と	8						とするもの) 上げなのうら必要		
	G 数 全 图 全 G 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 证 证 图 数 五 计 注 数 5 元 计 5 数 5 元 4 和 5 元 4 和 5 元 4 和 5 元 4 和 5 元 4 和 5 元 4 和 5 元 4 和 5 元 4 和 5 元 4 和 5 元 4 和 5 元 4 和 5 元 4 和 5 元 4 和 5 元 4 和 5 元 4 和 5 元 4 和 5 元 4 和 5 元 4	<00	KEO		# # # # # #	務を守り留な出りなながら、なるのでなる。またない。またなり、またなり、またいなり、またい、ない、はない、はない。ない、はない。ない、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	- to	高地東部 11 年 高地本 部 21100	で (OO) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A
The state of the s	来来的	OMA	коо			る技能明におけ	(2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		
	上げるのうち必要 内分野内 千仕 (工作機械による切る工作液 水作 奈田)上作液 水作 奈田観視火水 作 森			te e diff the entire principal resolutions de la major esta de la major esta de la major esta de la major esta			(2) 10 日 (3) 20 日 (4) 20 日 (5) 20 日 (6) 20 日 (7) 20 日 (7) 20 日 (8) 20 日 (<00	KEO
and the state of t	明及び研修、不住、「不同機械によるの」 中、 次、 日間機械によるの。 忠、 日、 別、 は、 日、 四、 日、 田、 別、 日、 日、 日、 日、 日、 日、 日、 日、 日、 日、 日、 日、 日、						(B) 在 第 生 (B) 在 第 生 (B) 在 第 生 (B) 在 (B) E) 在 (B) 在 (B) 在 (B) E) 在 (B) 在 (B) 在 (B) 在 (B) E) 在 (B) 在 (B) 在 (B) 在 (B) E) 在 (B) 在 (B) 在 (B) E) 在 (B) 在 (B) E) 在 (B) 在 (B) E) 在 (B) 在 (B) E) 在 (B) E) 在 (B) E) 在 (B) E) 在 (B) E) 在 (B) E) E) E) E) E) E) E) E) E) E) E) E) E)		

		⊖ ∺ ≅			. " .			9£ E		
		11 EX #						€5 F		
		-冼 * 災 徒	× 400	S<0				@张田林田市		
		B 2 工具 使用 法						OE 6		
		の前定核木作法						2 4 3 40	E00	111110
		◎電路の取扱い及						B 雅 路 雅 角		
		び投送状本作家						(解釈文化史を作む)		
		田電気工事任本作業	•					6 全衛工學數領		-
		②花头吸粉碎 即点	MAN TO THE PARTY OF THE PARTY O					O服 数 的 字	-	
		米是锅						(既び今年をおび)	sin particular services and services are services and services and services and services are services and services and services are services and services and services are services and services and services are services and services and services are services and services and services are services and services are services and services and services are services and services are services and services are services and services are services and services are services and services are services and services are services and services are services and ser	1
		@安全所生作素法.						B 被服件字		
		20応用強技						(材料、乾燥管理及		
		田祖 往 仲 東						び被脳を生をいる。)		
		0-£ 3 H ₩						@r + + 2		
		0 × 3 H 3						回代 路 元 点		
		の以続、検査及び						O照 鄉 菜		
		医步星器						图实 全衛 生		
1		由京政政府共 任業						⊕ ¥ ₹		a.da.
							11 4 4 4	白スタイツ相対		
作品			是对意思	至明起臣				二聚 技		
=	層のアナ		11 #	1 %	A				K00	E<0
	47、数		西班拉西	用数室E				の機械法本作業		
1	园、 英型		母書屋	母性医				のほす及び食断形		1
	及び経験		111100	1,400				本作流		
	語数する							の旅館誌い作業		
	技能	-推理等率	1100				100	の部分はい次本作業		
		Θ# 4t						の原稿い及び補正の用布処理な大作業		
		0± ±					1.5	技术庁院		
		6 € ₩	1	1		1		RTCH		1

1		②安全新生作党法						(ダムーかん) 坦山		1
		20年 图 奥 捷	44.0							and the same of th
		の製団女グチナイン						上作法 わ始木田		
		9点 平年 美						一行的 单进术器		
		の名はいなり知出						上がまるうちぬ		
		⋶ ₩				-		寒さするもの)		1
		◎米 畑 3 年 祭						图安全 衛生		
		, 6年日产品素						9= =		
		@眼體手 宾 印 克						の食料なび製図		
	ļ			<u> </u>		: }		11 2		
*	*H=≣€		起來歷歷	高出五百				-埃本策铁	KOO	≅ ≺○
#	製作さい		11 👺	1 5		- 1		O 数工具使用法		
	体制にお		整束基理	馬雷雷區				②脱模技术作 菜		
	ける技能		ある民	2000年2日		-		の上仰状本作業		and the same
			11100	1,400			1	(松桃 5年 時間		
		1 6 5						投資等のうち必要		
1		一节 湖 字 科	1190					シャス・もの)		
		⊖# 44						の削立て及び仕上		
		9 \$ ¤						げな木作業		
		ଡ ≨ (⊱					-	のつり込み状本作		
		⊕ \$ ₹						84		
		Ø₹ #						(単世界的の場合に		
	u.	6天田外田坊						至约。)		
		62 8				-		@安全附生作其法		
		日本山田2	400	≅ 00				20応用災法		
		○ ○ 中 成 日 中 成 は は						田乾 株 作 菜		
		Ø¥ H ∄	No. 1 To S					の木工は製作作業		
ſ .		②末 正 魏 既						(家具 组具 機械		
		⊗ H & ≾						长班、杏唐长 昭、	F ~ i	
4.	 Description 	•			r. 4	- 3				

	年五大部を元成め		
	もののうちはなど		
	+10-5C)	•	
	のつり込み作業		
	(単八関作の場合に		
	至心。)		
<u> </u>		L	

驾驶路力

戦災転換調課課程の協力再開名調理の数付守に関する某事

数並

りとする。別は付ごとの投科の科目の標準は、次の式の投科の欄に定めるとお

11 聖典臣庭

- の難に定めるとおりとする。 - 御録科ごとの信仰の訓練期間は、次の表の訓練期間及び訓練時間
- 2 1に定める別様期間は、一年を超えて延長することはできない。

||| 質素塩度

- の表の加建期間及び訓練時間の間に定めるとおりとする。」「訓練科ごとの訓練の経時間及び批析ごとの訓練時間の概念は、次
- さない。 ~に定める訓練の総時間は、二分の一を組えて国格することはで

克 通行型証券にいて下のなぎ

- 中門学科の訓練は、通信の方法によっても行うことができる。
- の倒線時間の標準のニナバーセンドとする。
 2 1の場合における面接指導のための類談時間の標準は、専門学科

五 敗 郷

(01)

する。(届住、以下の表では影略する。) 1.別隊科ごとに必要な設備は、次の扱の政権の関に定めると知りと 労働大臣が例に定めるとおりとする。3:「足定めるもののほか、公共職策訓練施設の設備の集集の組目は、

数至立	試験、レジ		克莱克
1	イス盤等の	Maria de Carlos	大馬
	工作發展に		RECE
	未不会致料		のなど
	草のお室屋		<00
1 2 4	H、摩斯里	-3 E # ±	1100
	工及び事上		
	具による機	②安全 衛生	
	展認品の中		
	仕上げにお	9≇ ≅	
	ける技能	20据 本 架 技	HOO
		の例定及びけがき	
1		北本 災技	
		の現城法水門業	
		9454×64	
	- :	(工件説被による	
		切削及び研削、	
	A. Carlo	手仕上げなのう	
	ver je sa	も必要とするも	
į		6)	
,		②安全副生作繁选	
		26 用 現 抜	100
		9H & & *	
		(工作機械による	
		切削及び砕削、	
		チ化上げなのう	

		ルダボカナめや	
		6)	
#XH	電灯、電気		5255
F #	连言為經界		3 5
	の名類正常		三宝 世界
	における埃		数字目
	22		001
		-6 E H E	₹ 00
		95 x F 3	
		9H X - =	
		创新公司的、元章	
		およるアエロ	
		の側定法及びは決法	
		0 x 全 章 世	
		の発売される場合	
		OSSESPE	
		60±5 33	
		0. 本 宋 茂	11100
		- BRHSREH	
		の前を集水作業	
		の花様の収扱い及	
		び接続代本作業	
		G \$7\$\$ H \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	
		の安全所生作系出	
		る応用収は	300
		65 2 H =	E 00
		Car 100 tal.	

T			
走載二	は人子供服		馬並至在
	の製図、裏		- X ■ = -
	断及び開製		写发公 官
	における技		22 E
	#2		<00 /
		-a E + =	100
		①戴爾大豆	.00
		02 B = 6	
		、は、ない。	
	a fi #45.1	及び税限制作を	
		2 mg)	1
		9× = = K	
	- 1	の限 節 手 芸	
		◎ 第 会 第 代	
		9 2 Z	
ii i		24 本児は	H00
		①觀觀就 水 木 科 菜	~~
		のは十名とはまま	
		本作家	
	3.5	の状態性に作れ	
			State Kasak
		の部分はい水土作業	
		创用市场严禁士作 某	
		の仮科い及び知正	
		法本作業	
		の安全衛生印度法	
		B R R R X	1100
		の製図式が食事が充	
		の仮籍い及び知点	
		- H	
1			

,

-198-

既刊指導科報告シリーズ案内

- No. 1. 教材研究と授業づくり 昭和56年6月刊 中村謹也、森和夫、森下一期、山崎昌甫
- Na. 3. 職業技術教育の教授法 昭和59年3月刊 森下一期

指導科報告シリーズNQ 2

戦後職業訓練のカリキュラム基準に関する研究

執 筆 者 田 中 萬 年

編集発行 職業訓練大学校指導科

発 行 日 1984年3月30日

連絡先 〒229 相模原市相原1960 TEL 0427-61-2111 (代)

印 刷 勝文堂印刷